

付 属 書 3

NGOによって実施された村落
アセスメントの結果

付属書 3.1 プロウ・ガダン村

コタパンジャン水力発電(PLTA)貯水池プロジェクトによって影響を受けた村々のうちでも、最初に移転が行われたのは、プロウ・ガダン村であった。この村の移転は、1992年8月31日に行われた。こうしたことから、プロウ・ガダン村では、村落共同体の承認を得て、1992年8月31日を、同村の樹立の歴史的な記念日とすることが決定された。

同村は、先駆的な村として指定された。この新村に住民が移転した際には、同村は、572世帯で構成されていた。しかし、1999年には、同村の一部がコト・マスジッド(Koto Masjid)村と命名されて、行政的にはプロウ・ガダン村とは独立した存在となった。その結果、プロウ・ガダン村の人口構成は、400世帯、1347人となった。この人口数は、2002年3月の時点での調査報告に基づくものである。

プロウ・ガダン村は、以下の村々と境界を接している。つまり、北方には水力発電所貯水池南方のムランギ(Merangin)村、西方にはクアラ・ジャヤ(Kuala Jaya)村、東方にはムランギン村が位置している。同村は、行政中心部のバトゥ・ブラスラット(Batu Bersurat)村からは距離的には13キロメートル、時間的には約20分の隔たりにある。プロウ・ガダン村からバンキンナン(Bangkinang)までの距離は、43キロメートルで、およそ35分～40分の時間を要する。プロウ・ガダン村からパカン・バル(Pakan Bar)までの距離は、およそ93キロメートルで、1時間半～2時間の行程である。この間の交通手段としては、「オプレット」(oplet)又は「スーパー・バン」(superban)と呼ばれる乗合バスが利用されている。交通関連の問題としては、「オプレット」と「スーパー・バン」のいずれもが、その頻度が限られているという点にある。

A 再定住

1 移転プロセス

プロウ・ガダン村が先駆的な村として指定されたという事実にもかかわらず、移転時の状況は厳しいものであった。移転には、2日を要した。ある住民が語ったところによれば、彼は、自分の家を探し、決める際に、本当に土地がそこにあることを確かめるために、藪に向けて石を投げてみなければならなかつたという。移転から1週間は、彼等には軍隊が随行し、兵士が時々発砲した。そのため、住民は、非常事態(SOB)であるかのように感じた。各世帯には、それぞれの家財を移転する機会が一回に限り政府により与えられたが、残りの家財については、自らの責任で移転しなければならなかつた。通常、各々の世帯はその後2～3度にわたって、それぞれの家財を運び出さねばならなかつた。移転時においてまず最初に行わなければならなかつたのは、住居周辺の下草を取り除くことであった。電灯が用意されていなかつたために、村全体が真っ暗であった。住民達が電灯を利用できたのは、移転から3日後であった。住民達が新村に移り住んでから7日後に、幾人かの住民は、自ら原野を切り開いて、ゴムの苗木を植え付けた。この植

え付けにかかる費用には、彼等の貯蓄ないしは受け取った補償金の一部が充てられた。彼等は、種苗や化学肥料を購入し、彼らに割り当てられた土地に植林した。これらの住民グループは、その間、自分の努力の成果を享受した。

しかし、移転の過程において、また新村に移り住んでからも、住民達は、政府により無視されているとの感情を抱いた。幾人かの住民の意見によれば、彼等には新村を点検する何らの機会も与えられなかった。移転委員会は、できるだけ早期に旧村を出るように彼等に強いたようだった。その一方で、軍隊の厳重な護衛は、住民にとってはまったくの恐怖であった。実際、移転時には、村人全体が精神的なストレスを感じていた。

2 補 償

(a) 菜園用地

移転委員会によって与えられた補償は、実際に住民の感情を傷付け、また金銭面での損失をもたらした。何人かの住民は、1 平方メートル当たり 30 ルピアしか受け取らなかった。これは、タバコ 3 本分の価額(=100 ルピア)である。もう一つの事実として住民たちが語ったところによれば、再測定のための経費として、彼等が以前に住んでいた村での土地単価に基づき、1 区画当たり 2 万 5000 ルピアがかかったという。何人かの住民の報告によれば、彼等は、国家土地局(BPN)に対して、1 区画当たり 40 万ルピアと、補償金の受け取り後には、30 万ルピアを支払わなければならなかつた。

住民集会の過程で、一人の住民が怒りを込めて、またやり切れないといった様子で報告したところによれば、彼が以前に所有していた 2 ヘクタールの土地は、行政中心部に通ずる幹線道路に接していたという事実にもかかわらず、その土地に対しては 8 万 3000 ルピアしか支払われなかつた。村人全体の見方によれば、移転計画・執行の過程で、補償委員会は確かに多大の利益を得たはずだという。しかし、彼等は、権利を要求して戦うことを恐れていたし、また実際何もできないことを承知していた。何人かの村人は、われわれに対して、次のように尋ねた。『一方的な決定に基づく不公正な補償ケースが再審議され、その結果私たちが蒙った補償の損失額を取り返す何らかの可能性はあるのでしょうか?』

この補償ケースに関して、われわれは、同村において、下記のような内容の書面の資料を入手した。つまり、プロウ・ガダン村の補償の権利について、1994 年 3 月 28 日(月曜日)午後 12 時にバンキナンで開催されたプロウ・ガダン村とカンパル県第 II 区地方政府との間の会合の決議書である。この会合では、以下のように決議された。

「コタパンジャン水力発電所は、47 区画(土地所有関係を示す書面が添付)の土地補償を支払うことに同意した。その支払は、村長を通じて権利所有者に手渡される手筈になっている。当該プロジェクト(地図参照)の対象となる

220 区画に対する土地補償は、1994 年 4 月中旬に支払われる予定である。

- ① 地図に記載されていない 514 区画の土地補償は、1994 年 5 月に支払われる予定である。
- ② プロウ・ガダン南方の孤島状態の 343 区画の土地補償の支払は、1994 年 4 月末まで一時的に停止される。その理由は、カンパル県知事のサレー・ジャシッドが、彼の教育課程を終了するために不在のためである。
- ③ 所有者名が重複しているか、ないしは同一人物が所有者となっている 50 区画の土地補償については、補償委員会によって早急に追跡調査される必要がある。」

前記の決議は、カンパル県第Ⅱ区地方政府の 7 名の担当官によって署名されなければならなかつたが、これに署名したのは、4 名の担当官のみであつた。一方、当該決議は、プロウ・ガダン村落委員会の 17 名の代表によって承認され、署名された。この決議の幾つかが実施されたことは確かである。しかしながら、村人の報告によれば、およそ 300～400 区画に対する補償が、未だに支払われていない。

これらの未解決の事実について、村人たちは再審を期待しているのであるが、それが実現されるのは困難であるというのが、われわれの印象である。その理由は、村落指導者が所有している書面の資料を入手することができないからである。換言すれば、補償委員会は、今回の事例のように後日に請求が起り得ることを予想していなかつたのである。

補償委員会が協力的でないことから、大きな問題が発生している。カンパル県第Ⅰ区及び第Ⅱ区の地方政府としては、将来において請求問題が起り得ることを予測すべきであった。なぜなら、権利と正義に関係しているからである。地方政府は、現在、自らが以前に敷設した地雷の罠に陥っている。

土地所有の現状に関しては、2002 年 4 月 6 日に行われた討論集会に参加した第Ⅲ村の住民の意見によれば、第Ⅱ分類の土地(0.8 ヘクタール)については、未だに政府によって証明書が発行されていない。

前記のようなケースの問題を解決するために、現政府は、前の政府の責任であると主張して安易にこの問題から手を引こうとすべきではない。権利を巡る問題と過去の不正義が、村落共同体を深く傷つけた。そのため、この村の一役人は、村落予算は、村落レベルにおいても、またカンパル県第Ⅱ区レベルにおいても、透明かつ公正であるべきであると述べた。開発政策の策定にあたって、住民が政府に期待しているのは、コタパンジャン水力発電所の移転犠牲者は、二つの州(西スマトラ州とリアウ州)の利益実現のために犠牲を余儀なくされた人々であるという点に考慮を払うことである。

この村人達との協議の過程においてわれわれが強調したのは、住民側で十

分な書面資料を有していないことから、過去の不正義の再審は、複雑化せざるを得ず、したがって極めて困難でさえあるという点である。住民達がやつと自覚したのは、自分たちの権利のためには、事実関係を書面で残しておくことが極めて重要であるという点である。

村人たちの一部は、彼等が、請求の初期段階において、(当時の状況下では)事実関係を書面で提出することができなかったことは、彼らの失策であったと認めた。土地と区画をめぐっての未解決の補償に関わる資料については、本件自体が過去8年間にわたって発生してきていることから、資料の再収集を行うことにより入手することが可能である。住民側で合法的な資料を保有する限りにおいては、村役人は、第II区地方政府との協議を試みるべきであり、また国家土地局(BPN)は、第II分類の土地に対する証明書の発行を優先的に行うべきである。

これにより、補償問題に責任を有する政府機関に対するこれまでの失望感が癒されることになるであろう。

(b) ゴム農園

住民の大多数は、ゴムの木に対する補償が少ないことに深く傷つけられた。住民によれば、ゴムの木の補償基準は、明確には定められていなかった。生産木(TM)と非生産木(TBM)の定義については、補償委員会とゴムの木の所有者との間で何らの合意もなかった。ゴムの木の大多数に対しては、一本当たり1500ルピアしか受け取れなかつたことから、住民の落胆は大きかつた。その訳は、生産木(TM)の大多数が、非生産木(TBM)に分類されたためであつた。住民には、補償一覧表に記載されていた通りに4700ルピアが支払われるべきであった。住民たちが新しい土地に移転した際に、彼等は、契約業者によりゴムの若木が植え付けられていたのは一部の土地のみであることに気が付いた。ゴムの木の多くは道路脇に置かれ、またその他の幾分かは、沼地に束ねられていた。

補償の決定の期間、次いでその支払いの期間において、住民側としては不満を抱いたのであるが、どうすることもできなかつた。討議集会が開催された際に、日本側から支払われるべき金額は、どの程度であったのかについて質問が提起された。

住民たちは、現在、道路の寸断状態に起因する問題に直面しており、これが、ゴム製品の販売のための輸送を制約している。住民たちが政府に期待しているのは、道路を改修し、村から都市まで接続することである。

もう一つの問題は生計手段となり得る何らの就業分野も有しない住民が、およそ100世帯存しております、彼等の多くは、(ゴム)生産農家となるだけの技能しか有していないという点である。これらの住民が政府に期待しているのは、この問題に責任を持ち、未だ生産状態にまで至っていないゴムの木の育

成資金を割り当てることである。住民によれば、過去において政府からゴムの種苗が配布されたのであるが、その多くは枯死してしまった。植林資金もまた、定期的に投入された。このような資金が無責任な契約業者に与えられる代わりに、住民に直接供与され、住民自身が樹木管理に携わることができていたのであれば、このような問題は発生しなかつたであろう。住民達によればゴムの苗木の植付けは、多くの契約業者にとって利益を得る機会となつた。新規世帯のためには、新たに原野が開墾され、また彼等用の家屋が新築されるという政策が、政府により講じられるものと期待された。この期待の対象となったのは、ビガン(Bigan)における既存の 1 万ヘクタールの「ウラヤット」地であった。もしも政策決定者、つまりカンパル県第 2 区地方政府が、この点を考慮に入れることに同意していたならば、政府と地方社会一特に地方(村落)機関、伝統的指導者及び新規世帯一によって計画が策定されていたはずである。

(c) 住 居

複数の村で開催されたいづれの会合においても、共通の住民不満を耳にしたが、それは彼等に供与された住居の状態の悪さに対する不満である。プロウ・ガダン村での討論でもまた、類似の不満が表明された。住民たちは、住居には何らの基礎工事も施されていないことに不満を述べた。ある住民は、彼の以前の住居は 8.5×15 平方メートルであったのであるが、これに対する補償は 1600 万ルピアであったと語った。また、もう一人の住民は、彼の以前の住居(8×10 平方メートル)に対しては 800 万ルピアが支払われたと述べた。一部の住居は美しく改築されたようだが、収入が限られている住民の家屋は、依然として元のままである。以上のようなケースへの対策として、住民によって提案されているのが、社会的生活再建資金の配分である。住民の一部は、この資金を利用して、家屋の改築を行うことができよう。

(d) 金 錢

一部の住民の見方によれば、彼等が受け取った補償は、金額の点では高額であった。しかし、それを経済率と比べてみると、余りにも少額であるというのが、別の住民の見方である。確かに、住民の一部は、補償金を直接に利用して、彼等の熟知しているビジネス部門、すなわち農業部門のビジネスを経営してきている。しかし、不幸にして、住民のうちには、金額の多さに驚いて、補償金を浪費してしまった人々もいる。彼等の生活様式は一変してしまい、彼らはクオク(Kuok)に食べ物を買出しに行くためだけの交通費として 2000 ルピアを支出することさえ厭わないのである。

3 公共施設

(a) 墓 地

住民によれば、すべての墓地ごとに 7 万 5000 ルピアの補償金が支払われ

るというのが、政府約束であった。しかし、実際にはそうではなかった。幾人かの住民の場合には、墓地への補償は未だになされていないのであって、そのために彼等は、大きな心理的打撃を受けている。

一族の葬儀には、彼等にとって無視することのできない情緒的価値が含まれているが故に、このような事例が再発することがあってはならないというのが、住民の願いである。ラマダンとイドル・フィトリの際には、彼等は、墓地を訪れ、清掃し、花を供えるのが習わしである。このような行動は、彼等の宗教儀式及び伝統と一体をなすものと考えられている。

(b) 集会ホール

集会所の建物は、良好な状態にあり、伝統的儀式を催すのに十分な広さもある。この建物は、行政中心部に連なる幹線道路脇に位置しているため、住民達の定期的な伝統行事の挙行という点で、社会活動の中心としての極めて重要な役割を果たしている。

(c) 教育施設

下記の表には、従前の村において存続していた教育施設と比較した、現在の村での教育施設が示されている。

旧村	新村
2 カ村について 3 小学校	1 小学校
1999 年に建立されたイスラム中学校	1 イスラム中学校
1 中学校	1 公立中学校
1 高等学校	1 私立高等学校
1 幼稚園	1 幼稚園

教育インフラの整備という点では、満足な施設増が見られる。その上、大学卒業生が増加したため、高等教育を受けた人材が大幅に増えている。これらの点での状況は、従前の村と比べて改善されている。従前には大学卒業生は一人もいなかったのであるが、現在では 16 人の卒業生と 4 人の講師—育児大学講師 1 人、リアウ・イスラム大学講師 1 人、技術大学講師 2 人—を輩出している。目下、大学には 10 人の学生が就学しているムシルに 1 人、ジャカルタに 2 人、バンドン工科大学(ITB)に 1 人で、その他はプカンバルとバンキナンで学んでいる。

しかしながら、村人たちは、この村の教育施設・福利に対して、関係政府機関により一段の配慮がなされるよう期待している。とりわけ私立高等学校(SMUS)においては、教科書、書籍、図書館などの教育・学習設備が未だに不足しているため、この点での配慮がなされるべきであるとしている。目下のところ、SMUS の教育活動は、未だに小学校(MDA)の校舎を利用して行われて

いる。住民たちの誇りとなっているのは、教師の大多数が、同村、つまりプロウ・ガダン村出身であるという点である。

イスラム中学校は、自らの校舎を有しており、11人の教師を擁している。しかし、イスラム中学校の場合には、教師の俸給と福利の点での問題を抱えている。教師の俸給月額は、およそ1万5000～4万5000ルピアである。この俸給の原資は、生徒の月謝一生徒一人当たり8500ルピアである。イスラム中学校の学級編成は、第1学年2クラス、第2学年1クラス、第3学年1クラスである。

特にプロウ・ガダン村における人材の質の向上を図る目的で、教育振興のための助成措置が関連技術機関により講じられる必要がある。標準的な教育設備が、政府機関により提供されることが期待されている。学校の地位を私立から公立に変更する提案が、一人の教師によりなされたのであるが、この問題は、それほど単純なものではなく、学校自体に対する信用評価の結果にかかる事柄であるというのが、われわれの行った助言であった。

(d) 電 気

この村での電気の敷設は、無償で行われた。村人たちは、この村への移転日、つまり1992年9月3日からわずか3日後にディーゼル発電の電灯を提供された。当時、電気は、夜間のみで、昼間は提供されなかった。1997年以降は、水力発電所又は水力を用いた電気が提供されることとなった。

住民たちによれば、ディーゼル発電の際には供給停止というような事態はほとんどなかつたのであるが、水力エネルギーを利用するようになってからは、しばしば停電に見舞われるという。水力発電所プロジェクトによって影響を受ける村落共同体に対しては、5メガワットの電力を提供するというのが、過去における政府約束であった。

電力不足問題に深く関係しているのが、電気の供給による冷蔵庫、炊飯器、揚水ポンプ、アイロン、ビデオ、テレビ、扇風機などの電気製品に対する需要の増加である。このような電気製品を利用するのであれば、世帯当たり450ワットの容量では不十分であることが明らかとなった。

1世帯当たり平均電灯使用量は、25～40ワットである。村人たちが接続電線を安全に使用し、また電力料金が大幅に増えても狼狽しないように、彼等に対して、いかに効率的、かつ適正に電力を使用するかについての指導を行う必要がある。

B 所得創出

1 ゴ ム

プロウ・ガダン村におけるゴム農園は、二つの地域に分かれている。第I農園の植え付けは、政府(農業省)により契約業者を通じて行われた。第I農園の広さ

は、333 世帯向け 333 ヘクタールである。第Ⅱ農園の広さも、333 世帯向け 333 ヘクタールである。政府は 2000 年 10 月にゴムの苗木を植え付けると約束した。

政府約束によれば、各々の世帯には 2 ヘクタールの土地が与えられるというのであるが、この約束は、実現されていない。67 新規世帯が加わることにより住民人口が増えているにもかかわらず、農地には限りがあるため、住民は新たな生活用地を見つけ出すことは困難であると感じている。

住民達との会合と討議に基づいて一般論として言えるのは、既存世帯が利用できる土地と 67 新規世帯のための新たな土地について、住民たちは、幾つかのジレンマに直面している。もう一つの問題は、住民には、2 ヘクタールの広さの土地が完全には与えられなかつたという点である。その理由は、この地域の一部は、岩が多いか、ないしは沼地であることから、農耕が不可能であるためである。その上、第Ⅱ農園の土地所有証明書が発行されていなかつたのである。

この問題を解決するために、村長は、関係機関に対して書面の要望書を提出して、世帯当たりの土地が完全に 2 ヘクタールの広さになるように追加の土地を与えること、また 67 新規世帯のためにも追加の土地を用意すること、さらに第Ⅱ農園の証明書を発行することを要求した。しかし、この報告書の作成の時点までにおいては、関係機関からは何らの回答も寄せられてきていない。

政府は、農耕に適さない岩の多い土地に代えて、新規の農園を提供すべきである。沼地については、政府は、運河ないしは灌漑路などの排水施設を用意すべきである。

2 苗木の植え付け

プロウ・ガダン村は、コタパンジャン水力発電所プロジェクトにおいて先駆的な村であった。移転に先立つて、各々の世帯ごとに 2 ヘクタールのゴム農園が与えられると、移転委員会により約束された。植え付け後 2 年のゴムの木が生い茂った農園が与えられるというのが、約束内容であった。しかし、実際には、農園の一部においてしかゴムの木は植え付けられていなかつた。その結果、3 年間の生活支援資金が停止された時、ゴム農園には生産条件が整っていないために住民たちは、生活していくのが困難な状況に陥つた。主要な生計源、つまりゴムの苗木が満足に植え付けられていなかつたのであり、しかもゴムの苗木が植え付けられていたのは、第Ⅰ農園(1 世帯当たり 1 ヘクタール)においてのみであつた。

住民達からの情報によれば、最初の植え付けの際には、苗木と化学肥料が、道路脇ないしは沼地の中、さらには谷間にも散らばつてゐた。そのため、この第 1 期の植え付けは、不成功であったと見なされた。

植え付け状態の悪さのために、農民達は、種苗業者を利用して、自らの資金を用いて苗木の手入れをするか、ないしは自ら再植林を行うことを余儀なくされた。住民の土地の生産性が、1 ヘクタール当たり平均 12~25 キログラムであり、1 キログラム当たり 1800 ルピアの収入があれば、彼等は、通常、基本的な

日常生活費を貯うことができる。

2000年10月には、第II農園(各世帯当たり 0.8 ヘクタールの所有)において、ゴムの木の植え付けのための下草刈りが、農民自身の直接管理の下に実施された。その際になされた決議は、植え付けの時から3年の間の農場管理費は、政府がこれを全面負担するべきであるとの趣旨であった。この点での応急措置は、以下のような形で講じられた。

(1)

① 住民には、下記の作業に対して総額106万ルピアが、現金で支給された。

*土地整備	50万ルピア
*土盛り	10万ルピア
*区画割り	13万5000ルピア
*植え付け	12万5000ルピア
*化学肥料/除草	15万ルピア
*苗木の搬送	5万ルピア

② 設備・材料の形で、下記の資機材が供与された。

*手動噴霧機	1グループあたり2ユニット
*苗木	1ヘクタール当たり476本(ポリ容器入り)
*化学肥料 SP36	50キログラム
*化学肥料	20キログラム入り1袋
*殺虫剤(ポラリス)	2リットル
*殺虫剤(ラウンド・アップ)	1リットル
*殺虫剤(タッチ・ダウン)	3.5リットル
*除草剤(キュレイター)	1キログラム
*除草剤(ベイフォラン)	2キログラム

(2) 2年度資金は、以下のような形で支給された。

① 下記の事項に関して、1ヘクタール当たり53万ルピアの現金が支給された。

*圃場の維持管理	15万ルピア
*下草刈り	10万ルピア
*化学肥料	10万ルピア
*雑草管理	5万ルピア
*剪定	5万ルピア
*HPT管理	5万ルピア
*苗木保護	3万ルピア

② 下記の設備と資材が提供された。

*ハイブリッド・ゴム苗木	50株
*化学肥料	20キログラム入り5袋

*殺虫剤(バスミラン)	2 リットル
*殺虫剤(タッチ・ダウン)	2.8 リットル(2.5 リットルまで追加)
*猪用毒薬	1 グループ当たり 2 キログラム
*猪用罠/網	1 グループ当たり 2 キログラム
*除草剤(LCC)	1 ヘクタール当たり 2.5 キログラム(除草経費 7500 ルピア)

(3) ゴムの樹齢が 2 年未満であったので、政府は、3 年度のための資金も保有していた。

管 理

政府と村落共同体との間の決議に基づいて、ゴム農園の管理は、村落共同体の監督の元に置かれた。調整を容易にするために、農民は、19 グループに分けられた。各々のグループは、24~43 世帯で構成され、すべてのグループが、「農民グループ連合」(GAPOKTAN) の下に統合された。。

グループ活動が行われたのは、補助金の配分の際のみであった。われわれが、農民に対して、どのグループに所属するのかと尋ねたとき、彼は知らないと答えた。この一件は、構成農民の認識度を反映している。彼等は、農業ビジネスの点で、グループに参加することの利点を認識できていないようだ。このような状況を考えると、各グループは、構成農民の認識のないままに強制的に設立されたものと思われる。よって、農民たちが自立するためには、彼等に訓練・指導活動を提供する必要がある。

維 持

農園は、資金、化学肥料、殺虫剤が不足し、シロアリと菌類を駆除できないいため、良好な状態にない。このような状態は、低所得世帯に見られる。

維持状態の悪さは収穫時期を遅らせ、農園経営の失敗の度合いを高め、やがては農園を訪れる関心も失わせる。

政府は、ゴムの木が収穫可能になるまでの間、生活支援と農園維持支援を提供するという約束を守ることにより、この問題に対処する緊急の措置を講ずる必要がある。

3 耕地(0.4 ヘクタールの土地)

他の村々と異なり、プロウ・ガダン村では、耕作地は、各世帯当たり 0.5 ヘクタールの土地と共に、一括して分配されている。一般には、この土地には、ココナツ、ビンロウ、ゴムなどの種々の作物、ドリアン、ランブータン、マンゴー、バナナ、ミカンなどの果樹が植えられ、さらには養魚池としても利用されている。

総体的には、ミカン農園を除けば、作物栽培には何ら問題はない。ミカン農園の場合には、果樹の多くが、すでに生産力を失い、また維持管理も十分ではない。

い。この問題の解決策は、経済的価値の高い作物の植え付け計画によりリハビリ措置を講ずることである。

4 漁業と家畜

(a) 漁業

漁業ビジネスとして、住民たちは、養魚池を管理している。住民の大多数は、自宅近くに養魚池を有している。養魚池の総面積は、17 ヘクタールである。住民の資本不足と限られた水供給のために、養魚池の多くでは、管理状態は良くなく、従って生産力は乏しい。管理状態が良好で、漁業生産性が高いのは、全体のうちの 14% にすぎない。

河川が氾濫する雨季には、養魚池は、満水状態となる。しかし、乾季には、水供給の確保が難しい。

この問題の解決のために、政府により、地域開発回転資金(PPK)が提供された。しかし、この目的で供給された資金は少額であったために、その恩恵を受けたのは、ほんの一握りの住民であった。住民たちが期待しているのは、資本支援である。

自然の状態に抗して生活していくためには、河川機能と水供給の安定化を図ることが不可欠である。

養魚池漁業の可能性のほかに、コタパンジャン水力発電所貯水池にはまた、漁獲の可能性がある。住民との討議の過程で、貯水池での漁業に携わっていた住民の間からは、貯水池では経済的価値の高い魚種が多くかったとの意見が出された。十分な漁獲量が得られないのは、漁網が限られているためである。生活を向上させるための手段として住民の期待が大きいのは、漁業のための運転資本の確保である。

(b) 家畜

プロウ・ガダン村では、牧草がないために、家畜ビジネス、特に畜牛と水牛の牧場経営という点では可能性の余地がない。しかし、住民たちの意見では、ヤギ、鶏、アヒルの飼育には適している。

5 その他の可能性

プロウ・ガダン村には、5 ヘクタールの試験農場があり、そこには 3 棟の恒久的建物があり、また農場の周辺はフェンスで仕切られている。この土地は、行政的には農業省の所有である。しかし、この土地は、管理されずに放置されたままである。

フィールド調査と村落共同体の報告書によれば、このような事態の改善策は、関係機関、特にリアウ州政府第 1 農園局が、この土地と建物の利用権を村人の管理に委ねることである。この建物は、農民グループ(GAPOTKAN)の協同組合の事務局用として利用することができよう。村人たちが期待しているのは、この土地と建物が、青年層—その多くは、失業状態のままである—の生産活動などの展開の

場として用いられることにより、村落の収入源となり得るのではないかという点である。

C 水 供 給

1 給 水

プロウ・ガダン村の水供給は、二つの水源、つまりシラム(Silam)川と自然水源である泉に頼っている。シラム川は、同村の東方に位置している。この場所には、揚水ポンプが備え付けられているが、このポンプは、もはや機能していない。泉は、ゴム農園の北方地域の第Ⅰ村に位置している。ここで得られる用水は、村落共同体の日常的な水需要を賄っていた。

プロジェクト開始後構想された井戸が機能しないために、第Ⅰ村の村民は、水浴びと洗濯のためにシラム川を利用している。

前記の水源のほかに、二つの小さな泉がある。第Ⅰ村では、個々にポリ塩化ビニル製のパイプを備え付けることにより、これらの水源を利用している。泉から流れ出る水は、 $120 \times 80 \times 100$ センチメートルの大きさの 6 個の容器に注ぎ込まれる。これらの 6 個の容器は、個人とグループのいずれかの所有である。これらの容器の設置場所は、第Ⅰ村と第Ⅱ村である。容器はそれぞれ 5~8 世帯に水を供給することができる。この給水システムは、その他の代替的な水供給方法よりも有用である。

第Ⅲ村と第Ⅳ村では、清潔な水の供給の確保のために、9 メートルの深さまで井戸を掘らねばならなかった。もう一つの方法は、PPK 資金を利用した容器集水方法である。

第Ⅰ村及び第Ⅱ村と同様に、第Ⅳ村もまた、PPK 資金を用いて、泉の水を容器にひこうとした。しかし、不運なことに、距離がありすぎるために、泉よりも高い場所にある容器に導水することができなかつた。泉の水の潜在的な利用可能性が大きいことから、取水ダムは、前記の二つの泉に建設される必要があった。長期的な水供給の確保という観点からは、特に乾季における水供給の不足の解決策としては、インフラ建設、導水計画及びモニタリングを含めて、流水システムを改善し、また揚水ポンプを整備することが緊要である。

2 清潔な水の供給

フィールド調査の結果によれば、プロジェクト契約業者によって掘られた井戸は、1992 年初頭以来、使用不能の状態である。各々の井戸は、4 世帯に給水することが予定されていた。これらの井戸は、以下のような状態で掘られた。
①深さはわずか 2 メートルである。
②設置場所が不規則である。
③第Ⅰ村と第Ⅱ村の水の色の具合から、飲用/消費用としては安全ではない。
④第Ⅲ村と第Ⅳ村は、丘陵地帯に位置しているため、2 メートルの深さでは水が得られない。
⑤井戸までの距離が遠すぎる(150 メートル以上)。

揚水ポンプ

揚水ポンプ(ドンテン社製、型式 3110 式、重量 695 キログラム、通し番号 9200183、等級 45PS、運転速度 1500RPM)については、破損状態がひどかった。シラム川に設置された屋内ポンプ(ディーゼル発電施設の入り口部分)の状態は、現在でも良好である。4×4×2.5 メートルの容量を有する水容器の建設状態は、今日でも良好であるが、この水容器は、何ら機能していない。その理由は、(太陽エネルギー源での)運転経費が高すぎるのと、破損した際にスペア・パーツを入手することが困難なためである。もう一つの問題は、水量の少なさである。河川の状態は、普段は浅いのであるが、雨が降れば洪水状態となる。洪水のたびごとに、養殖漁業に携わる住民が被害を受ける。

貯水堰

貯水堰は、2001 年に建設された。この堰は、セメント製で、3×3×2 メートルの大きさである。第 I 村と第IV村に、二つのユニットが設けられている。これらは、PPK と PAB プログラムの資金で作られた。これらの堰の状態は、今日でも良好であるが、実際には使用されていない。これは、次のような事情に起因している。①貯水堰への流入水が少ないと、②水源と貯水堰とを連結するパイプがないこと、③給水サービス・パイプ(取水/配水パイプ)がないこと。

パイプ網

揚水ポンプから貯水堰、さらに配水網から給水栓に至る幹線パイプ(直径 2 インチ、ビニロン社製)は、今日では機能しておらず、その敷設場所でさえも識別できない。

第 I 村には配水網が敷設されているにもかかわらず、そこには導水されていない。その理由は、この村が、水源よりも高い場所に位置しているためである。そのため、水容器に導かれるはずの水が、道路脇を流れている。

給水栓

給水栓は、プロジェクト契約業者によって建設された。当初の計画では、1 ユニットで 6 世帯に給水できるはずであった。これらの給水栓は、1993~94 年に建設された。しかし、これらの給水栓のいずれも、期待されたような状態はない。それらのうちの幾つかは、井戸の覆いとして用いられている。

取水ダム

取水ダムは、第 I 村の北方に位置している。このダムは、今日でも十分に機能している。しかし、連結部分の一部については村落機関により十分な配慮が払われる必要がある。また、豪雨の際には、ダム決壊の恐れもある。

3 衛生設備

総じて言えば、プロウ・ガダン村の衛生設備の状態は、良好なものではない。その理由は、住民たちは、水浴、洗濯、便所(MCK)のための用水として、未だに河川水を利用しているからである。特に第 I 村での住民の生活環境は良くない。

この衛生設備問題に対しては供給源に近接して清潔な MCK を用意するなど、地方政府機関により十分な配慮が払われる必要がある。

付属書 3.2 コト・マスジッド村

A 再定住

1 移転プロセス

住民の移転プロセスは、プロウ・ガダン村の住民の場合と基本的に同じである。旧村と新村の距離は、およそ 6 キロメートルである。移転は、1992 年 8 月 29 日に行われた。移転当時には、この村は、旧村名のプロウ・ゴドン村の名で呼ばれていた。旧村は、三つの小部落で構成され、それぞれにコト・マスジッド、カンブン・バル、コタパンジャンの名で呼ばれていた。移転後には、小部落は、それに A ブロック、B ブロック、C ブロックと称された。このうち、A ブロックの 259 世帯の住民が分離して、コト・マスジッド村を形成することとなったのである。

残りの二つの小部落、つまりカンブン・バル(B ブロック)とパンチュラン・ガディン(C ブロック)は、現在も、プロウ・ガダン村に属している。コト・マスジッド村の分離は、1998 年に始まった。この分離の背景には、村政府が、小部落の状態と住民ニーズに十分な配慮を払っていないという事情があった。コト・マスジッド村は、同村がコタパンジャンの小部落に建設される水力発電所ダムの開発の中心地になるという理由のため、最初に移転した。当初、住民の大多数は、新たな場所への移転に反対した。これは、プロウ・ガダンは、太古より今日まで彼等の祖先の居所となってきたのであり、そのような状態が維持されるべきであるという理由からであった。しかし、その後、住民は、国家の大儀のために、彼等の愛する村を立ち去ることに応じた。

住民は、様々な考慮から立ち退きに応じたのであって、その理由は一様ではない。ある者の移転動機は、今後はより良い生活が与えられるとの約束を信じたためであった。ある者は、政府により十分な補償が与えられると考えたためであった。また、ある者は、移転以外に何らの選択の余地もなかつたため、移転に応じることを余儀なくされた。もし移転に応じなければ、彼等の住居は、水没せられるだけであり、将来の生活のための何らの補償も得られなかつたであろう。

移転後に生活が悪化した住民の一部は、生活・住居事情、道路修理、ゴムの木の収穫期(5~6 年後)までのコスト、日常的に必要な清潔な水の確保などの面での政府支援を期待している。これに加えて、政府は、住民のために雇用機会を提供する必要がある。

2 補 償

コタパンジャン水力発電プロジェクトの建設補償の対象となるのは、家屋、土地の入手可能性、生計手段の提供といった面である。

(a) 家屋の建設

すべての家屋は、補償対象として供与され、板材とトタン屋根で作られて

いる。資金的にゆとりのある住民は、自宅を徐々に改修することができる。家屋の改築/改修の資金源は、補償金、さらには養魚池やその他のビジネスの収益である。一般的には、コト・マスジッド村の家屋は、その他の村々の家屋と比べて、恒久性の度合いが高い。比較的に高い場所にある家屋の場合には、浅い井戸では水が得られにくい。そのため、彼等は、飲料水のニーズを満たす上では、清潔な水源を有する隣人に頼らざるを得ない。他方において、水浴、洗濯、排泄のためには、彼等は、移転地からは 500 メートルほど離れたところに位置する川を利用している。

(b) 土 地

立ち退き補償として給与された土地面積は、およそ 518 ヘクタールである。各世帯には、宅地と庭地(0.1 ヘクタール)、耕地(0.4 ヘクタール)、ゴム農園(2 ヘクタール)が与えられた。一般には、耕地と宅地が一体となっており、そのため 1 世帯平均で約 0.5 ヘクタールの宅地(庭地)が与えられるとした。こうしたことから、庭地や農地においては、家畜(所有している場合)の飼育、養魚池の建設、作物の栽培などの生産的ビジネスを営む可能性が生まれている。しかし、現状では、庭地は、住民により最適に利用されているような状態ではない。一般には、住民たちは、庭地において自家消費用の果実を植え付け/栽培しているのが実状である。

(c) 金 錢

補償対象となる住民資産のうちには、宅地(畑、田地、養魚池、庭地を含む)と作物が含まれている。住民の見方では、補償価額は、依然として標準を下回っている。しかしながら、この点については、それを裏付ける書面の証拠がないことを住民も認めている。政府によって再考慮されるべき幾つかの事柄のうちの一つに、ゴム農園は、植え付けからまだ 2 年しか経過していないという問題がある。住民の見解では、もしも取り決め通りに事が運ばれていたのであれば、1992 年の第 I 段階でゴムの植え付けが成功裡に実施されていたはずであった。植樹の多くが、プロジェクト管理者による資金操作のために、不成功のままに終わってしまっている。

今日までのところ、住民は、種々の仕事に携わることにより生計を得ている。住民が金銭の獲得のために行っているいずれの種類の仕事も、生活していくためのものである。ゴム農園労働者、池掘り人、レンガ工、建設労働者などがそれである。また住民一般は、未だに幾つかの問題への対処を迫られている。例えば、清潔な水の入手難、経済機会と雇用機会を得ることの困難といった問題である。

2 生活手当

一覧表に記載されている全住民に対しては、所定の生活手当が支給される。新規の世帯主については、かかる手当は、彼等の元々の家族(両親)のうちに組み

込まれている。生活手当は、2年間支給される。生活手当のうちには、米、塩漬魚、灯油、食用油、落花生、調理用壺、丸木舟、鍋釜、スプーン、砂糖、塩などが含まれる。今日に至っても、一部の世帯は、未だに生活手当を必要としている。

第IV部落での住民との話し合いによれば、今後数年にわたって生活手当が支給されることについて再考慮されるべきであるという。しかし、生活手当は、すべての住民に対してではなく、特に貧困世帯に対して支給されるべきで、かかる「貧困層」は、住民との間で合意される基準に全面的に基づくべきであるというのである。この点で考慮される必要があるのは、宗教税の恩恵を受けている住民層と貧困者として分類されている人々である。

一方、日常的なニーズを満たす上で好ましいとされたゴム農園では、未だに収穫が得られるに至っていない。他方では、「パティン」魚の養魚池での養殖には、相当な資金を要し、住民の多くが、「パティン」魚ビジネスのための開発資本を必要としているのである。

3 電 気

新村への移転当初数カ月(6カ月)の間、住民は、ディーゼル発電機から電気を得ていた。ディーゼル発電から水力発電への電源の変更は、住民の知らないうちに行われたのであるが、引き込み線の据え付けは無償で行われた。しかし、住民は、未だに幾つかの問題、例えば停電の頻発に対処しなければならないでいる。停電に関しての不満への対応策として調整会合が開かれるなどの努力がなされてきているのであるが、今日に至っても、未だにその成果は得られていない。電気事故—そのうちの幾つかは停電—は、未だに発生している。修理を行い、この問題を解決するために努力することは、国有電力会社(PLN)の責任である。PLNが義務を果たさず、何の制裁も課されないうちは、一日支払いが遅れた住民の電気が止められるようなことがないようにすることが重要であるが、他方でPLNは、その義務を果たしていないにもかかわらず、何らの制裁も受けていないという点である。

4 公共施設とその他の開発可能性

建設対象となる公共施設のうちには、モスク、村役場、水供給システム、道路建設などが含まれる。第III部落では、役場、環状道路など、多くの施設の状態は良い。しかしながら、清潔な水の供給施設などの機能が悪化した公共施設の多くは解体された。こうした事態は、コト・マスジッド村が、以前プロウ・ガダン村に所属していた当時に発生した。解体の際に、住民は、実際にこれに同意してはいなかつたが、解体について異議を唱えること以上には何もできなかつた。

今日でも、依然として必需品/施設に対するニーズがある。とりわけ第II部落と第IV部落では、飲料水ニーズとMCK(水浴、洗濯、便所)を満たすための清潔な水供給の緊要度が高い。この点での改善提案は、県レベルの政府機関(DUPと

RAPBD)になされてきているのであるが、未だ討議の段階にとどまっている。

各部落につながる道路施設も、驚くほどよい状態である。しかし降雨時には、道路はぬかるみ状態となり、通過困難である。そのため、比較的高い場所にある部落への交通が妨げられる。地域開発回転資金(PPK)プロジェクトを利用しての道路改修のための努力がなされてきているのであるが、未だ良好な成果が得られるには至っていない。それどころか、降雨時には、道路は、滑りやすく、ぬかるんだ状態になる。道路補修は、村民の契約業者により実施されたのであるが、その結果は、支出された予算に見合うものとはならなかった。

村民との共同調査により進められる余地があると判断されるのは、水源開発、養魚池造成、広大な空き地利用、ハイブリッド・ゴム導入、ダム貯水池利用、感謝祭の伝統などの分野である。住民との討議の結果に基づき、今後開発の余地があるビジネス分野における代替案として住民によって提示されたのは、養魚池、ゴム開発、家畜の飼育、商店の営業などである。ビジネス開発における主要問題は、資本の欠如である。

資本問題の解決(対処)への努力がすでになされしており、そのうちには開発融資銀行(BUKOPIN)一主要株主は、インドネシア人民銀行(BRI)への融資申請も含まれている。しかし、その結果は、思わしいものではなかった。「パティン」漁業ビジネスへの銀行からの資本融資の交渉過程でさえも、未だに全面的な合意には至っていない。それを打開するための何らの努力もなされていない。住民の見方によれば、その理由は、銀行にはそのようなビジネスに融資経験がないこと、とりわけ資金割り当ての余地が無いこと、また融資規模に比べて、住民の返済保証が十分でないことがある。しかし、未だ住民の期待は残されており、一部の当事者の間では、融資資金ニーズに応えようとする動きがあり、またビジネスの展開の上で住民と提携/協力することを望んでいる当事者も存在するのである。

B 所得創出

住民の所得創出機会は様々であり、「まぜご飯」(ramas)と称されるように、行き当たりばったりの状態である。住民の仕事は、季節によって大きく左右される。しかし、住民の大多数、つまり 80%は、労働者であり、残りは、養魚池所有者、商売人ないしは政府雇用人である。

1 ゴム農園/プランテーション

コト・マスジッド村では、259 世帯主がゴム農園の所有者で、各世帯当たり 2 ヘクタールの面積を所有していることから、ゴム農園の総面積は、518 ヘクタールである。ゴム農園は、1 カ所に集中して位置しているのではなく、またそのうちの幾つかは沼地で、植え付け/栽培のできない場所である。これは、ゴム農園の分配が、2 段階に分けて行われたためである。第Ⅰ段階は、初年度植え付けと同時に、つまり 1992 年に実施され、第Ⅱ段階は、異なる場所において 2000 年に実

施された。ゴム農園と住民居住地との間の距離は、50 メートル～6 キロメートルである。住民に対しては、第 I 段階では 1 ヘクタール、第 II 段階では 8000 平方メートルの面積が与えられた。ある世帯が、住居に比較的に近い場所に 1 ヘクタールの面積をすでに与えられていた場合は、当該世帯に対しては、それより遠い場所に 8000 平方メートルの面積の土地が与えられる。土地の状態としては、地形的には起伏があるが、全体的にはなだらかである。沼地では、今日に至っても、何らの作物もえられておらず、住民としては、特定作物の植え付けが行われることを希望している。

土地配分をめぐる妬み事が生じないようにするために、住民は、これを調停に委ねることに合意した。さらに、第 I 段階の対象地での植樹作業が失敗したと見なされていることから、そこで成長したのは一部のゴムであった。第 I 段階で植樹対象となったゴム農園での失敗は、主として象の食害によるものであるが、契約業者が、技術指針通りに作業を実施しなかったことにも原因がある。第 I 段階での植樹の結果、立木として残っており、従ってゴム樹液を採取できるのは、植樹総数の 15% である。

植樹ゴムに加えて旧村でのゴム農園からの収穫もある。これらのゴム樹は、水没を免れたためである。これは 255 世帯主分に相当する。ゴム樹液の採取ビジネスは、二つのタイプに別れる。一つは、住民自身で採取する方法である。もう一つは、他の住民又はゴム農園労働者に採取を委ねる方法である。後者の場合での生産物分与比率は、1 対 3 である。採取された生産物は、村にやってくる仲買業者を介して販売されるか、ないしは工場に直接売却される。

土地利用

土地利用は、住民のグループ管理の下に置かれており、全体で 8 グループによって管理される。1 グループは、21～40 人の住民で構成される。1992 年の第 I 段階での植え付けは、アグロ・フォレスト(tumang sari) 方式で、トウモロコシと米の作付けが行われた。当初、農民に対しては、1 ヘクタール当たり 105 万ルピアの賃金補助が与えられた。その内訳は、草刈に 50 万ルピア、収集・燃焼に 10 万ルピア、穴掘りに 15 万ルピア、施肥に 4 万ルピア、苗床作りに 5 万ルピア、植え付けに 12 万 5000 ルピア、囲い作りに 5 万ルピアである。

メンテナンス

メンテナンスのための資金補助は、有機/化学肥料と殺虫剤用として 45 万ルピアである。化学肥料は、SP-36 肥料 2 袋(100 キログラム)と PMLT2 箱である。このほかに、殺虫剤支援の一環として、ベイフィドン剤と液体肥料、さらに「アルシントン」剤も供与された。メンテナンス資金が供与されたにもかかわらず、農民の約 15% は、メンテナンス面には無頓着であった。その理由は、彼等は、他の場所に働きに出ていたからである。ゴム農園が遠隔で分散/孤立した場所にあるために、そこでは生計手段を得るのが困難であるというのが、これらの人々の

判断であった。ゴム農園のメンテナンスを集中的に行うためには、ゴム樹木のメンテナンス支援が、6年目まで延長されるべきである。この目的のために、村政府は、県(政府)に対する村落開発提案としての独自プログラムを有している。

害虫/害獣コントロール

ゴム農園での主要な害虫/害獣と病原菌は、象、猪、白蟻及びキノコである。象を追い払う努力が、住民たちにより行われてきた。具体的には、住民がお互いにたいまつを用いて象を追い払おうとしてきた。しかしながら、過去2年間は、象は姿を現していない。こうした努力の一環として、住民たちは、天然資源保全局(KSDA)を含めて、関係機関にアプローチしてきたのであるが、問題は、複雑であるように思われる。KSDAの出動は、到着が遅かったため問題の解決にはならなかった。そのため、ゴムの木は、消えてしまっていた。その上、現行の1982年政府規則第8号では、象は、保護動物の一つと定められていることから、住民たちは、やたらに象を殺すことはしないのである。住民たちが懸念しているのは、いつの日か象が再来し、ゴム農園を破壊するのではないかという点である。象を追い払うために、防護柵を張り巡らせるなどの努力が、これまでに行われてきた。また、猪退治のために、専門業者の招聘、ないしは毒薬の使用など方法も試みられてきている。キノコと白蟻の退治のためには、政府により提供された殺虫剤が用いられる。

技能訓練

ゴムの苗木の植え付けに先立って、村民の参加の下に、植樹のための技術訓練が実施された。しかし、実際の植え付けにあたっては、村民達は、プログラム通りには行動しなかった。その理由は、彼等が、別の働き口を持っていたからである。その上、これまでの訓練実施の対象者は、貧乏な人や一部住民であった。訓練とは別に、PPLは、一定の時期ごとにカウンセリングを行ってきた。グループ・リーダーの情報によれば、訓練に参加した住民は、比較的少数であった。そのため、一部の住民が、政府によって提供された薬剤支援を利用することができるのは、何も驚くことではない。中には、それらの薬剤を売り払ってしまった者もいた。

2 食糧用作物

食糧用作物の対象植種としては、とりわけランプータン、ミカン、バナナ、ビンロウ、食用であるが、悪臭のある果実、マンゴーなどが挙げられる。これらの果実が栽培されているのは、住民移転の補償として提供された耕地で、0.5ヘクタール(0.1ヘクタール+0.4ヘクタール)の家屋と庭園に隣接している。その他の产品としては、とりわけ米とトウモロコシがある。これらの作物は、単作方式ないしはゴムとの「混作」方式で植え付けられている。しかし、米とトウモロコシのいずれも、それらの作付け習慣がなかったことと、土地条件が適していないことから、ほとんど作付けされていない。この土地では、耐性の強い作物のみが生育

し得ることから、前記の作物には適していない。住民は、米ないしはトウモロコシを作付けする場合は、化学肥料を使用しなければならないと考えている。これに加えて、猪による被害とミカン(樹木)に対する害虫の問題もある。猪の被害対策としては、防護柵の設置、毒薬の使用、猪退治の専門業者の招聘などの方法が採られている。その一方で、ミカンに対するキノコの病害については、今日までのところ何らの対策も講じられておらず、問題は残されたままである。その理由は、住民の大多数が、対処方法を知らないためである。

3 漁業

漁業活動は、その大半がパティン魚の養魚池を作るという形で行われており、ダム貯水池での漁業に従事しているのは、ごく少数の住民のみである。コト・マスジッド村の住民の生計手段として最も有用性が高まっているのは、供与された養魚池である。魚の餌としては、最初の3ヵ月は、工場生産の人口飼料が用いられる。その後は、ぬか原料の自家製の餌が用いられ、魚は、養魚池に放流される。餌の中身次第で、資本投下額も異なり、餌代としては、総額で2万5000～3万5000ルピアの幅がある。他方において、ダム貯水池での漁業は、漁獲量としては大きなものではない。漁獲物は、もっぱら日常的な消費に充てられる。養魚池での養殖魚は、大金を持って養魚池所有者を訪れて来る仲買業者に売り渡される。仲買業者は、購入魚を、プカンバルないしはその他の地域(ジャンビ、メダン、西スマトラ)に配送する。

各々の養魚池の生産高は、6ヵ月当たり約3～4トンである。養殖魚の死亡率は、約10%である。総体的には、コト・マスジッド村の漁業生産高は、1日当たり3トンにのぼると見られる。資金/資本が限られているために多数の養魚池が未使用のままである点を除いても、すべての養魚池が十分に機能すれば、総生産高の増加が期待できよう。現在、魚苗は、コト・マスジッド村において購入可能である。なぜなら、大量の魚苗を生産することのできるペナン人の魚苗栽培業者が来村するからである。漁業技術訓練もまた、漁業サービス局によって実施されている。漁業生産物の加工能力は、未だ限られているが、パティン魚の収集ビジネスが、少数の住民グループによって営まれてきている。

養魚池を営む上で住民が直面している問題のうちの一つは、資本不足の問題である。パティン魚の稚魚の入手/購入のために必要な資本は、一匹当たり2500～3000ルピアにも達する。他方において、1平方メートル当たり約5匹が飼えるとすれば、一つの養魚池において最低5000匹が必要である。そのために必要な資本は、約1250万ルピアである。このような資本を手に入れるための努力が、これまでに試みられており、そのうちの一つが、ブコピン銀行(Bank Bukopin)への融資申請である。この融資申請は、二つの方法でなされている。一つは、住民グループによってであり、もう一つは、協同組合によってである。住民グループは、40人で構成され、土地証明書を担保として融資申請している。これまで

のところ、100人の住民が融資申請を行っているのであるが、今日までのところ融資は実現されていない。他方において、幾人かの住民(個人及び富裕層)は、すでに融資手続を終え、銀行口座を開設しており、特定の担保を用いて、銀行から融資を得ることに成功している。こうした経緯からして、住民たちは、代替的な資本援助を期待している。資本入手の問題に加えて、水供給もまた、養魚池での生産に影響を及ぼす。第III部落では、水利用の可否が、緊急の課題となってきた。そこでは、養魚池所有者(30養魚池)が、漁獲高を高めるための種々の努力を行っているのであるが、とりわけ収穫時期を長引かせようとしている。彼等は、水需要の増大に応じることのできる別の水源を見つけ出せるのではないかとの期待を抱いている。

4 家畜の飼育

コト・マスジッド村での主要な家畜は、水牛と鶏である。住民の家畜飼育者の割合は、未だ低く、一般には自家的ニーズを満たすためであり、販売目的の飼育ではない。住民の多くが、アヒル飼育事業を起こそうとしているのであるが、飼育数は限られている。彼等のアヒル飼育に関する知識もまた限られている。

5 林業

林業部門では、住民たちは、木材を探し求めることに努力を傾注している。彼等は、十分な供給量を運び出すために、森林の中で10昼夜を過ごす。木材生産量は、6カ月以上かけて、一人当たり10立方メートルの生産高にすぎない。木材探しには、およそ30人の住民が従事しており、彼等は、6グループの構成で行動する。今日までの問題は、木材探し者の仲買業者への依存性である。そのために、木材は、最終的には低価格で売られることになる。こうした理由から、木材探し者は、「里親」を見つけ出すことにより、仲買業者への依存度を減らすべきである。住民生活の基盤であった「ウラヤット」森林は、政府によりその地位を変更され、保護林に指定されてしまった。住民は、このような森林が、新規世帯主の土地ニーズを満たすために、将来的には利用可能となることを希望している。

6 その他のビジネス

住民にとって可能性のあるその他の所得創出機会の一つは、日常的に又は屋外で商売を営むことである。将来的にビジネス機会のある分野としては、とりわけ売店の開設、作物の販売、ゴム製品の取引などが挙げられる。ここでの主要な制約要因は、資本不足の問題である。

C 水供給

1 水源

森林のうちに位置している泉までの距離は、約2キロメートルである。この泉は、コト・マスジッド村の住民のための潜在的な水源である。この泉は、十分な

水量を有しており、水質も良く、また年中利用可能である。この泉だけで、コト・マスジッド村の住民の大多数の水需要を賄い切れるものと思われる。この点での制約要因は、泉から各世帯までの給水路を引くためには、相当な資金が必要であるという点である。そのために、村政府は、県政府に対して、年間地区予算のうちに給水プログラムを盛り込むように、絶えず働き掛けている。

低地に住む人々は、清潔な水入手するために井戸を掘って、それを利用している。約70%の人々が、こうした井戸を利用している。井戸水は、清潔で、臭いもない。ここでの制約要因は、乾季には水位が低下することと、沼地では濁りと臭いが発生することである。こうした場合には、住民は、水供給ニーズを満たすために、未だ清潔な水を確保できる隣人の井戸から取水するか、ないしは川から取水している。

コト・マスジッド村を横切って流れる川は、十分に清潔度が高く一特に上流では一、また臭いもない。丘陵地の住民一特に第II部落と第IV部落の住民で、川の近くに住む人々の場合には、掘削井戸が機能しない時、ないしは乾季には、彼等は、水浴、洗濯、排泄のための清潔な水を得る目的で、近くを流れる川を利用する。ここでは、とりわけ以下のようないくつかの問題が発生している。つまり、廃棄物/厨芥が川を汚すとともに、水の流れを妨げていることと、泥によって水が汚れてしまうことである。これに加えて、乾季には、川が氾濫し、水質に変化が生じ、濁水へと変わってしまう。このような問題に対処するために、一部の住民は、庭先に穴を掘って、そこで排泄し、使用後には土で覆うという方法を講じている。その他の対処努力としてすでに講じられているのは、住民の共同作業として、金曜日に川岸を清掃していることである。ただし、この共同作業は、定期的に行われているわけではない。将来的に住民が望んでいるのは、各部落ごとにMCK(水浴、洗濯、便所)が建設されることと、川床の浚渫が行われることである。

2 清潔な水の供給施設

コト・マスジッド村では、公共の給水栓の残骸が姿を止めており、一般には「台座」ないしは水槽の「脚台」の形で、6ユニットが残っている。この公共給水栓は、プロウ・ガダン村—コト・マスジッドの村落は、1998年頃にこの村から分離した一のために政府(移住省)により備え付けられた清潔な水の供給施設の一部である。

水供給施設の建設にあたっては、揚水ポンプ—電源はディーゼル発電機—で汲み上げた水をパイプで各村落に導水し、水槽に収容するという方式が採用された。この水供給施設の据え付けのために、約12億ルピアの経費が費やされた。1999年に、既存のパイプ網は、政府機関(LKMD)の首長とプロウ・ガダン村の村長により「盗まれて」しまった。当時、コト・マスジッド村は、未だプロウ・ガダン村の村長の所轄下に置かれていた。この盗難以来、清潔な水の供給施設は、もはや機能しなくなってしまった。そのため、住民は、水ニーズを満たすために、

川の水ないしは浅井戸を利用した。2001年6月に、地域開発回転基金(PPK)からの援助資金を用いて、第I村において、貯水堰と貯水槽が建設された。貯水槽は、公共水栓としての役割を果たしている。しかし、この公共給水栓は、多数の住民の水需要を満たすことができないことから、住民たちは、第I部落全体に行き渡るよう、4ユニットの公共給水栓の新設を提案している。他方において、第II部落の住民は、清潔な水供給施設をより必要としており、村長が、第I部落と類似の施設の建設に着手するものと期待している。村長は、第II部落と第IV部落のための清潔な水供給施設の建設を、PPKに対して、正式に提案していないが、実際にはこの構想は、2002年には承認された。2002年4月には、PPK資金が支出され、この資金により4月中旬には清潔な水供給施設の建設計画が作成された。第II部落の住民は、貯水槽の購入について、以下のような代替案を指示している。①(貯水堰と貯水槽—アミルさんの庭先に建設される一とを直接に連結する)新たなパイプラインを建設する。②(連結)パイプラインを延長して、高所のパイプラインに接続する。この結果、第II部落に水が届くようにする。その後に、送水スケジュールを作成して、二つの部落への配水がうまく行くようにする。

コト・マスジッド村では、プロジェクト担当当局により、およそ65ユニットの浅井戸が建設された。各ユニットは、4~5世帯用である。家屋から浅井戸までの距離は15~30メートルで、井戸の深さは4~12メートルである。井戸壁は輪形/円形形式で、輪形部の高さは1メートル、その直径は約125センチメートルである。丘陵地では、地下水の流量が乏しいために、浅井戸は、使用不能である。一般に、第II部落では70%、第I部落では40%がこの状態にある。そのため、住民は、輪形部を広げるか、ないしは井戸の場所を低部に移動させるなどの方策を講じており、また一部の世帯では、家屋内部に井戸を設置する方策さえ講じている。住民が望んでいるのは、機能していない浅井戸に代えて、彼等の家屋の近隣に貯水槽が設けられることである。そのために、彼等は、土砂購入、人材確保、場所提供的点で協力する意向である。

3 衛生設備

コト・マスジッド村では、住民の大多数が、家庭便所であれ、公衆便所であれ、便所と呼び得るような施設を有していない。たとえそのような施設が存在しているにしても、MCK(水浴、洗濯、便所)—第II部落では、MCKは、政府援助で備え付けられた一は、もはや機能していない。MCKの便所は、住民移転時に、すでに利用不能の状態であったのであるが、その後長期間にわたって破損した(故障した)ままである。その主な原因是、汚水処理タンクの壁の剥落や水確保が困難なためである。他方において、(第II部落の)住民の手に委ねられたMCKの建設は、場所が不適切であり、水の確保難という問題を抱えている。そのため、住民は、排泄場所として、再び川や庭先を利用している。裕福な住民は、家屋内に便

所と水浴び場を設けている。住民たちは、各々の部落ごとに 4~5 ユニットの MCK が設けられることを希望しており、そのために彼等は、土砂・木材の購入、人材の確保、MCK 向けの土地/場所の提供の面で協力する意向である。

付属書 3.3 ラナ・スンカイ村

この村は、行政的にはリアウ州カンパル県ティガプラス・コト・カンパル郡に位置している。新村への移転に先立って、ラナ・スンカイ村は、バトゥ・ブルスラット村から分離した。以前は、ラナ・スンカイ村は、バトゥ・ブルスラット村における二つの小村、即ちコト・テンガ(Koto Tengah)村とトゥムブラン(Tembulun)村で構成されていた。この村は、1995年1月2日に旧村から移転した。

ラナ・スンカイ村の境界には、北方にはコト・ラナ村(ロコン・フル県)、南方にはラナ・スンカイ(SP. 2 UPT 1)、東方には森林(HPH)、西方にはクアラン(Kualan)村村民の農園が位置している。ラナ・スンカイ村からティガプラス・コト・カンパル郡の中心部までの距離は、およそ 35 キロメートルである。また、カンパル県の中心部までの距離は約 37 キロメートル、リアウ州中心部までは 97 キロメートルである。交通手段という点では、1 日 2~3 便の公共交通機関を比較的容易に利用することができる。

A 移転プロセスの状況

1 村の「状況説明」

B 評価結果

1 住民移転プロセス

住民移転は、迅速に実施された。新村への移転にあたっては、各世帯には、一度の輸送機会しか与えられなかった。そのため、住民たちは、一度では運びきれなかった荷物(建物の一部、家畜など)を運ぶのに必要な運搬費を自己負担しなければならなかつた。各世帯は、3 度にわたって荷物を運ぶ必要があった。移転プロセスにおいて、住民たちは、インドネシア国軍(ABRI)によって支援された。軍隊は、新村に 7 日間にわたって駐留した。移転後 3 日間、住民は移転調整チーム(Satkorlak Pemindahan)により食糧助成金を支給された。ラナ・スンカイ村の移転民は、1995 年 1 月 2 日に移転したバトゥ・ブルスラット村の住民の一部であった。

前記は、住民たちには、新たな住居ないしは移転場所を、事前に見る機会が与えられていなかつたことを示している。住民たちは、雑草で覆われた彼等の新たな住居を目にして悲しみ、住民の多くが、状況を目にして叫んだ。

もしも移転が行われる以前に、住民たちが自らの住居を整頓する機会が、政府から Satkorlak を通じて与えられていたならば、前記のような問題は発生しなかつたであろう。本件に対する住民の心理的外傷は最小限に止められなかつたのである。こうした心理的外傷は、住民の間に蓄積してきている失望感の一つである。

(a) 補 償

土 地

合意に基づき、住民たちは、土地補償として、それぞれに 0.1 ヘクタール、0.4 ヘクタール、2 ヘクタールの広さの代替地を与えられた。土地の供与は、自宅の近くに 0.4 ヘクタールの広さの土地を所有していた住民に対して 2 ヘクタールの土地が彼等の住居からかなり隔たった場所に与えられるという方式で行われた。逆の場合も同様である。しかしながら、現在の住居となっていた土地への補償に関して、かつて住民たちの土地に植え付けられていた作物に対する補償は無視された。実際には、作物の多く(ゴム樹)は、彼等の収入源であった。補償額は、1 ヘクタール当たり約 20 万ルピアであった。この補償額は、住民により「サゴ椰子の実」(Sago Hati)と呼ばれている。補償('サゴ椰子の実')の対象となった土地の広さは、約 680 ヘクタールであったと推定される(当時の土地所有者は、コト・テンガ村の住民約 100 世帯であった。)「サゴ椰子の実」の補償額から判断すると、総土地面積(680 ヘクタール)の 10% は、村落共同体の権利としてではなく、森林と見なされたのである。14 世帯の住民は、彼等が受け取った補償金額に困惑した。彼等の言い分によれば、例えば彼等の所有地が 6.5 ヘクタールであるとすると、彼等は、単に 3 ヘクタール分の広さの補償を受け、残りの土地については知らないというのである。

われわれは、より詳細な事実について、数名の住民と話し合った。その際に、彼等は、書面の証拠の入手には限りがあることを認めた。

一部の住民は、彼等が受け取れるはずの土地補償を手にする望みを失っている。彼等は、移転調整チームに対して、このことを彼等のオク(0cu)語で、「土地補償金は、石ころの値段にもならない」(Untung sabuik takapung untung batu tabonam)と言った。

補償に関しては、過去 10~11 年間に発生しているとはいえ、政府は、見直しを行い、住民に対して情報を公開すべきである。これは、円滑には行かず、また容易なことではないであろうが、蓄積された不安と過去の住民に対する不公正待遇に透明性がもたらされるであろう。とにかく、この新時代においては、地方政府は、社会共同体、特にコタパンジャン水力発電プロジェクトにより影響を受けた人々を発展させ、社会的な力を与えるよう努力するべきである。このような住民支援は、各種の経済回復プログラムを通じて、また村落レベルで真に必要とされる社会的・公共的施設の供与により実施されることができる。

(b) ゴム農園

住民の移転時に、植え付け後 2 年を経過したゴムの木を供与するという政府約束は履行されなかった。政府によってゴム農園の植え付けが行われたの

は、2000年6月になってからであった。住民はゴム農園を約束通りとはみなしていないが、漁業を除けば、ゴム樹液の採取は、住民の主要な収入源である。もう一つの事実は、住民には適切な補償が支払われなかつたという点である。住民との話し合いの過程で数名の参加者によって表明された意見によれば、新たな移住地に移転した際に、旧村でのゴムの木は生産的であったにもかかわらず、政府は、それらの木が生い茂っていた土地を、非生産的な土地として分類する取扱いをしたのである。

前記のような状態は、住民の多くに収入減という問題をもたらした。われわれは、彼らとともに数日間(2002年3月26日~4月1日)過ごしたのであるが、その際に解ったのは、一部の住民の所得は低く、他方において生活必需品は高く(例えば、米1キログラム当たり3500ルピア)、そのため彼等は、生活を支えきれないという点である。

このような経済状況の困難に直面して、一部の住民は、ダム貯水池での漁業、彼等の従前の土地でのゴム樹液の採取、その他の農業生産活動に従事しようと努めている。村落レベル、特にラナ・スンカイ村での経済問題にもかかわらず、住民は、逞しく生存努力を続けている。(ゴム農園での)ゴム樹液の採取を主要な収入源として所得を得るために、生産性を改善するための努力が強められる必要があり、ゴムの木の生産開始までの間、政府補助が必要である。ただし、補助金は、適当な時期に、また適切なターゲット・グループに対して、慎重な配慮の下に配られるべきである。

(c) 住居

住民が以前に住んでいた村の住宅の多くは、第4カテゴリーの半永久的住居4(SP4)として分類された。SP4住宅の補償額は、1平方メートル当たり5万2000ルピアであった。しかしながら、 5×7.5 メートルの広さしかない家屋が、永久的なタイプの建物として分類され、その住民が、246万5000ルピアもの補償金を手に入れるケースが見られた。他方において、ラナ・スンカイ村における住民の「新たな」家屋は、劣悪な状態であった。住民が住んでいる家屋の多くは欠陥住宅であるが、改修することができない。ただし、一部の富裕な住民は、改修工事を施して、耐久性の高い家屋に住んでいる。政府によって約束されたタイプの家屋は、タイプ36、トタン屋根などの基準を満たすべきであった。

しかしながら、住民の家屋は、適切なものではない。壁と床の状態はまあまあであるにしても、屋根はトタンではなく、アスベストである。今日に至っても、未だに多くの住民が家屋の改修を要求している。雨季に屋根が壊れたままの家屋もあった。

(d) 日常生活の補助

われわれが訪れたほとんどすべての村において、住民生活への補助が不適

切であった。数名の住民の意見では、彼等が日常生活用として受け取った物品は、約束されたものとは異なっていた。彼等の語ったところによれば、政府は、3年間にわたって日常生活補助を与えると約束していたのであるが、実際には2年間供与されただけであった。

(e) 社会的/公共的施設

墓所/偉人墓地

シェチ・ユスフ・アザヒディ師の聖廟(16 平方メートル)の補償は、耐久性の低い建造物として 1 平方メートル当たり 4 万 8800 ルピアの価額づけがなされたにすぎなかった。しかしながら、住民の情報によれば、この聖廟は、水没以前には耐久性の高い建造物(セメント造りの建物、トタン屋根、煉瓦造り)であった。住民は墓地補償を得られるであろうという政府約束にもかかわらず、各々の墓地は、7 万 5000 ルピアと評価され、住民には支払われなかつた。移転に際して、(ラナ・スンカイ村でも)住民家族の墓地の大半は、旧村とともに水没してしまつた。

これは、各家族の種族的・血縁的な内部関係(物故家族と現存家族の関係)にかかる問題である。これらの家族は、かつては年一回墓地を清掃し、献花するのが習わしであったのであるが、今日ではもはやそれを行うこともできない。

住民たちは、移転プロジェクト資金を利用して、シェチ師の聖廟を自らの手で再建しようとしてきたのであるが、聖廟の建物は、未だ極めて簡素なものにとどまっている。住民たちは、ジャワ島(ジャカルタ)在住のラナ・スンカイ村出身者に対して、聖廟再建計画の提案を送ろうとしていた。われわれが在村していたとき、住民たちは、われわれに対して、この提案の作成への支援を要請した。われわれの意見では、関係当事者は、彼等の努力に対して関心を払うべきである。住民たちは、政府補助金に過度に依存しようとはしておらず、彼らによって行われている自助努力活動は、経済的側面での成果としてみなされる。

儀式挙行場(Balai Adat)

旧村に存した儀式挙行場に対しては、何らの補償も支払われなかつた。

MDA

旧村に存した MDA に対しては、何らの補償も支払われなかつた。

電気

電気の引込み線の据え付けのために、住民は、18 万~35 万ルピアを支払わなければならなかつた。

(f) その他の開発可能性

伝統技術

住民の伝統的な漁獲技術に対しては、何らの補償も支払われなかつた。

2 所得創出

(a) ゴム

ラナ・スンカイ村では、2000年7月に、ゴム栽培のための土地造成が始まった。この土地造成の第1段階では、337世帯向けに674ヘクタールの広さのゴム農園が造成された。しかし、同村では、住民移転以来、人口数と世帯数とが増え続けている。現在、同村には63新規世帯がいるのであるが、これらの世帯のための土地はない。その理由は、移転プロセスでは、住民数の増加に対して考慮が払われなかつたためである。そのため、村落共同体によって管理されうるような保留地はないのである。

前記のような問題を解決するためには、関係当事者が、将来的な開発のための新たな地域/土地を切り開かねばならない。

農園/栽培

旧村では、ほとんどの住民の所得源はゴム農園であった。移転に先立つて、住民は、植え付け後2年を経過した2ヘクタールのゴム農園の供与を約束された。しかしながら、住民は、移転先では未だゴムの木の植え付けが行われていないのを知った。

ゴムの生産条件が整っていないために、ほとんどの住民の所得は大幅に減少し、ゴム農園から樹液を採取できるようになるまでは、所得獲得手段がなくなってしまったのである。生活補助の打ち切りにより状況は悪化した。このような状況のために、懸念すべき事態が起こっている。つまり、住民たちは、ゴム樹液が生産可能となる時期以前に、それらの若木から樹液を採取しようとしているのである。この側面から眺めると、このような行為は、将来における生産水準を低めてしまうことになるであろう。しかし、住民には、そのような認識はない。

この問題に対処するためには、政府は、2000年6月の植え付けと同様に、ゴムの木の新規植え付けのための補助金を与えるなど、幾つかの支援活動に着手すべきである。これに加えて、ゴムの木の種苗への補助金の供与は、以下のような段階に分けて実施されるべきである。

第I段階

以下の事柄に対して、総額193万ルピアの現金支給を行う。

*農園における雑草の除去	100万ルピア
*整地	20万ルピア
*苗木の植え付け個所のマーク付け	8万ルピア
*植え付け	25万ルピア
*化学肥料/雑草の除去	30万ルピア
*農園への種苗の運搬	10万ルピア

以下の農具と資材を現物支給する。

*手動噴霧器	1 世帯当たり 1 ユニット
*Okulas 種苗	1 ヘクタール当たり 476 株(ポリバッ グ入り)
*化学肥料 SP36	50 キログラム
*化学肥料 Suburin	1 箱(20 キログラム入り)
*殺虫剤(ポラリス)	2 リットル
*殺虫剤(ラウンド・アップ)	1 リットル
*除草剤(キュレイター)	2 キログラム
*除草剤(ベイフィダン)	2 キログラム

第Ⅱ段階

以下の事柄に対して、1 ヘクタール当たり総額 53 万ルピアの現金支給を行なう。

*農園整備	15 万ルピア
*(雑草)の除去	10 万ルピア
*化学肥料	10 万ルピア
*下草刈り	5 万ルピア
*剪定	5 万ルピア
*HPT 管理	5 万ルピア
*枯れ死した種苗の植え替え	3 万ルピア

以下の農具と資材を現物支給する。

*手動噴霧器	1 グループ当たり 2 ユニット
*OMT 種苗	25 株
*苗木	5 株
*化学肥料 Suburin	3 箱(20 キログラム入り)
*殺虫剤(ラウンド・アップ)	1 リットル
*殺虫剤(バスミラン)	2.5 リットル(2.5 リットルまで追加)
*殺虫剤(タッチ・ダウン)	2.8 リットル(2.5 リットルまで追加)

ゴム農園の管理

ラナ・スンカイ村では、ゴム栽培農家により、13 グループが結成された。1 グループ当たりの構成メンバーの総数は、20~25 人である。しかしながら、このグループが活動したのは、補助金の配分の際のみであった。グループ活動による恩恵と役割は、大きなものではない。その理由は、組織原理と運営方法が、参加者により理解されていないためである。彼等は、そのような新たな組織化には慣れていないのである。

将来的には、グループ活動の管理の分野で、各々のグループの役割を最大化することに考慮が払われるべきである。この目的は、継続的な訓練と促進活動を通じて達成することができよう。

ゴム農園の手入れ

ゴム農園は、現状では手入れが行き届いていない。他方において、補助金の供与も不十分である。化学肥料や害虫/害獣駆除剤の供与が不十分なために、多数のゴムの苗木が枯れ死してしまった。これに加えて事態を悪化させているのは、住民の低所得という経済状態である。手入れが不十分であることから、ゴム樹木の育成の失敗、生産性の低下、収穫時での時間的浪費などの面での影響が生じている。

前記の問題を解決し、また住民の経済状態に悪影響を及ぼす恐れのあるゴム農園の失敗という事態を回避するためには、生活補助金の供与に優先度が置かれるべきであり、またゴムの木が生産可能となる時期まで、ゴム農園の手入れのための資金供与が延長されるべきである。この資金供与は、ゴム農園において発生しているニーズと問題に適ったものでなければならず、従つてこの資金は、適正なターゲット農家/受益者の手に届くようにしなければならない。

(a) Palawija(乾季に第2作物として栽培される作物)

Palawija 向けの農地の多くにおいては、ゴム、ビンロウ、レモンなどの農作物が植え付けられた。しかし、住民によって植え付けられた農作物は、生産性に乏しく、またワラン・サンギット(walang sangit)と呼ばれる害虫(昆虫の一種で、刺激臭を放ち、果物の腐敗と落下を引き起こす。)の被害を受けている。その結果、農作物の生産性は低下してきている。この問題への対処方策としては、農作物の植え直しが必要であるが、同時に害虫対策が統合的に講じられなければならない。

(b) 漁業と畜産

漁業

漁業部門においては、養魚池が、住民の所得源となり得よう。一部の住民は、自宅の庭園内に養魚池を有しているのであるが、その多くにおいて管理状態は良好ではない。養魚池の生産性の低さはあ、住民の養殖知識の低さと資本不足に起因している。

養魚池のほかに、コタパンジャン水力発電ダム貯水池もまた、漁業の潜在的可能性を有している。貯水池漁業を行っている数名の住民との話し合いによれば、貯水池には数種の高価な魚種が存するのであるが、それらを漁獲する手段の点で制約がある。それ故、漁業部門(例えば、養魚池)での開発資本が必要であり、また貯水池漁民が、漁業からの収入増を図るために、漁獲手段を改善するための資金が必要である。

畜産

ラナ・スンカイ村では、畜産ないしは家畜飼育、特に水牛と乳牛の飼育の潜在的可能性は低い。その理由は、これらの家畜の食糧源となる天然の牧草が確保で

きないためである。しかしながら、住民との話し合いの過程で、鶏、アヒル、ヤギなどの家畜については、それらの飼育の潜在的可能性があることが指摘された。

3 水供給

(a) 水源

ラナ・スンカイ村の地表面は、斜面勾配 0~45 度の丘陵地帯である。そのため、上水供給の確保が、大きな問題であり、地下水、地表水及び井戸水が、主要水源である。丘陵地帯の住民は、良好な水源を確保するためには、深さ 9 メートルの井戸を掘らねばならない。他方において、低地部分でも、約 6 メートルの深さが必要である。そのため、住民によって主に使用されているのは 2 系統の河川水である。一つは、グムル(Gemuruh)川、ピナン・マンチュン(Pinang Mancung)川、トゥバト・ハント(Tebat Hantu)川などの水資源である。もう一つは、クナリ(Kenari)川からの取水である。

水浴、洗濯、便所(MCK)の目的のために広く利用されているのは、クナリ川である。この川は、ラナ・スンカイ村を二分する形で南方から北方に向けて流れている。この川には、二つの川が注ぎこんでいる。つまり、西方(第Ⅱ部落)からはドゥリアン(Durian)川、東方(ルブック・アグン村)からはグムル川が注ぎ込んでいる。グナリ川の周辺の土地は、農業と再定住の目的のために用いられている。そのため、水質は良好ではなく、飲料には適していない。

飲用可能な水資源は、(第Ⅰ部落北方の)ピナン・マンチュン川とトゥバト・ハント川、さらにグムル川(この川の北方には、第Ⅲ部落(ルブック・アグン村の西方)が位置している。)から得られる。視察結果によれば、グムル川とピナン・マンチュン川には、乾季にも十分な水量がある。これらの川は丘陵地帯に位置しているが故に、取水堰を造れば、そこから自然流下方式で村々にまで導水することができる。ラナ・スンカイ村からグムル川までの距離は約 1 キロメートルで、時間的には約 45 分かかる。

上水の入手源が限られているために、住民の大多数は、日常的なニーズを満たすために、雨水を蓄えている。蓄水には、地方政府により提供された 300 リットルの容量のドラム缶が用いられている。住民の一部はまた、蓄えられた雨水を飲用している。

(b) 上水供給施設

上水への住民ニーズを満たすために、地方政府は、揚水ポンプ、公共給水栓、パイプ網、浅井戸、貯水槽などの上水供給施設を建設した。しかしながら、これらの施設は、住民によって使用されることができない。

第Ⅱ部落での(橋梁近くの)揚水ポンプ(ヤンマー製、2 ユニット)は、機能停止状態で、しかもひどく破損している。この揚水ポンプは、試験運転時に

2週間稼動しただけであった(1998年のプロジェクト報告書)。①川の水深が約1~1.5メートルと浅い状態のために、特に乾季には水量が減少してしまう。②維持・運営費が高い。③川(ポンプ)の位置が、住民居住地よりも低いという問題に直面した。

農村地帯での揚水ポンプの利用は、技術的要因のために、必ずしも適當とは言えない。それ故、自然流下方式を用いた水資源の活用など、手近な潜在可能性を活用した応用技術が開発されるべきである。

公共給水栓(10世帯に1ユニット)もまた、機能不全の状態であり、住民の台所に移されて、雨水を蓄えるために用いられている給水栓もある。公共給水栓の機能不全の原因は、(丘陵地帯にある)居住地にまで水が流れて行かないことがある。そのため、パイプ網も機能不全の状態に陥っており(錆びついで、寸断されている。)、住民により掘り出されてしまった。

第III部落での貯水槽もまた、使用されていない。その原因是、幹線パイプ(直径6センチメートル)が、もはや使えないためである。この貯水槽は、かつてはルブック・アグン村から供給される水を蓄えていた。

地方政府により提供された浅井戸(2世帯に1カ所)もまた、利用不可能である。その原因是、次の点にある。①井戸の直径が狭く、約1メートルしかない。②井戸の深さが2メートルしかなく、そのため水源にまで届いていない。③井戸が家屋から離れた場所に不規則に設置されている。

1999年に、地方政府は、公共給水栓、パイプ、揚水ポンプなどの上水供給施設に修繕工事を施した。しかし、それによって、満足の行くような成果は生み出されなかった。その原因是、地表面が丘陵地帯であるためと、ポンプ揚水に適した場所が多くないためであった。

2001年には、地域開発プログラム(PPK)からの資金援助を得て、15ユニット(1部落5ユニット)の公共井戸が建造された。井戸の深さは約9メートルで、水面の高さは、雨季には6~7メートル、乾季には4メートルである。井戸の直径は、2メートルである。丘陵地帯の斜面勾配が大きい場所でも良質の水資源が得られるとはいえ、井戸の設置場所が限られているために、女性が上水入手するのは困難である。

居住地から公共井戸までの距離は、最短でも100~200メートルである。20リットルの容量の手桶で運ぶのには、通常徒歩で20分かかる。

上水の入手難に照らしてみると、グムル川に取水堰を建設・設置することに優先度が置かれるべきである。配水を容易にするために、各々の部落には、住民サービスのための貯水槽とパイプ網が設置されるべきである。

(c) 衛生設備

ラナ・スンカイ村の住民のための衛生設備の状態は、極めて貧弱である。なぜなら、MCK(水浴、洗濯、便所)のためには、住民は、クナリ川にまで行

かねばならないからである。第Ⅱ部落と第Ⅲ部落の住民の 90%が、この川を利用している。その結果、人間の排泄物のために、水質汚濁が生じている。このような状態は、住民の健康に良い結果を及ぼすものではない。地方政府によって設置された衛生施設(トイレ)はまったく利用することができない。その理由は、それらの建設状態が不適当なためである。

住民の衛生設備を改善するためには、その他の上水供給施設をも考慮に入れて、MCK(水浴、洗濯、便所)のための適切な公共施設が建設されるべきである。

付属書 3.4 ルブック・アグン村

A 再定住

1 移転プロセス

ルブック・アグン村の住民の旧村から新村への移転は、1995年1月2日には開始された。しかし、ルブック・アグン村の住民の一部(彼等は、コタパンジャン水力発電プロジェクトの建設が行われることを知っていた。)は、直ちにクアラン・ジャヤ(Kualan Jaya)の場所に移転し、土地を切り開いた。彼等は、米、ゴム、第2作物を植え付けることにより、生計を賄っている。しかしながら、生活難のために、住民の一部は、旧村に戻り、クアラン・ジャヤへの供給の備えを図った。ルブック・アグン村のデータは、1989~1999年の期間について作成されてきている。そこには、およそ220世帯分のデータが収められている。住民移転は1995年に実施されたのであるが、その後5年の期間内に次のような世帯増が見られた。即ち、この間の新規世帯は、総数で67世帯であったのであるが、そのうち40世帯分についてはデータに収められていない。

旧村と新村との距離は、およそ9キロメートルである。移転地は、ゴム農園(SPII)の一角に位置している。移転が行われた時点では、その際に用いられた当初データに基づけば、およそ107世帯が、新村において何らの補償の権利と土地(補償)をも受け取らなかった。新世帯については、この点でのデータはなく、その後の期間(5年間)についても補償に関するデータはなく、また移転プロセスも調査されていない。

当初移住地(SPII)からクアラン・ジャヤへ住民が移転してしまったために、前者ではほとんどすべての建造物が使用されておらず、社会的公共施設と政府施設の建物の幾つかは、もはや機能していない。今日では、SPII移住地に住む世帯はほとんどいないと言われている。住民の一部は、村を横切る幹線道路脇に移転した。未だこの移住地で生活しているのは、35世帯である。

既存の公共施設の状態は良好なのであるが、もはや計画通りには使われていない。住民の大多数とともに、村落施設もまた、クアラン・ジャヤ村の方に移されてしまっているからである。ルブック・アグン村のSPII移住地に残っている住民としては、この地が、当初に構想されたように、活気と賑わいを取り戻すことになるのではという期待を抱いている。彼等が楽観的原因であるのは、今後3~4年のうちにゴム農園の建設が進展すると考えているからである。住民の関心を取り戻す努力の一環として、政府は、SPII移住地の再開発に留意すべきである。

2 住居

移転補償として提供された住居地は、0.1ヘクタール(20m×50m)の広さである。住宅事情は、一般に同一タイプの造りである。建設された住宅数は、1998~1999年に確定された世帯数に対応している。未確定の時期(1991~1995年)に

は、世帯数に変化が生じたのであるが、補償対象とはされなかつた。これにより、村人の間に妬みの感情が生み出されていることは確かである。住民の言い分によれば、政府は、当初データの結果に、約 5 年間の人口成長を加味することを考慮すべきであるというのである。

住宅はすべて、板製である。住民の主張によれば、住宅建設について政府が行った約束(書面形式ではなかつた。)は、従前の住居事情に匹敵するであろうといふのであつた。この点は、政府の社会化チーム(PLN、Dinas Kimpraswil、水力発電所、BPN、その他の機関で構成)により、その展開過程で、住民に対して表明された。住民の主張によれば、この約束は、政府の住民に対する債務を意味していることから、それが履行されるべきであるといふのである。そして、(住民によれば)、私達は、このような約束を未だに忘れていないといふのである。

ほとんどすべての住民が、クアラン・ジャヤの地に移転してしまつてゐる。そこでの住宅は、補償金で建てられた。約 287 世帯の住民が、SP II 移住地からクアラン・ジャヤに移転し、そこで小村(クアラン・ジャヤ村/第Ⅱ村)を形成した。

3 土 地

移転補償として住民が受け取った土地の広さは、ほぼ同じである。補償として提供された土地構成は、0.1 ヘクタールの住宅地、0.4 ヘクタールの第 2 作物用地、2 ヘクタールのゴム農園である。これに加えて、一部の住民は、自分自身のゴム生産地を有している。これらの土地は、コタパンジャン水力発電プロジェクト(PLTA)当局による収用を免れたのである。移転補償として提供された土地(特にゴム農園)は、約束された条件とは異なつてゐた。かつての約束ではゴム農園は、移転時において樹液が採取できる状態に整えられているはずであつた(そのためには、1993 年に植え付けが行われていなければならなかつた。)のであるが、実際には一本のゴムの木もなかつた。植え付けが行われたのは、2000 年になつてからであった。

移転補償として提供された住宅は、6×6 メートルのタイプの板造りの家屋で、屋根はアスベスト製であった。家屋脇に掘られた井戸は、深さが 4 メートルしかなかつた。他方において、この土地の土地条件は、斜面地で、しかも丘陵地である。そのため、井戸には水気でさえもない。このような居住条件は、政府約束とは異なつてゐる。

他方において、補償基準は、灌漑水田が 1 平方メートル当たり 50,000 ルピア、庭地が 1 平方メートル当たり 3,000 ルピア、天水田が 1 平方メートル当たり 30,000 ルピア、ゴム樹が 1 本当たり 280,000 ルピア、ココナツ樹が 1 本当たり 480,000 ルピアであった。住民によれば、B プロットは補償対象になつていない。政府によりこれらのプロット 3 ケ所について補償金が支払われるであろうというのが、住民の期待である。

4 生活支援

住民の一部は、SPII 移住地での宅地と庭地を売り払い、その販売収益でもつて、クアラン・ジャヤ村に家屋を建設した。このような売却が行われたのは、住民の経済状態が、とても厳しいためである。これらの住民は、過去 15 年間、生活支援に頼っている。生活支援の供与後も生産性のある土地はない(ゴムの成本は、未だない)。

これまでに住民に対して支給された生活支援のうちには、とりわけ次のような物品が含まれている。米については 1 世帯当たり年間 50 キログラム、塩漬け魚については 1 世帯当たり年間 5 キログラム、ココナツ油については一ヶ月当たり 3 キログラム、灯油については一ヶ月当たり 5 リットル、砂糖については 3 キログラム、青エンドウについては 3 キログラム、塩については 1 キログラム、石鹼については 2 個、大豆については 2 瓶(塩漬けと甘味漬け)である。新たな土地での生活条件を満たす上で住民の置かれている状態は、とても厳しく住民がこれまでに有していた技能(ゴム樹液の採取)とは、大きく異なる生活様式の下に置かれている。住民の多くは、ゴム樹液採取労働者、大工、自動車の助手など、賃金稼ぎのための様々な仕事に携わっている。しかしながら、その他の住民は、まるでゴムの木からの生産があるかのように、その世話を従事している。なぜなら、たとえ彼等が庭園/農園を集約的な方法で耕作したにしても、彼等には、何らの収入源にもならないからである。

5 電 気

1999/2000 年には、電気の引込み線の据え付けが行われた。このような電気の設置のためには、住民は、現行の価格表に記載された据え付け経費を支払わなければならなかった。第 I 段階での据え付け料金は、電力量 450 ワットで 35 万ルピア、第 II 段階での据え付け料金は、電力量 900 ワットで 75 万ルピアであった。また、コンクリート造りの家屋の場合には、5 万ルピアの追加料金が徴収された。

他方において、社会化の段階において、政府は、各戸への電気網の据え付けが無料で行われるであろう旨を表明し、その完全実施を約束していた。住民は、スイッチを押すだけで、明かりが得られるというのであった。しかしながら、この約束は、単なる約束に止まったままである(換言すれば、未だ実現されていない)。しばしば停電するという不快な状態の下にあっても、住民は、政府による約束の履行を待ち続けているのである。

住民によって要望されているのは、約束が履行されること、また政府(PLN)は、据え付け経費/料金を払い戻すべきことである。

6 その他の村落開発の可能性

ゴム農園のほかにも、ルブック・アグン村には、住民の生活条件を支えることのできるその他の開発可能性がある。土地条件は、第 2 作物を栽培できるほどに

十分な肥沃度がある。実際にも、住民によって、多数の第2作物が、すでに栽培されている。例えば、胡椒、サヤエンドウ、ウコンなどである。しかし、このような作物の植え付けは、未だ小規模な域にとどまっている。

住民にはまた、織物の技能があり、織物の基本原料は、再定住地の周辺で十分に入手可能である。この織物製品は、もっぱら家族ニーズのために使われており、販売目的に作られているのではない。

B 所得創出

1 ゴム農園

ルブック・アグン村でのゴム農園の総面積は、440 ヘクタールで、220 世帯によって所有されている。各々の世帯の所有面積は、2 ヘクタールである。この土地は、以前に伝統的な方法で所有されていた「ウラヤット」(Ulayat) 地である。移転以前に存していたゴム園に対する補償のプロセスは、標準的ではなかった。例えば、2 ヘクタールのゴム園におよそ 800 本のゴムの立木を有していた農民が得た補償金は、たったの 1800 ルピアにすぎなかつた。

ゴム農園の造成は、恐らくは 2000 年の初め頃には実現されるであろう。しかし、かつての政府約束では、近隣の移住地に移り住んだ時には、そこにはすでに 3 年を経過したゴムの木が植えられており、2 年の生活支援を得た後には、ゴム樹液を採取できるはずであった。ところが、住民移転が行われた時点においては、丸裸の土地があるだけで、ゴムの木の植え付けは行われていなかつた。

個人所有のゴム園に加えて、住民の一部は、他の場所への移転する数年前(1986 年頃)にすでに植え付けられた共有のゴム園を有していた。しかし、その後、この共有ゴム園は、公共移住地に変えられてしまった。

ゴム生産管理

農民は、11 グループに分かれ、自分たちで管理を行う。各グループは、一人当たり 2 ヘクタールの土地が割当てられている 20 名のメンバーで構成される。このように、土地面積に基づいてグループ分けが行われているのである。グループ構成員は、交渉により経営陣を選ぶ。グループ経営陣は、土地の耕作を含めて、生産を調整し、また森林当局との連絡担当者としての役割を果たす。経営陣はまた、財務行政を含めて、単純な行政事項を処理する。グループ経営陣の報酬を含めて運営資金は、土地耕作基金(これは、グループ交渉によって決定される。)の一部から支出される。

土地管理

ゴム農園の大部分は、单一栽培方式で植え付けられる。用水ニーズ/施設は、農園/プランテーションの周辺の河川によって賄われるが、こうした河川用水の恩恵を受けることができるるのは、川岸に位置している農園のみである。土地条件は、地形的には、斜面勾配 30% の範囲内で、比較的に起伏が大きいが、大部分

は、傾斜のある丘陵地である。土地の肥沃度もまた、比較的に良好で、降雨量も多い。土地管理は、政府のみによって続けられている。農民に対して賃金の形で供与される補助金は、名目的には 50 万ルピアであるが、これからグループ経営陣の報酬を含めて、行政事項/ニーズ経費として 5 万ルピアが差し引かれる。これに加えて、栽培準備費として、以下の資金が供与される。目印と穴掘り経費として 1 万ルピア、下草刈り費として 15 万ルピア、段庭建設費として 15 万ルピア、初期施肥(SP-36)代として 10 万ルピア、塩基性肥料(PMLT)代として 10 万ルピア、植え付け費として 30 万ルピアである。

メンテナンス

農園の保守・管理のために、賃金と生産施設の形で支援が行われる。農民グループのリーダーの情報によれば、メンテナンス経費として、以下の費用がカバーされる。段庭の建設/補修費 15 万ルピア、除草費 10 万ルピア、施肥費 10 万ルピア、枝揃え費 5 万ルピア、害虫/疾病駆除費 5 万ルピア、下草刈り費 5 万ルピア、剪定費 3 万ルピアである。これらは、賃金の形で支払われる。現時点(2000 年)までに、3 回にわたってメンテナンス資金が支給された。資金の供与のほかに、肥料支援もまた与えられる。肥料支援には、二つのタイプがある。即ち、塩基性肥料(PMLT)の供与と殺虫剤(アルシントン)支援である。現在までのところ、PMLT 肥料 2 箱が供与された。

フィールド/サイトの直接的な観察結果に基づけば、ゴム農園の一部では、成長が悪く、また管理も行き届いていないとの印象を受けた。平均枯れ死率は 15% で、一部地域では 50% にも達している。その原因は、所定のメンテナンス賃金に頼る限り、生育要求が叶えられないという点にある。政府によって支給される種苗のうち、枯れ死した種苗が 75 本含まれており、またそれらのうち 25 本は、地元種である。問題点として挙げられるのは、メンテナンス資金と導入種苗支援は適切なものでなければならないという点と、それらの供与が時宜に適っていないという点である。他方において、住民には、自らに、これらの問題に対応するだけの余裕はないのである。住民は、関係機関、特に農園局への確認を含めて、種々の努力を試みており、またこれには地元種の利用の要求も含まれている。さらに、道路施設、特に農園との接続道路は破損したままである。とりわけ丘陵地帯の斜面地では、降雨に起因する侵食と地滑りが発生している。道路改修工事は、適切なものではなく、また大幅な改善とはなっていない。その理由は、土砂と岩石をミックスする形で補修工事が施されていないためである。

害虫/害獣コントロール

ゴム農園に被害をもたらす主要な害虫/害獣は、猪、鹿、白蟻である。猪と鹿の侵入を防ぐための保護柵の設置を含めて、過去において様々な試みがなされてきたのであるが、その必要性は、今日においても変わりはない。これまでに 2 ユニット(周囲 20 メートル)の保護柵の設置支援が行われてきているのであるが、

これでは十分ではない。もう一つの害獣対策として期待されているのが、狩猟隊の動員である。白蟻対策として講じられているのは、殺虫剤(ベイフィダン)支援である。各々の世帯には、約 2 キログラムが支給された。しかし、これでは不十分であると見られている。なぜなら 1 ヘクタール当たり 2 キログラムが使用される必要があるとすれば、1 世帯当たり 4 キログラムが必要であるからである。そうとはいって、多くの農民は、自然的な方法で、即ち白蟻の付着したゴム樹を抜き取り、それらを燃焼するやり方で、白蟻コントロールを行ってきてている。

技能訓練

ゴムの苗木の植え付けに先立って、数回の技能訓練が、農園局により実施された。この訓練には、ゴムの苗木の植え付けを行おうとする住民の多くが参加した。しかし、すべての住民が、この訓練に参加できたわけではない。その理由は、彼等には仕事があったからである。この訓練は、3 日間行われただけであったが、次のグループに対する訓練の日数は、さらに減った。数名の住民の情報によれば、この訓練に続いて、フィールドでの実演が行われなかつた。農民による土地関連事項の問い合わせとモニタリングのための模範的パイロット・プロジェクトも実施されなかつた。

(b) 食糧用作物

ゴム樹液の採取の以前に住民によって収穫できる主要な食糧用作物としては、米、ビンロウ、さらにランブータン、オレンジなどの果実がある。米は、毎年定期的に開田される耕地に植え付けられる。この伝統の始まりのきっかけは、住民所有のゴム園の整地を開始した際であった。生産される米は、もっぱら住民自身の消費に充てられ、販売目的ではない。他方において、ビンロウは、もっぱら家屋周辺の庭地に植え付けられる。生産物の一部は、市場で売られるか、ないしは仲買業者によって買い取られる。果実、特にランブータンは、庭園作物として家屋周辺の庭地に植え付けられる。家屋周辺の庭園のほかに、食糧用作物は、作物用地、つまり 0.4 ヘクタールの土地にも植え付けられる。この点での問題は、一つには、猪による被害であり、もう一つには、とりわけ豊作の際には、高価格での販売が難しいことである。

(c) 漁業

漁業ビジネスは、ダム貯水池での漁業と養魚池の造成の形で行われている。後者の漁業には、住民の 10% が従事している。住民居住地からダム貯水池までの間の距離は、第 I 部落と第 II 部落のいずれからも、約 9 キロメートルである。養殖魚は、仲買業者に売り渡される。

(d) 共有農園

個人所有のゴム園とは別に、とりわけゴム樹の共有の形での農園ビジネスも営まれている。これは、そもそもは「間作」(Tumpang Sari) の形で米作りを行ったことに起源を有しており、住民移転が行われる数年前に、村の有力者のイニシアチ

ブで始まった。以前には、このような共同ビジネスの対象地は、未耕作の「ウラヤット」地であった。

住民によって個人所有されるゴム農園の広さは、整地状態の如何にかかっている。土地が広ければ、その分だけ所有されるゴム農園も大きくなる。このようなゴム農園がまた、雇用機会を得ることが難しいことは別に、住民が移住地を離れる要因の一つとなっている。住民の一部はまた、政府によって供与された第2作物用地である0.4ヘクタールの土地にゴムとアブラ・ヤシを植え付けている。

(e) 家畜の飼育

住民によって飼育されている主要な家畜は、ヤギと乳牛である。ヤギの大多数は、放し飼いであるが、夜間には囲いに入れる。政府支援策として、相当数の乳牛が支給されているが、この措置は未だ試行段階にとどまっている。これらの乳牛が放し飼いにされる場合は、他の作物を食い荒らしてしまう。他方において、特に放牧地として利用できるような土地はない。一部の家畜(乳牛)は繁殖することができない。また、囲いに閉じ込められた家畜は、白癬症に罹り易く、その症状は、胴体から口にかけて現れる。この疾病は、処置が難しい。このような事柄に対処するための特別措置は、これまでに何ら講じられておらず、講じる余裕がない。

(f) 林業

林業ビジネスのうちには、木材探しも含まれる。これは、主としてゴム農園を有しない住民によって行われている。このビジネスの一般的なパターンは、近くの森林に15日間ほど入って十分な供給量を運び出すという方法である。この作業は、3~4人のグループで行われる。伐採後、それらを船を利用して運び、仲買業者のトラックに積み込む。

(g) その他のビジネス

今後に開発の余地のあるビジネスの一つとして、織物が挙げられる。これは、目下のところ、商業化されておらず、もっぱら住民の自己使用目的で織られている。その理由は、ほとんどすべての家族では、そのような織物を作ることができるものである。しかしながら、もしも十分な原料の入手が可能となることにより、市場アクセスができるのであれば、このビジネスには発展の余地が生じてこよう。

2 水供給

(a) 水源

第I村(SPII移住地)

住民にとって上水の主要な源となっているのは、河川水である。河川水の水質は、良好で、清潔で、臭いもなく、味にも変化がないばかりか、年間を通じて利用可能である。住民の家屋から川までの距離は、10~300メートルの範囲内である。ここでの問題は、木片くず、アブラ・ヤシの「残滓」

(Pelepah)ないしはココナツの実の皮などの廃物、さらには人間の排泄物が漂っていることである。後者の問題が生じているのは、住民の大多数が、トイレ代わりに川を使っているためである。川を浄化するための努力、特に川から廃棄物を除去しようとする努力が、住民によりすでに行われている。しかし、難題は、排泄行為の取り扱いである。将来的には、住民の大多数の生活支援目的のために、公共トイレとも言うべき施設を建設する計画が打ち出されている。

第Ⅱ村(クアラン・ジャヤ)

もう一つの水源は、7 ユニットの井戸(SGL)で、約 35 世帯をカバーできる。河川水と同様に、井戸水の水質は、良好で、清潔で、臭いもなく、味にも変化はない。井戸と住宅との間の距離は、2~10 メートルである。一般に、井戸水は、飲料用と調理用の目的のために使われる。しかし、雨季には、特に川岸に位置する SGL の場合には、水質が不衛生な状態となるために、使用に先立って浄化しなければならないという問題が発生する。また、新たな SGL を建設するためには、相当な額の経費/料金が必要である。そのため、新規の SGL は必要ではないというのが、住民の考え方である。なぜなら、年間を通じて、常時、河川水を利用することができますからである。2002 年初頭に、地域開発プログラム(PPK)の支援を得て、頭首工ダムと貯水池が建設された。水量は豊富で、水質も良好である。ダム建設工事は、単なる第 1 段階にすぎない。その後の配水工事が施されていないために、各家庭ないしは緊急「公共給水栓」にまで届いていない。住民は、流水を利用して、2 カ所の「公共給水栓」までホースで引いている。これにより、約 20~30 世帯が恩恵を受けている。住民は、洗濯、飲用、調理の目的のために、公共給水栓(HU)水を利用している。この種のダム建設を続けるために、住民は、政府による贈与/援助資金の供与を期待している。しかし、かかる政府援助がない場合にも、住民は自助努力で HU を建設しようとしている。

(b) 上水供給施設

第Ⅰ村(SPII 移住地)

自助努力の方法で利用可能となった上水供給施設は、飲料水プロジェクト(PAM)と、井戸プロジェクト(SGL)の方式で作られた。PAM 施設は、吸水ポンプ、貯水槽、配水パイプ、20 ユニットの公共給水栓で構成されている。この施設は、1997 年に住民に引き渡され、約 1 カ月の間稼動した。しかしながら、すべての世帯が、その恩恵にあづかったわけではなく、特に丘陵地帯に住む人々にまでは恩恵が及ばなかった。加えて、ディーゼル・ポンプを稼動させるためには、毎晩約 15 リットルもの大量の精製燃料油(BBM)が必要であり、住民には、その料金/経費を負担するつもりはなかった。なぜなら、住民としては、かかる費用は、プロジェクト担当当局によって負担されるも

のと考えていたからである。しかし、今日でも、住民は、クアラン・ジャヤ村向けの HU 水のタンクを保管している。住民たちは、すでに施設保存の努力をしており、とりわけディーゼル発電機と配水ポンプを維持し、失われないようにしている。なぜなら、将来、それを理由に、この施設の再稼動が拒否されるかもしれないからである。しかし、吸水ポンプは、すでに失われてしまっている。

SGL の給水施設は、プロジェクトの担当当局により、総計で 110 ユニットが建設された。その深さは、4 メートル(5 輪形)である。一部の SGL(一般には、丘陵地帯の SGL)の井戸底は、セメントで固められている。そのため、住民は、これを、「SGL 雨水貯水槽」と呼んでいる。住宅から SGL までの距離は、7~25 メートルの範囲内である。低地地帯に建設された SGL は、沼地の影響で、水質に問題が生じている。特に雨季には、水は濁り、悪臭を放つ。上水の確保のためには、住民が、再定住地周辺の河川水の利用を余儀なくされる。河川までは、20~300 メートルの距離がある丘陵の道路を通らなければならない。

2001 年には、1999/2000 年度の PPK 技術援助資金の供与を受けて、頭首工ダムと貯水槽が建設された。貯水槽までの導水パイプには、かつての PAM パイプが使われている。この施設は、約 1 カ月間稼動できただけであった。その理由は、ダム底から水漏れが生じていたためであった。また、ダムの右岸と左岸とも、コンクリートの壁が設けられておらず、木枠で組み立てられ、そこに土砂が積み上げられているだけであった。その後、高水位の際に、堤防の透水事故が発生し、ダム周辺の住民の居住地帯において浸水騒ぎを引き起こした。目下のところ、ダムの水は、(赤色に)濁っており、流量も少ない。それでも、住民は、村当局に対して、ダムのメンテナンス資金を要求している。ダムを稼動させるのには、多大の経費を要する。それ故、住民の次善の選択は、SGL を深めることである。この作業は、乾季に行われるのが良い。流水の利用は、年間を通じての水確保を可能とする。そのために、住民としては、同村における人材と資材(砂、砂利などを用意する意向がある。

第 II 村(クアラン・ジャヤ)

クアラン・ジャヤ村における上水供給施設は、主として住民の自助努力によって建設された。上水供給施設は、7 つの掘りぬき井戸(それらのうちの一つは、モスク用)の形で作られた。

政府贈与金として PPK 資金により建設された上水供給施設は、頭首工ダムと貯水槽の形で作られている。この施設は、目下、第 1 段階(2002 年に建設)の状態である。頭首工ダムの水は、パイプを通して貯水槽にまで流れ、そこから「公共給水栓」(これは、未だ建設されていない。)にまで流れ、配水される。目下のところ、「公共給水栓」には、未だホースが付設され

ていない状態である。そのため、そこからは外部に水が溢れ出ている。同村には、2ユニットの「公共給水栓」があり、住民の3分の1が、これらの施設の恩恵を受けることができる。

水浴びと洗濯のためには、第II村の住民は、再定住地の周辺を流れる小川を利用する。降雨時には、小川の水は濁るが、住民は未だにそれを利用している。しかし、飲料用と調理用に用いられる水については、住民は、SGL水を利用する。「公共給水栓」と河川水までの距離は、森林の中にあるゴム農園の再定住地からは約1キロメートルである。

「公共給水栓」に接続して、排水網を建設し、その敷設を完了するためには、相当な資金が必要である。このための種々の努力が、すでに住民によってなされてきているのであるが、その一環として関係機関への住民提案もなされている。住民は、政府による援助/贈与金を期待しているのであるが、その要求が叶わない場合にも、この構想に同意している住民は、将来的には、自助努力方式で「公共給水栓」を建設し、利用する姿勢を示している。

(c) 衛生設備

第I村(SPII移住地)

政府は、移住省を通じて、各戸にトイレを提供した。各々の家屋からトイレまでの距離は約10メートルで、井戸からの距離は、約10~15メートルと、多少のばらつきがある。建設されたトイレは、便所と腐敗タンクとから成っている。便所の上には、木製の「覆い」があり、排泄穴は、一片の板で覆われている。腐敗タンクの壁面は木製で、上部は薄いセメントで覆われている。

このトイレは、数ヵ月間機能しただけであった。その理由は、排泄物を洗い流す水が利用できないために、排泄物が固形状態となり、不快な臭いを発し、不潔状態となってしまったためである。目下のところ、トイレの状態は、薺のうちに埋もれ、腐敗タンクの壁面は、腐朽てしまっている。

BABニーズを満たすために、住民は、河川水を利用している。この河川水はまた、水浴び、洗濯、調理の必要性を満たすためにも利用されている。他方において、川から離れて住んでいる人々は、住宅の背後の空き地を利用している。人々は、彼等のBABの習慣が、良好なものでも、また健康的なものでもなく、しかも飲料水のためにもふさわしくないことを、すでに認識しており、そのため政府又は援助機関からの資材援助がある場合には、MCKないしは公共トイレを建設するという計画を有している。

第II村(クアラン・ジャヤ)

第II村(クアラン・ジャヤ)の現存の再定住地は、コタパンジャン水力発電プロジェクトの一環としてではなく、従ってその補償として建設されたものではなく、住民の自助努力によって建設された。この点は、再定住地の構造

物の配置が、うまく設計されていることに現れている。それぞれの家屋によって所有される衛生施設には、主として住民の経済水準の如何により違いが見られる。トイレがあるのは、幾つかの家屋とモスク(1ヶ所)のみである。腐敗タンクの壁面はレンガで作られ、上部覆い(排泄穴カバー)が設けられている。

排泄用トイレを有しない人々は、河川(同時に、水浴びと洗濯の場ともなる)又は家屋背後の庭を利用する。後者の場合には、一般には、人々は、排泄の前に、スコップを用いて地面に穴を掘り、排泄後にはその上に土をかぶせる。将来的に見ても、住民の間には、公共トイレないしはMCKを建設しようとする計画はない。その理由は、住民の間でより多くの関心が向けられているのは、雇用と上水の確保であるためである。

付属書 3.5 バトゥ・ブルスラット村

バトゥ・ブルスラット村は、地理的には、東方においてタンジュン・アライ村、西方においてビナマン村、北方においてダム貯水池、南方において西スマトラ州地域に境界を接している。この村は、ティガプラス・コト・カンパル郡の郡庁所在地である。この村は、県庁所在地からは約 50 キロメートル、州境からは 15 キロメートルの距離に位置している。この村は、ダム貯水池の中央部分の非冠水地域に位置している。人口は男性[]人、女性[]人である。

この村の住民は、現在、主として湖での漁獲により生計を賄っている。住民は、ゴム農家として、この産業部門から生計の源を得ることが予定されているのであるが、未だそれからは生計を支えるに足りる所得は生み出されていない。なぜなら、ゴムの木は、植え付け後 1.5~2 年を経過しただけであるからである。住民のゴム農園は、ダムの背後に位置している。そのため、住民が、ゴム農園の世話をすることは難しい。生計の源となる稼ぎが限られているために、その悪影響が現れている。とりわけ住民の多くが、自分の子供たちを通学させることができない状況である。住民たちは、ゴムの木からの収穫の成功に強い期待を抱いており、ゴム農園が成功しさえすれば、この村における一切の社会的・経済的问题は、おのずとうまく解決するものと強く信じている。

A 移転プロセスの状況

1 村の歴史的系譜

バトゥ・ブルスラット村の歴史的系譜は、住民からの情報を掘り起こすことごとに明らかになってくる。第 1 段階は、村落リーダーの一人(前村書記)から情報を収集する形で行われた。次の段階は、バトゥ・ブルスラット村に存在する三つの社会集団(第 I 集団、第 II 集団、第 III 集団)との会合を通じて、第 1 段階で得られた村史情報を明確にし、かつ補充することである。村史の再現の基礎として用いられる出来事の時間的枠組みは、コタパンジャン水力発電ダムの建設のために、住民が新たな移住地に移転した前後の時期において、何が起きたのかに関して、人々が思い出すことのできる記憶の範囲である。

第 1 段階のためのデータ収集のプロセスは、2002 年 3 月 26 日に、前村書記の家で行われた。次の段階は、フォーカス・グループ討議(FGD)の過程で、以下の社会集団との会合の形で行われた。

- * 第 III 社会集団との会合—この会合は、2002 年 3 月 28 日に第 III 社会集団の氏長の家で開かれた。参加者は、21 名(男性 16 名、女性 5 名)で、村落指導者と村民が出席した。
- * 第 I 社会集団との会合—この会合は、2002 年 3 月 29 日にダルサラム・ムショラ(Darussalam Musholla)と名付けられた小さなモスクで開かれた。参加者は、22 名(男性 18 名、女性 4 名)で、村落指導者と村人が出席し、その

うちには若者も含まれていた。

- * 第Ⅱ社会集団との会合－この会合は、2002年3月30日に前村書記の家で開かれた。参加者は、9名(男性5名、女性4名)であった。

2 状況説明

社会全体が、所得、再定住、農園(ゴム園と菜園)、公共施設、その他の側面に関する遭遇した種々の問題を描写した村の状況説明は、長期にわたる段階的なプロセスを通じて編纂された。第1段階は、再定住地からダム湖畔に至るまでの範囲について、調査チームが行った場所的観察の作業である。この観察チームは、住民の関与により、つまり前村書記を情報提供者兼案内役とすることにより組織された。第2段階は、フィールド観察の結果に基づいて、調査チームが、村の状況説明について、その素描を作成した作業である。この素描は、あくまでも当初案的な概要があつて、村落共同体の人々により、さらに明確にされる必要がある性質のものである。第3段階は、この村の状況説明の素描を、各々の社会集団との会合の場に提出して、さらに討議し、集団的にレビューする作業である。

各々の社会集団との会合の結果は、それぞれの集団が属する社会共同体には、それに特有の問題と期待が存することから、そのような特定的な事柄への認識が反映されている。それ故、次の段階での作業は、それぞれの社会集団の期待をバトゥ・ブルスラット村全体の期待として統合する目的のために、三つの社会集団の代表が出席する村落会合の形で実施された。

フィールド観察と村の状況説明の素描の作成は、2002年3月27日に行われた。他方において、村落共同体からの情報収集は、前記の日時と参加者の下でのFGD会合を通じて行われた。

3 マトリックスでのランク付け

バトゥ・ブルスラット村の状況説明のうちにおいて明らかにされた社会共同体の期待の実現化の枠組みにおける活動規模の優先度の選定は、以下のような段階を通じてのマトリックス・ランク付け作業を行うことにより実施された。

*各々の社会集団は、社会共同体によって表明されたあらゆる期待を実現する上での人的資源の潜在的可能性、機会及び能力について、その貢献度の大、中、小についてのアセスメントを行う。これに次いで、この点での等級ないしは評価が決定される。等級付けの範囲は、集団的な合意の結果である。例えば、第Ⅲ集団では等級評価1-4、第Ⅰ集団では1-10の範囲、第Ⅱ集団では1-10の範囲での等級付けが行われる。

- * これに続いて、各々の社会集団からのマトリックスでのランク付けの結果が、合同FGD会合を通じて、さらに社会集団全体と集団的に討議される。その結果、バトゥ・ブルスラット村のマトリックスでのランク付けがなされる。そこでは、バトゥ・ブルスラット村での社会全体の潜在的可能性、機会及び能力に基づいて必ず達成されるべき活動優先度のリストが描かれる。

マトリックスでのランク付けを作成するための作業がまた、前記の FGD 会合の際に行われる。なぜなら、マトリックスでのランク付けは、社会集団/村委会を通じての社会共同体による一連の参加型アセスメントの最終プロセスであるからである。

4 村の地図作成

バトゥ・ブルスラット村の状況を概括的に描写した地図の作成は、社会共同体との討議プロセスを通じて行われる。このプロセスでは、状況説明の結果を提示することで始まり、次いで状況説明の映像を地図のうちに投影する作業を行う必要がある。村の地図を作成するための相互作用のプロセスにおいては、参加者は、彼等が確認した場所については、とりわけ公共施設、家屋、河川、農園、湖沼、その他についてのインプット情報を、お互いにシェアした。この村地図の作成のプロセスは、約 30 分間行われた。

村地図の作成の討議は、調査チームの本部となっていたマルワン(Maruwan)氏の家で行われた。この会合には、9名(女性4名、男性5名)が参加した。この討議は、2002年3月30日に行われた。

B 評価結果

1 再定住

(a) コタパンジャン水力発電プロジェクト(PLTA)に関する移転プロセスと住民の意見

バトゥ・ブルスラット村の住民の新移住地への移転プロセスは、コタパンジャン・ダムの建設プロセスに極めて密接に関係している。この村の住民の長期にわたる悲しい移転プロセスが始まったのは、1982年に県知事(Bupati)が、コタパンジャン・ダム建設のマスター・プランに関する通達を、郡長(Camat)宛に発した時点からであった。これに応じて、住民を代表する指導者たち(地元では「ニニック・ママック」(Ninik Mamak)と呼ばれる社会指導者、宗教的指導者、村長、郡長、「アダット」(adat)上の伝統的著名人)が、このプロジェクトの受け入れ準備に関しての協議会合を開催した。この集会は、バトゥ・ブルスラット村のイスラム寄宿学校(Pondok Pesantren)において開かれた。この集会には、およそ100名が参加した。この会合には、県知事(Bupati)と地域開発企画局(Bappeda)も出席した。この会合では、最終的に17項目の提案が採択され、政府に対して提出された。県知事の対応振りは、これらの要求を基本的に承認するというものであった。しかし、補償を含めて、全体的な決定は、中央政府の手中にあったのである。住民側の提案は、以下のような内容であった。

* 住民に対しては、タイプ36の耐久性の高い住宅が与えられるべきである。

- * 電気の据え付けは無料である。ただし、毎月の電気代は、住民によって支払われる。
- * 住民移転は、村全体が移転する形で行われる。
- * 各々の世帯主ごとに 2 ヘクタールのゴム農園が与えられる。ただし、住民の新移住地への移転前 2 年以内に、ゴム農園は、収穫条件の整った形で住民に引き渡されるべきである。
- * 補償金は、公正価格で、全額が支払われるべきである。
- * 住民には、学校、総合保健センター、モスク、スポーツ場、牧草地、公共墓地、その他など、公共施設が提供されるべきである。
- * 4 年間の生活手当支給
- * 住民は、移転住民一般と同じようには取り扱われない。
- * コタパンジャン水力発電プロジェクトの雇用にあたっては、技能と専門的知識のある地元住民が優先されるべきである。
- * 神聖で歴史的由緒があると見られるすべての墓地は、政府によって、完全な形で移転されるべきである。また、水没する神聖な墓地については、顕彰碑が建てられるべきである。
- * 住民に対しては、地方政府所有の水供給会社(PAM)により、掘り抜き戸戸ないしは上水が提供されるべきである。
- * すべての世帯に対して、MCK(水浴、洗濯、便所)が提供されるべきである。
- * すべての世帯に対して、50×100 メートルの規模の菜園と 100×100 メートル規模の農地が提供されるべきである。
- * 水没世帯に対しては、ダム湖の利用(特に漁業)についての指導が行われるべきである。
- * すべての世帯に対して、乳牛が与えられるべきである。
- * 村道は、アスファルトで舗装されるべきである。
- * 宗教関連教員の増員が図られるべきである。

その後、1987 年から 1991 年にかけて、社会共同体の社会・経済についてのデータ収集プロセスと補償の準備プロセスに関して、複数の活動が実施された。このような活動は、複数の機関、とりわけ地方政府、農業事務所、国家土地局、リアウ大学、農園局、アンダラス大学によって実施された。これらの活動を通じて、伝統的規範(adat istiadat)、住民資産、ダム建設に関する住民の意見、補償額の設定、住民の土地の測量などに関するデータが収集された。この時期に、つまり 1990 年に、ダム建設が開始された。

1992 年に、正確なデータに基づいて、住民に対する補償金の支払いプロセスが具体化した。この時期に、ギナンジャール・カルタサスマ (Ginanjar Kartasasmita) 鉱業・エネルギー相と県知事(Bupati)による約

束、つまり住民は、無料で電気を享受できるであろうとの約束がなされた。その上、住民は、移転と同時に、収穫の準備が整ったゴム農園を受け取ることができるとも約束された。1993 年に、バトゥ・ブルスラットにおいて、住民のための再定住地の建設がはじまった。同時に、70 世帯主のための 140 ヘクタールのゴム農園用地の開墾が、請負業者によって実施された。この土地には、土壤肥料の目的で、豆類が植え付けられた。同年には、ダム建設のための入札手続きが完了した。1994 年には、住民による新移住地の視察が行われた。住民の反応は、そこが、移住場所としてはふさわしくないというものであった。

1995 年に、住民たちは、移住省が提供した 100 台のトラックを使って、新移住地に引っ越した。新移住地に到着した途端、そこで彼等が目にしたのは、6×6 メートルの規模の家屋は、すべて草で覆われており、しかもトタン葺きの屋根、ベニア板の壁、薄いセメントの床、1×1 メートルの規模の水槽、簡単なトイレ、その他の公共施設であった。これに加えて、生活手当として住民に手渡されたのは、米、砂糖、調理用油、灯油、石鹼、インゲン豆、塩、大豆製ソース(ケチャップ)、塩漬け魚などであった。1996 年に、上水供給施設(PAM)と公共給水栓(HU)が建設されたのであるが、それらが稼動したのは、4 ヶ月間だけであった。同年には、住民は、ダム湖での漁獲活動に乗り出した。1997 年には、政府による生活手当の支給が打ち切られた。

ディガブラス・コト・カンパル郡での住民協議により打ち出された 17 項目の提案については、政府による実現の度合いは、以下の通りである。

- * タイプ 36 の住宅の実現は、極めて難しい。
- * 村には電気が導入された。しかし、住民は、据え付け料金を支払わなければならない。
- * 村全体が一体として移転することはできなかった。場所的な制約条件に照らしてみると、住民生活を支えきれないと判断されたためである。
- * 各世帯に 2 ヘクタールのゴム農園が与えられたのであるが、その造成は、住民移転後 4 年も経てからであって、未だ収穫のできるような状態ではない。
- * 補償金の支払いは、公正なものではなく、また住民にとって有利なものでもない。
- * 宗教行事向けの建物(musholla)は、利用できず、またモスクは、住民の献金で建設された。さらに、牧草地はなく、また共同墓地用の土地も、適切なものではない。
- * 生活手当の支給は、2 年間のみであった。

- * 水没影響を受けた住民が、コタパンジャン水力発電プロジェクト(PLTA)において雇用機会を得るのは困難であった。
- * 歴史的に由緒のある墓地(総計で 16 墓地があった。)のうちで移転対象となったのは、バトゥ・ブルスラット村とプロウ・ガダン村の 2 ユニットの墓地のみであった。
- * 地下水井戸は建設されず、住民には雨水貯水タンクが与えられたにすぎなかった。飲料水プロジェクト(PAM)の下での上水供給施設は、4 ヶ月間稼動しただけであった。
- * MCK(水浴、洗濯、便所)は、建設されず、簡素なトイレが設けられただけであった。
- * 20×50 メートル規模の菜園と 40×100 メートル規模の農地が与えられたにすぎなかった。
- * 乳牛が配られたのは、ビナマン村、ラナ・スンカイ村、ルブック・アグン村の 3 カ村のみで、しかも受益者は、一部の住民に限られていた。
- * 村道には、アルファルト舗装がなされなかつた。
- * 墓地移転の経費は、政府によって負担されなかつた。

前記提案の実現度に対する住民の受け止め方は、政府は、多くの提案を厳しいスクリーニングによりふるいにかけ、住民によって提案されたプログラムを認める意向がなかつたというものであつた。その上、政府は、これらの提案の実現について、まず最初に住民と協議し、合意に到達する努力を尽くさないで、利己的利益の観点から決定を行つたにすぎないといつのであつた。これにより、住民の間には不満足感が生み出され、また各種の問題が生じ、さらに複雑な悪影響が続いているのである。

(b) 家屋と土地に対する補償(0.1、0.4、2 ヘクタール)

住民が受け取った家屋補償は、17 項目提案(これは、社会指導者との協議でまとめられ、その後政府に提出された。)の線に沿つたものではなかつた。家屋の規模という点では、住民提案の内容、つまりタイプ 36 に合致していたのであるが、質の点では、耐久性の高い住居の供与という住民提案とは齟齬していた。住民が受け取った家屋は、極めて簡素な造りであるばかりでなく、ほとんど破損状態であった。家屋の造りは、ベニア板の壁、トタン屋根、薄いセメントの床によるものであった。住民が家屋を受け取ったとき、建造後すでに 2 年を経過していた(建造は 1993 年で、住民引っ越しは、1995 年であった。)。

今日、住民の住宅事情はまちまちで、ある家屋は改築を施され、他の家屋は未だに元のままといった状況である。富裕な住民には、家屋を改築できるだけのゆとりがある。しかし、貧困住民にとっては、元のままの家屋に住み

続けるほかないのである。

家屋の造りの悪さのために、移転当初からそこに住み続けている住民の間では不便感が根強い。彼等は、家屋の質の不適当さに起因する健康状態への影響を懸念している。

既存の住宅事情を改善するための努力として資金的にゆとりのある人々によって講じられているのは、部分的ないしは全面的に住宅を改築するという方法である。しかし改築のゆとりのない人々にとっては、日々質的に悪化する住宅事情を改修するためには、政府による家屋改善資金の補助しかない。

土地補償の問題に関しては、住民が受け取ったとされているのは、庭地 20×50 メートル、農地 40×100 メートル、ゴム農園 2 ヘクタール規模の土地だった。しかし、実際には、住民が受け取ったゴム農園の広さは、1.8 ヘクタールにすぎなかった。住民が得た土地補償は、政府に対する住民提案とは合致していなかった。住民によれば、土地条件は、極めて悪く、また肥沃さにも欠ける。このことは、特に菜園と農地について言える。これは、肥沃さのある表土の厚さが、10~15 センチにすぎないためである。

住民の見方では、このような劣悪な土地条件の下では作物の栽培は不可能で、たとえ作物が生育したにしても、何らの生産物も得られないというのである。これに加えて、現在表面化しているもう一つの問題は、土地所有権の重複の問題である。社会的に頻発しているのは、土地証明書を所持すると主張する住民が、現地で確かめてみると、土地そのものが存在しないという事例である。バトゥ・ブルスラット村では、土地所有権絡みの紛争が、およそ 250 件も存するのである。

土壤の肥沃度の問題を克服するための努力の一環として、化学肥料と石灰を供給する措置が講じられているのであるが、具体的な成果がもたらされるまでには至っていない。これに加えて、第 2 作物と換金作物を育成しようとの試みも、住民によりなされてきている。しかしながら、不幸にして、このような期待に沿うような結果は得られていない。土地所有権の重複の問題及び土地証明書と現地との間の齟齬の問題に関しては、住民は、これらの係争問題の解決を求めて、国家土地局(BPN)と水力発電所当局に問題処理を委ねた。しかし、これらの機関は、何らの反応も示していない。

土壤の肥沃度の問題への対処策の一環として住民により望まれているのは、農業試験所での実験が行われるべきことである。試験所での結果は、土壤の肥沃度の水準と栽培に適した作物を証明することになるであろう。これに加えて、住民が試みようとしているのは、「ガンビル」(gambir)と呼ばれる地元の作物の栽培であって、もしもその作付けと管理のために必要な資本を援助してくれるようなパートナーが見い出せるならば、かかる作物の栽培に乗り出そうとしているのである。所有権の重複の問題に関しては、住民の期

待が大きいのは、政府が、発生している問題の解決に乗り出すことである。

(c) 土地(農園、農地、宅地、菜園など)の喪失に対する金銭補償

金銭補償については、住民の現金の入手源となっているのは、作物、稻田、農園、菜園及び家屋に対する補償である。より詳細に眺めてみると、以下の表には、補償に関する住民提案とその実現化の対比が掲げられている。

番号	項目	住民提案額(ルピア)	実現額(ルピア)
1	ココナツ(生産木)	35,000/ユニット	4,800/ユニット
2	ココナツ(非生産木)	15,000/ユニット	1,000/ユニット
3	ゴム(生産木)	10,000/ユニット	2,400/ユニット
4	ゴム(非生産木)	5,000/ユニット	1,500/ユニット
5	灌漑稻田	15,000/平方メートル	600/平方メートル
6	非灌漑稻田	10,000/平方メートル	400/平方メートル
7	その他の作物	10,000/ユニット	5,000/ユニット
8	農園(村から遠い)	1,000/平方メートル	30/平方メートル
9	農園(村に近い)	3,000/平方メートル	400/平方メートル
10	菜園(道路に近い)	5,000/平方メートル	600/平方メートル
11	菜園(道路から遠い)	3,000/平方メートル	400/平方メートル
12	耐久性の高い住居	200,000/平方メートル	92,000/平方メートル
13	耐久性の低い住居	150,000/平方メートル	68,000/平方メートル
14	仮設住居(木製、ベニヤ製)	100,000/平方メートル	48,000/平方メートル
15	墓地移転	75,000	なし

住民が受け取った補償は、強制的に実施されたもので、補償金額について合意に達するためのいかなる協議ないしは討議もなされなかつた。住民たちは、政府によって支払われる補償価額を受け取るよう強いられたのである。

もしも住民がそれを受け取らなければ、彼等は、「移転調整チーム」(Satkorlak)(このチームは、政府の公安機関としての機能を有していた。)によって威嚇され、移転を強制されたのである。住民によれば、「移転調整チーム」は、軍隊の様々なユニットで構成されていた。

強制的なやり方であったために、住民たちは、今日に至るまで納得しておらず、自発的意思ではなかつたとしており、裏切られたと感じており、さらには強い憎しみの感情さえ抱いている。彼等の尊厳は無視され、また傷つけられたのであって、彼等がコタパンジャン・ダムの建設のために払った犠牲に釣り合わないというのである。その結果として浮上してきているのは、住民は、補償にかかるいずれの事柄に対しても極めて神経過敏であり、またこの問題に極めて強い関心を抱いていることである。現在、住民の間に広まっているのは、ダム建設の援助機関としての日本政府が、補償に関する公的価額リストを保持しているという噂である。

政府に対する住民要求の一環として打ち出されているのは、公的補償価額ないしは日本によって申し入れられた補償率表について、これを透明化させることである。住民はまた、政府に対して、公共墓地の移転経費を支払うよ

う求めている。

(d) 公共的/社会的施設

バトゥ・ブルスラット村に対して政府によって提供された公共施設のうちには、とりわけ小規模モスク「ムショラ」(musholla)、村道、墓地、学校、村役場、集会所、モスクなどがある。状態が良好なものと適当な状態にないものがある。

適当な状態にない公共施設としては、村道が挙げられる。村道は、アスファルトで舗装されておらず、路面浸食されている。浸食された土砂は、村落周辺の溝や排水路に流れ込む。その結果、雨が降れば、庭地は冠水状態となる。その上、村道には街灯が備え付けられていないことから、夜間には真っ暗である。このような状態は、同村における社会活動の大きな妨げとなっている。

小規模モスク「ムショラ」の状態は劣悪である。そのため、宗教活動の遂行が妨げられているというのが、住民の受け止め方である。その上、住民移転の当時には、モスクは、政府により建設されていなかった。

住民たちは、自助努力の募金により、また地元の資材を用いて、ムショラを改善しようと努めた。その結果、それを使うことができるようになった。その上、モスクもまた、住民の自助努力により建立された。さらに「ゴトン・ロヨン」(Gotong Royong)（共通目的の達成のための自発的な共同作業）により、村道を改善しようとする試みもなされた。しかしながら、道路事情を大きく改善できるまでには至っていない。

この村での問題克服のために必要な努力の一環として繰り広げられてきているのは、「ゴトン・ロヨン」の自発的な共同作業によるムショラと村道の物理的条件の改善、さらに村道における街灯の設置である。

(e) 電 気

過去の政府約束では、住民は、据え付け料金を課されることなく、電気を享受できるであろうというのであった。実際、同村には電気施設が付設されたのであるが、各家庭が電気の供給を受けるためには、住民は据え付け料金を支払わなければならない。そのための経費は、据え付け時期にもよるが、およそ 15 万～100 万ルピアである。これに加えて、電気料金の急激な値上げのために、支払い負担が大きすぎるというのが、住民の受け止め方である。

同村における電気関連の現在の問題は、住民の一部が未だに電気を享受できていないという点である。その理由は、それらの住民には、据え付け費用を負担できるに足る金がないためである。これに加えて、電力料金の突然の大幅な値上げは、住民負担の度合いを高めている、その上、現状では、住民の所得状況は、予測不可能である。そのため、住民の多くが、過去 2～3 ヶ

月の間、電気料金を支払っていない。

これまでに住民としては、政府約束、つまり各家庭に電気を据え付けるという約束の実現を待ち続けてきたし、今後もそうであろう。このことは、とりわけ自己資金で据え付けのできない低所得の住民グループについて言える。他方において、すでに電気の供給を受けている人々にとっては、電気料金の値下げが、彼等の政府への要求である。

2 所得創出

(a) ゴム

バトゥ・ブルスラット村におけるゴム樹の植え付けの対象地は、この点でのリハビリ対象地ではない。なぜなら、この場所には、かつて一度だけ植え付けが行われたからである。ゴムの植え付けは、村落共同体の管理の下に行われたのであるが、期待されたように進められなかつた。住民は植え付けグループの長に管理を委託したが、その成果はゼロであった(つまり、対象地にはゴムの木は植え付けられなかつた。)のである。結局のところ、住民たちは、各自に植え付けを行つたのであるが、それに成功したのは、ごく少數の人々だけであった。

現在、同村には、21のゴム生産グループが存している。1グループは、24~25世帯で構成されている。

バトゥ・ブルスラット村には総計で 1044 ヘクタールもの広大なゴム農園用地が存在しているのであるが、そのうち成功しているのは、面積的には約 35% にすぎない。残りの 65% の土地は、ジャングルか草地に戻ってしまっている。このような農園の現状は、新たな問題、つまり乾季における火災の発生、猪、鹿、バク、野生の水牛などの動物被害といった問題を引き起こしている。

動物被害、特に猪による被害への対処作の一環として、スチール製ネットの罠を仕掛け、そこに毒薬入りの餌をおくという方法が講じられている。しかし、その成果は、芳しいものではない。他方において、枯草に起因する農園火災を最小限に止めるために、除草剤のラウンド・アップを用いて、雑草の除去が図られている。しかし、[r5]住民による雑草除去作業を集約的に行うことができるのは、以下のような事情のためである。ゴム農園は、場所的には、再定住地からは 7~8 キロメートル離れたところに位置している。そのため、ゴム農園に行くのには、3~4 時間も要するのである。つまり、家からダム湖畔までは徒歩で 1 時間、木製の小船でダム湖を渡るのに 1~2 時間、ついでダム湖畔からゴム農園まで歩いて 1 時間もかかるのである。ゴム農園で作業をするとなれば、平均で約 1 週間の滞在が必要となる。そうでなければ、ある程度のメンテナンス活動ができないためである。その結果、住民は、漁業など、彼等の家族のニーズを満たすまでの即効的な金銭獲得手段で

あるその他の仕事を行うことことができなくなってしまうのである。

現行のメンテナンス資金は、この種のニーズを満たすためには使用できない。なぜなら、彼等が家に残してきた家族の日常的なニーズを満たすことができるようかつ、住民が、ゴム農園に滞在できるよう、割当てられる必要があるからである。

このような状況下において発生してきている問題については、それへの幾つかの対処方策が講じられる必要がある。とりわけ、以下のような措置が講じられなければならない。

- ① 住民の農園へのアクセスを容易にし、また農園への行き来の時間短縮のためには、ダム湖を跨ぐ橋梁が建設される必要がある。
- ② 農園につながる道路を建設する。
- ③ 再定住地から遠隔地であることの補償として、メンテナンス資金を増加する。
- ④ 「中核パートナー」(Bapak Angkat)の制度を採用することにより、ゴム樹の管理を行う。ゴム園管理の点での「中核パートナー」の定義と目的については、住民の間に未だに認識の仕方に違いがある。それ故、今後とも、この問題についての討議を続けて行く必要がある。

(b) 園 芸

住民による園芸の対象地は、通常、「季節地」と呼ばれている。この土地のメンテナンス状態は良好ではなく、雑草で深く覆われている。住民の一部は、この地において、ランプータン、ジャック・フルーツ、ゴムなどの耐性の強い作物を栽培している。

従来、この土地では、農業事務所から配布された種苗を用いて、「ゴゴ」(gogo)と呼ばれる陸稻、大豆、インゲン豆、トウモロコシ、チリなどの一期性の作物が栽培されてきた。しかし、これらの作物の育ちは悪い。その理由は、土壤条件がよくないためである。農民たちは、化学肥料と石灰を散布しているのであるが、土壤の肥沃度そのものが欠けているのである。つまり、腐植土は薄く、砂質性で、約 1~1.5 メートルの深さまで岩だらけなのである。いずれにしても、これまでの土壤改良の成果は、芳しいものではない。第2作物の土壤生産性を高めるためには、農業試験所での土壤テストが必要である。これにより、どのような種類の作物が、かかる土壤条件に適しているのか、また作物の適正な成長と生産量の最大化を図る上で、どのような措置が講じられるべきかについて、具体的な作物と方策が確かめられ得るであろう。

(c) 菜園(家庭菜園と住民共有地)

菜園は、一般には社会共同体の共同管理の下に置かれている。その背景となっているのは、この種の土地が未利用なままに放置されることなく、各種

作物(一般には、ココナツ、カシュー・ナッツ、グアヴァ、バナナ、マンゴー、ジャック・フルーツ、パイナップルなどの果実)が植え付けられる必要があるとの考慮である。これらの作物のうち、幾つかの成長は良好で、生産物の収穫も行われている。しかし、幾つかの作物、特にマンゴーとオレンジは、植え付けられてから数年が経過しているにもかかわらず、結実するに至っていない。

菜園とされていない土地のメンテナンス状態は悪く、その多くでは、ランブータンなどの灌木が生い茂っている。こうした土地は、肥沃性が乏しいために、住民の耕作の手が及んでいない。この地に住民によって植え付けられたゴム樹でさえも成長の度合いは良くなく、樹液を産出するまでには至っていない。この地のもう一つの制約要因は、猪の被害である。

土地生産性を向上させることへの住民の関心は、依然として高い。このためには、とりわけ以下のような種々の代替的な解決策が講じられる必要がある。

- ① 有機肥料の投入の度合いを強化することにより、不毛な土地の肥沃度を高める。
- ② 可能な場合には、(フェンスの設置により)区画設定のための管理システムを採用することによって、牧場としての土地利用を図る。
- ③ 住民の米需要を満たすために、稻田を開発する。
- ④ 農園へのアクセス道路を修繕し、また拡大する。
- ⑤ 「ガンビル」を植え付けることにより住民共有地の再緑化を図る。この点では、潜在的市場の開発についても考慮を払う(なお、バトゥ・ブルスラット村では、ガンビルの加工工場が稼動している。)。
- ⑥ 「サラク」(salak)、「ドゥク」(duku)、ドリアン、マンゴーなどの他の果実の生産支援を行う。ただし、これらの果実の土地条件への適合性テストを行う必要がある。

(d) 漁業と畜産

住民の主要な所得獲得源であるはずのゴム生産が未だ軌道に乗っていない現状の下では、漁業部門での生産は、住民の第一次的な所得獲得源である。ダム湖での主要な漁獲方法として住民により用いられているのは、魚網を用いる方法と「クランバ」(keramba)(網と竹で作られた浮地)のうちに魚を飼う方法である。後者に対しては、カンパル県政府の年間予算計画(APBD 資金)の下で助成措置が講じられている。しかし、この部門からの収入には、落ち込み傾向が見受けられる。これには、以下のような幾つかの原因が挙げられる。

* 漁獲量と放流魚苗との間のバランスが失われてきているために、魚苗の数が、徐々に減ってきている。このアンバランスはまた、電気

ショック、毒殺などの不適切な漁獲方法によっても引き起こされている。

- * 住民の漁獲手段と漁獲技術が限られており、「クランバ」に代わるような養魚方法を持ち合わせていない。

前記の問題を克服するための努力の一環として、漁具援助と魚苗増加支援についての提案が作成され、県漁業事務所に対して提出されている、しかし、今日までのところ、この提案は、実現されるまでには至っていない。この分野での各種問題への対処策としては、下記のような措置が講じられる必要がある。

- ① 漁獲手段(漁船、魚網など)の購入と魚苗の増加を図ること。
- ② 村落共同体によって管理される「クランバ」の数を増やすことにより、この養魚法を促進すること。
- ③ 漁獲魚の燻蒸加工工場を入手すること。
- ④ 漁獲魚の加工技術についての訓練を行うこと。
- ⑤ 村落協同組合(KUD)を通じて市場へのアクセス支援を行うこと。

3 水供給

水資源

(a) 地下水井戸

住民によって日常的に消費される水資源のうちで最も重要度が大きいのは、地下水井戸である。バトゥ・ブルスラット村では、日常的な水需要を満たす目的で、約 300 カ所の掘り抜き井戸が建設された。他方において、その他の水資源は、代替的な供給源として用いられている。

これらの井戸は、住民の自助努力により建設された。なぜなら、住民の引っ越し時には、家屋には井戸が備え付けられていなかったからである。

移転時には、1×1 メートルの規模の雨水貯水タンクが備え付けられていたにすぎなかった。降雨の際に、タンクは、満水状態となる。しかし、住民の水需要は、それを遥かに凌いでいる。それ故、タンク水だけでは、住民の日常的な水需要を満たすのには十分ではない。そのため、住民により水供給の確保のための努力がなされてきているのであるが、そのような試みは、スマースには行っていない。なぜなら、再定住地は、海拔 170 メートル以上の高さの場所に位置しており、地形的には斜面地帯であるためである。地層は、掘り抜くのに容易ではなく、精々のところ数メートルを掘るのがやっとである。地底には、硬い岩盤が存している。地盤を穿つためには、ノミとハンマーが必要である。ツルハシでは、掘り切れない。その上、建設コストが非常に高い。1 メートル掘るのに 30 万ルピアの支払いが必要である。そのため、幾つかの井戸は、2~3 メートルの深さしかない。しかも、幾つかの井戸では、7 メートルの深さまで掘り下げたにもかかわらず、得られた水量

は、ごく僅かであった。

このような土質条件の下では、住民としては、建設可能な範囲での井戸しか持てない。もしも十分な水が得られ、日常的なニーズを満たすことができるのであれば、彼等は、井戸の利用可能性の如何にかかわらず、井戸掘りを止めてしまうだろう。

フィールド調査とインタビュー結果に基づけば、一部の井戸の水質は悪く、雨季には褐色、乾季には赤色となり、また悪臭を帯び、飲用には適さない。ただし、幾つかの井戸の水質は良好で、上水として飲用可能である。このような井戸水は、調理用、洗濯用、飲料用及び水浴び用として住民により消費されている。井戸の平均的な深さは、およそ4~5メートルで、地面からの平均的な高さは1.5~2メートルである。

一般に利用されているのは、天水井戸である。この種の井戸は、雨季には十分な水量があるが、乾季には干え上がってしまう。このような状況の下では、住民の一部は、彼等の家屋の周辺の小川で水浴びと洗濯を行う。飲料水と調理用水については、これらの住民は、隣人から供給を受ける。ただし、彼等は、川から運んできた水を、飲用と調理用に充てることも多い。

バトウ・ブルスラット村では、人口増加に伴って、水問題が、ますます深刻化してきている。人口増は、保健環境に悪影響をもたらすとともに、再定住地のスラム化に拍車をかけている。その原因は、MCK(水浴、洗濯、便所)が正常に機能していないためである。住民の一部は、自宅の庭に穴を掘り排泄した後、土をかぶせる。

前記のような数多くの問題のうち、何らかの解決策が講じられてきているのは、ほんの一部である。例えば、水の入手難に対処するために、一部の住民は、井戸を掘り下げることにより、上水を汲み上げている。また、数名の住民は、河川水をパイプで自宅まで運んでいる。ただし、このような措置を講じている住民の数は多くない。

こうした水問題を克服するための努力の一環として、バトウ・ブルスラット村では掘り抜き井戸の建設が構想されており、最高地点3カ所にこれを建設することが計画されている。同村では、水需要の問題の解決が死活的重要性を持っているが故に、この計画への緊急の着手が、不可避であるように思われる。掘り抜き井戸の建設は、最終的に残された代替策となっている。なぜなら、住民の上水要求を満たすための幾つかの解決策(例えば、PDA給水プロジェクト)が、これまでにことごとく失敗してきているからである。

(b) 飲料水プロジェクト

バトウ・ブルスラット村は、飲料水プロジェクト(PAM)の対象地であったのであるが、このプロジェクトは、住民の水需要を満たすことができなかつた。その理由は、公共給水栓(HU)にまで水が流れて行かないためである。住

民が PAM 水の恩恵に浴したのは、だいたい 4 ヶ月であった。しかも、すべての世帯が、PAM 水を享受できたのではなかった。

PAM 水の水源は、ダム湖で、2 ユニットの揚水機で用水を汲み上げた。一つの揚水機は、湖水を汲み上げて、「取水」(intek) タンクに入れる目的で、ダム湖の中に据え付けられた。もう一つの揚水機は、取水タンクの水を汲み上げて、貯水槽に入る目的で、貯水槽の上に設置された。ダム湖から貯水槽までパイプ・ラインが敷設されたのであるが、その長さは 1500 メートルで、パイプの直径は 4 インチであった。貯水槽はコンクリート製で、大きさは 7×6 メートル、高さは 3 メートルであった。

PAM 水は、隣り合った 2 カ村、つまりバトゥ・ブルスラット村とビナマン村を灌漑することが計画された。しかし、実現化という点では、PAM は、実現されず、およそ 10 億ルピアに相当する資金を費やしただけで失敗に終わってしまった。

現状では、PAM は、すでに破損の度合いが著しい。パイプは、消失し、機能不全に陥ってしまっている。発電機も、消え失せてしまった。また、公共給水栓は、もはや本来の場所ではなく、解体され、住民の家に移され、雨水貯水槽として用いられている。

PAM の失敗の原因は、計画段階において住民参加を図らなかつた点にある。ただし、住民たちは関係機関に対して PAM 建設計画の変更を働き掛けて、その代替案として、各家庭に井戸を建設することを提案した。住民たちは、PAM を稼動させることが難しいことを知っていたのである。しかし、このフィードバックは、政府当局により取りあげられなかつた。

PAM の機能を回復させ、また給水パイプ・ラインを無駄にしないためには、貯水槽のある場所に掘り抜き井戸を建設する必要がある。掘り抜き井戸からの取水は、貯水槽のうちに入れられ、そこからパイプを通して配水することができる。この構想が実施可能であるのは、貯水槽が、パイプよりも高い場所に位置しているからである。

(c) 河川水

バトゥ・ブルスラット村を流れる河川は、水量も豊富であるため、住民により、代替的な水資源として頻繁に利用されている。同村の周辺には、8 本の小川があり、これらはいずれも住民により利用されている。特に乾季には、住民は、これらの小川からの取水に大きく依存し、彼等の日常的なニーズにも充てる。自宅に地下水井戸を有しない人々にとって、河川水は、彼等のニーズを満たす上の最も重要な水源となっている。彼等の住居から取水場までの距離は、約 200~500 メートルである。

河川水は、乾季には、時々干え上がってしまう。そのような場合、日常的なニーズを河川水に頼っている人々は、気を揉むことになる。同様のこと

は、自宅の井戸が干え上がってしまう人々についても言える。このような問題に加えて、水質もあまり良いとは言えない。このような水質悪化は、一つには、多くの住民が、河川を排泄場所として利用していること、もう一つには、河川が、その他の厨芥によっても汚染されていることに起因している。

このような水不足に対処するために、住民は、その他の水源を探そうと努力している、ただし、そのような代替水源が見つかったにしても、その場合には、彼等は、何百メートルも歩かなければならない。しかしそうした場合でも、彼等が、日常的なニーズを満たすことができない状態に置かれていることには変わりない。

水不足への対処方策としても、また不斷に流れる水資源を維持するためにも、集水域の周辺の環境保全を図ることが必要である。

(d) 雨 水

住民が、彼等の日常的なニーズ(洗濯、調理、水浴及び排泄)を満たす上で、最も多く利用しているのは、未だに雨水である。住民が引っ越してきた当初には、各々の家屋には、雨水貯水槽(PAH)が備え付けられていた。現状では、これらのPAHの一部は破損してしまっているとはいえ、その多くは、依然として使われている。PAH水が日常的に主要な用水源として使われているような場合には、それだけでは十分ではない。それは、もっぱら補完的な用水源として用いられている。

(e) 掘り抜き井戸

バトゥ・ブルスラット村の住民にとっての代替的な水資源は、掘り抜き井戸である。掘り抜き井戸への彼等の期待は、極めて大きい。この点は、すべての社会集団との討議(FGD)の際に明瞭に表明された。一般には、彼等は、この潜在的資源には実現可能性があると判断しているが故に、掘り抜き井戸を主要水源として位置付けるよう求めている。

(f) 上水供給施設

バトゥ・ブルスラット村での上水供給施設の中核とされてきたのは、サンヨー製の揚水機を用いて掘り抜き井戸から水を汲み上げることであった。揚水機は、PAM水、貯水槽、パイプ・ラインの給水システムを稼動させるために用いられ、今日でも保存状態は良い。しかし、この機械は、稼動可能とはいえ、メンテナンス状態は良くない。

他方において、雨水貯水槽(PAH)は、未だに存在している。それらの一部は破損してしまっているのであるが、大多数は、依然として良好な状態にある。なお、河川水の導水手段としては、パイプ・ラインが用いられている。

(g) 衛生設備

住民の健康を実現する上で何よりも必要なことは、清潔な環境を維持するよう努めることである。そのような方法の一つは、MCK(水浴、洗濯、便所)

のために上水を供給することである。もしもそのための十分な水がなければ、環境と公衆衛生の面でのマイナスの影響が生じてこよう。バトゥ・ブルスラット村では、水供給の不足が生じていることから、環境と公衆衛生のいずれの点でも維持が難しい。これに加えて、住民の一部は、MCKとして、同一河川水を利用している。他の住民はまた、自宅に、極めて簡素な形で MCK を設けている。

C 結論

村地図の素描、「状況説明」、マトリックス・ランク付けという手段を用いることにより 3 社会集団から得られた参加型評価に基づけば、すべての社会集団では優先度の置き方が、それぞれに異なっているという結論が得られた。このような差異の発生は、それぞれの社会集団ごとに環境特性が異なっていること、またそれぞれの社会集団ごとに開発されるべき潜在的可能資源を見る観点が異なっていることに起因している。以下に掲げられるのは、それぞれの社会集団の優先度の大きさの差異に基づいて作られたマトリックス・ランク付けの結果である。

第 I 社会集団(第 I 村)

- * 中核スポンサー方式を採用することにより、「クランバ」養魚池を管理すること。
- * 上水の確保のために掘り抜き井戸を建設すること。
- * 「ガニビル」の植え付けにより、住民の土地の生産力を高めること。
- * 第 2 作物(palawija)の土地証明書の問題について解決を図ること(証明書の数を再度チェックすること)。
- * 再定住地の質の改善(MCK 施設、老朽化住宅の改修、礼拝施設の改修、及び排水施設)を図ること。
- * 公共施設(道路、交通手段、通信手段)を増やすこと。
- * ゴム農園のメンテナンス費用(遠隔地に起因する費用)の補填のための予算資金を増やすこと。
- * 観光地としてのダム湖の潜在的可能性を開発すること。
- * アヒル飼育をすること。
- * 魚苗の提供の度合いを高めること。
- * 上水のための電動揚水ポンプを購入すること。

第 II 社会集団(第 II 村)

- * ゴム農園のメンテナンスのための資金を増やすこと。
- * 漁獲手段の拡大を図ること。
- * 1 世帯主当たり毎月 50 キログラムの米の生活手当を支給すること。
- * 常駐の医師を用意すること。
- * 宗教関連の礼拝施設を改修すること。
- * 教育施設を建設すること。

- * 「クランバ」養魚池についての技術訓練を行うとともに、養魚池を提供すること。
- * 「ガンビル」を植え付けること。
- * ゴム農園へのアクセスを容易にするために、ダム湖を跨ぐ橋梁を建設すること。
- * 掘り抜き井戸を建造すること。
- * MCK(水浴、洗濯、便所)を建設すること。
- * 電気料金を引き下げるここと。
- * ダム湖に通ずる道路を建設すること。
- * 学校への寄付金(BP3)の要求を中止すること。
- * 証明書数と土地との間の齟齬を調整すること。
- * ゴム農園に通ずる道路を建設すること。
- * 市場にキオスクを設けること。

第Ⅲ社会集団(第Ⅲ村)

- * 乳牛の飼育を開発すること。
- * 公共インフラと道路インフラを補修すること。
- * 電気の据え付け料金を返還するとともに、未だ電気を享受していない住民に対して、電気を据え付けること。
- * 漁業の分野での開発を図ること。
- * (掘り抜き井戸を通じて)上水を増やすこと。
- * MCK(水浴、洗濯、便所)を建設すること。
- * ゴム生産の増加を図ること。
- * 補償金の残額の支払いを行うこと。
- * 補償価額表の再検討を行うこと。

付属書 3.6 ビナマン村

ビナマン村は、東方においてバトゥ・ブルスラット村、西方において住民共有地、北方においてダム貯水池、南方においてゴム農園に境界を接している。郡庁所在地までの距離は 1 キロメートル、県庁所在地までは 43 キロメートル、州庁所在地までは 103 キロメートルである。この村は、ダム貯水池の中央部分の非冠水地域に位置している。人口数は 2554 人(300 世帯)で、男性 1290 人、女性 1264 人である。

この村の住民の主要な生計源は、ダム湖での漁業で、所得獲得源の 90%は漁獲である。住民は、ゴム農家としての仕事からは、未だに収入を得られていない。なぜなら、ゴムの木は、植え付け後 1.5 年を経過しただけであるからである。ゴム農園は、ダムに隣接する場所に位置している。そのため、住民が、ゴム農園の世話をすることは難しい。生計源となる稼ぎが限られているために、その影響が現れており、とりわけ子供を通学させることができない住民もいる。ビナマン村は、1998 年にバトゥ・ブルスラット村から分村した。それ故、この村での問題の多くは、バトゥ・ブルスラット村の場合と類似している。

A 移転プロセスの状況

1 村の歴史的系譜

ビナマン村は、以前はバトゥ・ブルスラット村に組み込まれていたのであるが、1998 年に分離して、自治的地位を得た。それ故、ビナマン村の歴史的系譜をたどる上では、その基礎としては、バトゥ・ブルスラット村と類似の方法が用いられる。ただし、特に 1998 年の分離以降の事態については、ビナマン村の住民によって、さらに明確にされるか又は補完される必要がある。

ビンマン村での情報の明確化と補完化のプロセスは、すべての小村(3 小村)において実施することが計画された。しかし、第Ⅱ村での最初の経験では、追加的情報は何もなかった。換言すれば、ビンマン村の住民情報は、バトゥ・ブルスラット村で収集された情報と酷似していたし、またビナマン村の歴史的系譜は、バトゥ・ブルスラット村のそれと似通っていた。

こうした事情を考慮して、村の歴史的系譜は、第Ⅱ村での会合の際に提示されただけであった。他方において、ほかの二つの小村(第Ⅰ村と第Ⅲ村)での会合では、一層の明確化のための提示は、特になされなかった。その理由はまた、村史には一般的な出来事だけが記載されるためである。それ故、第Ⅱ村での住民による明確化は、それだけですでに第Ⅰ村と第Ⅲ村の住民の意見を代表しているものと見なすことができた。その上、ビナマン村のすべての小村の歴史を繰り返してたどる必要はなく、また利用できる時間的制約からしても、「状況説明」とマトリックス・ランク付けなどのその他の参加型農村評価(PRA)手段の利用で十分であろうとの考慮にもよっていた。

第Ⅱ村での村史についての討議は、2002 年 4 月 3 日に、第Ⅱ村の村長の家

で、約 30 分間にわたって行われた。この会合には、村落指導者と村民を代表して、12名(男性9名、女性3名)が出席した。

2 状況説明

「状況説明」の作成の基礎としてのフィールド観察は、2002年4月2日に調査チームによって実施された。調査チームは、ダム湖、住民共有地、再定住地、第2作物(palawija)地からゴム農園に至るまで同村を踏査した。それぞれの地域での位置取りと土地割り当てについての記述は、その後、状況説明図のうちに投影された。村落地域を踏査した観察旅行の途上で、調査チームは、農地とダム湖で仕事をしていた数名の人々と会い、彼等と対話した。その目的は、彼等が、どのような仕事をしており、またそれらの仕事から、どのような成果を得ているのかについて、直接に問い合わせることであった。

ビナマン地域を描写した下図は、状況説明図のうちに表示される形で、その後、第Ⅱ村、第Ⅲ村及び第Ⅰ村の住民との会合において提出された。会合の順序は、関係村民が出席できる時間に合わせて決定された。

第Ⅱ村が調査チームとの対話と討議の最初の機会となったことから、住民たちが、資源、所有権、直面している問題、及び対処してきた解決策と対処される必要のある解決策についての質問用紙に答えるのに、2時間以上の長時間を要した。第Ⅱ村での状況説明の結果は、その後、第Ⅲ村での会合に再提出された。その意図は、一層の明確化を図るとともに、未だ明らかにされていない他の追加的情報を得ようとする点にあった。このプロセスにおいて、ダム湖と再定住地に関して追加され、また明確にされるべき幾つかのインプット情報が得られた。第2作物地、ゴム農園などに関しては、基本的情報は、ほぼ類似であった。状況説明についての第Ⅲ村との討議プロセスは、単に情報の補完作業だけであったために、迅速に進められ、およそ1時間半で終わった。また、第Ⅰ村での状況説明についての評価作業も、約1時間を要しただけであった。

状況説明の技法による住民からの情報の収集は、それぞれの小村でのFGD(フォーカス・グループ討議)会合の際に、以下のようなスケジュールで行われた。

*第Ⅱ村での会合・・・この会合は、2002年4月3日午後2時半~6時に第Ⅱ村
村長の家で開かれた。参加者は、村役人(村長、隣組
(RT)組長、村議会(BPD)議員)と村民の12名であった。

*第Ⅲ村での会合・・・この会合は、2002年4月4日午後8時~11時に、第Ⅲ村
村長の家で開かれた、参加者は14名で、村長、村役
人、「ニニック・ママック」(Ninik Mamak)、慣習法指導
者、村民が出席し、そのうちには若者も含まれていた。

*第Ⅰ村での会合・・・この会合は、2002年4月5日午後8~11時に、ヌルル・
イマン寺院(Musholla Nurul Iman)で開かれた。参加者

は、18名であった。

3 マトリックスでのランク付け

住民ニーズのうち、どれが取り上げられる必要があるかについての優先度を確定するためのマトリックス・ランク付けの作成プロセスは、第Ⅱ村での第1回会合において行われた。実際には、このプロセスにおいては、同日(2002年4月3日)には、状況説明を続けることはできなかった。その理由は、住民たちには、その日の夜にムショラ(musholla)での会合が予定されていたからである。それ故、マトリックス・ランク付けに関する住民との討議は、翌日に行われた。2002年4月4日の会合には、10名が参加した。主な出席者は、村長、村議会(BPD)議員、隣組(RT)組長、村民であった。

住民ニーズの優先度(これは、潜在的 possibility、機会及び能力(HRD)を考慮に入れて、直ちに実現努力が払われるべき分野の優劣度を示す。)の決定については、以下のように合意された基準を用いることによって評価付けがなされた。

*支持しない	:1~5
*余り支持しない	:6~7
*支持する	:8~9
*大いに支持する	:10

他方において、第Ⅲ村では、(参加者との合意に基づいて)用いられた評価基準は、1(支持しない)、2(余り支持しない)、3(支持する)、4(大いに支持する)であった。この評価プロセスは、2002年4月4日に、第Ⅲ村でのFGD会合の際に、1時間にわたって行われた。この討議には、14名が参加した。

第Ⅰ村では、そこで承認された等級の範囲は、第Ⅱ村で用いられたのと同様の構成で、1~10の基準であった。

4 村の地図作成

ビナマン村の概略図は、第Ⅱ村での住民との討議プロセスにおいて得られた。村地図の作成作業は、同村に存在する上水施設又はMCK(水浴、洗濯、便所)との関連で行われた。この地図作成プロセスは、河川、村道、水資源、再定住地でのMCKの場所を示すよう、住民に求めることが始まった。同時に、住民はまた、同村における公共施設を指摘するよう求められた。この作業は、ビナマン村の概略図が確定できる時点に至るまで続けられた。

B 評価結果

1 再定住

(a) コタパンジャン水力発電プロジェクト(PLTA)に関する移転プロセスと住民の意見

ビナマン村住民の新移住地への移転プロセスは、バトゥ・ブルスラット村住民の移転プロセスと大きく異なるものではない。その理由は、1998年以

前には両村は一体となっており、ビナマン村は、バトゥ・ブルスラット村の分村として同一地位にあったことによる。ビナマン村は、1998 年に分離して、自治的な村となった。

新移住地への住民移転は、長期のプロセスを経たために、住民にとっては疲労困憊の出来事として受け取られている。他方において、新移住地への移転結果は、彼等にとっては、失望そのものであった。なぜなら、移住地の実情は、住民の期待と政府約束に相応しくなかったからである。

移転プロセスが始まったのは、1982 年に、コタパンジャン・ダムの建設計画を通達するカンパル県知事(Bupati)の書簡が、ティガプラス・コト・カンパル郡長(Camat)に届けられた時点からであった。これに応じて、住民は、社会指導者(「ニニック・ママック」(Ninik Mamak)、宗教的著名人、村長、郡長(camat)、伝統的「アダット」(adat)指導者)を通じて、このプロジェクトの受け入れ準備に関する協議会合を開いた。この会合は、バトゥ・ブルスラット村のイスラム寄宿学校(Pondok Pesantren)において開かれた。この会合には、およそ 100 名が参加した。この会合には、県知事(Bupati)と地域開発企画局(Bappeda)も出席した。この会合では、最終的に 17 項目の提案が採択され、政府に対して提出された。県知事の対応振りは、これらの要求を基本的に承認するというものであった。しかし、補償を含めて、最終的な決定は、中央政府の手中にあったのである。住民による 17 項目提案は、以下のようない内容であった。

- * 住民に対しては、タイプ 36 の耐久性の高い住宅が与えられるべきである。
- * 電気の据え付けは無料である。ただし、毎月の電気代は、住民によって支払われる。
- * 住民移転は、村全体が移転する形で行われる。
- * 各々の世帯主ごとに 2 ヘクタールのゴム農園が与えられる。ただし、住民の新移住地への移転前 2 年以内に、ゴム農園は、収穫条件の整った形で住民に引き渡されるべきである。
- * 補償金は、公正価格で、全額が支払われるべきである。
- * 住民には学校、総合保健センター、モスク、スポーツ場、牧草地、公共墓地、その他など、公共施設が提供されるべきである。
- * 4 年間の生活手当の支給。
- * 住民は、移転住民一般と同じ様には取り扱われない。
- * コタパンジャン水力発電プロジェクトの雇用にあたっては、技能と専門知識のある地元住民が優先されるべきである。
- * 神聖で歴史的由緒があると見られるすべての墓地は、政府によって、完全な形で移転されるべきである。また、水没する神聖な墓地について

ては、顕彰碑が建てられるべきである。

- * 住民に対しては、地方政府所有の水供給会社(PAM)により、掘り抜き戸ないしは上水が提供されるべきである。
- * すべての世帯に対して、MCK(水浴、洗濯、便所)が提供されるべきである。
- * すべての世帯に対して、 50×100 メートルの規模の菜園と 100×100 メートル規模の農地が提供されるべきである。
- * 水没世帯に対しては、ダム湖の利用(特に漁業)についての指導が行われるべきである。
- * すべての世帯に対して、乳牛が与えられるべきである。
- * 村道は、アスファルトで舗装されるべきである。
- * 宗教関連教員の増員が図られるべきである。

その後、1987年から1991年にかけて、社会共同体の社会・経済についてのデータ収集プロセスと補償の準備プロセスに関して、複数の活動が実施された。このような活動は、複数の機関、とりわけ地方政府、農業事務所、国家土地局、リアウ大学、農園局、アンダラス大学によって実施された。これらの活動を通じて、伝統的規範(adat istidat)、住民資産、ダム建設に関する住民の意見、補償額の設定、住民の土地の測量などに関するデータが収集された。この時期に、つまり1990年に、ダム建設が開始された。

1992年に、正確なデータに基づいて、住民に対する補償金の支払プロセスが具体化した。この時期に、ギナンジャール・カルタサスミタ(Ginanjar Kartasasmita)鉱業・エネルギー相と県知事(Bupati)による約束、つまり住民は、無料で電気を享受できるであろうとの約束がなされた。その上、住民は、移転と同時に、収穫の準備が整ったゴム農園を受け取ることができるとも約束された。1993年に、バトゥ・ブルスラットにおいて、住民のための再定住地の建設が始まった。同時に、70世帯主のための140ヘクタールのゴム農園用地の開墾が、請負業者によって実施された。この土地には、土壤肥料の目的で、豆類が植え付けられた。同年には、ダム建設のための入札手続が完了した。1994年には、住民による新移住地の視察が行われた。住民の反応は、そこが、居住場所としてはふさわしくないというものであった。

1995年に、住民たちは、移住省が提供した100台のトラックを使って、新移住地に引っ越しした。新移住地に到着した途端、そこで彼等が目撃したのは、 6×6 メートルの規模の家屋は、すべて草で覆われており、しかもトタン葺きの屋根、ベニア板の壁、薄いセメントの床、 1×1 メートルの規模の水槽、簡単なトイレ、その他の公共施設という有り様であった。これに加えて、生活手当として住民に手渡されたのは、米、砂糖、調理用油、灯油、石鹼、インゲン豆、塩、大豆製ソース(ケチャップ)、塩漬け魚などであった。

1996 年に、上水供給施設(PAM)と公共給水栓(HU)が建設されたのであるが、それらが稼動したのは、4 カ月間だけであった。同年には、住民は、ダム湖での漁獲活動に乗り出した。1997 年には、政府による生活手当の支給が打ち切られた。

ティガプラス・コト・カンバル郡での住民と社会指導者との協議によって打ち出された 17 項目の提案については、政府による実現の度合い(これには、住民の失望の度合いが大きい。)は、以下の通りである。

- * タイプ 36 の住宅の実現は、極めて難しい。
- * 村には電気が導入された。しかし、住民は据え付け料金を払わなければならない。
- * 村全体が一体として移転することはできなかった。場所的な制約条件に照らしてみると、住民生活を支え切れないと判断されたためである。
- * 各世帯に 2 ヘクタールのゴム農園が与えられたのであるが、その造成は、住民移転後 4 年も経てからであって、未だ収穫のできるような状態ではない。
- * 補償金の支払いは、公正なものではなく、また住民にとって有利なものでもない。
- * 小規模モスク「ムショラ」(musholla)は、利用できず、またモスクは、住民の献金で建設された。さらに、牧草地ではなく、また共同墓地用の土地も、適切なものではない。
- * 生活手当の支給は、2 年間のみであった。
- * 水没影響を受けた住民が、コタパンジャン水力発電プロジェクト(PLTA)において雇用機会を得るのは困難であった。
- * 歴史的に由緒のある墓地(総計で 16 墓地があった。)のうちで移転対象となったのは、バトゥ・ブルスラット村とプロウ・ガダン村の 2 ユニットの墓地のみであった。
- * 地下水井戸は建設されず、住民には雨水貯水タンクが与えられたにすぎなかった。飲料水プロジェクト(PAM)の下での上水供給施設は 4 カ月間稼動しただけであった。
- * MCK(水浴、洗濯、便所)は、建設されず、簡素なトイレが設けられただけであった。
- * 20×50 メートル規模の菜園と 40×100 メートル規模の農地が与えられたにすぎなかった。
- * 乳牛が配られたのは、ビナマン村、ラナ・スンカイ村、ルブック・アグン村の 3 カ村のみで、しかも受益者は、一部の住民に限られていた。

- * 村道には、アスファルト舗装がなされなかった。
- * 墓地移転の経費は、政府によって負担されなかった。

前記提案の実現度に対する住民の受け止め方は、政府は、多くの提案を厳しいスクリーニングによりふるいにかけ、住民によって提案されたプログラムを認める意向がなかったというものであった。その上、政府は、これらの提案の実現について、まず最初に住民と協議し、合意に到達する努力を尽くさないで、自己利益の観点から決定を行ったにすぎないというのであった。これにより、住民の間には不満足感が生み出され、また各種の問題が生じ、さらに複雑な影響が続いているのである。

今日まで、住民は、コタパンジャン・ダムの建設プロジェクトの運営に関わった政府関係者によって表明された約束を忘れていない。住民に引っ越すよう説得するにあたってなされた政府の約束については、未だに住民の胸中に仕舞い込まれている。現在に至るまで、政府約束が実現されていないことから、住民は、政府が、自らの約束を実現するよう、強く要求し続けているのである。

住民との討議から明らかとなったのは、政府は、予算がないとか、前任者が配置替えになったとか、その他の主張を持ち出すとか、様々な理由で、常に逃げの姿勢を探ってきており、住民の憎しみを買っているという点である。原状のままの事態が続くのであれば、今後何が起こるのか、住民にも予測不可能である。

(b) 家屋と土地に対する補償

住民が受け取った家屋補償は、17 項目提案(これは、社会指導者との協議でまとめられ、その後政府に提出された。)の線に沿ったものではなかった。この提案のうちには、政府によって住民に対して与えられる家屋の質的条件が含まれていた。家屋の規模という点では、住民提案の内容、つまりタイプ 36 に合致していたのであるが、質の点では、耐久性の高い住居の供与という住民提案とは齟齬していた。住民が受け取った家屋は、極めて簡素な造りであるばかりでなく、ほとんど破損状態であった。家屋の造りは、ベニア板の壁、トタン屋根、薄いセメントの床によるものであった。住民が家屋を受け取った時、建造後すでに 2 年を経過していた。(建造は 1993 年で、住民引っ越しは 1995 年であった。)。

今日、住民の住宅事情はまちまちで、ある家屋は改築を施され、他の家屋は未だに元のままといった状況である。富裕な住民には、家屋を改築できるだけのゆとりがある。しかし、貧困住民にとっては、元のままの家屋に住み続けるほかないのである。

家屋の造りの悪さのために、移転当初からそこに住み続けている住民の間では不便感が根強い。彼等は、家屋が、質の点でも、また居住基準の点で

も、不適切であると判断している。

既存の住宅事情を改善するための努力として資金的にゆとりのある人々によって講じられているのは、部分的ないしは全面的に住宅を改築するという方法である。しかし、改築のゆとりのない人々にとって、日々質的に悪化する住宅事情を改修するためには、政府による家屋改善資金の補助しかない。

土地補償の問題に関しては、住民が受け取ったとされているのは、庭地 20×50 メートル、農地 40×100 メートル、ゴム農園 2 ヘクタール規模の土地であった。しかし、実際には、住民が受け取ったゴム農園の広さは、1.8 ヘクタールにすぎなかった。住民によれば、土地条件は、十分に肥沃で、ゴムの育成には適している。しかし、顕在化している問題は、家からゴム農園までの距離である。ゴム農園は、家からは遙かに隔たった場所にあり、しかもそこに行くのには、ダム湖を横切らなければならない。それ故、遠距離のために、現在ゴムの木の手入れが行き届かず、またそれを行うよりも、家族のために生活の糧を探す方が先決である、と住民が考えるのは至極当然である。

住民が得た土地補償は、政府に対する住民提案とは合致していなかった。住民によれば、土地条件はとても悪く、また肥沃性に欠ける。このことは、特に菜園と農地について言える。これは、肥沃性のある表土の厚さが、10～15 センチにすぎないためである。

住民の見方では、このような劣悪な土地条件の下では作物の栽培は不可能で、たとえ作物が生育したにしても、何らの生産物も得られないというのである。これに加えて、現在表面化しているもう一つの問題は、土地所有権の重複の問題である。社会的に頻発しているのは、土地証明書を所持すると主張する住民が、現地で確かめてみると土地そのものが存在しないという事例である。

土壤の肥沃度の問題を克服するための努力の一環として、化学肥料と石灰を供給する措置が講じられているのであるが、具体的な成果がもたらされるまでには至っていない。これに加えて、第 2 作物と換金作物を育成しようとの試みも、住民によりなされてきている。しかしながら、不幸にして、このような期待に沿うような結果は得られていない。土地所有権の重複の問題及び土地証明書と現地との間の齟齬の問題に関しては、住民は、これらの係争問題の解決を求めて、国家土地局(BPN)と水力発電所当局に問題処理を委ねた。しかし、これらの機関は、何らの反応も示していない。

土壤の肥沃度の問題については、それへの対応策の一環として住民が試みようとしているのは、「ガンビル」(gambir) と呼ばれる地元の作物の栽培であって、もしその作付けと管理のために必要な資本を援助してくれるような

パートナーが見い出せるならば、かかる作物の栽培に乗り出そうとしているのである。所有権の重複の問題に関しては、住民の期待が大きいのは、政府が、発生している問題の解決に乗り出すことである。

(c) 土地(農園、農地、宅地、菜園など)の喪失に対する金銭補償

金銭補償については、住民の現金の入手源となっているのは、作物、稻田、農園、菜園及び家屋に対する補償である。より詳細に眺めてみると、以下の表には、補償に関する住民提案とその実現化の対比が掲げられている。

番号	項目	住民提案額(ルピア)	実現額(ルピア)
1	ココナツ(生産木)	35,000/ユニット	4,800/ユニット
2	ココナツ(非生産木)	15,000/ユニット	1,000/ユニット
3	ゴム(生産木)	10,000/ユニット	2,400/ユニット
4	ゴム(非生産木)	5,000/ユニット	1,500/ユニット
5	灌漑稻田	15,000/平方メートル	600/平方メートル
6	非灌漑稻田	10,000/平方メートル	400/平方メートル
7	その他の作物	10,000/ユニット	5,000/ユニット
8	農園(村から遠い)	1,000/平方メートル	30/平方メートル
9	農園(村に近い)	3,000/平方メートル	400/平方メートル
10	菜園(道路に近い)	5,000/平方メートル	600/平方メートル
11	菜園(道路から遠い)	3,000/平方メートル	400/平方メートル
12	耐久性の高い住宅	200,000/平方メートル	92,000/平方メートル
13	耐久性の低い住宅	150,000/平方メートル	68,000/平方メートル
14	仮設住宅(木製、ベニヤ製)	100,000/平方メートル	48,000/平方メートル
15	墓地移転	75,000	なし

住民が受け取った補償は、強制的に実施されたもので、補償金額について合意に達するためのいかなる協議ないし討議もなされなかった。住民たちは、政府によって支払われる補償価額を受け取るよう強いられたのである。もしも住民がそれを受け取らなければ、彼等は、「移転調整チーム」(Satkorlak)(このチームは、政府の公安機関としての機能を有していた。)によって威嚇され、移転を強制されたのである。住民によれば、「移転調整チーム」は、軍隊の様々なユニットで構成されていた。

強制的なやり方であったために、住民たちは、今日に至るまで納得しておらず、自発的意志ではなかったとしており、裏切られたと感じており、さらには強い憎しみの感情さえ抱いている。彼等の尊厳は無視され、また傷つけられたのであって、彼等がコタパンジャン・ダムの建設のために払った犠牲に釣り合わないというのである。その結果として浮上してきているのは、住民は、補償に関わるいずれの事柄に対しても極めて神経過敏であり、またこの問題に極めて強い关心を抱いていることである。現在、住民の間に広まっているのは、ダム建設の援助機関としての日本政府が、補償に関する公的価額リストを保持しているという噂である。

住民との話し合いの過程において、数名の住民は、補償について触れるこ

とを望まない。(第Ⅲ村)。彼等は議論しても無駄だと思っており、それ故、住民のための所得創出の問題の解決策を、将来的にいかに見い出すかについて語る方が良いというのである。しかし、第Ⅱ村では、数名の住民は、補償問題が優先的に解決されるべきであると強く主張した。目下のところ、この小村だけでも、未だに補償を支払われていない人が、20人もあるのである。

政府に対する住民要求の一環として打ち出されているのは、公的補償価額ないしは日本によって申し入れられた補償率表について、これを透明化させることである。住民はまた、政府に対して、公共墓地の移転経費を支払うよう求めている。他方において、未払い補償の問題に関しては、住民は、政府による紛争案件の解決を期待しているのである。

(d) 公共的/社会的施設

ビナマン村に対して政府によって提供された公共施設のうちには、とりわけ小規模モスク「ムショラ」(musholla)、村道、墓地、学校、村役場、集会所、モスクなどがある。状態が良好なものと適当な状態にないものがある。

適当な状態にない公共施設としては、村道が挙げられる。村道は、アスファルトで舗装されておらず、路面が浸食されている。浸食された土砂は、村落周辺の溝や排水路に流れ込む。その結果、雨が降れば、庭地は冠水状態となる。

政府によって提供された小規模モスク「ムショラ」は、住民により、場所的にふさわしくないと見られている。そのため、宗教活動の遂行が妨げられているというのが、住民の受け止め方である。その上、住民移転当時には、モスクは、政府により建設されていなかった。

これに加えて、政府によって提供されなかつたその他の公共施設としては、イスラム小学校(MDA)と幼稚園(TK)が挙げられる。現在、幼稚園児とMDAの生徒は、ビナマン村の公立小学校の建物を利用している。

ビナマン村の住民にとって重要であると見られているのは、公共施設としてのスポーツ場である。サッカー競技への若い世代の関心と情熱は、極めて高いことから、このような施設が存在しないというのは、青少年層にとって不満の種となっている。

住民たちは、自助努力の募金により、また地元の資材を用いて、ムショラを改善しようと努めた。その結果、それを使うことができるようになった。その上、モスクもまた、住民の自助努力により建立された。さらに、「ゴトン・ロヨン」(Gotong Royong) (共通目的の達成のための自発的な共同作業)により、村道を改善しようとする試みもなされた。しかしながら、道路事情を大きく改善できるまでには至っていない。

TKとMDAのための校舎がないという問題については、公立小学校(SD)の

校舎の一部を使用することで対処してきている。サッカー場については、青少年層は、他の村に出掛けて競技に興じている。

ビナマン村での問題克服のために必要な努力の一環として、政府が資金援助すべき分野は、この村の住民によるモスク建設を完了に至らしめること、TK と MDA の校舎を建設すること、村道を補修・改善すること、及び「ゴトン・ロヨン」によるサッカー場の建設を推進することである。

(e) 電 気

過去の政府約束では、住民は、据え付け料金を課されることなく、電気を享受できるであろうというのであった。実際、同村には電気施設が付設されたのであるが、各家庭が電気の供給を受けるためには、住民は据え付け料金を支払わなければならない。そのための経費は、据え付け時期にもよるが、およそ 15 万～100 万ルピアである。これに加えて、電気料金の急激な値上げのために、支払い負担が大きすぎるというのが、住民の受け止め方である。

同村における電気関連の現在の問題は、住民の一部が未だに電気を享受できていないという点である。その理由は、それらの住民には、据え付け費用を負担できるに足る金がないためである。これに加えて、電力料金の突然の大幅な値上げは、住民負担の度合いを高めている。その上、現状では、住民の所得の入手先は、予測不可能である。そのため、住民の多くが、過去 2～3 カ月の間、電気料金を支払っていない。

これまでに住民としては、政府約束、つまり各家庭に電気を据え付けるという約束の実現を待ち続けてきたし、今後もそうであろう。このことは、とりわけ自己資金で据え付けのできない低所得の住民グループについて言える。他方において、すでに電気の供給を受けている人々にとっては、電気料金の値下げが、彼等の政府への要求である。

(f) 生活手当

生活手当の問題は、住民の関心の的である。なぜなら、住民は、妥当な所得を稼ぐ上で実際上の困難に直面しているからである。住民との話し合いの過程で表明された見解によれば、もしも政府がゴム計画を成功させたいのであれば、住民の食料面での基本的ニーズを満たすのが先決であるというのである。

この問題は、ビナマン村の住民にも関係している。なぜなら、ゴム農園までの距離は遠く、しかもダム湖を横切って行かねばならないからである。住民の説明によれば、ゴム農園に行こうとすれば、彼等は 2 週間にわたって家族を残して行かねばならず、そのため家に残しておく家族のために十分な生活資金を宛てがわなければならない。他方において、彼等には、ダム湖での漁獲収入以外には何らの所得源もないである。彼等は、ジレンマに陥って

しまっており、家族とゴム生産の成功のいずれを探るかの難しい選択を迫られているのである。その上、現状では、メンテナンス資金もまた不十分に思われる。

住民の意見では、もしもゴム農園を成功させようというのであれば、それへの対応策の一環として、政府は、住民に対して2年間の生活手当を支給すべきであるというのである。この提案は、住民により、極めて具体的で合理的なものとして受け止められている。もしもこれが実現すれば、住民基盤のゴム農園経営が適正に実施され、またゴム農園が成功するならばすべての問題を克服することができるというのである。

2 所得創出

(a) ゴム

ビナマン村には177世帯が居住していることから、この村におけるゴム農園の広さは、356ヘクタールと推定されているのであるが、1世帯当たりの受け取り面積は2ヘクタールではなく、1.8ヘクタールにすぎない。それ故、ゴム農園の総面積は320.4ヘクタールしかない。この村でのゴム農園は、7グループによつて所有されている。それぞれのグループは25世帯の構成員で組織されている。

ゴム農園は、必ずしもすべてが再定住地から遠隔の場所にあるのではない。およそ半分は、村人の家の近くにある。正確には、4グループが、再定住地の近くにゴム農園を有しており、残りの3グループが、居住地から遠く離れた場所にそれを有している。

ゴムの木の樹齢は、平均で20カ月で、ゴム農園のうちで成功しているのは、総面積の60%にすぎない。土壌の肥沃度は、ゴムの木の育成に向いている(適している)ことから、植え付け条件は、極めて良好なのであるが、メンテナンスの側面からは育成には向いていない。メンテナンス不足は、以下のような理由により生じている。

- * 再定住地からゴム農園までの距離が遠い。そのため、農園のメンテナンス活動を集約的に行うことができない。その上、住民が農園に来る際には、彼等はそこに3日間滞在しなければならず、その間は漁獲活動を行うことができない。そのため、彼等は、家族のための所得を得られない。
- * メンテナンス資金の不足。住民は、利用可能な資金に応じてゴム農園での作業又はメンテナンスを行う。しかし、その資金の一部は、彼等の日常生活のニーズを満たすために、すでに使われてしまっている。
- * メンテナンス資金は、スケジュール通りには現金供与されず(つまり、遅延し)、全額が支払われない(3回)。このような状況が、ゴム農園の荒廃化の原因となっている。
- * 猪、鹿、バク、白蟻などの野生動物の被害。
- * 丘陵性の土地条件のために、住民が、除草と水やりの作業を行うことが難し

い。

このほかにも、グループ会合の場がないことも、ゴム農園のメンテナンス不足の原因となっている。農園事務所の約束では、1 グループにつき 1 ユニットの集会所を設置することになっていた。

これらの問題を克服するための様々な努力が、これまでに住民によって試みられてきている。とりわけダム湖を横切る方策として、自助努力で木舟や竹製筏を作っている。住民のうちには、再定住地に近いゴム農園に泳いで行く者もいる。枯れ死した苗木を植え替えるためには、1 本当たり 300 ルピアの価格で植え替え用の地元種を買っている。

現存する諸問題を克服するためには、今後、幾つかの措置が講じられる必要があるが、そのうちでも特に必要なのは、以下の方策である。

- ① オサン・ブサル(0sang Besar)川とオサン・クチル(0sang Kecil)川のダム湖上の位置に 2 本の永久橋梁を建設すること。
- ② メンテナンス資金を増やすこと(提案では、年間 500 万ルピア)
- ③ 「ガンビル」の栽培に適し、またメンテナンスの容易な斜面地であるゴム農園において、間作として「ガンビル」を植え付けること。
- ④ 植え付けに失敗した住民に対して、ゴムの種苗支援を行うこと。

(b) 第 2 作物

第 2 作物(palawija)用地の大部分においては、灌木が生い茂っているだけで、一部分において、ゴム、「ジュンコル」(jengkol)、オレンジ、マンゴー、ジャック・フルーツ、「プタイ」(petai)などの耐性の強い作物が植え付けられているだけである。これらの作物の種苗は、住民が、旧村から持つて来て、自助努力で植え付けたものである。これらの作物の果実は、家庭向け消費に充てられている。第 2 作物用地の多くが耕作されていない理由としては、以下のような要因が挙げられる。

- * 農業事務所による陸稻(gogo)の植え付け努力が成功していない(古い種粉の使用)。
- * 土地条件が不利である(土壤に保水能力がない。)ために、チリ、豆類(長豆とインゲン豆)などの季節作物が栽培できない。
- * 肥沃性にかける土地の改良が必要なのであるが、住民にはそのための資金がない。
- * 猪、鼠、白蟻による動物被害

諸問題を克服するための努力としては、とりわけ以下の措置が挙げられる。

- * 耕作地を決定するための土地の線引きの後には、移住省により土地へ化学肥料と石灰の散布が行われること。
- * 根掘り鍬により整地作業を行うこと。
- * 猪ハンター協会(PORBI)による猪狩り。

* 罠の設置と毒薬「トゥミク」(temik)の使用。

今日までのところ、前記の処置だけでは諸問題は克服されてきていない。

それ故、以下のような追加的措置が講じられなければならない。

- ① 土壌の肥沃性の向上。
- ② 第2作物、耐性作物、化学肥料及び殺虫剤の面での支援。
- ③ 第2作物(palawi ja)用地の加工への資金援助。
- ④ 農業/農園経営の分野での職業訓練(土地の開墾、植え付け及び販売の分野から開始)。
- ⑤ 第2作物(palawi ja)用地に「ガンビル」を植え付ける。

(c) 菜園(家庭菜園と住民共有地)

菜園と住民共有地では、様々な作物(一般にはココナツ、カシュー・ナッツ、グアヴァ、「ジュンコル」、バナナ、マンゴー、ジャック・フルーツ、ドリアン、パイナップルなどの果実)が栽培される。この農地における問題は、第2作物(palawi ja)用地と似通っている。つまり、土壌に肥沃度がないために、耐性の強い作物の育成のみに適しているのである。土地耕作を行う上で住民が直面しているのは、資金問題である。特に作物用の化学肥料と農薬の費用が問題であり、他方において、住民は、日常生活においても不自由している。それ故、種苗の供与、資金援助、土地改良などの措置を通じて、住民共有地の生産性と肥沃性を改善する必要がある。

(d) 漁業

ビナマン村には、ダム湖の利用の潜在的可能性がある。地理的には、ダム湖は、二つの部分に分かれている。一つは、再定住地の近くの湖面で、「ガダン」(Gadang)湖と呼ばれている。もう一つは、ゴム農園近くの湖面で、「スンガイ・オサン」(Sungai Osang)湖と呼ばれている。

ガダン湖には、およそ 20 魚種が存する。この地域には、観光地としても、またいけす船養殖漁業場としても潜在的可能性がある。

現在、ダム湖において発生している主要問題の一つは、廃材による環境汚染である。また、生活収入源としてのダム湖の潜在的可能性については、漁獲手段及び設備の面で、未だ十分な支援措置が講じられていない。その他の問題としては魚価が不安定なことが挙げられる。これは、ダム湖の水位変動に起因している。つまり、水位が上昇する際には漁獲量も増えるが、他面において魚価は下がってしまうのである。

ガダン湖での漁獲からの収入増を企図して、この地域の住民は、地域開発プログラム(PPK)から(経済的生産目的の)借り入れを行おうとしている。この援助資金を受けようとしているのは、32 世帯である。ダム湖の潜在的可能性の大きさに鑑みて、将来的には、以下のような措置が講じられる必要がある。

- ① ダム湖から廃材を撤去すること。
- ② 漁獲設備(漁網、漁船、運搬船、「ロバンド」装置)への援助。
- ③ 魚市場の設立。
- ④ 漁獲物の加工の面での技術訓練。
- ⑤ 竹財と網を用いて、いけす船養殖漁業「クランバ」を促進すること。(技術訓練を含む。)
- ⑥ 魚苗支援。
- ⑦ ダム湖の観光地化の推進。

スンガイ・オサン湖では、魚種の数は幾分少なく、およそ 15 魚種である。この湖面周辺で発生している主要な問題は、以下の通りである。①再定住地から遠距離であること(約 3~4 キロメートルの距離があり、徒歩では約 2 時間かかること)。②交通手段がないこと。③魚数が減っていること。④湖面に多数の廃材が漂っていること。

これらの諸問題を克服するための方策としては、以下の措置が講じられる必要がある。①歩道を建設すること、②魚種の多様化を図るために、ガダン湖からスンガイ・オサン湖に魚苗(20 魚種)を移入して散布すること、③湖畔から廃材を除去すること(廃材は、すでに湖辺から 4 メートルの距離の陸域に堆積している)。この廃材は、「燻製」(Salai)魚を作るための燃料材として使用できよう。

以上をまとめてみると、問題克服策として、次のような措置が講じられる必要がある。

- ① 再定住地から湖畔に至る新道を建設する(新道を建設するか、ないしは歩道を補修/改善する。)。
- ② 魚苗を増やす。
- ③ ダム湖を浄化する。
- ④ オサン・ブサル川とオサン・クチル川を跨いで、2 本の永久橋梁を建設する。

3 水 供 給

(a) 水 資 源

地下水井戸

ビナマン村は、バトゥ・ブルスマット村の分村であり、住民移転時に、各家屋には地下水井戸は備え付けられなかった。各戸には、1×1 メートルの規模の雨水貯水槽が備え付けられていたにすぎなかった。この貯水槽は、降雨の際には満水状態となる。しかし、住民の水需要は、それを遥かに凌いでいる。それ故、貯水槽の水だけでは、住民の日常的な水需要を満たすのには十分ではない。水需要を満たすために、住民の一部は、自助努力で地下水井戸を掘っている。しかし、178 世帯のうち、地下水井戸を建設しているの

は、4世帯にすぎない。その理由は、井戸の掘削コストが高いことにあり、1メートルあたり35万ルピアものコストがかかるのである。井戸の掘削コストが高いのは、地表面に硬い「粘土」(napal)質の岩石が含まれているためである。この岩石を穿つには、ハンマーで打ち砕き、手作業で掘り進まなければならないのである。この井戸掘りを低コストで行い得るような専門技術者はいないのである。

現存する井戸の水質は極めて良好であるが、飲料用と調理用にしか使われない。このような使用制限は、もしそれが水浴用と洗濯用にも使われるならば、水量の減少を招くとの懸念のためである。乾季までの間は水量を確保することができるのであるが、乾季が長引くと、水量不足となる。井戸の深さは7~8メートルで、地表面から水面までの平均的な高さは3~4メートルである。もしもそれ以上の深さに掘り下げられるのならば、より多くの水量を得られる可能性がある。なぜなら、この場所は、海拔120~180メートルの高さに位置しているからである。

前記の井戸のほかに、深さ2~3メートルの井戸もある。これらの井戸では、多くの水量は得られない。それらは、もっぱら雨水の貯水槽として用いられており、乾季には涸れてしまう。雨季には水量は豊富で、水浴用と洗濯用として数回の使用が可能である。

12メートル以上の深さを持つ井戸でないと、地下水を得ることは難しい。この問題を克服するためには、地下水を汲み上げる揚水ポンプが必要である。

水不足問題に対処するために、住民は、自助努力で井戸を掘り下げるか、ないしは井戸を作るなど、種々の方法を講じようとしている。しかし、それの方策は、未だにビナマン村での水需要を満たすことができるまでには至っていない。住民により望まれているのは、1世帯当たり1ユニットの井戸を建設するという方向での援助の供与である。

飲料水プロジェクト

ビナマン村は、飲料水プロジェクト(PAM)の対象地であったのであるが、このプロジェクトは、住民の水需要を満たすことができなかつた。その理由は、公共給水栓(HU)にまで水が流れて行かないためである。住民がPAM水の恩恵に浴したのは、だいたい4カ月であった。しかも、すべての世帯が、PAM水を享受できたのではなかつた。

PAM水の水源は、ダム湖で、2ユニットの揚水機で用水を汲み上げた。一つの揚水機は、湖水を汲み上げて「取水」(intek)タンクに入れる目的で、ダム湖の中に据え付けられた。もう一つの揚水機は、取水タンクの水を汲み上げて、貯水槽に入れる目的で、貯水槽の上に設置された。ここから、水は、パイプラインを通じて、公共給水栓に導かれるのである。ダム湖から貯水槽

まで敷設されたパイプ・ラインの長さは 1500 メートルで、パイプの直径は 2~4 インチであった。貯水槽は、コンクリート製で、大きさは 7×6 メートル、高さは 3 メートルであった。

PAM プロジェクトでは、隣り合った 2 カ村、つまりバトゥ・ブルスラット村とビナマン村に給水することが計画された。しかし、実現化という点では、PAM プロジェクトは、達成されず、失敗に終わってしまった。この失敗の原因是、計画段階において住民参加を図らなかった点にある。ただし、住民達は、関係機関に対して PAM 建設の変更を働き掛けて、その代替案として、各家庭に井戸を建設することを申し入れた。住民提案では、100 万ルピアで上水が得られるというのであった。しかし、この申し入れは、移住省によって承認されなかった。そこで、住民側は、最終的には建設費を 50 万ルピアに減らした。しかし、移住省は、それの受け入れを望まなかった。その理由は、PAM プロジェクトは、すでにその時点では入札段階にあったからである。結局のところ、住民側は、政府の意向に従ったが、それには参加しなかった。PAM プロジェクトが完了したとき、プロジェクト担当当局から住民側への公式の委譲、つまり引き渡しが行われた。

現在、PAM の状態は、とても悪い。多くのパイプが破損し、また切断されている。揚水機は、消失してしまい、公共給水栓は、もはや本来の場所ではなく、解体され、住民の家に移され、雨水貯水槽として用いられている。

PAM の機能を回復させ、また給水パイプ・ラインを無駄にしないためには、貯水槽のある場所に掘り抜き井戸を建設する必要がある。掘り抜き井戸からの取水は、貯水槽に入れられ、そこからパイプを通して配水することができる。この構想が実施可能であるのは、貯水槽が、パイプよりも高い場所に位置しているからである。

河川水

ビナマン村を流れる河川は、日常的な水供給の点で、極めて大きな恩恵をもたらしている。住民の大多数(98%)が、彼等の日常的なニーズを満たすのに河川水を利用しているのである。同村には、4 本の小川があり、これらは、いずれも住民により頻繁に利用されている。つまり、マカム(Makam)川には 48 世帯、ウカム(Ukam)川には 10 世帯、ランクイック・アミ(Langkuik Ami)川には 50 世帯、ウレク(Ulek)川には 70 世帯が依存しているのである。

マカム川には二つの取水堰が設けられており、ビナマン村の水需要に応える給水源となっている。これらの堰は、二段階において建設された。即ち、最初は 2000 年度 PPK 資金により、次いで 2001 年度 PPK 資金により建設されたのである。この川からの水供給は、極めて豊富である。乾季でも、十分な水量がある。そのため、多くの住民が、この川の貯水池から取水している。乾季には、バトゥ・ブルスラット村の住民までもが、この貯水池から取水し

ている。この川は、シェク・アルコリディ (Syech Alkholidi) 墓地の近くに位置しており、また再定住地にも近い。しかし、住民の一部は、この川の水にアクセスできない。これは、取水堰の位置のためである。この堰は、海拔 150 メートルと 120 メートルの高さの場所に建設されているのである。これに対して、再定住地は、海拔 180 メートルの高さの場所にある。それ故、一部の住民は、貯水池から水供給を受けられないのである。

ウカム川、ランクイック・アミ川、ウレク川にアクセスできる場合には、住民は、これらの川を利用する。しかしながら、住民のすべてが、これらの川のいずれかから水供給の恩恵を受けられる訳ではない。その理由は、彼等の居住場所が、川の水資源よりも高い所にあるためである。彼等は、水を得るために、10~1000 メートルの距離を歩かなければならないのである。

住民の大多数が、彼等の日常的なニーズを満たすために河川水を利用していていることから、時には列を作り、しばらくの間待たねばならない。これとは別に、水質関連の問題もある。これは、多くの人々が、排泄場所として河川を用いているためであり、またその他の厨芥により汚染されているためである。

このような水不足問題に対処するために、住民は、その他の水源を探そうと努力している。ただし、そのような代替資源が見つかったにしても、その場合には、彼等は、何百メートルも歩かなければならぬ。しかし、こうした場合でも、彼等が、日常的な水ニーズを満たすことができない状態に置かれていることには変わりはない。

水不足への対処方策としても、また継続的な水供給を維持するためにも、環境と集水域を保全することと、掘り抜き井戸を建設することが不可欠である。

雨 水

住民が、彼等の日常的なニーズを満たす上で、最も多く利用しているのは、未だに雨水である。彼等は、単に調理のためばかりでなく、水浴、洗濯、排泄の目的のためにも、雨水を利用しているのである。

住民が引っ越してきた当初には、各々の家屋には、3 つの雨水貯水槽 (PAH) が備え付けられていた。PAH の状態は、現在でも良好であるが、その一部は破損してしまっている。PAH 水が日常的に主要な用水源として使われているような場合には、それだけでは十分ではない。PAH 水は、補完的な用水源となり得るにすぎないのである。

できるだけ多くの雨水を集めるためにには、次のような措置が講じられる必要がある。即ち、PAH の数を増やすことと、より大型の雨水貯水槽を用いることである。

掘り抜き井戸

ビナマン村の住民にとっての代替的な水資源は、掘り抜き井戸である。現在、掘り抜き井戸への彼等の期待は、極めて大きい。この点は、幾つかの小村で行われた討議(FGD)の際に表明された。概して、彼等は、掘り抜き井戸を主要水源として用いることを望んでいる。これは、環境的な潜在的 possibility との関連では、この水資源には高い実現可能性があるとの考慮によるものである。

住民にとっては、代替資源は、非常に重要なニーズであることから、このニーズに応じることを避けて通ることは出来ないものと思われる。目下のところ、掘り抜き井戸は、明らかに最終的な代替案となっている。なぜなら、これまでに問題解決のために講じられてきた幾つかの措置が、PAM プロジェクトに象徴されるように、失敗に終わってしまっているからである。

(b) 上水供給

ビナマン村には、幾つかの異なる上水供給資源がある。マカム川には、地方政府の PPK 資金と「上水供給予算」(PAB)を通じて建設された二つの取水堰がある。これらの堰は、貯水池の下流域に給水するのに用いられている。上流側の取水堰は、地方政府の 2001 年度 PAB 資金を用いて建設された。この堰はまた、ビナマン村のモスクの近くに位置する貯水池への給水目的のためにも用いられている。

ウカム川の上水供給施設は、2001 年度 PPK 資金を用いて、貯水池とともに備え付けられた。同様の措置は、ランクイック・アミ川とウレク川においても講じられた。ウカム川においては、一つの貯水池が設けられており、良好な状態で機能している。ランクイック・アミ川においては、三つの貯水池が設けられており、いずれも良好な状態の下にある。これらの貯水池は、住民の利用に供されている。ウレク川においてもまた、上水供給施設としての三つの貯水池があり、いずれも良好な状態の下にある。

他方において、雨水貯水槽(PAH)は、未だに存在している。それらの一部は、すでに破損してしまっているのであるが、大多数は、依然として良好な状態にある。なお、河川水の導水・配水装置としては、ファイバー・プラスティック製のパイプが用いられている。

以前には、PAM のために揚水ポンプ機が使われていた。しかし、現在、このポンプ機は、消失している。これに対して、貯水槽とパイプ網の状態は良好であるが、メンテナンス状態は良くない。それらの機能は失われていないとはいえ、大部分が雑草で覆われてしまっている。また、一部のパイプは、破損してしまっている。

(c) 衛生設備

住民の健康を実現する上で主要な条件は、清潔な環境を維持することである。

ある。そのような方法の一つは、MCK(水浴、洗濯、便所)のために上水を供給することである。もしもそのための十分な水がなければ、環境と公衆衛生の面でマイナスの影響が生じてこよう。ビナマン村ではまた、水利用の割合が高まっている。このような状態の下では、環境の健全性に悪影響が生じるとともに、再定住地のスラム化を招くに違いない。こうした事態は、MCK が正常に機能していないことに起因している。現在、住民の一部は自宅の庭に穴を掘り排泄した後に、そこに土をかけている。

ビナマン村では、上水供給が十分ではない。そのため、環境は、良好な状態では維持されていない。その上、住民の一部は、MCK として、同一河川を利用している。また、他の住民は、自宅に簡素な形で MCK を設けているだけである。

C 結論

村地図の素描、「状況説明」、マトリックス・ランク付けという手段を用いることにより三つの小村から得られた参加型評価に基づけば、すべての小村では、優先度の置き方に、それほどに大きな違いはないという結論が得られた。以下に掲げられるのは、それぞれの小村の優先度の大きさに基づいて作られたマトリックス・ランク付けの結果である。

第Ⅰ村

- * 中核スポンサー方式を採用することにより、いけす船養殖漁業「クランバ」を運営すること。
- * 上水の確保のために掘り抜き井戸を建設すること。
- * 「ガンビル」の植え付けにより、住民の土地の生産力を高めること。
- * 第 2 作物(palawi ja)の土地証明書の問題について解決を図ること(所在場所との絡みで、証明書の数を再度チェックすること)。
- * 再定住地の質の改善(MCK 施設、老朽化住宅の改修、礼拝施設の改修、及び排水施設)を図ること。
- * 公共施設(道路、交通手段、通信手段)を増やすこと。
- * ゴム農園のメンテナンス費用(遠隔的な場所に起因する費用)の補填のための予算資金を増やすこと。
- * 観光地としてのダム湖の潜在的可能性を開発すること。
- * アヒル飼育をすること。
- * 魚苗の提供の度合いを高めること。
- * 上水のための電動揚水ポンプを購入すること。

第Ⅱ村

- * 生活手当の支給期間を延長し、ゴム農園が成功するまでの期間とすること。
- * 漁獲手段の拡大を図ること。

- * 1世帯主当たり毎月 50 キログラムの米の生活手当を支給すること。
- * 漁獲装置への支援を行うこと。
- * 常駐の医師を用意すること。
- * ダム湖を浄化すること。
- * 魚苗への支援措置を講ずること。
- * 漁獲物販売について支援措置を講ずること。
- * ゴム農園の生産力を高めること。
- * メンテナンス資金を増やすこと。
- * (オサン・ブサル川とオサン・クチル川を跨ぐ)2 ユニットの永久橋梁を建設すること。
- * 間作用作物として「ガンビル」を植え付けること。
- * 植え付けに失敗した住民に対して、ゴムの種苗支援を行うこと。
- * 公共施設を提供すること。
- * サッカー競技場を用意すること。
- * モスクの建設への資金援助を行うこと。
- * 村道と排水溝を改善及び拡張すること。
- * 再定住地からダム湖に通ずる新道を建設すること。
- * 補償の再審査と支払いを行うこと。
- * 教育施設の質的向上を図ること。
- * 幼稚園(TK)とイスラム小学校(MDA)の校舎、並びに小規模モスク「ムショラ」を建設すること。
- * 教師に国家公務員の地位を与えるよう努めること。
- * 第2作物(palawija)地の生産力を高めること。
- * 「パラウィジャ」と耐性作物の種苗、化学肥料及び殺虫剤について、支援措置を講ずること。
- * 農業関連の技術訓練を実施すること。
- * 「ガンビル」を植え付けること。
- * メンテナンス資金について支援措置を講ずること。
- * 上水を用意すること。
- * 1世帯当たり 1 ユニットの掘り抜き井戸を建設すること。
- * 2 ユニットの揚水ポンプ機を提供すること。
- * MCK(水浴、洗濯、便所)を建設すること。
- * 配水施設を建設すること。
- * 貯水槽を拡張すること。
- * 電気の据え付け料金を払い戻すとともに、未だ電気を享受していない住民に対して、電気を据え付けること。
- * 漁獲物の加工工場を建設すること。

第Ⅲ村

- * 2年間の生活手当支援を行うこと。
- * 第2作物地において「ガンビル」を植え付けること。
- * 農業と農園の分野において技術訓練を行うこと。
- * いけす養殖船「クランバ」を建設すること。
- * メンテナンス資金を増やすこと。
- * 1世帯当たり1ユニットの掘り抜き井戸を建設すること。
- * ゴム農園に通ずる道路を改善すること。
- * 2ユニットの永久橋梁を建設すること。
- * 公共施設(道路と排水溝)を改修すること。
- * 教育施設(TK、MDA、SD)を建設・改修すること。
- * 宗教関連施設(ムショラとモスク)を改善すること。
- * 1世帯当たり1ユニットのMCK(水浴、洗濯、便所)を建設すること。
- * 電気料金の見直しを行うこと。
- * 住宅の改修を行うこと。
- * 魚苗を増やすこと。
- * 魚類の養殖と加工についての技術訓練を行うこと。
- * サンヨー製の揚水ポンプ機を購入すること。

付属書 3.7 ポンカイ・バル村

A 評価結果

1 再定住

(a) 移転プロセス

移転プロセスと移転先の決定の措置は、住民の願望に留意することなく、プロジェクト担当チームによってのみ講じられた。当初、住民は、ムアラ・タクス(Muara Takus)の南方に移転することを希望した。しかしながら、移転方式として住民に与えられたのは、以下の三つの選択肢のみであった。一つは、スンガイ・パガル(Sungai Pagar)地域へ移転することであった。そこでは、住宅と庭地、「パラウイジャ」(第2作物)地、及び「中核農園プログラム」(PIR)方式のアブラ・ヤシの耕作地が与えられるとされた。二つ目は、シベルアン(Siberuang)の南方へ移転することであった。そこでは、住宅と庭地、「パラウイジャ」地、及びゴム農園が与えられるとされた。三つ目は、いかなる施設も受け取ることなく、自らの選択で自由に移転することであった。

前記の情報のほかにもまた、この移転プロセスにかかる村史についての情報が得られた。つまり、旧村のポンカイ(Pongkai)村の名の由来は、本来の土地、つまりムアラ・タクス寺院の建設のための土砂を採取した場所の意味であるというのである。

1992年に補償プロセスが決着した後に、住民は1996年1月に、ポンカイ・バル村(シベルアンの南方)に移転させられた。しかし、そこでは、居住地は、雑草で覆われていた。なぜなら、住宅建設は、住民が入居する5~6ヶ月も前に終わっていたからである。1999年に、同村に電気が敷設された。2001年には、同村の市場が開設された。この市場は、「地域開発プログラム(PPK, Program Pengembangan Kecamatan)の資金援助で建設された。また、このPPK資金援助を利用して、乳牛(30頭)の飼育が開始された。

(b) 補 償

補償問題に関して、見積もり金額は、事実とは合致しない。なぜなら、住民の大多数が、補償プロセスにおいて、金銭的損失を蒙ったからである。補償額がどれだけと見積もられ、またどのような物件が補償対象となるのかについては、住民には何らの関与の機会もなかったのである。

(c) 住 居

政府によって配分された住宅(木製の壁、セメントの床、アスベストの屋根)の大多数は、破損しており、また手入れもされていない。なぜなら、住宅の持ち主が不在であるからである。200軒の住宅のうち、入居者がいるのは、たったの90軒である。約30軒の家屋は、降雨時には浸水被害を受け

る。

(d) 道 路

同村の幹線道路は、アスファルト舗装されている。しかしながら、住宅道路と農道は、アスファルト舗装されていない。また、多くの橋が破損したままである。

- * 旧村から新村への移転に伴う環境変化により、農業や漁業等の幾つかの重要な生計手段が失われた。他方において、住民は、新村において、利用可能な資源を適切に利用できていない。そのため、住民の多くが、他の村々に働きに出ている。
- * 住民は、オレンジ栽培、「パラウイジャ」栽培などの分野でのビジネスの開始に充てることのできる資本援助の供与を期待している。また、彼等がビジネスに成功するまでの間の生活保障を求めている。

ポンカイ・バル村の開発について、いずれの分野であれ住民を支援するという人道主義的な観点に立つならば、村機関、郡機関、県機関を通じて、何らかの形での援助が供与されることについて考慮が払われる必要があろう。

ポンカイ・バル村の住民は、現在の生活と比較して、旧村で送っていたのは全く異なった生活であったとの感覚を抱いている。彼等の日常活動は、従前は、金を稼ぐといつても、一日分だけで事足り、むしろそれで十分であると考えていた。そこでは、一切の活動が、現在の状態とは異なるもので、種苗、化学肥料などの農業インプットとは無縁の生活であった。1996年以降、2002年3月に至るまでの間の再定住地は、もしも住民が完全な援助を受け取っていたならば、「このような状態は、決して起らなかつた」と言えるような状況である。以下には、幾つかの実例を描写してみることにする。

- ① 「パラウイジャ」地を開墾するための資金援助は、半分が供与されたにすぎなかつた。残りの半分は、政府関係者のポケットに消えてしまつた(否定的な意味を有する。)。
- ② 住民は、種苗などの農業関連の支給のすべてを受け取ってはいない。
- ③ 住民への家畜飼育援助の一環として、乳牛が、18カ月間、その所有者に回転的に貸与される。しかしながら、住民は、所有者となる前に、管理コストとして3万ルピアの金額を支払わなければならない。このコストを支払わなければ、たとえ住民がすでに所有者として登録されていたにしても、彼は、乳牛を所有することができない。逆に、管理コストとして3万ルピア以上を支払うことができる者がいれば、その者は、乳牛の所有権を得られるであろう。乳牛は、生後約3ヶ月で、未だ乳離れをしていない(その後の18ヶ月の歳月の飼育でもって返還されるのであるが、その際の乳牛の価格は、返還ルールとして、はたして妥当なものであろうか。)。

- ④ 住民は、再定住の期間、化学肥料の提供を受けることになっていたのであるが、実際に受け取ったのは、一度だけである。その他の化学肥料は、恐らく同村の指導層と密接な関係を有する村役人によって市場で売り捌かれてしまったのであろう。
- ⑤ 政府資金が交付されたとき、同村の指導者は、村民に向かって、未だ交付されていないと語った。
- ⑥ 住民の一人により提供された情報によれば、ポンカイ・バル村のある場所には、農業用化学肥料が数袋(数十袋)、トウモロコシの種が数箱(数十箱)あり、それらは、すでに売り払われる手筈となっており、住民に配られることはないと語った。
- ⑦ その他、この報告書では一々明らかにすることのできない多数の事実がある。

このような状況下では、ポンカイ・バル村の住民に配分されるいかなる援助も、各種の管理下で直接に実施されるべきであり、また前記のような事態の発生を避けるためには、前述の村機関を経るのではなく、住民が実際に受け取れる方法を確保すべきである。

2 所得創出

(a) ゴム農園

各々の世帯が受け取るゴム農園の広さは、2 ヘクタールであるが、それをどのような仕方で配分するかは自由に選択できると考えられている。ポンカイ・バル村におけるゴム農園の総面積は、400 ヘクタールである。このうち、10%の農園では、ゴムの木の生長は良くない。その理由は、ゴム農園の所有者が同村に居住していないためである。また、手入れの行き届いていないゴム農園が、約 100 ヘクタールもある。今日、30 世帯(農家)が、新来者である。彼等は、ポンカイ・バル村で持ち主がいなくなった家屋に住み着いている。ゴム農園の新規所有者は、旧土地所有者との間で、農園での生産分与協定を結んだのである。ゴム栽培は、単作方式である。ゴムの木は、1999 年に植え付けられた(従って、この調査の時点では、樹齢は 2 年)。それ故、未だ樹液を採取できるまでには至っていない。

1996 年に住民が同村に移転してきた際には、農園対象地では、(政府約束とは異なり)ゴムの木の植え付けの準備がされていなかった。そのため、住民は、政府に対して、ゴム栽培のための種苗とインプットの援助を要請した(1999 年)。このゴムの木の植え付けの必要性との関連で、ゴム農家グループが設立された。結成当初には、8 農家グループ(1 グループは、25 名で構成)が存在した。しかしながら、実際に活動してきているのは、4 グループだけである。ゴム農園の植え付けのために政府により提供された種苗は、2 ヘクタール当たり 976 本であり、苗木会社からは良好な状態で到着した。し

かし、枯れ死した種苗は、取り除かれねばならなかつた。同時に、当初植え付けのための肥料代として、政府により 1 世帯当たり 18 万ルピアが支給された。しかし、このうちには施肥作業コストは含まれていなかつた。杭立てのマーク付けから始まつて、穴掘り、植え付けなどの一連の植樹プロセスについては、1 世帯当たり 100 万ルピアのコストを要した。しかし、役人により差し引かれ、農家が実際に受け取つたのは、1 世帯当たり 55 万ルピアにすぎなかつた。

農園の手入れは、午前中(午前 8 時から午後 2 時まで)に行われる。この手入れコストは、1 世帯当たり 4 ヶ月で 25 万ルピアである。しかしながら、このコストは、過去 6 ヶ月の間、支給されていない。住民は、その理由を知らされていない。というのは、この農園管理を担当していた農業改良普及員(PPL)が、もはや同村を訪れなくなってしまったからである。ゴム農園におけるもう一つの難題は、猪の来襲問題で、これによるゴム樹の被害は甚大である。これへの対策として、住民は、農園に網を張るなどの措置を講じている。しかし、住民の意見によれば、網張りと合わせて、ハンターによる大掛かりな猪狩りが行われる必要がある。

(b) 園芸地(パラウィジャ地)

パラウィジャ地の広さは、1 世帯当たり 0.4 ヘクタールである。しかし、このために利用可能な土地の総面積(80 ヘクタール)のうち、実際に耕作されているのは、約 10% にすぎない。この土地の耕作については、一定の作付けパターンはない。栽培作物のタイプとしては、以下のようなものが挙げられる。

- * トウモロコシー化学肥料を施さなければ、良好な生産量を期待できない。通常、トウモロコシの植え付けにあたつては、農業改良普及員(PPL)により種子(C7)が供給され、化学肥料が配布される。トウモロコシの販売価格は、一本当たり 500 ルピアである。
- * ピーナツとインゲン豆の生産実績は、良好である。販売価格は、1 キログラム当たり 4000 ルピアである。
- * キャッサバの生産実績もまた、良好である。根茎の販売価格は、1 キログラム当たり 1000 ルピアである。これに対して、キャッサバの葉の販売価格は、1 束当たり 500 ルピアである。
- * パラウィジャ地での生産物は、ティガブラス・コト・カンバル郡周辺の市場において、定期市の立つ日に販売される。

パラウィジャ地においてチリと米が植え付けられるのは、それほどに多くはない。その理由は、手入れのコスト、特に病虫害を除去するための殺虫剤の購入コストが大きいためである。さらに、パラウィジャ地が、ゴム園ないしはオレンジ畑に転換されることもある。庭地には、一般に、オレンジ/ラ

イム、ココナツ、バナナ、その他の果実作物が植え付けられる。パラウィジャ地とゴム農園の灌漑は、天水に依存している。特にパラウィジャ地の土壤は肥沃性を欠くことから、野菜生産のためには施肥が必要である。住民の一部は、家畜、つまり乳牛とヤギを飼っている。乳牛は、「地域開発プログラム」(PPK)資金によるものである。ポンカイ・バル村における乳牛の総数は、30頭である。

(c) 庭 地

各世帯の庭地の広さは、0.1 ヘクタールである。そこでは、ココナツ、ライム、ビンロウなどの、幾つかの耐性の強い作物と果実が植え付けられている。これらの果樹の多くは、未だ結実するまでには至っていない。その理由は、植え付けが行われたのは、この土地への住民移転が行われた 1996 年であったからである。庭地での問題は、パラウィジャ地での問題と同じである。つまり、家畜の侵入により、作物が食べられてしまうのである。

(d) 問題点

農民たちは、害虫/害獣に対して、どのように対処したら良いのかを知らない。知っているのは、噴霧器を使うことくらいである。その上、猪だけでなく、家畜(乳牛とヤギ)もまた、パラウィジャ地の作物を食べてしまう場合も多々ある。その理由は、家畜は、放し飼いされているからである。これらの家畜は、放牧地に入れられるかないしは繋がれる必要がある。化学肥料は、高価であるのみならず、市場も遠い。そのため、同村で堆肥を入手することは難しい。同村には、乳牛その他の家畜もいるが、それらは、新しく飼われ始めたもので、またその数も少ない。農業改良普及員(PPL)が来村してきた当時には、農民は、作付け状況、作物の手入れ法、害虫/害獣対策としての薬剤量など(手入れコストを含む。)の問題に関して話し合うか相談することができた。

農民たちは、疑問があれば、PPL に尋ねるのが習わしであった。そして、彼等は、PPL から学んだ事柄を年長者(Wali)に伝え、また年長者がこれをモスクで伝えた。しかしながら、このような PPL との対話は、もはや行われなくなってしまった。その理由は、過去 3 年間、PPL が来村してきていないからである。住民は、PPL が同村に再来することを希望している。もしも PPL が、同村を再訪することになれば、有益である。農民グループによって組織される農民組合(KUD)は、組合費を集めて、これを預金していた。農民は、農業経営資本に充てるために、この積立資金を借り入れることができた。しかしながら、KUD の理事は、農民の金/組合費を持ち逃げしてしまった。それ以降、KUD の活動は停止してしまっている。

3 水供給システム

住民がポンカイ・バル村に再定住した最初の年には、再定住地、パラウィジャ

地と水供給施設の状態は、良好であった。しかし、今日、再定住地とパラウイジャ地は、高く生い茂った雑草で覆われてしまっている。また、プロジェクト担当当局によって設置された掘り抜き井戸、公共給水栓、上水供給施設(IPAB, Instalasi Pengolahan Air Bersih)などの水供給システムは、維持されていない。浄化装置を備えた水供給システムは、単に7日間(1週間)運用されただけであった。それ故、水需要に応える代替策として備え付けられた公共給水栓も、運行されていない。これに加えて住民の失望感を招いているのは、配水網の一部が消え失せてしまっていることである。

(a) 水 源

浅井戸

ポンカイ・バル村では、100ユニットの浅井戸が建設された。一つの井戸で、2世帯を賄うことが想定されたのである。再定住地には高低があるために、これが、井戸の水位の高さに影響を及ぼしている。高低差により、水位には、以下のような違いが出てくる。

高い場所……水位 0~0.5 メートル

中間の場所……水位 0.5~1 メートル

低い場所……水位 1 メートル超

前記の数値は、正常な状態(つまり、乾季ではない。)での水位である。これに対して、乾季には、井戸は、枯渇状態となってしまう。これに対処するために、井戸の深さを、さらに 0.5~1 メートル前後掘り下げるなどの試みもなされた。しかし、これによっても満足できる成果は得られていない。

井戸の水質は、黄白色で、悪臭がし、無味である。しばらくの間、汲み上げた水を水瓶/バケツのうちに入れておくと、黄色の沈殿物が現れる。現時点において住民により利用されている浅井戸の構造的特徴は、以下の通りである。

- * 井戸の幅は、1~1.5 メートルである。
- * 井戸の外壁は、レンガとセメントの混合物で作られている。
- * 井戸の内壁は、レンガとセメントの混合物及び砂礫とセメントの混合物で作られている。
- * 井戸底の上部の約 0.5~1 メートルの範囲の井戸壁は、セメントで覆われていない。
- * 井戸水は、ロープに取り付けられたバケツで汲み上げられる。

クナワイ(Kenawai)川

この川の水は、乾季における水需要を満たすために利用される。この川の水はまた、上水供給施設の水源として、多数の住民により利用されている。クナワイ川の現状は、以下の通りである。

- * 川幅は 2~4 メートル、水深は 1~2 メートルである。

- * 水質は、濁っており、悪臭がし、無味である。
- * 乾季(3週間前後)の際には、枯渇する。他方において、雨季には、3~4時間で氾濫し、ほとんどの家屋(約10戸)に浸水被害をもたらす。

上水供給施設(IPAB)

この給水システムは、クナワイ川の土手に建設された取水口などの導水施設に始まる。取水口としては、川の中に直径6センチメートルのパイプが敷設される。次いで、吸水ポンプを用いて揚水された水が、貯水槽に溜められる。その後、この蓄水は、直径6センチメートルのパイプを通じて、IPABに導水される。IPABの構造は、以下の通りである。

- * 建物は、機械室、実験室、機材室、保安室で構成されている。
- * 大型貯水槽は、BBM プルタミナ製で、鉄製の壁面を有し、その厚さは約1センチメートルである。この貯水槽は、水処理施設としての機能を果たす。
- * 貯水槽の建物は、二つの大きな空室で構成されている。これらの空室は、取水口から汲み上げられた水を貯える目的で使われる。

IPABにおいて上水として利用できる段階にまで処理された後に、この処理水は、T字型の分水パイプ(地表面に設置される。)を通じて配水される。この分水パイプは、水栓(コントロール計器で自動的に左右に動く。)と導水パイプ(配水用で、直径6センチメートルのパイプである。)で構成される。ポンカイ・バル村において利用可能性を想定して敷設されたパイプ網は、公共給水栓の所まで来ている。導水システムとしては、水圧方式と自然流下方式が用いられている。このシステムにおいては、直径6センチメートルの分水パイプで公共給水栓の所にまで導水され、そこから配水される。MCK用には、直径1センチメートルのパイプが用いられている。

この分水用の建物は、同村において利用可能な道路網の交差点ごとに設置されている。それ故、給水パイプ網は、道路沿いに線状に敷設されており、給水栓は、道路線ごとに設けられている。この給水栓は、同村では、部屋構造の様子を呈している。パイプは、地中60~75センチメートルの深さに敷設されている。そのため、今日でも、パイプの状態は良好である。他方において、取水口からIPABに至るパイプ網においては、パイプの破損が生じている。また、IPABの(水処理用)モーター、分水用の建物、公共給水栓にも破損が生じている。

IPABは、7日間(1週間)運用されただけであったため、この施設に対する住民の失望感は大きい。現在、以下のような幾つかの公共施設が破損状態である。

- * 公共給水栓のシール板が無くなっている。
- * 水栓とパイプ接続システムが無くなっている。

- * 給水栓への接続パイプが切断されている。

泉

ポンカイ・バル村には、泉はない。

(b) 水供給

ポンカイ・バル村において水供給源となっているのは、掘り抜き井戸とIPABである。また、この水供給のために、以下のような幾つかの支援施設が設置されている。

- * 10ユニットの公共給水栓
- * 15ユニットの分水用の建物
- * 2ユニットの公共MCK

しかしながら、現在、この水供給システムは、破損状態にある。河川のほかに、住民が利用できるのは、掘り抜き井戸だけである。

(c) 衛生設備

ポンカイ・バル村における保健環境は、基本的に不十分である。これは、次のような理由に起因している。

- * 井戸水の排水溝システムが設けられていない。
- * 多数の家畜が道路を行き来し、至る所で糞を撒き散らしている。

井戸から道路脇の排水溝に通ずる排水施設を作っているのは、ごく少数の住民のみである。これは、保健環境に対する住民の意識が低いためである。他方において、家畜は、所構わず糞を撒き散らしている(この光景は、村の道路の至るところで見受けられる。)。これは、家畜用の囲いがなく、家畜が放し飼いにされていることに起因している。

住民との接触の最初の段階においては、3人の住民としか対話できなかつた。そのため、調査チームは、この村において利用することのできる団体や、村人と関係を持つ政府機関の出先に当たることから始めた。この点でアプローチしたのは、農業改良普及員(PPL)、保健婦、教師、農民グループ、コーラン朗詠(Wirid)グループ、ニニック・ママック、農民組合(KUD)、村議会(BPD)、女性教育プログラム(PKK)、国有電力会社(PLN)などであった。次いで、それぞれの団体の利点に応じて、そうした団体が調査にどのように貢献したかを確定する作業が続けられた。こうして、数名の住民が、調査チームを訪れ始め、8人の参加者との話し合いが行われた。この話し合いの進行役は、次のように説明した。つまり、組織の利益というものは、循環として現されるのであって、循環の度合いが大きくなればなるほど、ますます多くの住民がその利益を感じるようになるというのであった。しかし、意外なことに、数名の参加者は、この話し合いに疑いの目を持ち、実際には何が目的なのかと尋ね、また政治活動の一環なのかと質問した。そこで、進行役は、次のように説明した。即ち、調査チームは、関係法規の発見プロセスの調査と

同時に、村人自身の進歩と発展を促進するためにコミュニティによってなされるべき努力の方法/対象について考察することであると説明した。結局のところ、参加者も、話し合いの意図を理解し、相互作用のプロセスは、より活発になった。以下には、コミュニティ循環の過程において利益実現に大きなかかわりを持つ組織から小さなかかわりを持つ組織の順序で、それぞれの組織についての概説がなされている。

① 村役人

村開発における村長(Wali)と村役人の役割は、住民にとって、特に行政事項の面では十分なものである。実際には、数名の住民は、村長を嫌っている。しかし、これは個人的な問題にかかわることで、村長としての責任の問題ではない。

② 村議会(BPD, Badan Perwakilan Deesa)

村議会(BPD)は、村役人と類似の水準に立っている。つまり、BPDは、村長を補佐する責任を有している。そのほかに、BPDはまた、村において実施されるプロジェクト活動を管理する。

③ ニニック・ママック(Ninik Mamak)

ニニック・ママックは、今日でも依然として、住民生活に影響力を持っている。もしもニニック・ママックがいなければ、住民生活は、犬社会と同然であると受け止められていると言われる。住民の間に揉め事がある場合には、ニニック・ママックが、問題解決の仲裁者となる。

④ 国有電力会社(PLN)

復旧工事の以降にも、しばしば停電するのであるが、以前の電気のなかつた状態と比べてみると、明かりがあるだけ、現在の方がましである。PLNの社員は、メーターの測定のために村を訪れる。彼はまた、電気料金の支払い時に来村する。そのため、住民が、電気料金の支払いのために、わざわざ PLN 社にまで行く必要はない。

⑤ 教 師

教育は重要であり、教師は、村の子供を教育する。しかしながら、同村には3人の教師しかいない。1クラス1教師とされるべきである。教師の数は、現在いる生徒数と釣り合っていない。

⑥ コーラン朗詠(Wirid)グループ

この朗詠グループを通じて、住民は、生活に平穏を与える宗教を学び、その理解を深めることができる。

⑦ 農民グループ

農民グループの活動は、主として作物や農園の問題との関係において繰り広げられてきた。しかし、こうしたグループ活動は、現在、

減ってしまっている。なぜなら、農業改良普及員(PPL)が来村しなくなり、また栽培対象となる作物がなく、さらにグループの積み立て金が持ち去られ、手入れコストも捻出できなくなってしまったからである。また、定期会合(この会合の開催は、構成メンバーによって合意され、グループ・リーダーによって調整されることとなっていた。)も開かれていらない。これまでには、PPL が来村し、農業普及活動を行った際に、それに合わせて会合が開かれていた。

⑧ 保健婦(bidan)

保健婦は、同村には滞在していない。彼女は、15 日ごとに 1 回の割合で来村する。彼女が特に来村するのは、5 歳以下の子供のための総合保健・衛生サービス業務活動(posyandu)を行う際である。村内で病人が発生する場合には、治療のためには病人を村外に連れて行かねばならない。たまたま保健婦が村に滞在している場合には、彼女が、分娩を手伝う。

⑨ 農業改良普及員(PPL)

⑩ 女性教育プログラム(PKK)

PKK は、主として家庭の福祉にかかる様々な側面について女性を教育する村主催のプログラムである。過去においては、PKK の分野において様々な活動が実施された。しかし、今日では、こうした活動は、何ら行われていない。

利益循環の概念が合意された後に、進行役は、以下のプロセス、即ちこれらの組織の住民との密接な/調和的な関係を維持した。

- * 村役人、ニニック・ママック及び BPD は、コミュニティ循環に入る。
- * このコミュニティ循環に農民グループが入る度合いは、半分である。なぜなら、このグループ内での構成員とリーダーとの関係が十分緊密であるからである。
- * コミュニティ循環にコーラン朗詠(Wirid)グループが入る度合いは、3 分の 1 程度である。
- * 教師と PKK は、コミュニティ循環と密接な関係を有している。なぜなら、教師と PKK は、住民との間にある程度の相互作用関係を有しているからである。
- * KUD と PPL は、住民からは隔絶している。なぜなら、彼等は、過去において、住民との間で紛争を引き起こしたためであって、最近では何らの相互作用関係もないからである。
- * PLN と保健婦は、コミュニティ循環からはかなり隔絶している。なぜなら、PLN は、住民を不適切な場所に移転させたからであ

り、また保健婦が住民と相互作用関係を持つのは、彼女が、総合保健・衛生サービス業務活動で来村する際のみであるからである。

付属書 3.8 マヤン・ポンカイ村

A 評価結果

1 再定住

(a) 移転プロセス

マヤン・ポンカイ (Mayang Pongkai) 村は、コタパンジャン水力発電プロジェクト (PLTA) ダム貯水池の造成によって水没した旧ポンカイ (Pongkai) 村の移転地の一つである。移転プロセスは、住民に対して 3 種類の移転モデルを提示する形で進められた。即ち、一つは、南シベルアン (Selatan Siberuang) 地域への移転で、そこではゴム農園モデルの移住地が用意されたというのであった。二つ目は、スンガイ・パガル (Sungai Pagar) 地域への移転で、そこでは「中核農園プログラム」(PIR) 方式のアブラ・ヤシ耕作地が与えられるというのであった。三つ目は、自由移転モデルであった。

住民移転以前に、移転地選択のための移転補償に関してデータ記録がされているのは、1989～1990 年の期間についてである。このデータ記録の期間に、住民は、次のような内容の政府約束を得た。つまり、住民が移転を快く受け入れるのであれば、移転地において、住民には、タイプ 36 の 2 階建ての耐久性の低い住居、電気の無料据え付け、家屋内に付設されるトイレと戸戸、トタン葺きの屋根、アスファルト舗装の道路、飲料水施設が与えられるであろうとの約束であった。

前記の政府提示の移転モデルのうちで、ポンカイ村の住民、特にマルタサン (Martasan) 集落の住民の多く (259 世帯) は、二つ目の移転モデル、つまりスンガイ・パガル地域でのア布拉・ヤシ農園への移転を選択した。1996 年 1 月 14 日に住民移転が実施されたのであるが、これに先立って住民の多くは、移転先の不確かな状態に困惑した。この段階 (移転補償と移転実施の期間)においても、移転スケジュールが不確かな状態であったために、住民は、ア布拉・ヤシの植え付けを行うことができなかつた。そのため、彼等は、移転先を探すため、また食費に充てるために、「金を浪費する」ほかなかつた。

1996 年 1 月 14 日の移転は、コタパンジャン・ダム貯水池の造成によって水没する 8 カ村の移転のうちでは、時期的には最後の移転であった。家財道具の運搬と住民の輸送は、プロジェクト担当当局によって提供されたトラックによって行われた。しかしながら、住民の家財道具が多かつたために、提供された運送手段 (6 世帯に車 2 台)だけでは不十分であった。そのため、一部の住民は、旧村に家財道具を残さざるを得なかつた。

住民がマヤン・ポンカイ村に到着した後に、彼等は、それまでに彼等に対してなされていた約束とは非常に異なる事態に直面した。彼等に宛てがわれ

た住宅は未完成で、しかもその多くは、沼地と茂みの中に位置していた。また、トイレは、不適当なものであった。その上、生活手当は減らされ、本来彼等が受け取るべき額よりも少なかった。当時、村レベルにおいて責任を負っていた政府機関は、KUPT であった。

旧ポンカイ村からマヤン・ポンカイ村へ移住した人々は、移転後に、ジャワ島からの移住者(137 世帯)及びシマリンヤン(Simalinyang)村からの地元移住者(108 世帯)と共に存することとなった。このような社会化と同化のプロセスは、とりわけ地方社会の形成という点で、幾つかの問題を生じた。

(b) 補 償

補償の算定と支払いは、県政府レベルの移転調整チームによって決定された価額でもって、1991～1992 年の期間に行われた。この補償の過程において、多数の人々が、損失を蒙った。なぜなら、移転調整チームによって決定された価額は、適切さを欠くものであったからである。住民の一部は、補償が不均衡であることに照らして、補償の支払いの受け取りを先送りにしようとした。しかし、引き延ばし期間の経過後には、かえって補償金額が減らされるという事態さえ発生した。今日までのところ、未だ 161 区画の土地に対する補償が支払われていないのである。

住 宅

住民に対して提供された住宅は、(各戸)6×6 メートルの広さの建物で、板製の壁、アスベスト・プレートの屋根、セメントの床という造りであった。住宅の多くは、沼地に位置していた。そのため、住宅の周囲は、ぬかるみ状態であった。住民は、自分自身で湿地を乾燥させるか、床を高めるか、ないしは排水溝を補修せざるを得なかった。

移転期間には、多くの住宅が、未だ完成されていなかった。そのために、住民の一部は、(すでに完成していた)隣人の家に滞在することを余儀なくされた。

マヤン・ポンカイ村での最近の住宅事情は、540 家屋のうち、約 10%が耐久性の高い住居、10%が耐久性の低い住居、残りの 80%が、未だに仮設/元の住居である。住宅の改修が行われた場合には、その費用は、補償金の残額で賄われた。新規世帯(移転世帯の一部)の収容目的のために、政府は、同村において、総計で 75～77 ユニットの TSM 住宅(1 戸当たり 3×6 メートルの広さ)を建設している。

スンガイ・ウィン(Sungai Win)集落では、雨季の氾濫で 20 部落(8 家屋)が浸水被害を受けた。その原因是、この場所が沼地であり、また排水溝も整備されていないためであった。周辺の村々においてアブラ・ヤシ農園の造成のために森林伐採が進められ、洪水被害は悪化している。住民は、この問題を解決するために、排水溝の設置を提案することに合意した。

プロジェクト担当当局によって宛てがわれた 540 家屋のうち、幾つかの家屋では、その所有者に対して未だに証明書が手交されていない。同様に、TSM 住宅の証明書の場合にも透明性がない。住民によれば、この証明書を入手するためには、県レベルと郡レベルの移住局に申請することにより、従前にマヤン・ポンカイ村を所轄していた KUPT に接触しなければならないというのである。

土地

立ち退き補償として与えられた土地は、1 世帯当たり 0.5 ヘクタールの広さの菜園と農地である。また、アブラ・ヤシ農園の土地面積は、1 世帯当たり 2 ヘクタールである。それ故、各世帯は、補償として、2.5 ヘクタールの広さの土地を得たことになる。

しかしながら、住民がマヤン・ポンカイ村に移転してきた時、菜園の対象地には、すでにア布拉・ヤシが植え付けられていた。この植え付けは、1991～1992 年に、PTPN V によって行われた。その結果、他の当事者との間で土地所有権の衝突があるために、今日に至るまで、未だに住民に譲渡されていないア布拉・ヤシ園が 38 区画も存在するのである。住民によれば、最善の解決策は、地方政府に対してこの衝突の被害を蒙った 38 世帯のために新たな植え付け用地を切り開くよう提案することである。

他の世帯のための TSM 住宅の開発対象とされているのは、村有地(R 地)である。この村有地は、10 ヘクタールほどの広さの湾曲した土地であるが、現在、この土地もまた、地元住民との間で紛争の種となっている。この紛争の発生は、土地境界の不明確さと KUPT によって村指導者に対して出されたリップサービスに起因している。このような事態への対応として、住民は、従前にマヤン・ポンカイ村を所轄していた KUPT に問い合わせることに合意した。土地紛争は、住民生活の不安という悪影響を生じている。なぜなら、マヤン・ポンカイ村の住民は、それが、自分たちの村での治安状態の維持にとって好ましくないと考えているからである。これまでのところ、マヤン・ポンカイ村の住民は、これ以上に紛争を悪化させないために、地元住民への譲歩を重ねてきてている。住民は、警察の支援を得て、村内に治安関係者(Babinsa)を配置できるよう期待している。

住民にとって最も不愉快な出来事は、彼等が植え付け面積を拡大できないことである。他方において、彼等は、ますます多くの子供や孫を抱えるようになっているのである。このような事態は、彼等が以前に生活していた状態とはまったく異なるものである。従前の村には、「ニニック・ママックのウラヤット地」(lahan ulayat ninik mamak)が広範に存在し、住民は、管理できれば、その分だけ作付けできたのである。マヤン・ポンカイ村では、今日でも、「ニニック・ママック」(ninik mamak)(意思決定者として家族/社会共

同体から尊敬されるおじさん/家族の指導者)は存在する。しかし、「ウラヤット地」(lahan ulayat)は存在しないのである。

金 錢

住民はまた、前述の物件のほかに、コタパンジャン・ダム貯水池の造成によって失われた資産(家屋、土地、作物など)の償いとして、金銭の形での補償を得た。住民が受け取った補償は、ほとんどの場合、算定通りには支払われなかつた。そのため、今日までのところ、補償が支払われていないいかないしは取り消されている土地が、未だに 161 区画も存在するのである。しかも、事態を悪化させているのは、住民が受け取った金額/価格が、極めて不公正であるという事実の存在である。補償価額は、農地が、1 平方メートル当たり 300 ルピア、生産的であったゴム園が、1 区画当たり 25 万ルピアとされたのである。墓地の移転経費(1 ユニット当たり 7 万 5000 ルピア)は、これまでのところ、住民には手渡されていない。

現在でも、住民は、補償問題、特に未払いの土地区画に関する補償問題が解決されることを期待している。もしも補償基金が、今日でも存在するのであれば、この基金は、コタパンジャン・ダムの造成によって影響を受けた住民のすべてに対して均等に配られるのが良いであろう。

(c) 公共施設

マヤン・ポンカイ村に対してはまた、住民移転に際して、プロジェクト担当当局により公共施設が提供された。現在、マヤン・ポンカイ村に存在する主要な公共施設としては、以下のものが挙げられる。小学校(SD、Sekolah Dasar)(2 校)、モスク(2 棟)、宗教的儀式の挙行のための公共施設としての「ムショラ」(musholla)(7 棟)、イスラム小学校(MDA)(2 校)、幼稚園(1 棟)、村役場(1 棟)、村立公共ホール(1 棟)、協同組合(KUD)事務所(1 棟)、社会保健所(puskesmas pembantu)(1 棟)。

主要な村道は、アスファルト舗装されており、良好な状態にある。これに対して、内部の小道は、土砂と石を固めて造られており(小道の 40%)、残りは土を固めただけである。そのため、幾つかの小道は、雨季にはぬかるみ状態となる。これらの小道に排水溝が備え付けられている場合もある。

墓地の広さは、2 ヘクタールである。しかし、そのうち、約 1 ヘクタールは、沼地に位置している。そのため、住民がそこを利用することはできない。これまでのところ、住民は、物故した家族の墓所として、自宅の庭地を利用してきていている。これまでにも、公共墓地のための新たな代替地を探そうとする試みもなされてきており、住民の土地の一部を購入してそれに充てようとする構想も打ち出されてきた。しかしながら、墓地候補地の境界地域に住む人々の一部は、この構想に異議を唱えている。もう一つの代替案は、既存の墓所の沼地に土入れして、そこを高めるか、ないしは新たな場所を入手

することにより、墓地事情の改善を図ろうとする構想である。この代替案について、住民合意がある。

(d) 電 気

1999 年以降、マヤン・ポンカイ村では 540 世帯のうち、およそ 200 世帯に電気が導入されている。引き込み線の据え付けコストは、50 万～150 万ルピアであった。これは、電気の据え付けが無料になるという政府約束とは異なるというのが、住民の受け止め方である。しかしながら、住民は、その必要性に迫られていたので、据え付け価額にはこだわらなかつた。こうして、住民は、電気の据え付けコストに多大の資金を振り向けたにもかかわらず、今日、多くの家々では、電灯の明かりが見られない。

電気料金の支払いについては、以前には村営協同組合 (KUD) によって管理されていた。しかし、最近では、KUD の経営は停止状態にある。そのため、住民は、電力料金をスンガイ・パガル村に対して支払わなければならなくなつた(料金は、1 ワット当たり 6000 ルピアである)。

前記の問題のほかにも、住民は、電気使用量 (kwh) が、計量器の記録と同じではないことに頭を悩ませている。計量器に記録された数値が、料金請求書のうちに表示される電気使用量の数値よりも多い場合があるのである。住民は、国有電力会社 (PLN) によって用いられる料金表に基づく電気使用量について支払い義務があるものと思われる。このような問題の発生は、電気使用量の記録員が、村にある計量器の数値通りに記録していないことに起因している。つまり、記録員の算定数値は、実際の数値ではないのである。

住民は、電気料金の支払いが、再び村内で行われるよう希望している。他方において、電気料金の支払い義務に関しては、PLN は、その割り当てを一律の料金表で行うべきであるというのである。住民はまた、計量器と料金請求書の数値が異ならないようするために、記録員が、計量器の数値通りに記録するよう希望している。

2 所得創出

(a) PIR 方式アブラ・ヤシ農園

アブラ・ヤシ農園の開発は、1991～1992 年の期間に政府系農園会社 (PTP V) によって行われ、同社の手により整地、植え付け及び栽培が実施された。この農園は、1230 ヘクタールの広さで、39 ブロックに区画されている。各ブロックは、約 20～40 ヘクタールの広さである。アブラ・ヤシの樹種は、マリハト・メダン (Marihat-Medan) である。2 ヘクタール当たりのアブラ・ヤシの数は、264 本 (12×24 本) である。

マヤン・ポンカイ村に住民が移転してきた当時 (1996 年) には、彼等は、PIR 方式のゴム農園で賃金労働者として働いた。賃金は、1 人当たり 1 日 3500 ルピアであった。1997 年には、この PIR 方式農園は、1 世帯当たり 2

ヘクタールの広さの割合で移転農民に引渡された。この時点では、アブラ・ヤシは、樹齢3~4年で、生産可能な状態に達していた。

アブラ・ヤシ農園が農民に手渡された後に、彼等は、ローンを返済することができるようになった。この返済のために、収穫物のうちから最高30%(約1600万ルピア)が差し引かれた。こうして、ローンの大半は、3年内に返済された。その上、農園の栽培・経営コストは、農民負担とされた。技術導入を容易にし、また農園会社(PTP V)への生産物の販売を組織化するために、農民グループが結成された。マヤン・ポンカイ村には、24の農民グループがあり、これらは、一つにまとまって農民グループ協同組合(WKAK, Wadah Kerjasama Antar Kelompok)を組織している。

ア布拉・ヤシの生産量は、以前には、2ヘクタールの農園で、1ヶ月当たり平均3トンであった。収穫方式としては、2ヘクタールの面積が、4区画に分割された。それ故、毎週、収穫が可能であった。しかし、2000年以降には、収穫量が減少してきている。最近では、2ヘクタールの農園で、1ヶ月当たり1~2/3トンの生産量しかない。ア布拉・ヤシ生産量の減少は、以下のような幾つかの要因により発生している。

① 農民には、化学肥料を購入する余裕がない。PTP V社の技術指針によれば、1年に2度の施肥が行われなければならない。各々の施肥にあたっては、尿素、TSP、KCL、ドロマイドが使用されることとされている。しかし、農民は、通常、3ヶ月に1度の割合で1種類の化学肥料を施せるにすぎない。他方において、ア布拉・ヤシ1本につき、3キログラムの化学肥料の投入量が必要である。化学肥料の方はますます値上がりしているのに対して、ア布拉・ヤシの価格は、値下がりしているのである。そのため、農民の約50%のみしか、化学肥料を使用できないのである(なお、定期的な施肥を行っているのは、農民の25%のみである。。)

農民の一部は、鶏糞でもって代用しようと試みている。しかし、これはまた、ア布拉・ヤシに菌類を発生させることとなり、これが、ア布拉・ヤシを腐朽させる原因となるのである。その上、疥癬症などの皮膚病にかかる農民も多い。

他面において、村営協同組合(KUD)には、農民に対して融資できるだけの能力はない。その理由は、未だ経営状況が軌道に乗っていないからである。そのため、他の当事者から融資資金源を得てくることが難しいのである。こうした状況に対処するための努力の一環として、住民により、二つの構想が提案されている。一つは、PTP V社が、農民に対して肥料融資を供与するという構想である。もう一つは、ア布拉・ヤシの実の残滓(limbah tandan segar kelapa sawit)を肥料として利

用できるようにする目的で、この点での肥料補助金を PTP V 社が供与するという構想である。

- ② 農民は、アブラ・ヤシが良好に生育できるようにするために、農園の雑草を取り除く作業を行うのに熱心ではない。ア布拉・ヤシは、今日では、植え付け後 11 年を経過している。他方において、ア布拉・ヤシの植え替えは、理想的には 25 年ごとである。しかしながら、現状では、ア布拉・ヤシは良好に生育していない。そのため、25 年の経過の以前に植え替えが行われなければならない。植え替えに備えて、農民は、ブミ・プトラ(Bumi Putra)保険に加入して、毎月 2 万 5000 ルピアもの保険料を支払って、植え替えコストをカバーしようとしてきた。しかし、ここで問題なのは、植え替えが行われる際に、新たなアブラ・ヤシが生産的となるまでの期間、農民には代替的な収入源がないという点である。

農民の見通しでは、代替的な収入源として考えられるのは、PTP V 社により臨時的な農園労働者として雇用され、ア布拉・ヤシ農園での植え替え作業に従事することである。この点ではまた、農民に水牛飼育補助金を供与するという提案も有益であるかもしれない。なぜなら、このために利用できる土地には事欠かず、また水牛の餌も豊富であるからである。農民は、自力で囲いを作ることができ、また家畜の飼育の経験は、かつてポンカイ村に住んでいた当時にあるからである。なお、マヤン・ポンカイ村の土地条件は、一季性の作物の栽培には向かない。

ア布拉・ヤシの販売は、PTP V 社によって所有されるオイル・パーム会社によって担当され、この会社によって生産物の収集が行われる。しかしながら、ア布拉・ヤシの価格は、地方政府(Pemda)によって決定される。最近の価格は、1 キログラム当たり 550.82 ルピアである。この販売は KUD 傘下のトリ・マヌンガル(Tri Manunggal)社によって調整される。このために、トリ・マヌンガル社は、PTP V 社傘下のオイル・パーム会社と契約を結んでいる。PTP V 社による KUD への利益の支払いは、マンディリ銀行(Bank Mandiri)を通じて行われ、次いで農民は、KUD からそれを受け取る。

農園から約 16 キロメートルの距離にあるオイル・パーム会社への収穫物の輸送サイクルは、以下の通りである。ア布拉・ヤシの収穫物は、農園脇に積み上げられる。次いで、計量された後に、トラックに積み込まれる(この作業は、KUD と契約を結ぶ輸送機関によって行われる。)。政府係官と農民との間で推薦書(PB25)が署名された後に、WKAK 指導者の立会いの下に、収穫物は、オイル・パーム会社に引き渡され

る。会社では、収穫物は、再度計量される。

輸送コストは、農民の負担である。その支払いは、収穫物の収益から直接に差し引かれる。ここで一つの問題が発生する。つまり、PTP V 社の買い上げ価格よりも外部の価格の方が高い場合(たとえその差額が僅かであっても)には、他の当事者の方に収穫物を売る農民がいることである。これは、農民グループが未だ十分に組織化できていないことに起因している。そのため、農民の間では、グループ内部で販売した方が、(金銭以外の)別の利益があることが理解されていないのである。農民グループが、その能力を高めるために、毎月 1 回の定期的会合を開き、彼等の抱える問題を討議している。農民グループの組織能力を高めるためのもう一つの方策は、グループ組織化に関しての訓練を実施することである。

(b) その他の所得源

マヤン・ポンカイ村の住民は、追加的な所得を得る目的で、0.5 ヘクタールの広さの菜園を耕作して、種々の作物を植え付けている。しかし、住民の大半は、そこにアブラ・ヤシを植え付けている。なぜなら、そこで土地は、季節性の作物には適さないからである。アブラ・ヤシの収穫物は、(仲買人に対して)自由に売られる。ただし、実際には、PTP V 社は、収穫物の品質が良ければ、それを買い上げることもできる。住民のうちにはまた、自宅の菜園に、ココナツ樹、ジェンコル樹、ビンロウ、パイナップル、その他の果樹を植え付けている者もいる。

菜園で栽培された収穫物は、近隣の市場で売られる。住民の一部はまた、ウンガス・ジャヤ社(PT Unggas Jaya)と提携して、養鶏(ブロイラー生産)を行っている。ブロイラー生産のための幼鶏の提供とそのコストはすべて、会社の負担であるが、生産物もまた、会社によって買い上げられる。ブロイラー生産のサイクルは、28 日ごとである。マヤン・ポンカイ村には、ブロイラー生産のための鶏舎が 10 カ所あり、それぞれの鶏舎では、約 4000 羽のブロイラーが飼育されている。しかしながら、ブロイラーの飼育は、地域社会に新たな問題を引き起こしている。つまり、多数の蚊が発生し、住民の家々に入り込んでくるのである。そのため、住民は、会社に対して、ブロイラー飼育地を噴霧器で消毒するよう求めている。

3 水供給システム

マヤン・ポンカイ村への住民移転は、1996 年に行われたのであるが、それ以降も住民は、上水供給とトイレの確保難のために、絶えず悩まされ続けている。移転の最初の年には、土地造成のために、家屋周辺はぬかるみ状態で、井戸も使えなかった。その原因は、井戸壁とトイレ壁の周辺には木材と雑草の残滓が散在し、堆積していたからである。プロジェクト担当当局によって造られた施設は、

適当でなかった。なぜなら、排泄穴は、50 センチメートルの深さしかなかったからである。そのため、排水は、直接的には流出して行かなかったのである。こうしたことから、当時、住民は、トイレの代わりに、耕地又は庭地を利用したのである。

1997 年にアブラ・ヤシ農園が住民に引渡された後には、一部の住民は、自宅近くに井戸と便器付きのトイレを造り始めた。他方において、このような施設を有しない人々は、一時的に隣人の施設を利用させてもらうか、ないしは河川にまで行くほかなかった。

(a) 上 水 源

掘り抜き井戸

プロジェクト担当当局によって住民のために造られた掘り抜き井戸は、2 世帯に 1 カ所の割合で配分された。この移転当時の井戸の深さは、3 メートルで、地面から水面までの高さは、約 1 メートルであった。しかし、乾季には、通常、井戸は干え上がってしまった。そのため、住民は、上水の供給不足に直面した。

こうした事情のために、540 世帯のうちの約 80% の人々は、ア布拉・ヤシの販売収益の一部を割いて、家屋内に掘り抜き井戸を造った。井戸の平均的な深さは、4~7 メートルで、井戸底から水面までの高さは、1~3 メートルである。水質は清潔で、臭いもなく、味もない。

しかし、今日、井戸水を利用している住民の割合は、20% 前後である。なぜなら、その他の人々は、自分自身で井戸を造るか、ないしはプロジェクト担当当局によって提供された井戸を掘り下げるだけの資金的ゆとりがないためである。

ワイン川

上水を得るためのもう一つの代替策は、ワイン川(Sungai Win)から取水することである。この川は、水浴び、洗濯及び排泄の目的のために利用することができる。ワイン川は、幅 6~10 メートル、深さ 1~2 メートルである。水質は、雨季には幾分濁るが、乾季には澄む。また、木の臭いがするが、味はない。

ワイン川は、乾季にも涸れることはなく、年中流れている。雨季には、この川は、氾濫する。これまでにも、氾濫期に、3~5 日間にわたって、水面が約 0.5~1 メートル上昇し、近隣の 8 軒の家々に浸水被害をもたらした。また、川岸にある墓地も、約 0.5~1 ヘクタールの範囲にわたって冠水した。ワイン川は、ルブック・サカイ(Lubuk Sakai)村の地点において上流から流れ込んでいる。

泉

マヤン・ポンカイ村には、利用できるような泉はない。

(b) 上水供給施設

マヤン・ポンカイ村での上水供給施設は、それぞれの世帯が、自宅内に井戸の形でこの種の施設を備え付けることができるかどうかにかかっている。他方において、上水を供給する目的で公共給水栓と水供給管理施設を設置するという形での政府補助はない。ワイン川は、上水を得るための代替的な手段である。乾季には、陸上からの木材の残滓(これは、川水の臭いの原因となっている。)で、水流が妨げられる。また、川沿いには雑草が生い茂っている。

(c) 衛生設備

マヤン・ポンカイ村では、MCK(水浴、洗濯、便所)のための公共建造物の建設について政府補助金が提供されてこなかったために、この種の建造物はない。この村の 540 世帯のうちの約 20%の人々には、井戸とトイレを造る資金的ゆとりがない。これは、住民が、この目的のために立ち退き補償金を使わず、旧村からの移転の待機の期間中に、彼等の家族のニーズを満たすために使ってしまったことの結果であった。

トイレを有しない住民は、庭地を利用するか、河川に行くか、ないしは隣人の施設を借りる。これにより、排泄地域の周辺には不衛生な状態が発生する、住民は、このような生活の仕方が不衛生であることを認識しているのであるが、彼らの日常生活のニーズが満たされない限り、こうした衛生面にまで割くことのできる資金的ゆとりはないのである。住民の約 80%が自宅内に上水とトイレを備え付けることができている。

上水のニーズを満たすことができる方策として、住民が政府に期待しているのは、例えば以下のような措置である。

- ① 挖り抜き井戸の建設
- ② 河川の掘削(河川の正常化)
- ③ 排水溝の浄化

付属書 3.9 ポンカイ・イスティコマ村

A 評価結果

1 再定住

(a) 移転のプロセス

住民の「ウラヤット地」に新たな再定住地を築こうとする動きの結果、1991年～1992年には、この土地が切り開かれた。旧ポンカイ村からポンカイ・イスティコマ(Pongkai Istiqomah)村への住民移転は、1993年に始まり、1996年まで続いた。この現在地への移転に先立って、政府は、移住対象地として、南シベルアンの場所を提案した。しかし、住民は、以下のような理由のために、そこへの移転に難色を示した。

- * 効告された場所は遠い。
- * ムアラ・タクスの南方への移転については、最初の住民との話し合いはなく、また住民が移転約束をしたこともない。
- * 慣習に基づけば、ムアラ・タクス寺院を通り過ぎることはできない。
- * 住民としては、先祖伝來の土地を受け継ぎたい。

こうした考慮から、住民は、移転場所として、この地域を提案した。しかしながら、政府は、この土地には十分な広さがないことを理由に、住民提案には同意しなかった。とはいえ、先祖伝來の土地に住みたいというポンカイ村住民の決意は固く、そのため現在の場所への移転が続いた。その結果、住民は、新村を設立して、供与された補償金を用いて、住宅、庭地、道路その他の支援施設のための土地の区画を行ったのである。

住民移転が行われて以降、1999年に至るまで、政府は、ポンカイ・イスティコマ村の存在そのものを認めなかった。必要な行政については、住民は、郡庁の直接の所轄下に置かれたのであるが、ポンカイ村の新村(第I村としてのポンカイ・イスティコマ村)には、幾つかの地方政府機関の支所が置かれた。村行政については、ニニック・ママック(ninik mamak)によって管理された。結局のところ、県知事(Bupati)が、ポンカイ・イスティコマ村を訪問する意向を表明するに至った。県知事は、この村の状態を視察した後に、同村住民は自由に移転したのではなく、集団として移転したのだと語った。こうして、1999年には、同村は、準備村として認められたのである。そして、6ヶ月後の1999年12月16日には、同村は、正式な村として認められたのである。

同村が正式な村として認められたことから、各種の政府プログラムが、村政府を通じて実施され始めた。2001年には、地方政府の援助により、村役場が建設された。しかしながら、今日までのところ、それに応じた行政機能の移転は行われていない。

(b) 補償プロセス

住民の補償の受け取りに関するデータ収集は、1989～1992 年の期間について行われた。しかし、住民の間から補償への不満の声が上げられたために、実際の補償の支払いは、1993～1994 年の期間に行われた。こうした経緯から、再審査のために補償の支払いが延期された土地区画が発生した。補償の支払いが行われた土地区画の総数は、400 区画であった。そのうち、126 区画への支払いが認められた。しかし、(126 区画について) 支払いを受けた人のうちの 90～93% は、ポンカイ村の住民ではなかった。今日までのところ、補償の支払いが延期された後に、そのまま未払いの状態が続いている農園が 1 区画(区画番号第 0013 号)ある。村政府は、それの補償を得ようと努めている。

このほか、ポンカイ・イスティコマ村の住民は、コタパンジャン・ダム建設の影響を受けた住民としての取り扱いを受けて、そのため移転関連の便宜の供与を受けなかった。つまり、この村の住民は、立ち退き費用、生活支援、家屋、ゴム園などの提供を受けなかつたのである。

ポンカイ・イスティコマ村の住民は、政府によりダム建設反対者と見なされたために、17 項目要求には署名していなかつた。しかし、県知事声明、つまりポンカイ・イスティコマ村の住民は、自由な移転のパターンには含まれないという声明を証拠として、またそれに基づいて、住民は、各種施設に関する権利を要求する努力をする必要がある。つまり、住民は、コタパンジャン・ダム建設の犠牲者として、村開発プログラムのような援助を受ける資格があるのである。

(c) 住居

一般に、ポンカイ・イスティコマ村において現存する再定住者の建物は、耐久性の高い建物であるか、ないしは仮設建物のいずれかである。住居は、補償金でもって、住民の手により建設された。建物は、それぞれの位置に配慮され、秩序立って建てられているように思われる。このような村の構造は、建物の位置と庭地における土地の配分についての話し合いの結果に基づくものである。

住宅に接する庭地の広さは、156 世帯(これは、移転時の世帯数である。)とも同一で、1250 平方メートル(25×50 平方メートルないしは 12.5×100 平方メートル)の広さである。現存の住宅の約 40% には、井戸と便所が備え付けられていない。最新のデータに基づけば、ポンカイ・イスティコマ村には 265 世帯が居住していることから、(これまでに配分されている)住宅と庭地の数は、もはや不適切である。この問題に対応するために、1 家屋には 2～3 世帯が同居している。それ故、ポンカイ・イスティコマ村において簡易住宅(RSS)を建設するよう努めることに考慮が払われる必要がある。このための

支援体制としては、10 ヘクタールの土地、道路、水源、労働者が必要である。

この村に電気が配されたのは、2000 年である。各戸が得ている電力量は、450 ワットである。引き込み線の据え付けコストは、42 万 5000 ルピアで、2 回の分割払い方式が採られた。

(d) 学 校

4 校の小学校は、住民自身の自助努力で建設された。なぜなら、教育文化省が寄与することができる原因是、教師の数の面に限られるからである。これらの学校の開校式は、1999 年 7 月に挙行され、この式典には県知事が出席した。その後、2000 年に、地方政府からの学校支援措置が講じられた。こうして、今日では、10 人の教師がいる。9 人は有給教師、1 人は無給教師である。

なお、同村では、イスラム小学校(madrasah)の校舎を建設する努力も必要である。今までのところ、イスラム小学校では、前記の小学校を利用して、生徒の教育活動を行っている。イスラム小学校のための用地もあるし、多数の生徒もいる。また、引退した教師に代わる新任教師もいる。現在、住民は、宗教省(Departemen Agama)の認可を待っている状態である。

(e) 道 路

この村における道路建設は、1996 年に始まった。この道路建設は、バトゥ・ブルスラット村の分かれ道からポンカイ・バル村に至る道路の改修工事が行われた際に、その一環として行われたのである。建設工事は、BMJ 社(PT BMJ)によって実施された。

BMJ 社は、建設重機を有していたことから、ポンカイ・バル村の住民代表は、同社に接触した。そして、最終的に同社が、建設支援に同意したのである。道路建設の経費は、現村長の寄付金(1600 万ルピア)と住民分担金で賄われた。

その後、2001 年には、地方政府により、約 3.5 キロメートルの道路について、これをアスファルト舗装する計画が発表された。しかし、実際には約 2 キロメートルが舗装されただけであった。残りの約 1.5 キロメートルについては、砂利で固められているだけの状態である。

(f) その他の資源

コタパンジャン・ダムは、とりわけポンカイ・イステイコマ村地域においては、観光事業地としての開発の潜在的可能性を秘めている。この地域には、次のような観光資源がある。

* 高さ約 15 メートルの滝がある。この滝は、道路から約 500 メートルの距離にある。

* 洞窟が、4 個所ある。これらの洞窟は、同村周辺に散在している。

- * コタパンジャン・ダム湖には、幾つかの小島がある。これらの小島には、ダム湖水によって冠水していない陸地からアクセスできる。
- * ゴム農園により、湖辺地域が緑化されるであろう。

2 所得創出

(a) 漁業

旧村での住民の生計手段は、農業であった。彼等は、農園を効果的に営み、畑を耕し、水田を作っていた。カンパル(Kampar)川に漁業に出掛けるのは、彼等にとっては不定期な活動にすぎず、しかももっぱら自らの家族的消費のためであった。しかしながら、彼等がポンカイ・イスティコマに移転して以来、つまり 1996 年以降、彼等の主要な生計手段は変わり、彼等は、漁民(97%)となるに至ったのである。この村は、コタパンジャン・ダム建設のために移転させられた村々のうちでは最大の湖辺を有している。その上、漁業は、手っ取り早い金儲け手段であり、1998 年には漁業従事者が増大した(専門用語では、「漁業従事者」(ikan main)となった。)のである。

漁業従事者には、次のような三つのタイプの生活様式がある。①金曜日の夕方に漁業に出掛け、月曜日の早朝に、漁獲物を売るために村の家に帰ってくる。火曜日には、日常品の買い物に出掛けた後に、その日の夕方に再び漁業に出掛け、木曜日の夕方ないしは金曜日の早朝に家に帰ってきて、村人と一緒にイスラム教の礼拝を行う。②10 日ごとに 1 度、村の家に帰る。③15 日ごとに 1 度、家に帰る。多くの漁民(50%)は、湖辺の冠水しない陸地ないしは村とは対岸の残存のウラヤット地に仮小屋を建てている。これは、彼等が漁業に出掛けない時に畑仕事を行うためである。ただし、その生産目的は、もっぱら家族消費のためである。

漁獲方法には、三つのやり方がある。つまり、①釣り竿、②漁網、③電気を用いる方法である。一般には、漁民は、これらの漁法のいずれか、ないしはそれらを組み合わせて、漁獲を行う。一年のうち漁獲成果が高いのは、雨季の 3 ヶ月(通常は、断食月(Lebaran)の前後)のみである。この時期には、1 週間で約 30 キログラムの鮮魚の水揚げがあるが、魚価は下がる。他方において、この漁獲盛期以外には、鮮魚の水揚げは、1 週間で約 10 キログラムにすぎない。漁民は、魚仲買人(tasuke)に対して、次のような二つの条件で漁獲物を売る。①鮮魚については、「バウン」(baung)と呼ばれるナマズの場合で、通常 1 キログラム当たり 2 万 5000 ルピアの価格である。②燻製魚(香辛料加工されていない乾燥魚)については、1 キログラム当たり 2 万~2 万 5000 ルピアの価格である。ただし、時には、一部の漁民により、「バウン」魚の燻製品が売されることもあり、この場合には 1 キログラム当たり 7 万ルピアである。

燻製魚を作る過程において、その重量は減少する。火炎の安定度にもよる

が、12~24時間焼いた場合には、1キログラムの鮮魚は、燻製魚では300グラムとなる。ティガプラス・コト・カンパル郡の他の6カ村と比較して、この村における燻製魚の質は最高である。ある魚仲買人の話では、彼は、以前、この村における燻製魚は、ランガム(Langgam)製のものと比べると質的に劣るのではないかと思っていたのであるが、実際にチェックしてみると同等であることが解ったというのである。ポンカイ・イステイコマ村にやって来る魚仲買人は、漁民から漁獲物を買い上げた後に、これらをクオク、バンキナン、プカンバルなどを持って行って売り捌く。ポンカイ・イステイコマの住民の一部には、魚仲買人の役割を演じている人もいる。しかし、この場合には、不幸にして、彼等は、買い上げた漁獲物を、外部からやって来る魚仲買人に売り渡すことにより、間接的に他の村々に売るという役割を演じているだけで、販売チェーンの一翼を担っているにすぎないのである。

漁民の間でも、グループ販売しようとの動きがある。しかしながら、その場合には、彼等には、販売資本(125万ルピア)の充足という問題が生ずる。なぜなら、漁獲物の受け入れ先(小売店とレストラン)は、受け入れに際して現金では支払うことができないためである。それに対して、グループとしては、その構成員が、彼等の日常的ニーズを満たせるように、彼等に対して現金での支払いを行わなければならないである。

2002年には、漁獲高が減少した。幾つかの情報筋によれば、この漁獲高の減少は、以下のような理由による。①電気漁法の影響が考えられる。しかしながら、多くの漁民の話では、電気漁法では稚魚は死がないというのである。もっとも、この言い訳は、単に彼等の認識不足によるのであろう。実際には、もしも漁民が電気漁法を用いなければ、彼等は、多くの水揚げ高を得られないことから、必要漁獲高を達成できないのである。②ダム湖での漁業に従事しているのは、単にポンカイ・イステイコマ村の村民ばかりでない。③ダム湖の不安定な水面(水位上昇)の影響である。この水位変動は、魚類にとって適応を難しくしている。

(漁業局の援助を得て)幾つかの魚種(ニラ(nila)、マス(mas)、パティン(patin)、グラミ(gurami))の稚魚をダム湖に放流しようとの試みも行われている。しかし、その成果は上がっていない。放流魚の成魚が漁民により捕獲された事例はないのである。それ故、漁民によれば、稚魚の放流が増えたからといって、通常の漁獲量が増えることにはなっていないのである。そのほか、住民は、漁業局に対して、流し網の導入を提案している。しかし、漁業局からは、未だ何らの回答もない。

住民が示唆しているように、将来的には、以下のような方策が講じられる必要がある。①住民の一部は、その生計を漁業に依拠しているが故に、ダム湖における水面の安定性のコントロールを図るよう、水力発電所当局に対し

て申し入れること。水面の安定性は、発電用タービンの運転にとってもプラスとなるであろう。②流し網漁業生産についての漁業局に対する提案を維持(要求)し続けること。なぜなら、ポンカイ・イスティコマ村には、この漁法を取り入れるのに十分な潜在的能力があると見られるからである。また、住民には、漁業と流し網生産の知識が備わっているからである。

(b) ゴム農園

ゴム農園が造成されたのは、2001年以降のことである。当初、住民は、村役人を通じて、このゴム農園を他の村々のそれと同様な扱いとするよう、政府に働き掛けた。しかしながら、カンパル県レベルの地方政府予算(APBD)には回転基金があるだけである。結局のところ、住民としては、この機会を捉えて、ゴム農園を造成することに踏み切ったのである。その理由は、将来的には、漁業と同様に、その他の収入源として、ゴム農園を造成する必要があるというのが、住民の判断であったからである。

こうして、ポンカイ・イスティコマ村では、ダム湖の対岸に位置するウラヤット地に、700ヘクタールの広さのゴム農園を造成する構想が打ち出された。そこへ行くのには、再定住地からはボートで約1~2時間要する。当初計画では、100ヘクタールは、村管理の下に置き、600ヘクタールは、各々の世帯管理の下に置くことが構想された。しかし、最終的に承認されたのは、450ヘクタールのみであった。回転基金からの借り入れ金は、2ヘクタール当たり約800万ルピアの割合で配分された。この資金は、初年度における種苗の入手、整地、栽培及び手入れに充てられた。

借り入れ金の返済については、ゴムの木から樹液が採取できるようになってから、分割払い方式で行われることが予定されている。しかし、実際には、支払い方法と細則については、県レベルの地方政府との間で何らの合意もなされていない。

いずれにしても、こうして造成されるゴム農園は、請負業者によってではなく、村自体によって管理される。このゴム農園の造成の段階は、以下の通りである。

- ① 2001年4月15日に、ゴム農園の農民グループが設立された。農民グループは、全部で11グループで、1グループ当たり20世帯のメンバーで構成される。当初プランでは、各グループの構成メンバーは、2ヘクタールのゴム農園の配分を受け、実際にゴム農園が造成された後に、当該農園に関する認可証明書を受け取ることになる。グループの活動は、ゴム農園の進捗状況について討議するためのグループ会合に限られる。
- ② 2001年5月~8月には、ウラヤット地における基準点の準備/調査が行われ、また関係機関(森林省など)からゴム農園の設定についての認

可を受けた。グループ理事会は、基準点の調査活動を行った。

- ③ ゴム農園の対象地の開墾と整地が実際に開始されたのは、2001 年 9 月になってからであった。なぜなら、住民/グループ構成員は、漁業に出掛けなければならず、従ってこの造成作業を実施する労働力が得られなかつたためである。結局のところ、他の村々から労働者(約 50 人)を募集することが決定された。これらの労働者への支払いを賄うために、住民に配布された整地/植え付け準備金のうちからコスト分が徴収された。この農園造成活動は、グループ指導層の管理下で実施された。
- ④ ゴムの苗木の植え付けが行われたのは、2002 年 3 月以降である。この植え付け活動のプロセスとその管理法は、土地造成の場合と同様である。植え付け用の種苗は、リンガウ (Lingga) から取り寄せられた。2 ヘクタール当たり 1000 本の種苗が植え付けられた。この種苗の植え付けに当たっては、塩基性化学肥料は散布されなかつたのであるが、ポリ袋入りの種苗が村に到着して、植え付けを待つまでの間、化学肥料の NPK 効果が投与された。当初、苗木は、3×7 メートルの間隔で植え付けられる予定であったが、間隔が空きすぎると成長に悪影響が出る恐れのあることを考慮して、最終的には植え付け間隔は、3×6 メートルに変更された。

フィールド作業の期間、農業改良普及員 (PPL) と農園局 (Dinas Perkebunan) は、コンサルタント・サービス援助を提供した。このために、PPL は、15 日ごとに 1 度の頻度で現地を訪問した。

住民の考えでは、ゴム農園が失敗しないためには、住民自身がゴム農園の管理と手入れを行うべきであるというのである。しかし、植え付け後 5 年間 (ゴム樹液が採取できるまでの期間) については、栽培と手入れコストの面で、技術援助が必要となつてこよう。このほか、住民の要望として、ゴム農園の新規対象地が入手できたのであるから、コタパンジャン・ダムの犠牲者のために提供されるべき施設面の権利への補償として、地方政府が住民に対してそれへの援助を提供するのは当然であると申し入れているのである。

(c) 学童の中退

この村での経済状態は減衰してしまっていることから、学校を中退(中学校と高等学校を卒業)した一部の若年層は、雇用の機会がない。その時間的空白を埋めるために、彼等は、漁業に出掛ける。彼等の意見によれば、この村には、将来的な開発の潜在的可能性があること、特に農園、農業、漁業、生産物の販売及びダム湖、小島、洞窟、滝などの自然資源に恵まれており、観光業の分野において利用可能な潜在的資源があることから、これらを開発するための技能を高める必要があるというのである。

3 水供給システム

住民は、1993 年に旧村から新村へ移転した後、彼等は、家屋と庭地(25×50 メートル又は 12.5×100 メートルの広さ)の建設を始めるとともに、掘り抜き井戸と家族用便所を造成した。しかしながら、すべての家屋に掘り抜き井戸が備え付けられているわけではない。そのような井戸を設けられるか否かは、その家の経済能力次第である。そのような井戸を有しない人々は、水ニーズに対処するために、ビナマン(Binamang)川とその水系で取水するか、ないしは家族用井戸を持つ隣人に取水許可を乞うことになる。

(a) 水 源

浅 井 戸

井戸の深さは、8~16 メートルである。乾季には、15 日間にわたって、大多数の井戸(約 90%)が枯渇状態となる。水質は、透明、無臭、無味である。乾季には、住民は、水ニーズを満たすために、隣人の取水可能な井戸を借用する。

こうした水不足問題に対処するために、住民は、井戸を掘り下げようと試みてみた。しかし、取水できたのは、2~3 日間だけであった。その後は、再び干上がってしまったのである。

水 資 源

ポンカイ・イスティコマ村の周辺環境には、二つの水源がある。一つは、1 キロメートルほど離れた森林のうちにある泉である。この泉は、乾季の到来時に、飲料水用としてのみ利用される。この泉は、年間を通して涸れることはない。水質は、透明、無臭、無味である。

もう一つは、村の地下にある水資源である。目下の計画では、このような地下貯水を(ポンプ揚水機を利用して)地表にまで汲み上げて、貯水槽に入れて、村の共同利用に供しようというのである。

ビナマン川

この川は、深さ 1 メートル前後、幅約 1.5~2 メートルである。この川の水は、水浴びと洗濯の目的のためにのみ利用される。流れは、年間を通じてある。水質は、透明、無臭、無味である。

ビナマン川は、上水ニーズを満たし得る代替水源である。この川は、乾季にも涸れることなく、年間を通じて流れている。しかし、目下のところは、水浴びと洗濯の目的のためにのみ利用されているのであって、他の利用目的には充てないと住民合意がなされている。

水入手の方策として住民が期待しているのは、例えば、掘り抜き井戸の建設による地下水の汲み上げである。予測では、50 メートル前後の掘り抜き井戸を建設するだけで十分である。しかしながら、「村民自立」(PMD, Pemberdayaan Masyarakat Desa)の見方によれば、この深度の地下にまで達

する掘り抜き井戸を建設するのには資金と計画が必要なのであって、カルテックス(Caltex)(必要な掘削装置が揃っている。)の援助がある場合にのみ可能であるというのである。

(b) 水供給

ポンカイ・イスティコマ村において現存する水供給の状態は、それぞれの世帯が、水獲得施設を造る経済能力を有するかどうかの結果次第である。また、住民への水供給の点では、何らの政府支援もない。

この村では、すべての世帯が、井戸を有しているのではない。比率的には、掘り抜き井戸を有していない世帯が約40%、有している世帯が約60%である。住民の期待が大きいのは、この村での水供給施設の建設面での政府支援の供与である。

(c) 衛生設備

ポンカイ・イスティコマ村には、公共MCK(水浴、洗濯、便所)としての建造物はない。その理由は、この点での物的供給としての政府支援が行われてこなかつたためである。住民の大多数は、井戸と便所を建設する資金を有していない。なぜなら、補償金は、住宅の建設に充てられてしまったからである。

ポンカイ・イスティコマ村では、便所がある場合には、この施設は、屋内に備え付けられている。しかし、便所の数は、井戸の数とは釣り合っていない。便所のない場合には、住民は、ビナマン川(この川は、住宅地からは遠く離れている。)を利用する。また、住民の一部は、便所を、隣人と共同で利用している。

付属書 3.10 タンジュン・アライ村

A 再定住

1 再定住プロセス

タンジュン・アライ (Tanjung Alai) 村の 313 世帯は、現在の新移住地の方を選んだ結果、1994 年 10 月 4 日に移転が行われた。当初、移住先として政府によって示唆されたのは、シベルアンの南方ないしはムアラ・マハット・バルのいずれかの地域であった。しかしながら、住民は、その代表を通じて政府に働き掛け、以下のような理由により、現在地(コト・タラゴ (Koto Talago) の低地)に移転したい旨を要請したのである。

- * 現在地は、旧タンジュン・アライ村の住民にとっては、移動式農業の範囲内であった。それ故、住民としては、新村の場所的状況については、多少なりとも知っていた。
- * 新村の対象地は、旧タンジュン・アライ村における既存の民族集団(ピトパン族 (Pitopang))のウラヤット地であった。そのため、この点が、この地を移住地とする政府決定に有利に働いた。もしも住民が遠方の地域に移転することになれば、このウラヤット地は、この地域の近隣の既存の民族集団(例えば、プロウ・ガダン村の民族集団)によって奪われてしまうことになるであろう。
- * 新村の位置は、旧村からは、それほどに離れておらず(約 4 キロメートルの距離)、そのため住民は、コタパンジャン・ダムの建設によって水没しないで残る資産を得る(ゴム樹液の採取)ことができる。

住民は、前記の移転を行うにあたって、強制されているとの印象を抱いた。なぜなら、彼等は、隣村のプロウ・ガダン村の状況、つまり国軍第 132 大隊 (Batalion 132 Bima Sakti Salo) によって移転強制される状況を目撃したからである。住民とその家財道具の運搬は、トラックを用いて行われた。1 世帯につき 2 回の運搬の機会が与えられたが、家財道具が多くて、これだけでは不十分であった。

2 補 償

住民には、6×6 メートルの広さの住宅が提供された。この住宅の造りは、木製の壁、セメントの床、アスベストの屋根であった。住民にはまた、0.1 ヘクタールの庭地、0.4 ヘクタールのパラウイジャ地、2 ヘクタールのゴム農園が与えられた。その他の施設としては、モスク (2 棟)、小学校 (1 校) のほか、村役場、KUPT の建物、診療所などが提供された。

88 世帯には、リスト・アップされていないとの理由で、住宅も土地も割り当てられなかった。しかし、これらの世帯は、一緒に移転してきたのであって、他の家族の下に身を寄せた(これらの世帯の多くは、新規世帯であった。)。

(a) 住居

住宅地は、丘陵地帯に位置している。生活道路は、起伏が激しく、特に雨季にはぬかるみ状態となる。移住地の地形は、丘陵性で、45 度の斜面勾配がある。そのため、丘陵地帯の居住者は、低地部分へと移転することとなった。この移転には、以下のような理由があった。

- * 丘陵地帯の再定住地に通ずる道路は、状態が十分ではない。なぜなら、それは、土壌を固めただけであり、雨季には通り抜けが容易でないためである。しかも、起伏が激しく、そのため子供たちが、学校やコーラン学習会(mengaji)に通うのが困難である。今日に至るまで、住民は、ゴム農園に通う上での困難に直面しており、そのため彼等は、踏み段を作るか、ないしは近道を設けている。その上、「地域開発プログラム」(PPK)の援助資金で建設された村道部分を誰が補修するのかという問題も生じている。
- * 再定住地が丘陵地帯であるために、水の入手が難しい。水資源は、下方の谷間にあり、乾季には枯渇状態となってしまう。また、水資源の配分状態も不公平である。例えば、5 世帯で 1 つの水資源に頼っているような場合もある。「飲料水プロジェクト」(PAM)の下での水供給施設が運行されたのは、1~2 ヶ月間だけであった。
- * 再定住地は、村の中心部からも、また幹線道路からも離れている。
- * 住宅事情が不適当である(6×6 メートルの広さで、板製の壁、セメントの床、アスベストの屋根である。)。住民のうちには、屋外に仮設小屋を造って、そこに家財道具を保管して、降雨による被害から守っている人もいる。なぜなら、住宅が狭すぎて、屋内ではそれらを十分に保管できないためである。
- * 再定住地(3 世帯)では、電線網(電柱と電線)への接続ができない。もしも電線への接続を望むのであれば、電柱と電線のコストを追加負担しなければならない。

この再定住地への移転は、1995 年から始まった。他方において、再定住地の丘陵地帯から移転してきた人々の新移住地は、本来はパラウイジャ地として割り当てられた場所である。移住者は、道路脇に位置する他人所有のパラウイジャ地を購入して、そこに家を建てたのである。

新移住地の幾つかの場所では、降雨時には洪水が発生する。その理由は、この地域が、低地部分で、しかも河川流域が、比較的に狭く、そのため居住場所としては不適切であるからである。

(b) 土地

タンジュン・アライ村の新たな移住先となった地域は、以前には住民が移動式農業(樹木を伐採し、乾燥させ、火入れを行った後に作付けする農業シ

ステム)を行っていた場所である。土地が切り開かれた初年度には、この場所には、第2作物(palawija)と稻が植え付けられただけであった。そして、その後、庭地(0.1 ヘクタール)とパラウイジャ地(0.4 ヘクタール)の機能は、農園的なものへと変わってしまった。なぜなら、そこで栽培に適しているのは、ジュンコル、マンゴー、ドリアン、ナンカ、ゴム、カシュー・ナツ、ランプータンなどの耐性の強い作物だけであるからである。

環境条件の変化(河川流域から丘陵地帯への移転)はまた、生計手段にも変化をもたらした。例えば、田畠を耕し、パラウイジャを作り、河川漁業を行い、家畜(水牛とヤギ)を飼育するなどの生計手段の多くが失われた。この新たな環境条件は、住民が、そのような環境条件に適応するために、これまで以上に働くことを余儀なくさせた。例えば、ゴム農園の造成、ダム湖での漁業、他人の農園での日常的な手入れ作業、木材の伐採などである。

(c) 補 償

補償額の決定プロセスにおいては、住民は、それに関与できず、(補償表と価額の形での)既存の情報を受け入れるほかなかった。見積りは全体的に行われ、住民はそれぞれの場所への案内役としてのみ参加した。住民に対しては、補償金は、小切手で支払われた。そして、彼等は、自ら銀行に行き、現金に替えた。

住民のうちで、補償額に損失分があると思った人は、バンキンナンの国家土地局(BPN)に苦情を申し立てた。この申し立ては、銀行によって処理された。しかしながら、同じく損失分があると思った人でも、苦情を申し立てる勇気がない人もいた。なぜなら、彼等は、もしも苦情を申し立てるならば、一切の補償を受けられないのではないかと恐れていたからである。当時、住民の多くは、混乱し、また脅えるという状況の下に置かれていた。そのため、彼等は、自分たちに支払われた補償額を受け取るほかなかった。

住民集会所(ルマ・ガダン)と公共墓地に対しては、補償金は支払われなかつた。移転コストが支払われたのは、住民代表の墓地に対してのみであつた。

このような出来事は、住民にとって貴重な経験となった。そのため、住民は、外部の人間と接触するのに非常に用心深い。今日、住民は、彼等がこれまでに流してきた涙拭い去り、補償問題を思い出さないだけの慰謝料の支払いを要求しているのである。

(d) 電 気

この村に電気の接続線が敷設されたのは、住民移転から3年後の1997年であった。引き込み線の据え付けは、有料とされた。住民によれば、このような措置は、新村に移転すれば、ボタンを押すだけで電灯がつき、また据え付け料金とともに、毎月の電気料金は1年間にわたって無料であると言われ

ていた政府約束とは矛盾している。しかしながら、実際には、住民は、据え付け料金と毎月の電気料金を支払わなければならないのである。

隣組 3 組[r6]には電気の接続線でさえも引かれていない。それ故、もしもこれらの世帯が接続線を引こうとすれば、彼等は、電柱と電線の追加コストを負担しなければならないのである。そのため、彼等は、電気の接続線の通っている道路脇のパラヴィジャ地に移転することにしたのである。

(e) 道 路

(リアウ州と西スマトラ州を結ぶ)国道と(タンジュン・アライ村とプロウ・ガダン村を結ぶ)州道の状態は、良好である。しかしながら、住宅地を結ぶ生活道路で良好な状態にあるのは、ごく僅かである。同村の道路の大半は状態が悪く、特に勾配の大きい道路では、雨季には通り抜けが困難である。なぜなら、これらの道路は、土壌を固めただけのものであるからである。道路を改修するのには多額のコストと労力を必要とするが故に、住民には、改修を行うことができない。これが、なぜに住民が、政府によって配分された住宅を捨てて、道路脇に移転して、自分自身で住宅を建てるに至ったのかを説明する理由の一つである。

(f) その他の潜在的可能性

タンジュン・アライ村の再定住プロセスはまた、この村の住民に対して、以下のような恩恵をもたらした。

- * 1996 年に建設された国道(リアウ州/西スマトラ州)は、タンジュン・アライ村の諸施設を、この村を行き来する輸送網の結合点とした。
- * 電気の接続線の敷設(1997 年)により、家に明かりが灯ることとなった。旧村では、家の明かりは、ディーゼル発電で得られていた。しかし、ディーゼル発電機を持っていたのは、ごく少数の人々のみであった。そのため、家に明かりを灯すことができたのは、一部の人々だけであった。
- * コタパンジャン・ダム湖は、漁民にとって漁獲源となり、またダム湖辺の小売商人にとって商売源となるに至った。

3 所得創出

(a) ゴム農園

各世帯当たりのゴム農園の広さは、2 ヘクタールである。それ故、同村全体では、ゴム農園の総面積は、およそ 626 ヘクタールである。再定住地とゴム農園との間の距離は約 2~7 キロメートルである。

当初、ゴム農園の造成計画は、請負業者によって(恐らくは 1991 年に)実施されることとなっていた。しかしながら、種苗は植えられず、僅かに川辺に植え付けられたにすぎなかった。住民は、請負業者によって植え付けられたゴムの木の発育がよくないことを目にした。結局のところ、住民は、自分

自身でゴムの種苗を植え付けるための要請を行った。そのために、18 の農民グループが組織された。もっとも、植え付けコストは大きくなかった。こうして、1995 年～1997 年には、ゴムの苗木の植え付けが行われた。これは、「第 I 期植え付け」と呼ばれている。

「第 I 期植え付け」では、種苗は、プロジェクト担当当局によって供与された。また、植え付けコストとして、2 ヘクタール当たり 46 万ルピアが供与された。しかし、手入れコストへの援助はなかった。この「第 I 期植え付け」によりゴム樹液を生産できるまでに至っているのは、ゴム農園全体の約 5%(30 ヘクタール)である。つまり、グループ 2 と 17 の農園、さらにグループ 8, 10, 12 及び 13 の農園の一部である。今日、これらの農園では一日当たり約 20 キログラムのゴム樹液が採取される。市場での販売価格は、1 キログラム当たり 2300 ルピアである。

「第 I 期植え付け」の失敗の理由は、以下の点にある。①猪、鹿、象の被害を受けた。②農園の手入れが十分になされていない。その理由は、一つには、住民が、日々の暮らしのために他の働き口を探さねばならないことにあり、またもう一つには、手入れコストが支給されないことがある。③農園に通ずる道路事情が悪く、ぬかるみ状態で、通行困難である。そのため、住民は、踏み段を設けている。④土地開墾の際、一部が焼失した(1998 年)。

結局のところ、住民は、ゴム樹の種苗の提供を再度要請することとなつた。これは、「第 II 期植え付け」と呼ばれる。この「第 II 期植え付け」は、2000 年に実施された。この植え付けは、単作方式と「間作」(terasing) 方式の組み合わせで行われた。政府により提供された種苗総数は、1 世帯当たり 1000 本であった。

ゴム農園が成功するか否かは、農民に対して、種苗、植え付け、及び手入れのコストへの支援が行われるかどうかにかかっている。手入れコストは、1 年間について供与された。しかし、農民の希望は、ゴム樹液が採取できるようになるまで、この種の資金援助が供与され続けることである。ゴム樹(植え付け後 2 年を経過)の生長条件という点では、天水(tadah hujan)灌漑システムで十分である。しかしながら、ゴム樹の成果は、今後 4 年間の生長プロセスの如何にかかっている。住民の意見によれば、「第 I 期植え付け」のような失敗を繰り返さないためには、以下のような幾つかの方策が講じられる必要がある。①猪、鹿その他の動物の被害を減らすために、「ハンター協会」の活動を強める。②農民グループと村役人を通じて、ゴム樹の手入れを支援するための資金分配を促進し、管理する。③農民の共同作業により道路固めを行うことにより、道路のメンテナンスを図る。そのほか、外部の支援者に対して、道路のアスファルト舗装を要請する努力を続ける。④農園での除草と焼却部分の分離を常時行うことにより、農園火災を共同で防止する。

⑤村々の間での経験を共有し、また他の当事者との間の交渉力を高めるための組織として、コタパンジャン・ダム犠牲者のゴム生産農民グループのためのフォーラムの設立に努める。

(b) 園芸地

村地図においては、園芸地(パラウィジャ地)は、再定住地の背後に位置づけられている。しかし、実際には、住宅地と園芸地の配分は別々のくじ引きで決められた。それ故、パラウィジャ地の多くは、住宅からは離れた場所に位置している。その後、村会合の結果、0.4 ヘクタールの広さの農地について場所的な再配分措置が講じられた。

住民がこの土地に移転してきた時、まず最初に行わなければならなかったのは、土地の開墾であった(1995 年)。次いで、住民は、自己資金で、陸稻と何らかの第 2 作物(palawija)を植え付けた。しかしながら、「第 I 期植え付け」の後には、パラウィジャ作物の生産は、不満足な結果に終わってしまった。その植え付け法と育成法は、旧村で行われたのと同じであったにもかかわらず生産結果は出なかったのである。結局のところ、この農地には、ジュンコル、ナンカ、ランブータン、ドリアン、マンゴー、アボカドなどの耐性の強い作物が植え付けられたのである。農民/住民によって指摘されているように、この土地は、パラウィジャ作物には向いていないのである。

その上、丘陵地帯にある農地は、土壤侵食の防止の上からは、耐性の強い作物を植え付ける方が、より適しているのである。耐性の強い作物の作付けには、決まった方式はない(適宜に植え付ける)。これにより農地が作物で一杯になってしまい、この種の作物にとっては良くない。そのため、農民は、間引きを行う。

庭地における問題状況も、パラウィジャ農地と同じである。なぜなら、この土地でも、その機能は、パラウィジャ農地と同様に耐性の強い作物に向いているからである。そのため、ここでの問題も、農民が、(パラウィジャ作物に代わり得るような)短期的な作物を栽培できないという点にある。言い換えば、農民はタンジュン・アライ村において果実を育成・生産できだし、また日常的な需要を満たし得るような土地を基盤とした活動も行うことができないのである。その結果、住民の主な仕事先としては、次のいずれかとなってくるのである。①旧村地域で水没を免れたゴムの木から樹液の採取、②森林での樹木の伐採、③賃金労働者。

住民の意見では、次のような方策が講じられる必要がある。①ジュンコル、ナンカ、マンゴー、ランブータン、ドリアンなどの作物の経済価値を高める上での小規模ビジネスについての情報を収集する。なぜなら、これらの作物は、収穫時には大量の果実を生産するのであるが、その一方で仲買人は、それらを低価格で買い取るからである。②小規模ビジネス活動を支援す

るために、それぞれビジネス・タイプごとに各種グループが設立される必要がある。この組織は、作業パートナー(市場関係者と資本支援者)を探すのを手助けする上で、メンバー相互間での知識習得機関としての役割を果たす。

③このタイプの土地には、ガンビルの栽培が適している。植え付けてから 1 年半後には、毎日収穫が可能であり、また収穫物の購入先となり得るガンビル加工業者もいる。④ゴム農園の対象地において、ウコン、ショウガ、スライ、ラオスなどの補助的作物を栽培する。なぜなら、そこでは、ゴムの木が植え付けられているだけであり、しかも川辺の右岸と左岸の幅 25 メートルの土地に植え付けられているにすぎないからである。一部の農民は、小規模ではあるが、これらの作物の植え付けを試みている。その成果は極めて良好である。

未だ開発されていないその他の資源としては、ダム湖が挙げられる。また、川辺の左岸と右岸の幅 25 メートルの土地も未開発である。

(c) 森 林

タンジュン・アライ村の「ウラヤット地」として、1180 ヘクタールの広さの森林がある。この森林での資源、即ち河川、木材、ガンビル樹、ゴム樹、自然植物は、これまでに切り開かれたことはなく、未だに自然林のままである。

2000 年には、森林省により、コミュニティ・フォレスト(HK, Hutan Kemasyarakatan)計画が打ち出された。しかし、この計画の問題点は、多くの植物が枯れ死してしまっていることである。その原因は、植林方式が適切でないことがある。つまり、植え付けられた木々は、他の樹木に光が当たらないようにしてしまい、その成長を妨げてしまう。その結果、住民は、もはや移動式耕作—この耕作方式においては、農民は、3 年サイクルで移動する—を行うことができなくなってしまうのである。

この HK 計画の下で、請負業者が、土地の準備作業と植え付けを行った。今回は、住民への権利譲渡もなく、また手入れコストも、未だ支出されていない。住民の意見によれば、もしもパラウィジャ地とゴム農園での問題が、住民によって克服されることができるのであれば、HK 計画の結果として発生した問題もまた、克服可能であろう。なぜなら、森林は、開発の潜在的可能性を秘めた土地であるからである。

(d) 漁 業

一部の住民は、日常的な需要を満たすために、河川とダム湖に漁業に出掛ける。また、同村の水源から引いた水を利用して、養魚池を造っている住民もいる。さらに、その他数名の住民は、流し網漁業を行おうとしている。それ故、水資源、輸送施設、川辺での住民の生活背景などの潜在的可能性に照らしてみると、流し網漁業には、開発チャンスがある。しかしながら、

住民の前に残されているのは、販売網の確保と流し網漁法の習得という問題である。

4 水供給システム

タンジュン・アライ村において水供給資源として用いられているのは、井戸と給水施設である。その理由は、同村の地形条件にある。つまり、平地から丘陵地帯に至るまでの土地勾配の大きさ(地方政府の測定によれば、0~45度)のためである。それ故、これらの水源が、丘陵地帯(そこでは、乾季には、井戸は枯渇状態となる。)に住む住民のための給水栓への水供給を満たすために用いられることができるものである。

1994年に、タンジュン・アライ村の住民は、プロジェクト当局により造成された再定住地に移転した。しかし、1995年には、水需要のために、多くの人々が、丘陵地帯の移住地から低地部分へと移動した。なぜなら、当初の場所では、水が入手不可能で、低地部分の新移住地においてのみこの需要を満たし得たからである。

水需要と支援施設の利用との関連で調査対象となり得る水供給源とその水質は、以下の通りである。

(a) 水 資 源

浅 井 戸

1994年の当初移転の際には、住民には、2世帯当たり1カ所の掘り抜き井戸が与えられた。しかし丘陵地帯にある再定住地のこれらの井戸は、枯渇状態で、使い物にならなかった。そのため、「上水供給施設」(IPAB, Instalasi Pengolahan Air Bersih)から導水する公共給水栓を備え付けることが提案された。

しかし、このために掘られた井戸の深さは、3~4メートルしかなかつた。そのため、水源にまでは届かなかつた。なぜなら、これらの井戸が掘られた場所は、丘陵地帯の急峻な斜面地であったためである。一部の住民(3世帯)は、水を入手するために約3キロメートルも歩かなければならなかつた。それ故、住民は、当初の移住地では生活できなかつたのである。これに加えて、道路事情も悪く、通行困難であった。

現在、住民の移住地は、平地から起伏のある土地に至るまで斜面地域に広がっているが、そこで掘り抜き井戸の深さは、3~6メートルと様々である。即ち、谷間の井戸の深さは3~4メートル、後背地の井戸の深さは、4~5メートル、丘陵地帯の井戸の深さは約6メートルである。

丘陵地帯の再定住地では、住民の一部は、ポンプ揚水機で汲み上げた水をパイプ送水している。しかし、その他の住民は、取水のために斜面地を上下しなければならない。なぜなら、彼等の住居と井戸との間には約50~200メートルの距離があるからである。

乾季には、これらの井戸のうちの一部は涸れ、干上がってしまう。しかしながら、残りの幾つかの井戸には、水需要を満たせるだけの水量がある。涸れ井戸しかない住民は、さらに 0.5~1 メートルの深さを掘り下げてみた。しかし、水を得ることはできなかった。そのため、彼等は、涸れない井戸の持ち主から水を貰い受けているのである。とはいえ、そのためには、彼等は、50~200 メートルの距離を歩かなければならず、非常に困難な作業なのである。

他方において、水源にまで達し得る掘り抜き井戸を作ろうとすれば、住民には資金問題が生じてくる。住民のもう一つの悩みは、壊れ易い簡易ポンプを使用するかどうかの選択である。なぜなら、彼等は、イスラム小学校兼公立小学校(MDA/SD)の運動場に備え付けられた 030 型のポンプが壊れて、使用不能となっているのを目撃しているからである。

水 源

タンジュン・アライ村における水源の一つは、井戸である。同村には、5 カ所の井戸がある。これらの水源のうち 4 カ所の井戸水は、シラム(Silam)川に直接流れ込んでいる。また、1 カ所の井戸は、上水として、約 10 世帯によって利用されている。これらの水源は、乾季にも涸れることはない。しかしながら、汲み上げ水量の割合は、減少してきている。ここでの問題は、水源を保全するための何らの努力もなされておらず、またこれらの井戸を保全しようとする何らの住民グループも存しないことである。今後、もしも環境条件が一段と悪化するようなことになれば、水源は、干上がってしまうであろう。

シラム川

シラム川は、タンジュン・アライ村を貫流している。この川は、年間を通じて涸れることなく、流れている。その理由は、シラム川に流入する水源が干上がらないためである。

住民が新たな場所に移り始めてから今日までの間(1995 年~2002 年)に、この新移住地では洪水が発生した。この洪水は 2001 年の雨季に、12 時間にわたり降雨水があった際に起こった。その原因は、川の排水に支障が生じたためであった。この排水障害は、水際に幾つかの建物が建てられたことと、相当量の塵芥が川の流れを妨げたことに起因していた。この洪水により、タンジュン・アライ村の低地地域が冠水した。

(b) 水 供 給

取水堰

タンジュン・アライ村には、二つの河川、つまりシラム川とボンバン(Bomban)川から取水するために 2 個所に遮水構造物と貯水池が設けられている。シラム川の取水堰の場所を最初の水源として、そこから水処理施設に送

られた後に、処理水は、上水として利用されることができる。

しかしながら、シラム川からの取水施設が利用できたのは、住民移転後 1 年足らずの期間であった。なぜなら、住民が、丘陵地帯から村の中央部(平地部分)に移転した後に、変色水問題が発生してしまったからである。その後、住民は、この水を利用しなくなってしまった。

上水を入手するためのもう一つの代替策は、ボンバン川からの取水である。この川は、常時流れしており、水処理施設からは約 3~4 キロメートル離れた所に位置している。しかしながら、この取水施設の建設から 2 ヶ月後に、“X”要因問題が発生してしまった。つまり、取水がパイプを通じて処理施設に導水された後に、そこで止まってしまって、住居地には流れて行かないという事態が生じたのである。今日、これらの二つの取水堰は、壊れてしまっている。

パイプ

河川から公共給水栓までの間を導水するための配水システムには、以下のような異なるサイズのパイプが使用されている。

- * 河川の吸い上げポンプから貯水槽までは、直径 6 センチメートル(約 4 インチ)のパイプが使用されている。
- * 貯水槽から処理施設までは、直径 4 インチのパイプが使用されている。
- * 処理施設から公共給水栓までは、直径 2 インチのパイプが使用されている。

ポンプ

タンジュン・アライ村には、2 個所のポンプ場がある。一つはシラム川から揚水して貯水槽に送るためのポンプである。もう一つは、イスラム小学校(MDA)の運動場の掘り抜き井戸近くの簡易ポンプである。しかしながら、これらのポンプは、いずれも機能していない(壊れてしまっている)。

貯水槽

タンジュン・アライ村には、河川水を貯えるための 3 カ所の建造物がある。これらのうちの二つは、処理施設で浄化された水を貯える施設である。もう一つは、河川からの取水を貯える施設である。この後、蓄水は、各々の処理施設に送られるのである。

上水供給施設(IPAB)

タンジュン・アライ村には、IPAB が 2 個所ある。それぞれに同村の東部と西部に設置されている。これらの二つの建物は、処理水の貯水槽、水処理施設、モーター発電機(水処理用及び実験室用)で構成されている。

これらの IPAB の運転の成果を住民が享受できたのは、1 年以下の期間にすぎなかった。これはシラム川が利用に適していなかつたためであった。そ

の後、住民は、もう一つの代替的な水源を探し求め、その結果ボンバン川に取水堰を建設することを提案した。不幸にして、ボンバン川から取水して村の貯水槽に蓄水するための施設を建設している最中に、原因不明のトラブルが発生した。IPAB が運転を開始した途端に、IPAB の機械が突然機能しなくなり、公共給水栓への送水が止まってしまったのである。今日までのところ、IPAB は、一度も運転を再開しておらず、水供給の配水システムは機能麻痺に陥ってしまっているのである。

公共給水栓

タンジュン・アライ村には、公共給水栓が、全部で 18 ユニットある。しかしながら、水処理施設システムが機能しないために、これらの給水栓もまた、壊れたままの状態である。各々の給水栓の据え付けコックと計量器は、破損状態で、それらの送水システムからは(交換部品)も外されてしまっている。また、これらの給水栓の物的構造そのものも、給水栓の本体とその場所の双方の点で破損が生じている。

(c) 衛生設備

公共 MCK

タンジュン・アライ村においては、公共の MCK(水浴、洗濯、便所)は建設されてきていません。その理由は、各々の住宅の背後には、すでに MCK が設けられているためである。

便 所

タンジュン・アライ村においては、便所は、プロジェクト当局により、養魚池の上と再定住地において作られた。新移住地において便所の総数がどれくらいあるのかについては、数え上げることができない。なぜなら、最近の確定的なデータがないためである。しかしながら、推定数値に基づけば、626 世帯に便所があると見られている。

水 質

上水そのものを利用できるかどうかは、水質自体がどうであるかの観点から見ることができる。タンジュン・アライ村における利用水は、まず最初にそれを煮沸して飲用に供するならば、水質的には、一般に飲料水としての要件を満たしている。住民によって利用されることのできる水源は、井戸と河川水である。同村における水質は、以下のような水組成から見ることができる。

- ① 色 村の中心部の国道とは反対側の一部の井戸は、透明である。他方において、村の中心部周辺の井戸は、黄色がかって透明である。
- ② 臭い水源として利用されている水には臭いはない。
- ③ 味 村の中心部の国道とは反対側の水源は、フィールド実験の結果に基づけば、無味である。しかしながら、村の中心部の周辺の水源

では、幾分かの土壤の味がする。

水源関係の問題は、1994 年の移転時に始まった。この問題の起因は、丘陵地帯に造成された再定住地の地形条件にあった。そのため、1995 年には、多くの人々が、丘陵地帯の再定住地から現在の場所へと移動した。この移動の理由の一つが、水供給問題であったのである。

新たな場所に移住して数ヶ月後に、住民には動搖が生じた。公共給水栓から供給される水に、色、臭い、味の変化が発生したためである。調べてみた結果、シラム川が汚染されていることが判明した。それ故、水源の保全を支援する上での何らかの活動が必要であろう。

付属書 3.11 ムアラ・タクス村

ムアラ・タクス(Muara Takus)村は、戦略的な場所にあり、以下のような境界に接している。つまり、北方ではダム貯水池、南方と西方では、グヌン・ブンス村、東方ではコト・トゥオ村に接している。ムアラ・タクス村の面積は、約 2500 ヘクタールである。この村へのアクセスの安易さという観点で見るならば、同村へは容易に行ける。というのは、輸送機関が利用可能であるからである。ただし、運行は、一定の時間に限られている。この村は、郡庁所在地(バトゥ・ブルスラット村)からは、距離的には約 12 キロメートルの位置にあり、時間的には 30 分の距離である。この村に通ずる道路は、アスファルト舗装されている。ただし、舗装状態は、実際には良好ではないが、輸送には支障はない。

ムアラ・タクス村の地形は、全般的には平坦である。ただし、斜面勾配が 35%未満の起伏のある山地性の場所がある。同村に成育している植生は、雑木林、ゴム農園、アグロ・フォレスト方式のゴム園、ガンビル、レモンなどである。同村の農地構成は、ゴム農園と作物地に分かれている。作物地では、ゴム、コーヒー、プタイ(petai)(刺激性の臭いを持つ豆を産する樹木で、その実は広く食用され、そのまま食べるか、ないしは調理用にも使われる。)、ジュンコル(jengkol)(豆科の樹木で、その実は、そのまま食べるか、ないしは調理用にも使われる。)、ドリアン、ジャック・フルーツ、カシュー・ナツツなどの多様な作物が栽培されている。他方において、ゴム農園には、もっぱらゴム樹のみが植え付けられている。

ムアラ・タクス村の最近の人口は、約 1089 人である。村人の教育水準という点では、小学校(SD)を卒業していない人が 12 名、小学校の卒業者が 194 名、中学校(SLTP)の卒業者が 69 名、高等学校(SLTA)の卒業者が 39 名、専門学校の卒業者が 2 名、研究者が 2 名である。労働適齢者数は、約 888 名で、81.54%を占める。男女比率は、114(女性 100 名ごとに男性 114 名の割合)である。労働適齢者 100 名ごとに、48 名の非労働適齢者を養っている。一般に、住民は、農業と漁業の分野で生計手段を得ている。ムアラ・タクス村については、将来的な開発の潜在的可能性として、次のような側面が挙げられる。「ムアラ・タクス像」と呼ばれる観光地がある。コタパンジャン・ダム貯水池には、数種の魚類がいる。住民にとって、1 世帯当たり 2 ヘクタールの広さのゴム農園と 0.4 ヘクタールの広さの菜園が耕作されている。

A 参加型農村評価(PRA)プロセスの説明

1 村の歴史

村史に関するデータ収集のプロセスは、徐々に行われた。このプロセスの第 1 段階は、調査チームと住民のうちで中核的人物との間での討議を通じて行われた。これらの人たちは、ムアラ・タクス村で発生した里標的ないしは重要な事柄について実際に通曉している人々であった。住民のうちでの中核的人物は、民族

指導者「プチュク・アダット」(Puchuk Adat)と村書記であった。これらの二人は、長時間にわたって討議に加わり、またムアラ・タクス村の歴史についての情報を提供することができた。これらの二人の人物から得られた初期的な情報は、その後に明確にされ、またフォーカス・グループ討議(FGD)を通じて、第3集落、第2集落、第1集落の住民によって提供されたその他の情報ないしはコメントにより完全化が図られた。

第3集落での会合は、2002年3月22日(金曜日)に行われた。この会合には、調査チームの3名のほか、20名(女性8名、男性12名)の村民が参加した。会合時間は、午前8時半から11時半(インドネシア西部時間)までの2時間であった。

第2集落との会合は、2002年3月に調査チームの本部で行われた。住民の参加者は、2名であった。会合時間は、午後2時半から3時半(インドネシア西部時間)までの1時間であった。

第1集落とのFGD会合は、2002年3月23日(土曜日)に調査チームの本部で行われた。参加者総数は6名で、全員が男性であった。会合時間は、午後8時半から午前0時(インドネシア西部時間)までの3時間半であった。

2 状況説明

同村の潜在的 possibility や一般的な問題に関する情報収集は、村の状況説明の手法を用いて行われた。情報収集活動は、調査チームの本部からウラヤット森林近くのゴム農園まで踏査することから始められた。調査チームは、村内を歩き回るとともに、その状態について観察した。観察結果は、状況説明図のうちに投影された。この説明図においては、特に農園/耕地の管理状況が、それらの場所の高度の表示とともに、描き出された。村の状況説明の原案図については、前記の各々の集落において、FGD会合を通じて住民との間で討議された。この討議では、特に各々の農園/耕地の管理面での問題点、潜在的 possibility 及び住民の期待に関して、説明図の明確化を図るとともに、より詳細な追加的情報入手することにより、説明図の完全化を図ることが企図された。

(a) レモン販売図

第2集落でのFGD会合においては、販売図に関しても討議された。しかし、時間的制約のために、十分な討議時間を割くことはできなかった。そのほか、2名の参加者との討議の過程で、レモンの販売に関する情報が入手できた。最初に、進行役は、住民の所得獲得源という側面から見るならば、最も中心的な農産物は何かと尋ねた。この質問に対しては、二人は、レモン樹が中心的作物であると答えた。次いで、進行役は、さらに質問を掘り下げて、この生産物の販売と成果/収入について尋ねた。そして、彼は、参加者に対して、ムアラ・タクス村におけるレモンの販売図を描くよう求めた。この販売図作成をめぐっての討議は、第2集落でのFGD会合終了前の約20分

間において行われた。

第3集落での会合は、2002年3月22日(金曜日)に、同集落の指導者の家で行われた。この会合には、調査チームの3名のほか、20名(女性8名、男性12名)の村民が参加した。この地図に関する討議は、第3集落でのFGD会合終了前の約20分間(インドネシア西部時間午前11時10分~11時30分)において行われた。

(b) 漁獲物販売図

漁業問題に関する討議プロセスは、進行役による参加者への質問、つまりこれまでの漁業の成果は、どのような状態であるのかという質問で始まった。その後、進行役は、漁獲物が、どのようにして販売されているのかを尋ねるとともに、FGD会合への第2村からの二人の参加者に対して、漁獲物の販売図を描くよう求めた。

この第2集落との討議は、2002年3月22日に行われた。住民側からは、2名が参加した。会合時間は、約1時間(インドネシア西部時間午後2時半~3時半)であった。

(c) 概略図

討議プロセスは、住宅/居住地及び農地/庭地の略図を用いて、住民/農民との対話により、またゴム農園の現場での詳細な聞き取りにより進められた。進行役は、住民が新村に移転してきた最初の時点において、水力発電所プロジェクト当局によって提供された住宅が、どのような状態にあったのかを尋ねた。次いで、進行役は、住民が、住宅と庭地/農地の略図を作成する上での助言を行い、略図の誤りについては、住民自らがそれを訂正した。

前記の討議は、2002年3月20日に、約30分間(インドネシア西部時間午前10時~10時半)にわたって行われた。

(d) 水供給網図

水供給問題に関する討議プロセスは、調査チームの本部で村書記との討議を通じて進められた。まず最初に、進行役は、参加者に対して、水資源、水利用、上水供給サービス/推進策、その配水などの問題点、特に取水堰から得られる水資源の問題について質問した。解答の誤りについては、村書記によって正された。配水問題に関する討議には、他の幾つかの討議結果と合わせて、約30分間の時間が充てられた。

3 マトリックスでのランク付け

住民からの意見聴取は、住民との間でのFGD会合におけるマトリックス・ランク付けの作業を通じて行われた。このプロセスは、状況説明分析の補足であった。なぜなら、このプロセスにおいては、状況説明図(そこには、住民の期待度も表示されていた。)において描かれた諸問題を解決するための勧告案が探求されたからである。

その後、住民側に対して求められたのは、住民によって掲げられた期待に基づいた解決案の分類を行う作業であった。その結果、以下のような事柄を網羅した分類を行うことが合意された。補償、所得、住宅/居住地、保健、輸送、教育、持続可能な環境。

それぞれの側面の分析は、潜在的可能性(環境の支援度)、機会(他の当事者の支援度)、及び能力(人材の能力面での支援度)に基づいて、住民との話し合いを行われた。この分析において住民側に対して求められたのは、各々の解決案に関して、支援度がどの程度であったかについての評価を下すことであった。各々の解決案については、以下のように合意された基準を用いて、1から4までのランク付けが行われた。

*得点1： 支援なし

*得点2： 余り支援なし

*得点3： 支援あり

*得点4： 十分な支援あり

このマトリックス・ランク付けについての討議は、およそ1時間半にわたって行われた。この点で講じられるべき解決案の優先度については、後述されるであろう。

B 分析結果

1 再定住

(a) 住宅

住民の家屋は、大抵の場合に破損状態にある。一部の住民は、自らの資金で改修工事を施している。住宅の破損部分としては、例えば、次のような事例が挙げられる。木製の壁は、腐朽している。床は、薄すぎるために破損している。アスベスト葺きの屋根は、腐食して、雨漏りがする。これに加えて、水力発電所プロジェクト当局によって提供された家屋には空き家がある。これは、所有者が、仕事を求めて、他の場所に行ってしまっているためである。

家屋の屋根、床、壁などの破損状態は、住民に不快感をもたらしているばかりではない。住民は、特に健康への影響(この影響は、悪化してきている。)を懸念している。また、6×6メートルの広さしかない住宅は、家族数の多い世帯にとっては狭すぎる。

住宅の全面的ないしは部分的な改修努力は、それを行うだけの資金的ゆとりのある人々によって行われてきている。他方において、貧しい住民(その原因は、最低収入と収入低下にある。)は、自宅の改修を可能とするような政府支援を待つこと以外には、何もできない。その上、住民は、これまでに、県レベルの地方政府に対して、住宅改修についての申し入れを行ってき

た。他方において、この点で講じられるべき試みは、日本政府の価額リスト(ただし、これについては、再度確認が必要である。)に基づく住宅補償の差額の支給が実現されるのを待ち続けることである。

(b) MCK 施設

政府によって建設された MCK(水浴び、洗濯、便所)施設の大半は、すでにとても状態が悪く、特に便所/トイレ施設は使用不能の状態である。水浴びと洗濯の問題に直面して、一部の住民は、井戸施設と溜め池を使用している。もっとも、一部の井戸の水質は、適切ではないし、また溜め池(7世帯に1ユニット)の一部は、壊れてしまっている。トイレ施設については、政府は、各世帯に 1×1 メートルの広さのトイレを建設した。このトイレは、木製の壁、アスベスト葺きの屋根で、排泄物を直接に穴に落としこむ装置(ガチョウの首のように曲がった便器ではない)である。

住民の家々で破損したままの MCK 状態は、極めて不衛生である。富裕な住民は、家屋の改築に合わせて、MCK 施設の改修を行うことができる。しかし、貧しい住民は、トイレを使用する代わりに、菜園、川などに出掛けるか、ないしは自宅の背後の庭で用を足すほかない。その影響は、住民が新移住地に移転して以降、コレラなどの疾病に罹っていることに現れている。

一つの問題が持ち上がったのは、2世帯につき一ヵ所の井戸が建設された時に、これらの世帯の間に喧嘩が発生してしまったのである。この問題の発生の原因是、自分の庭に井戸を建設された住民が、他の住民による井戸での取水を快く思わなかったことにあった。他方において、政府によって建設された公共給水栓(7世帯に1ユニット)に関連する問題もまた、紛争を引き起こした。その理由は、公共給水栓の近くに住む住民(公共給水栓は、彼等の庭に設置されていた。)は、他の住民が取水に来るのを快く思わなかったこと、また水浴びと洗濯の排水により、公共給水栓の周辺が汚れ、庭がぬかるみ状態となつたこと、さらに外来者による騒々しさが絶えなかつたこと、などの点にあった。

富裕な住民によって講じられた対応策は、自分自身で便所/トイレと井戸を建設することであった。しかし、貧困者にとっての代替策は、自宅の庭ないし川を利用することしかなかった。公共給水栓に関する問題の解決策として期待されているのは、政府が、それを中立性の高い場所に移し替えることである。

(c) 村道の照明

村道には明かりがない。住民は、この新村の地に移転して以来、このような状態を甘受し続けている。住民の言い分によれば、村道の照明問題への対策を講じるのは、政府の責任であるというのである。村道の照明問題のほかにも、電気に関連するもう一つの問題は、電気料金の絶え間ない値上げ

であり、毎月の高負担である。これへの住民の失望感が大きい。他方において、住民による電気利用はほとんどない。

これに加えて問題なのは、村道が夜間に暗いことから、住民の悩みの種となっているのが、村行事が夜間に開かれる場合である。こうしたことから、住民は、夜間にほとんど外出しない。もう一つの問題としては、村内では、強盗/盜難事件が頻発していることである。

この村道の照明問題については、未だに何ら解決策も打ち出されていない。政府は、村道の照明施設を建設するかないしは据え付けるべきである。また、政府には、電気とその価格の継続性を維持すること(値上げしないこと)が期待されている。

(d) 所 得

住民の収入は、大幅に減少している。その理由は、住民(彼等の大半は、農民である。)の生計手段となる資源、つまり環境支援が減少しているためである。住民の大半は、ゴム樹の栽培から収入を得ようとしている。しかし、植え付け後 2 年では、ゴム樹液は生産されない(収穫時期は、樹齢 4~5 年である。)。ゴム樹の植え付けのほかに、住民は、ダム貯水池での漁業から収入を得ようとしている。しかし、漁獲高は、日に日に減ってきてている。住民の生活需要を満たし得るような他の収入源はない。これは、人材の面でも、また環境支援基盤の面でも限りがあるためである。

住民は、過去においては、毎週 20 キログラムの漁獲高を得ていた。しかしながら、現在では約 9 キログラムにすぎない。もしも 1 キログラム当たりの魚価が 5000 ルピアであるとするならば、彼等の以前の収入は、毎週 10 万ルピアであったことになる。しかし、現在では、彼等は、4 万 5000 ルピアしか得ていないことになる。彼等は、過去においては、毎週 10 万ルピアの収入でもって、彼等の食糧需要を満たすことができたが、現在では十分ではない。

今日、住民の収入の減少のために、彼等の日常的な需要を満たすことができないという問題が発生しているのである。(このような状態は、過去とは大きく異なっている。過去においては、住民は、彼等の土地に各種の生産的な作物を植え付けることにより、その土地を耕し、手入れし、管理するだけで、毎年の日常的な需要を備えることができた。)。

ダム貯水池における漁獲高の減少に起因する問題の解決策の一環として、住民は、県レベルの地方政府に対して、グヌン・ブンス(Gunung Bungsu)村の住民が受け取ったのと類似の養魚池を提供するよう申し入れた。しかしながら、この要請に対しては、未だ何らの回答もない。

今後講じられるべき方策としては、以下のような措置が挙げられる。養魚池の提供(施設と魚苗)、ムアラ・タクス像の観光開発(土産物と果物を販売

する売店施設の建設と文化展示公園の開設)、菜園/農園の生産性の向上(技術訓練と販売訓練の提供、栽培資金の提供、害虫駆除、猪対策のための溝掘削、灌漑農地の造成)などの措置である。

(e) 文化と慣習

住民の文化と慣習という側面から見るならば、過去においては農地を耕し、またカンパル川で漁業を営んでいた農村社会(カンパル川の肥沃な峡谷に住んでいた農民の社会共同体)が、半都市社会へと移行してきている。これは集約的な農業活動の喪失と農村社会一般の質的・量的な面での低下を意味している。ムアラ・タクス村の住民は、以前には肥沃な峡谷に居住していたのであるが、それが、突然に山地性の地域へと移転させられたのである。また、ダム貯水池は、環境資源と生活様式という点では、河川とは決定的に異なっているのである。文化的・社会的な観点からは、コタパンジャン・ダム貯水池の造成のために、住民の生活からは、彼等の原点と尊厳が失われてしまったというのが、彼等の受け止め方なのである。その結果、住民は、彼等の新たな移住地での異質の生活条件に直面して、不確実な将来への懸念を抱くに至っているのである。もう一つの社会現象として発生しているのは、青年層の間に飲酒する者が増え、また定職を有しない者が増加しているという事態である。農村社会から半都市社会への生活様式の変化に起因する問題として発生しているのは、農業活動に真面目に従事しようとする心構えが失われてきていることであり、また民族組織、民族指導者、社会指導者などへの信頼感が低下してきていることである(この指導者層への信頼感の低下は、彼等の一部が、新移住地に移転するよう住民に迫ったことにも起因している。)。

こうした問題の複雑さのために解決策への目処が立たないのが実状である。また、住民にも、何をすべきなのかが解らないのである。住民に対して生活向上への意欲を持たせるような方策が、何よりも必要とされているのである。

(f) 補 償

住民との接触によりわかつることは、住民の大多数が、彼等の置かれた最近の状態に対して冷ややかな態度を探っているということである。このような状況が生じているのは、住民が収入源の減少、各種の政府約束の不履行、補償金の未払い問題など、様々な問題に直面していることに起因している。住民は、新移住地に移転するに先立って、政府から数多くの約束を得た。例えば、良好な耐久性の高い住居、電気の無料設置、住民との合意に基づく補償、収穫の用意のできたゴム農園、利用可能な水供給、MCK(水浴び、洗濯、便所)施設などについての約束である。しかし、住民は、これらの約束が実現されていないことを知った。例えば、住宅は居住に適しておらず、電気の

据え付けは無料ではない上に、据え付けまでに(5年間も)待たねばならず、補償は不公平である上に、その受け入れが住民に強制され、ゴム農園は住民には用意されておらず、上水は利用できず(飲用又は利用するのに不適切である。)、MCK施設は劣悪な状態である。土地補償問題の係争記録は、31件もある。2件は、一部支払いがなされたケースであるのに対して、残りの29件は、未払いのケースである。

住民にとっての問題又は影響は、政府約束(もっともこの約束は、住民に口頭で告げられただけであり、従って書面形式の証拠はない。)の多くが履行されてきていないことから、政府に対する住民の信頼感が大幅に低下している点である。住民の主張によれば、約束は、それが書面形式であろうがなかろうが、履行されるべきであるというのである。

補償問題に関しては、住民は、国家土地局(BPN)に対して、この問題の解決のために担当執行官/県知事(Bupati)の勧告状を国営電力公社(PLN)に提示するよう要求した。「タラタック」(Taratak)協会と呼ばれるNGOもまた、住民を支援することを求められた。

住民は、政府約束が実現されるのを待ち続けるべきである。他方において、タラタック協会を通じて補償を要求し続けるべきである。なぜなら、この問題は、コタパンジャン・ダム建設プロジェクトによって奪われた住民の権利に関係しているからである。

(g) 森林とダム貯水池の持続可能性

ウラヤット森林とダム貯水池の持続可能性が、今日、住民の関心の的となっている。ドモ(Domo)族によって所有されていたウラヤット森林の面積は、2000ヘクタールの広さがあり、そこではスンカイ、ドリアン、ムランティ、プタイなどの多様な作物が植え付けられていた。しかし、このウラヤット森林の現状は、非常に悪い。住民によって特に取り上げられているのは、この森林1000ヘクタールが、ミナカヌア社(PT. Minakanua)によって伐採されてしまった事例である。伐採目的は、木材収益を得るためであった。この土地の売却については、ニニック・ママックとミナカヌア社との間に共謀関係があったというのが、住民の憶測である。

ウラヤット森林問題のほかに、ダム貯水池が、パダサ社(PT. Padasa)によって投棄されるアブラ・ヤシの残滓により汚染されているという問題がある。この問題は、住民の関心を呼び起こしている。また、ダム貯水池における水面の高さ(水供給)の不安定さの影響も、住民の漁業活動からの収入の減少という形で現れている。

住民の見方によれば、ウラヤット森林における植生の減退傾向は、土壤侵食と水供給の減少によって引き起こされている。こうした森林問題に加えて、アブラ・ヤシの残滓が、ダム貯水池を汚染しており、この問題への関心

が高まっている。なぜなら、これは、漁業活動からの住民の収入の減少という問題を引き起こしているからである。

住民は、ウラヤット森林からは木材を採取しないように努めている。また、地方政府が、ダム貯水池でのアブラ・ヤシの残滓の投棄問題に介入すべきことを勧告している。しかし、未だ何らの成果も得られていない。他方において、森林の植生回復のための再植林が行われるべきであり、また森林に保安官が配置されるべきであり、さらにダム貯水池におけるア布拉・ヤシと木材の残滓の投棄が適切に管理されるべきであり、これに加えて水面の安定化が図られるべきである。

2 ゴム樹

(a) ゴム樹の現状

一般に、ゴム樹は、未だ若く、樹齢 1.5~2 年である。これは、種苗が植え付けられたのが、2000 年であったためである。その背丈は、3~5 メートルである。ゴム農園の総面積は、488 ヘクタールである。ゴム農園は、住民管理の下にある。これは、再生農園である。

農園では、過去において、請負業者によってゴムの木の植え付けが行われた(1991/92 年頃)。しかしながら、この植え付けは失敗してしまった。2000 年における植え付けは、2 回目の植樹であったのであり、この再植林は、住民によって行われた。再生農園におけるゴムの木の植え付けは、2 段階において実施された。第 1 段階では、244 ヘクタールの広さに植樹された(証明書入手可能)。それ故、住民は、これを「第 1 農園」と呼んでいる。次いで、第 2 段階でも 244 ヘクタールの広さにゴムの木が植え付けられた。これは、「第 2 農園」と呼ばれている。

住民は、彼等がこれまでに経験してきた事柄について失望感を隠さないのであるが、このことは、とりわけ彼等がゴム農園について語る時にそうである。住民がムアラ・タクス村に移転してきた当事、ゴム農園の状態は、政府約束とは異なっていた。ゴム樹から収入を得るという住民の期待は、裏切られてしまった。しかも、住民は、自分自身でゴムの木を植え付けなければならなかつた。その結果、彼等は、ゴム樹が生産できるようになるまで、数年間も待たねばならないのである。このような状態の下では、住民は、ゴム農園の手入れにほとんど時間を割くことができないのである。なぜなら、彼等は、自ら日常的な需要を満たすための収入を得るために、他の仕事を行わなければならないからである。

ゴム樹が生産的となるのを待つまでの間、住民は、米、パーム油、塩、灯油、大豆油、塩漬け魚などの基本的生活必需品の形での補助を受けた。この政府補助は、住民が移転して、新移住地に再定住した時点以降、2 年間にわたって供与された。しかしながら、そのような補助だけでは十分ではなかつ

た。なぜなら、その期間が過ぎた後には、住民は、いかにして金を手に入れるかについて考えなければならなかつたからである。住民の一部は、彼等の日常的な需要を満たすために、自らのゴム農園までをも売り払わざるを得なかつた。農園の買取価格は、市場価格よりも低かつた。しかしながら、住民としては、差し迫つた状態の下に置かれていたために売り払うことを余儀なくされたのである。このような状態は、絶えることなく発生している。それにより、すでに失望し、損害を蒙っている住民の生活条件は、一段と悪化することになるであろう。彼等は、他の仕事を探そうと努める。しかし、結局は、彼等の家族の生活需要を満たすことができないのである。

(b) ゴム農園の保全

ゴム農園の保全状態は、良くない。ゴム農園の雑草が生い茂つてゐる。特に未だ若くて短いゴムの木さえも下草で覆われてゐる。しかしながら、一部のゴム農園では、保全状態は良い。

ゴム農園の保全状態が良くないのは、一つには猪の被害に起因している。農地には猪が時々現れて、ゴム樹を含めて、作物を食べたり、薙ぎ倒してしまう。このような不安感のために、住民は、農地の保全に躊躇するのであり、またゴム農園にその他の果樹を植え付けるのをためらうのである。住民の言い分によれば、たとえ彼等が自分の農地を保全したにしても、周辺の雑木林又は下草が生い茂つてゐるのであれば、猪は、日中は茂みに隠れていって、夜になると行動を開始して、作物を食べたり、薙ぎ倒してしまうというのである。このような状態は、住民に「無力感」を引き起こしているのであって、どのような保全措置が講じられる必要があるかについて、単に頭で理解しているだけではどうにもならず、結局は彼等は、挫折感を抱くこととなり、自らの農地の保全に真剣にならず、好きなように放置しておくことになるのである。

猪に関する問題は、これまでにも住民により種々の解決策が試みられてきた。その典型が魚網を利用した罠を仕掛ける方法である。しかしながら、その成果は思わしいものではない。一つの解決策として、農地の周辺に溝を掘り、罠を仕掛ける方法が採用されるべきである。

(c) 保全資金/補助金

再生農園で植え付けのために住民が受け取ったゴムの苗木は、1ヘクタール当たり476本であった。ゴムの苗木の植え付けのために、住民に配布された化学肥料/殺虫剤は、SP36が1ヘクタール当たり50キログラム、スプリンが1ヘクタール当たり30キログラム、ラウンド・アップが1ヘクタール当たり2リットルであった。植え付け後には、政府により1年間の保全資金が住民に支給された。その金額は、1ヘクタール当たり50万ルピアであった。この資金のうちには、除草、施肥、病菌/害虫駆除、枝打ちなどのコス

トが含まれていた。2年目(ゴム樹の保全は、2年目に入っていた。)には、住民に対しては1ヘクタール当たり45万ルピアの保全補助金、1ヘクタール当たり3万ルピアの枯れ死した苗木の植え替え資金、1ヘクタール当たり30キログラムの化学肥料(スプリン)が支給された。この補助金は、一度には支給されず、2段階に分けて、つまり6ヵ月の半期ごとに支給された。

このように保全補助金が支給されたにもかかわらず、住民によるゴム樹の保全が十分でないのには、住民側のもう一つの事情が絡んでいる。一般に、住民は、自分たちで(換言すれば、自らの家族の人的資源を利用して)保全を行い、自らの基本的生活需要を満たす目的のために、補助金を充てた。この場合には、住民は、ジレンマに陥ってしまう。もしも住民がゴム農園を他人に任せれば、彼等は、保全サービスの提供について賃金を払い、手元には何も残らないであろう。しかし、たとえ彼等が自ら保全に携わるにしても、彼等の能力には限りがある。この点での住民の制約要因には、とりわけ以下のようなものがある。

- * 夫は漁業に出掛けた後にだけ農園で働くことができる。
- * もしも夫が村外に働きに出ているのであれば、保全の作業に携わるのは、妻であるが、彼女の時間と能力に限りがある。
- * 子供には農園での作業を期待することはできない。なぜなら、彼等は、若すぎるし、また農園でのきつい仕事にはほとんど関心を示さないからである。

保全資金は不十分であるとはいえる、住民は、自らこの問題に対処しようとしてできている。例えば、地元種を探してきて、枯れ死したゴム樹に代えて、自らの農園に植え付けている。今後のゴム農園の保全について住民が期待しているのは、保全資金の延長である。

(d) ゴム農園の場所的・地理的条件

ゴム農園は、住民の居住地からは約1~3キロメートル離れた場所にある。そこに通ずる道路事情は、アスファルト舗装ではないが、極めて良好である。その表面は、砂利が敷き詰められており、土壌が剥き出しの所もある。そのため、雨季には地滑りが頻発する。なぜなら、ゴム農園の約80%が斜面地帯にあり、そこは地形的に地滑りが起こり易いからである。この点は、ゴム樹を保全する上での住民の悩みの種である。

上がり下がりの起伏のある地形条件は、住民が農地に投入物を持って行ったり、農地から居住地まで農作物を運んだり、居住地から市場までそれらを運ぶときに利用する道路事情に影響を及ぼしている。通常、住民は、徒歩で農地に行く。それ故、一部で土壌が剥き出しの道路事情は、住民の通行の妨げとなる。特に雨季には滑り易くなる。住民の期待は、道路がアスファルト舗装されることである。特に農地に通ずる村道が舗装されるよう望んでい

る。

地形的に平坦ではないという場所的条件のために、ある種の問題が住民に生じている。つまり、農地の斜面勾配の大きさは、住民の農地保全作業を難しくしているのである。この点で、住民は、ゴム農園の段丘化(terasering)のための補助金の支給を期待している。

(e) ゴム栽培農民グループ

ゴム農園の管理のために、住民は、グループ化されている。農民グループ総数は、15 団体で、各々のグループは、16 世帯で構成されている。これらの農民グループを通じて、肥料補助金、植え替え補助金、農園保全補助金などの形で、各種の政府補助金が、グループ傘下の住民に対して配布される。

グループの活動は、一定の時期、つまり肥料補助金や保全/手入れの補助金が配布される時に限られている。その他の活動は行われていないし、また定期的な会合も開かれないのである。住民は、グループ構成員への政府補助金の配分の仲介者として以外には、グループの恩恵を感じていない。例えば、農園の所有関係の不明確性(境界の不明確性)に関しては、グループは、このレベルでは、係争問題を解決することはできないのである。

土地紛争との絡みで発生した一つの興味深い事例は、住民が、住民の間での農園の所有権をめぐる抗争による紛争を避けるため他の農園に移動しなければならなかったケースである。この事例は、グループ構成員の間での問題解決メカニズムが、適正な形では形成されていないことを例証している。

農民グループにおける組織化の未成熟さはまた、手動式噴霧器に関する不明確な管理メカニズムにおいても現れている。手動式噴霧器は、1 グループにつき 2 ユニットが配布された。しかし、この噴霧器の利用法については、不明確なままであった。そのため、一般にはグループ構成員は、彼等がそれを必要とする時、特にゴム樹の根元を荒らす害虫を退治したい時に、それを利用することができなかつた。手動式噴霧器の返還が遅れても、グループ内では何らの厳罰もなかつた。そのため、グループ構成員には責任意識がなかつたのである。

農民グループには、(肥料と保全/手入れ資金に関する)政府補助金の配分以外には、他の特段の活動はない。それ故、グループ組織化、行政、資本、生産的作業の点のみならず、この組織への加入の可能性ないしは組織の持続性の点で、グループの役割の向上が図られるべきである。さらに、手動式噴霧器については、各世帯につき 1 ユニット供与され、それぞれの世帯によって管理されるべきである。

(f) ゴム農園の運営方式/モデル

ゴム樹は、一般には、単作方式で栽培される。このことは、特にゴム農園

において当てはまる。これに対して、各種作物が乾季に第2作物として植え付けられる農地においては、ゴム樹は、レモン樹などの他の種類の作物とともに植え付けられる。他の作物と一緒に植え付けが行われる理由は、住民が、猪によって農地を荒らされることを恐れているためである。

第1農園と第2農園においては、ゴム樹は、単作方式で植え付けられた。確かに、住民は、現在でも、ゴム樹植え付けに関心を抱いている。このことは、彼等が、未だに自らの農地に、他の作物のほかに、ゴム樹を植え付けていることからも明らかである。最終的に、他の作物向けの0.4ヘクタールの農地にゴム樹を植え付ける農民もいた。

住民に与えられた2ヘクタールの広さの農園の生産性は、実際には、彼等の農園内に他の作物(第2作物)を植え付けることで高められることができよう。このような作物は、生産期間が短くて済むことから、より早期に収入を得る方策となり得よう。この種の作物は、日照要因、土地の肥沃度、水利要因などの地方的条件に適ったものでなければならない。しかしながら、この植え付けのメカニズムは、二つの要因、即ち猪の被害と限られた生産資本のために作動してきていない。それ故、他の種類の作物を植え付けることにより土地生産性を高めるというような戦略が強められるべきである。

3 水供給

(a) 井 戸

井戸の数は、128ユニットである。このうち、当初の住民移転時には122ユニットが作られ、その後6ユニットが追加された。住民の多くは、その日常生活において、水浴び、洗濯、便所(MCK)の目的で井戸を利用する。1ユニットの井戸が、2世帯により使用される。しかし、井戸は、すでに9年間も、程度の差はあれ利用されており、そのため破損状態がひどく、また水質も悪く、臭いがし、黒ずんでいる(調理用/飲料用には不適である。)。

井戸の深さは、おおよそ4~5メートルである。井戸底又は地面から水面までの平均的な高さは、1.5メートル~2メートルである。乾季には、これらの井戸は涸れてしまう。それを避けるためには、さらに数メートル掘り下げて、より多くの無味・無臭の水量を確保するしかない。

多くの井戸については、その他の問題がないといふのではない。2世帯に1ユニットの割り当てであることから、しばしば争いが発生する。両方の家族のいずれもが、井戸が自家のものであると主張するためである。井戸(住宅)の建設時において、お互に近接して住んでいる2世帯(2世帯につき1井戸)の間の争いを引き起こさないようにするための戦略が欠如していたのである。

このほかにも、早期に解決が必要とされる問題も多い。例えば、井戸水は、MCKには適していない。臭いがし、黒ずんでおり、飲むのには不衛生で

ある。また、乾季には、多くの井戸が涸れてしまう。これらの井戸を利用する代わりに、住民は、水浴びと洗濯のためにカンパル川に出掛ける。他方において、飲料・調理用水については、住民はこれを隣人から譲り受けなければならない。現在、井戸と流し場は、物理的にも破損している。

ムアラ・タクス村の住民数が増えるにつれて、水利用の需要も高まってきており、それに伴って社会的影響も発生している。その典型が、同一井戸を使用している住民間の争いである。この点では、さらに6ユニットの井戸を追加建設するための政府補助金を要請することにより、この問題の解決を図ろうとする試みがなされている。井戸をめぐっての紛争、さらに乾季における水質と供給の点での状態の悪さは、住民の不快感を高めている。水質的にも良好で、また供給面でも十分な水量を確保しようすれば、住民は井戸をさらに数メートル掘り下げなければならない。このような措置を講じているのは、10世帯である。

ムアラ・タクス村での水需要に対処するため、また住民間の争いを最少化するためには、1世帯当たり1井戸が提供されるべきである。また、より良質で、十分な水量を確保するためには、井戸が掘り下げられるべきである。さらに、井戸壁に改修を施して、コンクリート吹き付けとすべきである。

(b) 頭首工ダム

ムアラ・タクス村の井戸水の水質は、一般に飲用には不適当である。そのため、住民が上水入手できる機会は、極めて限られている。こうしたことから、政府は森林局(Dinas Kehutanan)を通じて、海外経済協力基金(OECF)からの資金もって頭首工ダムを建設しようとした。その水源は、良好で、ムアラ・タクス村の住民の水需要を満たすことが可能である。このダムは、海拔135メートルの高さの場所に位置しており、貯水槽は、海拔120メートルの場所にある。ダム建設は、2段階において行われた。第1段階では、築堤工事が行われた。第2段階では、貯水槽までのパイプが敷設された。このパイプは、長さ800メートル、直径3インチであった。こうして導水の準備が整ったのであるが、ダムは、全面的に運行できなかった。水門が全部閉じられた時、築堤部分に水漏れが発生したためである。この水漏れは、築堤部分の強度が十分でなかったことに起因していた。築堤の高さは5メートルを幾分下回っていたのであるが、水位は1~2メートルの高さにしか達しなかったのである。

こうして、住民が想像していた状況とは異なり、彼等の期待は、裏切られてしまったのである。つまり、ダムは、住民全体の需要に応えるために建設されるはずであったのであるが、実際には全員が、その恩恵に浴することにはならなかったのである。ダムの水位は、最低レベルに保たれなければならなかった。その上、ダムは不安定な状態の下にあった。もしも水面がさらに

2 メートル高められるならば、ダムは崩壊の恐れがあったのである。しかし、水供給を減ずることになれば、配水範囲を狭めざるを得なかつたのである。

ダムからは、数ヶ月間、取水されたで。従って、公共給水栓のすべてに導水できたのは、その間であった。なぜなら、もし築堤が瓦解するようなことになれば、水不足は免れないと、住民が危惧したためであった。

頭首工ダムが最大限に活用され得るためにには、築堤の強度を高める措置が講じられなければならない。また、この取水が公共給水栓にまで達し得るためには、直径 2 インチ以上にパイプを太くすることが必要である。

(c) 貯水槽/タンク

貯水槽(タンク)は、住民の居住地からはそれほどに離れていない所にある。しかし、その保守・管理の状態は適切さを欠いており、雑木で覆われている。それは、ダムからの導水を貯え、また浄化するために使われていた。その構造は、高さ 5 メートルのコンクリート造りである。

貯水槽から公共給水栓(HU)に至るまでのパイプの一部は、直径 1.5 インチであるため、公共給水栓まで水が到達できない。直径 2 インチのパイプを通じてあれば、公共給水栓にまで水が流れる。

貯水槽は、雑木で覆われているのが現状である。それ故、雑木がさらに成長するならば、貯水槽を壊してしまうであろう。このような状態は、貯水槽に近付くことが難しいことに起因している。そのため、十分な保守・管理ができないのである。その上、公共給水栓にまで流れて行く水量は多くない。そのため、水圧は、減ってしまうことになる。

貯水槽では、過去において、清掃作業が行われたこともあった。しかし、この清掃作業は続かなかった。そのため、数ヶ月後には、再び雑木で覆われてしまったのである。住民は、上水を必要としている。そのためには、貯水槽が適切に管理される必要がある。また、パイプの幅は、公共給水栓にまで水が流れて行くようにするために重要である。

(d) 公共給水栓

過去に設置された公共給水栓(HU)は、今日では、もはや機能していない。幾つかは壊れてしまっており、維持されていない。公共給水栓の 25 ユニットのうち、14 ユニットは、壊れてしまっており、1 ユニットは、劣悪な状態の下で(蛇口と覆いは、壊れてしまっている。)作動している。公共給水栓の流し場は、破損状態であり、また多くの給水栓は、機能停止の状態である。なぜなら、給水栓にまで水が流れてこないからである。公共給水栓の高さは、貯水槽の高さとほぼ同じであるが、パイプの直径が狭すぎるのである。

当初計画では、1 ユニットの給水栓で 7 世帯の水需要を賄い、給水栓から得られる水は、調理、洗濯、水浴びの目的のために使用できるとされてい

た。しかしながら、いったんカバー装置と蛇口/制御器が壊れてしまえば、水が浪費されるだけである。

すべての住民が、公共給水栓から水を得ているわけではない。その理由は、幾つかの給水栓が作動していないためである。他方において、その他の給水栓は、水を浪費している。その理由は、制御器とカバー装置が壊れてしまっているためである。その上、それらは、住民の庭に設置されていることから、彼等の不満の種となっている。なぜなら、無駄になっている水で周囲がぬかるみ状態になってしまっているからである。これが原因で、住民の間では、しばしば争いが発生する。

水漏れパイプは、住民によって補修された。また、住民の一部は、自宅に導水するためのパイプを買わねばならなかつた。なぜなら、彼等は、機能停止状態の給水栓からは水を得られないためである。壊れた給水栓は、近くの別の場所に移されてしまつていて。

すべての住民が上水を得られるようにするためにには、パイプの位置管理がなされ、またパイプの幅が広げられるべきである。他方において、給水栓の場所は、高所に移されるか、ないしは位置そのものが高められるべきである。壊れた給水栓は、新品に取り替えられるべきであり、また寸断されたパイプは、接続のための補修工事を施されるべきである。さらに、壊れた蛇口は、取り替えられるべきである。これに加えて、給水栓の設置場所としては、中立的な場所が選ばれるべきである。

(d) ポンプ揚水井戸

ムアラ・タクス村では、過去において、ポンプ揚水井戸が設置され、住民は、井戸水を享受できた。しかし、この井戸の設置後ほどなくして、水には臭いが発生し、茶色がかつた水に変わり、飲用するのには不衛生な水質となつた。移住局(Dinas Transmigrasi)が同村から引き上げた後には、住民は、もはやそれを管理できず、また運行コストも支払えなかつた。日々発電機を稼動させるには燃料費が必要であった。他方において、住民の収入は減るばかりであった。

ポンプ揚水井戸の水質は、不衛生で、臭氣がするなど、劣悪であるために、大抵の住民は、この井戸水を消費することができない。また、住民には、自分たちでこのポンプ揚水井戸を改善し、運行できるようにするだけの資金はない。政府に対して、観光局(Dinas Pariwisata)を通じて、運行コストへの資金供与が行われるよう提案されるべきである。

C 結論

住民が直面している問題について、彼等自身による確認が行われた。また、この村の潜在的可能性(環境)、機会(他の当事者)、及び能力(人材)に基づいた問題解決努力

について、共同分析の結果も得られた。それに基づいて講じられるべき解決策のランク付けないしは優先度は、以下の通りである。

- ① 養魚池を提供すること。
- ② (ゴム樹と作物の)生産性の向上を図ること。
- ③ 補償金の残額を支払うこと。
- ④ 未払いの補償金を支払うこと。
- ⑤ MCK 施設の質的改善を図ること。
- ⑥ 道路を改善すること。
- ⑦ ムアラ・タクス像の観光開発を進めること。
- ⑧ 上水の供給施設を改善すること。
- ⑨ 排水路を改善すること。
- ⑩ 民間教員(PNS)に補助金を支給すること。
- ⑪ 教育施設を拡充すること。
- ⑫ 貯水槽の質的改善を図ること。
- ⑬ ウラヤット森林を維持すること。
- ⑭ 電気サービスの質的改善を図ること。
- ⑮ 生活補助金を支給すること。

付属書 3.12 コト・トゥオ村

A 参加型農村評価(PRA)プロセスの説明

1 村の歴史

われわれは、数名の非公式指導者、村長、「自助努力財団」(LKMD)理事長、村書記及び4名の村人からの聴取により、村史に関する情報を得た。この活動の過程において、われわれは、同村の歴史的な重要な出来事について討議するよう努めた。

2 村の状況説明

われわれの調査チームは、この村において住民を集める上で、かなり困難を経験した。数名の住民/村人は、1週間にわたって、ダム(コタパンジャン水力発電)湖に出掛けているか、ないしは旧村に滞在したままである。そのため、われわれは、「集落」(dusun)レベルでの小規模会合を開くか、ないしは彼等の家庭で数名の人々と話し合おうと試みた。われわれは、彼等と密度の濃い話し合いをすることができた。彼等からはまた、同村の潜在的可能性と問題点、特に住民の経済状態についての情報が得られた。

われわれは、農園、村道ないしは家庭において住民(男性/女性)と会うたびごとに、常に別の人々に対して活動内容のチェックと再チェックを求めた。その他の活動としては、われわれは、詳細な情報を集めるために、AブロックからCブロックまで村中を歩き回った。それに基づいて、われわれは、天然資源について記載した。この村の状況説明図の作成のためには、同村に入った最初の日から1.5日を要した(2002年3月19日～20日)。この調査活動に参加した住民総数は、10名前後であった。

3 概略図

概略図の検討のために、われわれは、まず最初に村の状況説明の成果の点検から始めた。われわれは、2日目(2002年3月20日)の夕方に村長(Wali)宅において6名の村人と、それについての意見交換を行った。この討議の過程においては、同村における天然資源のすべてについて、彼等からの聴取が行われた。彼等の一人が概略図を描き、それについて他の参加者との意見交換が行われた。われわれの役割は、調査グループの一員として住民と意見交換することである。しかし、われわれは常にそのプロセスと結果に注意した。

4 マトリックスでのランク付け

評価情報のすべてを伝える目的で、調査チームは、2002年3月23日に、ムスバンデス(Musbangdes)の村長事務所に住民を招いた。この会合には45名の住民が出席し、討議プロセスは3時間にも及んだ。この会合の過程において、調査チームは、調査結果についての報告を行った。お互いの間には、相互学習とも言えるある種の経験が得られた。この会合プロセスは、多くの場合に、行動(住民

会合は、2002年3月22日～23日に、幾つかの場所で開かれた。これらの会合には、6～7名が参加した。)によって学習された事柄について理解を深める場としての役割を果たした。

B 調査結果

1 再定住

(a) 事実調査

一般に、村人の多くは、この新移住地において、彼等が「被害を受けている」との見方を表明した。この被害は、移転準備のプロセスとともに始まった。これは、(数名の村人の意見によれば)財産目録の作成プロセスの短さ(そのために費やされたのは、たった2ヶ月であった。)のためであった。正確には、この財産目録は、1991年の断食月に作成された。この財産目録の作成プロセスの短さは、村人たちに不安感を生じさせた。その後、事態は悪化した。なぜなら、住民は移転と補償を受け入れるよう(軍により)強制されていると感じたからである。「治安関係者」が来村し、数名の住民代表(ニニック・ママック)をバンキナンに連れて行った。そして、これらの住民代表は、補償協定に署名するように強制されたのである。

大多数の住民の言い分によれば、彼等が受け取った補償に照らしてみれば、補償協定は、不適切なものであった。政府約束の不適切性として指摘されているのは、以下の諸点である。

- * 住宅の質は、「非常に」簡素である。
- * 所得創出のための土地(ゴム農園)は用意されていなかった。
- * 政府約束では、電気の据え付けは無料であるとされていたのに反して、村人は、据え付け料金(16万ルピア)を支払わねばならなかつた。
- * 公共施設の質は、標準以下である。
- * 214区画の土地については、それらへの補償の支払いがなされるかどうか、何らの明白な説明もなされてきていない。それにもかかわらず、「9名チーム」は、それらの区画について、すでに署名してしまっている。
- * 政府により、移転コストは支払われなかつた。新移住地では、2日分の食糧(包装袋に入れられた米)が支給されただけであつた。
- * 墓地の移転費用(1ユニット当たり7万5000ルピア)については、何らの補償も支払われなかつた。
- * 旧村において住民の自助努力で建設された灌漑施設(ブキット・タンコ(Bukit Tangko)において、1950年に建設)については、何らの補償も支払われなかつた。

今日、住民の多くは、所得が減少していると感じており、その影響は、特

に家族の主要な生活需要の面で現れている。これに対して、旧村においては、特に所得源との関連では、その備えのできた地域に居住していたが故に、すべてが申し分のない状態であったというのが、彼等の思いである。彼等は、毎日ゴム樹液を採取できたり、いつでも魚を獲ることができたり、また直接に現金を入手することもできた。他方において、新村においては、彼等は、あたかも経済循環の環が失われてしまっているかのように感じている。なぜなら、彼等が新移住地に移転してきた時、生産的な土地は用意されていなかったからである。彼等の生活は、生活手当(jadup)に依拠せざるを得なかつた。しかし、それが彼等に支給されたのは、単に2年間だけであつた。生活手当として支給されたのは、米、灯油、パーム油、塩漬け魚(ikan asin)、ケチャップ、塩、浴用石鹼と洗濯用石鹼であった。

住民の一部は、彼等に割り当てられた住宅と庭を売り払わざるを得なかつた。販売価額は、425万ルピアであった。

村営センターは、現在では、総合保健サービス本部(Posyandu)の活動拠点として使われている。このサービスは、1ヶ月に一度の割合で、金曜日に提供される。

数名の農民は、ゴム農園に行くのに、しばしば近道を利用する。これは、ゴム農園に通ずる道路が破損してしまっているためである。

作物の多くが、白蟻、赤キノコ、白キノコなどの害虫/病原菌の被害を受けている。

住民の一部、特に「高齢の」世代の人々は、「被害を受けている」と感じている。しかしながら、一部の人々は、「被害を受けている」という脈絡ではなく、この村の新たな条件に肯定的な価値を感じている。この村の住民には、若年層が多く、また年長者の一部も、前向きの見方をしている。このような肯定的な見方は、輸送施設に関連しており、これをを利用して郡都/県都/省都に行くことができる。それにより、次の世代が、より高度の教育を受けることが可能になった。これに加えて、幾つかの住宅には電気製品が導入されたことから、家財道具が増えている。多くの世帯が、例えば冷蔵庫、パラボラ・アンテナ付のカラー・テレビ、アイロン、洗濯機、ディスペンサー、ミキサー、ビデオなどの電気製品を所有している。これらの電気製品は、住民が旧村にいた頃には持つことができなかつた代物である。

一部の住民、特に若者には行動様式に変化が現れている。その理由は旧村に比べて、彼等の移動性が高まっていることにある。幾人かのニニック・マックもまた、こうした変化を感じ取っている。なぜなら、若者が、彼等に対して、一段と礼儀正しくなっているからである。しかしながら、共同作業などの文化活動は、衰退し始めている。その理由は、大多数の住民には、優先活動、つまり家族の主要関心事である食糧需要を満たすための仕事探し

あるためである。

(b) 問題点

前記の事実調査の結果は、住民との討議と会合によって補強された。こうした過程において浮かび上がってきた問題点は、以下の通りである。

政府(県レベルの地方政府)の役人に対して住民は懐疑的な態度である。このような懐疑的で無関心とも言える態度は、調査の実施のために入村した幾つかの調査団に対しても、同じ様に示された。その理由は、これらの調査によっても何も実現することはないというのが、住民の受け止め方であるためである。問題の核心は、住人の大多数により望まれているのは、政府が、自ら結んだ約定を受け入れるべきであるという点にある。

補償に関しては、このような「要求」は、すでになされている。しかし、それが受け入れられないことが、住民の不満を募らせているのである。この場合には、補償の支払いが、直ちに実現されれば、彼等もまた、この村において経済開発ビジネスを実現することができるというのである。別の見方をすれば、この「要求」は、住民の文化ないし彼らの依存性にもなりうことである。

この村での主要な問題は、住民の収入の減少である。特に家族の主要な需要を満たせないことである。他方において、「日常品」(sembako)の値段は、極めて高価である。

ゴム樹は、未だ生産的な状態までは達していないのであるが、この樹木への害虫と疾病の蔓延に対する農民の不満は強い。これらの害虫/病原菌は、白蟻、赤キノコ(akar merah)、白キノコ(akar putih)である。

土地の割り当てを受けなかった新規世帯からの要求も顕在化している。コト・トゥオ村では、およそ 200 世帯が新たに加わった。

社会的・文化的側面では、ニニック・ママックや他の社会指導者との間の討議に基づけば、新移住地では、共同作業の文化が衰退してきていることが判明した。その上、現地語で “preman” (ストリート・キッド) と呼ばれる若者が、ニニック・ママックに対する尊敬の念を弱めている。

村役人のレベルでは、彼等は、県/郡政府との接触において複雑な立場に立たされている。通信文は、頻繁に遅延する。

住民と村役人の口からは、彼等が、「政府プロジェクトの犠牲者」であるとの言葉が聞かれる。それ故、開発計画においては、犠牲となった村に優先度が置かれるべきであるというのが、彼等の期待なのである。

実質的な問題は、一部の住民にとって、需要と願望との間に区別を設けることが難しいという点にある。これは、彼等が、「インスタント援助」を受け取ることに慣れてしまっているためである。

(c) 解 決 案

これまでに実施されてきている解決案としては、以下のようなものが挙げられる。

- * 各村関係者は、インフラの再生に関する幾つかの計画を提案してきており、これらを政府(県政府)に対して提出している。しかしながら、その実現化については、未だ何らの成果も見られない。同村にも、例えば「地域開発プログラム」(PPK)絡みの幾つかの計画がある。
- * 過去においても、補償問題に関する説明要求が、関係機関に対して出されてきた。しかし、住民が受け取ってきた回答は、名目的なもので、「プロジェクト保有者」(project holder)(住民は、日本の当事者を、このように呼ぶ。)によって供与された援助の線に沿っているという内容であった。
- * 地方政府は、投資家を誘致して、農業関連産業部門のパートナーとなるよう勧誘する努力を行ってきている。投資家が現れることになれば、地方純収入(PAD, Pendapatan Asli Daerah)の増加が期待される。
- * 幾つかの世帯は、農地(0.1 ヘクタールと 0.4 ヘクタールの土地)において農業栽培活動を行っている。これらの栽培活動の対象は、養魚池、オレンジ、スイカ、チリ、ビンロウである。

今後実施されるべき解決案としては、以下のようなものが挙げられる。

- * 今日、住民の大多数は、政府の「巨大プロジェクト」の犠牲者であると感じている。一部の者は、前向きの考え方をしているが、他の者は、未だに悲嘆に暮れている。こうした理由からして、政府は、このような住民の置かれた状態と境遇の影響を最少化するためのアプローチを探るべきである。この脈絡でのアプローチは、プロジェクト・アプローチではなく、プログラム・アプローチであるべきである。最も重要なことは、彼等(住民)が必要としているのは、口先の声明ではなく、より多くの「証拠」であるという点である。これとの関連では、政府(州政府と県政府)当局は、コタパンジャンの「水力発電所犠牲者」地域において開発政策を実現化することについて一つの約束を行うべきである。
- * この約束との関連では、地方政府、特に県レベルでの地方政府が、水力発電所犠牲者地域の地方開発のために、APBD 資金を優先的に充当することへの希望ないしは要望がある。
- * 村レベルでの生活「意欲」と生産的ビジネス開発を刺激するためには、この点に関しての援助活動が行われる必要がある。農業改良普及員には、自助努力グループを育成・発展させることが期待される。それ故、コタパンジャン地域における農業改良普及員の基準の一つとして

求められるのは、コミュニティ開発の概念への理解である。

2 所得創出

(a) 事実調査

1993 年以来、住民数と世帯数のいずれもが増加してきている。他方において、住民移転の実施当時には、利用できる地域/土地は移転対象となった住民/世帯数の需要のみを満たした。換言すれば、移転実施時には、将来的な住民数の増加については考慮に入れられていなかったのである。しかし、その後、住民は農業と農園の分野での努力を行う上で、土地の狭小性という厄介な問題に直面してきているのである。これに加えて、パラウィジャ地(1 世帯当たり 0.4 ヘクタール)の多くには、ゴム、ココナツ、アブラ・ヤシ、オレンジなどが栽培されている。それ故、季節性の作物と第 2 作物(palawija)のために利用できる土地は、ますます狭くなっている。

農民の知識が低い原因を作り出しているのは、非持続的な援助とともに、試料採取又はモデル事業とのバランスに配慮しない理論的な訓練である。フィールド観察の結果から知られるのは、多数のゴム樹が白蟻とキノコ(白キノコと赤キノコ)の被害を受けており、またそれにより一部のゴム樹が枯れ死しているという事態である。

農園に通ずる道路は、土壤浸食のために破損しており、またそれらの補修がほとんどなされていないために、住民が、遠くの農地にまで出掛けるのを困難にしている。このことが、農地が十分に手入れされない一因となっているのである。

援助は、不適切なターゲットに対して向けられている。なぜなら、関係機関によるモニタリングが不十分であるためである。これの一例は、効果のない殺虫剤の配布である。害虫の蔓延のために多数のゴム樹が枯れ死するのも当然である。

ゴム農園を管理するために、20 団体の農民グループが設立された。1 グループ当たりの構成メンバーは、24~30 世帯である。しかし、この組織/グループは、何らかの援助がある際に活動するだけである。

(b) 問題点

- ① 127 新規世帯は、何らの土地も得ていない。
- ② 農民の知識の低さ。
- ③ 農地へ行くことが困難なため、農地の手入れが難しい。
- ④ 害虫駆除対策(HPT)の面で、配布された殺虫剤は効果がない。
- ⑤ 農民グループが活動的であるのは、何らかの援助がある時のみである。

(c) フォローアップ

これまでに実施されてきている事柄としては、以下のものが挙げられる。

- * 127 新規世帯のための土地造成の提案。
- * 他の農民グループとの間での話し合いと経験の共有。
今後実施される事柄としては、以下のものが挙げられる。
- * 技術訓練と試料採取を実施すること。
- * 破損道路の改修のための共同作業を行うこと。
- * 現場の実状に則した援助を実施すること。
- * 普及・援助/指導活動を拡充すること。

3 水 供 給

(a) 水 源

コト・トゥオ村における水源は、三つのタイプに区分できる。即ち、水源(A ブロックと C ブロックの南方)、掘り抜き井戸、河川の三つである。C ブロックの南方の水源は、これを利用することができない。なぜなら、この水源は、水位が低すぎるため、小学校(SD)近くの貯水槽まで送水できないためである。他方において、A ブロックの南方の水源は、その役割を果たしている。この水源からは上水が産出され、コト・トゥオ村の市場の正面の貯水槽に流れ込んでいる。これは、住民の水需要を満たすための水供給資源としての役割を果たしている。

プロジェクト担当当局によって建設された井戸は機能していない。なぜなら、プロジェクト担当当局は、その運用を住民に移管したのであるが、コト・トゥオ村の村民は、それだけでは水需要、特に消費需要を満たすことは難しいと判断したからである。

その他の水源は、河川(この川は、KUPT 近くを流れている。)である。この河川水は、住民により水浴びと洗濯目的のために利用されている。この川は、二つの支流がある。一つは、北方(C ブロック)に向けて、もう一つは、西方(B ブロック)に向けて流れている。住民は、この村への移住以来、この河川水を利用できている。下流の住民もまた、この河川水を利用している。そのため、水質が悪化してきており、その結果不衛生さの度合いが高まっている。

水源の潜在的可能性の大きさに照らしてみると、A ブロックにおいて頭首工ダムを建設するとともに、貯水槽とパイプを改修することが、緊要な事柄であり、またこれに優先度が置かれるべきである。長期的な観点からしても、また乾季における貯水の欠如という事態を回避するためにも、2 ユニットの掘り抜き井戸とその関連インフラの復旧を、正しく方向づけられた計画と監督の下に図ることが提案される。

(b) 水供給施設

フィールド観察と住民からの情報に基づけば、プロジェクト担当当局によって建設された浅井戸(1 世帯 1 井戸、3~4 世帯 1 井戸など種々のケース

がある。)は、1993 年の最初の住民移転の時点以来、一切使用のできない状態である。その理由としては、次の点が挙げられる。①井戸の深さが、3 メートルしかない。②井戸の割り当てに規則性がない。③A ブロックの井戸水は、腐食して、着色しており、そのため飲用には適さない。④山地性の C ブロックでは、4 メートルの深さの井戸では、水源に届かない。⑤住宅から井戸までの距離が遠すぎる(150 メートル以上)。

揚水ポンプ

KUPT の隣の揚水ポンプは、消失てしまっているが、モスクの近くのポンプ(A ブロック)は、住民の手により安全が確保されている。水処理装置付き貯水槽(4×4×2.5 メートル)は、建物自体は良好なのであるが、作動していない。この揚水ポンプが作動していない原因は、一つには、(太陽エネルギー利用の)運行コストが高くつきすぎるためであり、もう一つには、ポンプ機が破損した際に交換部品の入手が難しいためである。その他の失敗要因としては、掘り抜き井戸の地表面からの深さが浅すぎて、水源に届いていないために、水を汲み上げられないことが挙げられる。

貯水槽

貯水槽は、地上に建設された鉄筋コンクリート製の建造物(5×5×3 メートル)で、2 ユニット(市場近くの C ブロックと小学校(SD)の脇)がある。これらは、「地域開発プログラム」(PPK)資金を利用して、2001 年に建造された。

小学校(SD)脇の貯水槽の物理的状態は良好なのであるが、作動していない。その理由は、次のような点にある。①貯水槽には、上水が流入していない。②貯水槽に水を流れ込ませるパイプ網がない。③付属パイプ(流入/流出パイプ)がない。

市場近くの貯水槽は、作動しているのであるが、配水パイプはない。流出パイプが備え付けられているだけである。それ故、それを利用しているのは、周辺住民だけである。

パイプ網

幹線パイプ、つまり揚水ポンプから貯水槽までのパイプと配水網から公共給水栓までのパイプは、機能していない。このパイプ網は、かなり以前から機能していないが故に、その敷設理由そのものが疑われるところである。情報によれば、導水パイプの埋設のための掘削工事は、住民の手によって行われた。頭首工ダムから C ブロック貯水槽までの幹線パイプは、直径 4 インチ、長さ 2.5 キロメートルで、電動式である。

公共給水栓

公共給水栓は、プロジェクト担当当局により、6 世帯当たり 1 ユニットの基準で建設された。しかし、これは、現在、本来あるべき場所にはない。な

ぜなら、その一部は、住宅の台所に移されてしまっているからである。また、幾人かの住民は、公共給水栓を、雨水貯水槽として使っている。公共給水栓が機能しているのは、A ブロックにおいてのみである。この給水栓は、住民の自助努力により建設された。しかしながら、乾季には、水供給量は少なくなる。その理由は、水源での水量が減少するためである。

頭首工ダム

A ブロックの南方にある頭首工ダムは、良好に機能している。ただし、このダムは、耐久性の高い建造物としての造りではない。そのため、このダムの貯水能力は、それほど多くはない。他方において、C ブロックの南方にある頭首工ダムは、実際上、使用不能の状態にある。

A ブロックの南方にあるダムの効率性を高めるためには、このダムを高めるとともに、耐久性の高い建造物に造り替えることにより、十分な水量を貯水できるようにすべきである。

掘り抜き井戸

コト・トゥオ村には、2 ユニットの掘り抜き井戸があるが、これのいずれも機能していない。その理由は、これらが、井戸が深くない(80 メートル)ためである。そのため、これらの井戸は、大きな水源にまでは到達できていないのである。

KUPT 近くの掘り抜き井戸は、機能していないのであるが、この井戸では、現在でもポリ塩化ビニル製のパイプ(4 分の 3 インチ)を用いて放水している。住民は、この水を飲料水として利用している。A ブロックにある掘り抜き井戸は、実際上、使い物にならない。住民の情報によれば、この掘り抜き井戸からは泥水が得られるだけであるとのことである。

この掘り抜き井戸のポンプ室は、外観からは良好に見える。建物そのものの構造には、何ら損傷もないからである。しかしながら、それに付属して備え付けられているパイプ網と貯水槽は、そのいずれもが損傷している。

(c) 衛生設備

コト・トゥオ村における衛生設備は、非常に憂慮すべき状態にある。MCK(水浴び、洗濯、便所)の目的のために住民が利用しているのは、河川水である。プロジェクト担当当局により MCK が建設されたのであるが、これは、現在、使用できるような状態ではない。河川も、すでに人間に排泄/廃棄物により汚染されている。このような状態は、人々の健康にとって好ましいことではない。そのため、住民の一部は、養魚池の上に応急の便所を設けている。

住民の認識を高めるためには、環境の健全性が必要である。この点では、公共 MCK の建設を真剣に考える必要がある。その際に留意する必要のある重要な事柄は、その設置場所である。持続的な水供給を実現可能なものとする

ため、水源近くに公共 MCK が設置されるべきである。

付属書 3.13 グヌン・ブンス村

グヌン・ブンス村(Gunung Bungsu)は、かつてはティガプラス・コト・カンパル郡のバトゥ・ブルスラット村の一部であった。現在の村は、位置的には以下のような境界を有している。西方ではタビン(Tabing)村、北方ではポンカイ・バル(Pongkai Baru)村、南方ではタンジュン(Tanjung)村、東方ではムアラ・タクス(Muara Takus)村と境界を接している。同村の面積は、563 ヘクタールである。

同村の人口数は、350 世帯で、男性 598 人、女性 590 人である。

A 評価結果

1 再定住

(a) 移転プロセス

グヌン・ブンス住民の旧村から新村への移転は、1993 年 3 月 23~25 日に行われた。この移転が行われたのは、住民が新移住地への移転を求められ、また移転を強制された後のことであった。移転に同意しなかった一部の住民は、新移住地への移転を強制されていると感じた。なぜなら、旧村地域は、冠水することになっていたからである。基本的には、旧村から新村への移転プロセスは、距離的には、それほど遠くに離れた場所に行くわけではなかった。住民によれば、新移住地となった場所は、以前に住民が耕作に利用していた地域であったとのことである。データ収集の期間には、350~400 世帯のリストのうち 241 世帯しか在村していなかった。

一般に、コタパンジャン・ダム建設プロジェクトが住民の経済基盤に対して及ぼした影響は、不便さをもたらした点にあるというのが、彼等の見方である。この村で実施されたいかなるタイプのプロジェクトであれ、最終的には住民にとってはまったく受け入れ難いものであった。プロジェクトと称されるものは、政府との関係を有する幾人かの人物を利するものであるというのが、住民の見方であった。幾つかのプロジェクトには、この種の利害が絡んでいたのであるが、その類いに属したのが、植林(HKM)プログラム、アグロ・フォレストリー、ゴム農園、2 ヘクタールの農業モデル事業などである。

ゴム農園については、最初の段階においては、住民は、このプロジェクトにはかかわらなかった。また、その結果も、非常に不満なものであった。他方において、第 2 段階での植え付け—これには、住民が参加した—には、より良い方向に向けての進展が見られた。

とりわけコタパンジャンでの水力発電所プロジェクトの場合には、住民の実際の意向は、旧村からの移転を承諾しないというものであった。しかしながら、政府、軍隊及び警察からの圧力と抑圧があったことから、住民として

は、好むと否とにかかわらず、それを受け入れざるを得なかった。それにもかかわらず、地方政府の約束は、継続的には実施されなかつた。このことがまた、住民のフラストレーションを強めることとなつた。

村移転の結果として発生した主な問題は、住民経済の低下である。これに加えて、タンジュン村との紛議が発生した。彼等は、境界線をめぐって争うこととなつた。そのようなことは、以前には決して起こらなかつた事柄である。この紛争は、タンジュン村の住民が、森林として保全されていた土地に対する権利を主張したことによる。この土地は、アグロ・フォレストリー方式によるゴム栽培農家によって耕されたものである。彼等によれば、この紛争の対象地は、タンジュン村の種族集団の一部の人々のウラヤット地のうちに含まれていた。この権利主張により紛争が発生したが、当分の間は、郡政府レベルにおいて争点を明確にする作業が進められよう。さらなる作業は、コーラン朗詠コンテスト(MTQ, Musabaqoh Tilawatil Qur'an)の祭典の終了後に行われるであろう。

タンジュン村の種族集団の一部は、州知事の公開書簡について疑問を提起した。この書簡には、紛争の対象地は、グヌン・ブンス村のものになると記載されていた。この紛争の影響として、グヌン・ブンス村の住民の作物の一部が、タンジュン村の住民からの妨害被害を受けている。例えば、新芽の摘み取り、果樹の伐採、住民排除の脅しなどである。

(b) 補 償

住 宅

移転の最初の段階においては、241 世帯の家屋は、木材で作られていた。この木材は、整地の際に伐採された樹木から得られたものであった。住民によれば、この住宅建設のプロセスは、慌ただしく進められた。そのため、基礎工事は、通常通りには行われなかつた。最初の移転の際には、10 家屋が、未完成の状態であった。例えば、ドアは取り付けられておらず、また床にはセメントも張られていなかつた。この状態は、一般に湿地の上に建設された住宅を示す。

土地補償

土地補償は、不十分な価額でもって実施された。補償額の算定については、幾つかのカテゴリーが設けられて、土地の状態に応じて調整するという方法が採られた。例えば、農地、庭、道路に近接した土地、道路から離れた農地などの区別である。このような土地状況は、知事から支払われる補償水準ないしは補償金額に影響した。しかしながら、住民によれば、この補償プロセスにおいては、実際には、データ収集も行われなかつたし、また体系的な形で実行もされなかつた。ある者は十分な補償を受け、ある者は少なく、ある者は多く、またある者は何らの補償も受けられなかつた。

コタパンジャン・プロジェクト絡みの補償に関しては、その多くが実施済みであるが、その実現の度合いについては不満が残る。ゴム農園に対する補償は、以下のような方式で支払われた。つまり、住民は、灌木林の土地を受け取った。補償の現金は、ゴム樹の手入れの過程に応じて段階的に支給された。まず最初に、植え付け対象地に目印をつけ、穴を掘った後に、彼等は、1 ヘクタール当たり 15 万ルピアの支払いを受けた。次いで、種苗を植え付けた後に、彼等は、1 ヘクタール当たり 5 万ルピアを受取った。なお、枯れ死した種苗の植え替えを行った後には、1 ヘクタール当たり 25 万ルピア、また除草の際には 10 万ルピアが支払われた。

電 気

当初、電気料金は無料であるはずだった。しかしながら、実際には、住民は、引き込み線の据え付けのために、およそ 35 万ルピアを支払わなければならなかつた。それにもかかわらず、しばしば停電し、明かりにも支障が出る。住民によって指摘されているように、電力計画そのものが不適切であったのである。三つの発電タービンのうち、一つしか運転されていないのである。それ故、電力は、予測通りには産出されていないのである。

村のその他の開発可能性

この村においては、幾つかの開発可能性の余地がある。その典型が、農地(ゴム、ガンビル、オレンジ、チリ、ビンロウ)と漁業(養魚池、流し網、魚釣り)である。新村での住民の生計手段は、多種多様である。

しかし、基本的に、コタパンジャン・プロジェクトでは、住民の願望に対しては何らの考慮も払われなかつた。いかなる活動の立案にあたっても政府により参加が求められていないというのが、住民の受け止め方であった。農地、水供給施設、水源、MCK(水浴び、洗濯、便所)施設などの建設プロセスにおいては、住民需要に対する注意深い配慮はなされなかつた。その結果、これらの建造物は、住民によって持続的に利用されることがないというような事態が生じているのである。

(c) 解 決 案

前記の問題を克服するために、幾つかの活動が行なわれた。即ち、補償問題に対する請求は、国営電力公社(PLN)を通じて政府に対して提出された。

しかし、何らの結果も得られなかつた。境界線問題は、全面的に解決されるべき問題であることが、郡政府レベルにおいて確認された。しかし、それについての明確なフォローアップ措置は講じられなかつた。

他の問題についても、それらを克服し、また先取りするために講じられるべき幾つかの提案が、以下のようになされている。環境を破壊する漁業者(電気及び毒物の使用)を規制すること、政府約束との関連での補償問題の実現を図ること、インフラ建設を復旧すること、インセンティブ計画(資本)

を通じて流し網漁業の開発を図ること、もしも境界線問題が解決できないのであれば、補償の支払いにより他の場所への移転を図ること。

2 所得創出

(a) ゴム農園

ゴム樹の現状

住民によって所有されるゴム農園の広さは、ほとんど一様で、1世帯当たり2ヘクタールである。これは、旧村からの移転補償である。当初、移転補償としてこの広さのゴム農園の供与は、ゴム樹液が採取できるような状態(植え付け後3年)で行われるとされていた。しかしながら、実際には、政府は、この約束を守らなかった。このようなゴム農園の状態は、極めて憂慮すべき事柄であった。そこにはゴム樹の姿はなく、灌木が生い茂っているだけで、土地条件もまちまち(丘陵地、湿地、灌木林など)であった。このような状態を見て、住民には、ゴム樹の栽培と手入れを行おうとする意欲は湧いてこなかった。当時、苗木納入業者によって行われたゴム樹の植え付けは、成功しなかった。その上、ゴムの種苗は、道路脇の土地に植え付けられただけであった。

その後、住民は、デモを挙行することにより再請求を行った。その結果、ようやく政府は、1999年に再植樹計画を実施した。この再植樹は、住民の手により直接に行われた。参加型農村評価(PRA)チームが一連の調査を実施した時点(この時点では、植え付け後2~3年で、それ故樹液は採取できない。)までにおいてその成果を見る限り、この再植樹は、十分に成功していると言える。しかし、そのような樹齢では、ゴム樹からの収入は、住民の最大の所得源とはなり得ず、住民としては他の仕事から収入を得なければならぬのである。

大多数のゴム農園では、単作方式での植え付けが行われている。それ故、余分な土地はなく、またそこでの手作業の余地もない。水需要を満たす上では、クナワイ(Kenawai)川がある。この川は、農園周辺の原野を分断する形で流れている。さらに、湿地などの水源を利用するためになされた排水溝もある。ゴム農園地域は、かつてウラヤット森林地であった場所のために、その地形は、25度の勾配の斜面地で、起伏に富んでいる。土壤の肥沃性は良好で、降雨量も多い。

ゴム加工

一般に、グヌン・ブンス村の住民の大多数は、移転以前には、ゴム栽培農民(ほぼ100%)であった。ゴムの加工は、通常、農民グループを通じて行われる。農民グループとしては、14グループが設立されており、1グループの構成メンバーは、16~20人である。各々のグループの土地の広さは、構成メンバー数に応じてまちまちである。なぜなら、各構成メンバーの土地の広

さは、2 ヘクタールであるからである。

グループ分けは、地域的な広がりに基づいて決められた。グループは、理事会によって管理される。理事は、総会において、構成メンバーによって選ばれる。理事会の役割は、土地作業の賃金を含めて、生産投入財の配分を調整することであり、また構成メンバーと農園局(Dinas Perkebunan)との間の関係も取り持つ。グループ経営陣の任務は、この組織の運営業務である。理事会もまた、財務行政を含めて、単純な行政措置業務を行う。運営基金とインセンティブ基金は、理事会の土地作業基金の一部から充てられる。

土地管理

住民は、草刈り鎌、マトックなどの簡単な農具を用いて、開墾や除草に始まる土地作業を行う。グループVIIのリーダーの情報に基づけば、除草と伐採のための賃金として、1 ヘクタール当たり 50 万ルピアの金額の資本が全額投入されたとのことである。しかしながら、この資金の一部(10 万ルピア)は地域内の村営菜園の運営費と理事会のインセンティブ経費として充当されたのである。

植え付けコストは、1 ヘクタール当たり 65 万ルピアであった。その内訳は、植え付けの目印と穴掘りの賃金として 1 ヘクタール当たり 15 万ルピア、雑草の収集・焼却に 10 万ルピア、種苗配布に 5 万ルピア、植え付けに 12 万 5000 ルピア、塩基性化学肥料に 4 万ルピア、ラウンド・アップ剤での除草に 6 万ルピア、段庭作りに 12 万 5000 ルピアであった。ポリ袋入りの接木された種苗は、政府によって提供された。種苗の配布と枯れ死した苗木の植え替えは、住民によって行われた。各人の賃金は、5 万ルピアであった。植え付けは、7×3 メートルの苗木間隔で行われた。種苗に対しては、それが地元の環境にうまく適応できるようにするために、植え付けの前に、集中的に散水された。

手入れ

植え替え用の種苗は、各々の農民に直接に支給された。第 2 次植樹コストとして支出されたのは、整地 4 万ルピア、除草 10 万ルピア、段庭復旧 15 万ルピア、芽接 10 万ルピア、害虫コントロール 5 万ルピア、種苗植え替え 2 万 5000 ルピアであった。化学肥料(SP36 と PMLT)の供給は、350 キログラムで、段階的に支給された。植え付けから施肥までの賃金総額(土地の開墾を除く)は、1 世帯当たり 95 万ルピアであった。賃金の支払い法としては、作業の終了後にこれを行うという方法が採られた。しかしながら、最終的な支払い額は同じで、土地開墾費を除いて 95 万ルピアであった。

数名の中所得層の住民は、配布された化学肥料に替えて、別の化学肥料 NPK を用いた。他方において、中所得層以下の住民は、相変わらず SP36 を使用した。手入れ資金と肥料の支給は、しばしば遅れた。その都度、農園局

の現地事務所(UPT)と掛け合う努力が払われた。猪の来襲により、ゴム樹、特に若木は、被害を受けた。そのため、被害樹については、これを集中的に植え替える必要があった。

害虫/病原菌管理

雑草の除去は、伝統的には伐採方法により行われてきたのであるが、村人の中一部は、雑草管理の目的のために、特にラウンド・アップ剤(これは、本来ゴム農園での使用が予定されていた。)を使用している。白蟻とキノコ病原菌の管理のために、農民には殺虫剤が支給される。猪の来襲を防ぐために、排水溝が設けられた。

技能開発

農園局は、過去において、グナン・ブンス村におけるゴム栽培農民のための訓練を行った。この訓練は、ゴム栽培農民全員が幾つかのクラスに入って行うことが約束されていた。しかしながら、実際には、参加者は 60 名で、2 クラスが設けられたにすぎなかった。訓練は、クラス講義とフィールド演習の形で行われた。技術的には、農園局は、植え付けが行われる以前に、植え付け見本のモデルを作成した。その他のタイプの訓練は、通常訓練で、技術題材としては、コミュニティ・フォレスト/アグロ・フォレストリーの技法などのゴム樹栽培が取り上げられた。

住民収入

ゴム樹液が採取される以前の住民収入の入手法としては、大抵の場合、利用可能な天然資源を活用するという方法が採られている。土地基盤のビジネスとしては、食糧用作物、農園、畜産、林業の分野でのビジネスが目立つ。オレンジやトウモロコシ(パラワイジャ作物)の植え付けなどの食糧用作物ビジネスが試みられた。もっともこの種のビジネスは、最終的には中止されてしまった。その理由は、このような作物の生産だけでは、日常的な需要を満たすのに十分ではなかったからである。オレンジの栽培面積は、およそ 100~150 ヘクタールである。しかし、その半分において生産が行われているにすぎない。一部では、樹木が枯れてしまっている。農家経営のための投入財の準備、経営地の確保を含めて、資本蓄積は、彼等自身で行われる。産品の販売は、仲買業者を通じて行われる。

漁業

この分野では、ダム湖に魚釣りに出掛けること、養魚池を作ること、浮動網漁業を行うことなど、幾つかの努力が行われている。ダム湖に魚釣りに出かけるのは、住民の願いとなっている。しかし、ダム湖での漁業生産力が低下して以降は、住民の一部は、養魚池を拡大するなどの他の代替策を試みようとしている。

既存の養魚池の面積は、約 20 ヘクタールである。水供給が不十分である

ために、この分野でのビジネスは頭打ちである。しかし、幾人かの人々は、この分野でのビジネスの生き残りに努めている。漁獲物の販売は、食糧用作物の場合とほぼ同じである。つまり、村にやってくる仲買業者を通じて行われる。

浮動網漁業ビジネスは、始まったばかりの段階である。なぜなら、これは、カンパル県漁業局(Dinas Perikanan)の「地域中心生産」(KSP、Kawasan Sentra Produksi)プロジェクトの一環として着手されたばかりであるからである。この漁業は、グループで行われる。技術問題を解決するために、漁業分野での学士号を持つ技術専門家が派遣されている。漁業局は、魚苗その他の養殖投入財の準備費用をローンの形で供与した。この浮動網式「クランバ」(Keramba)は、カンパル川に架かるグヌン・ブンス橋の直下に位置している。

農園と森林

ガンビル農地の面積は、200 ヘクタールある。しかし、このビジネスは、期待されたような生産力を上げていないし、また住民全体によって所有されているのでもない。ガンビルの販売は、仲買業者を通じて行われる。これらの仲買業者は、収集物をパダンないしはジャカルタに持って行き、そこからインドに輸出する。

その他の農園作物は、ゴム(天然ゴム)とアブラ・ヤシである。既存のゴム農園は、社会共同体所有形式のゴム園(地元種)で、現在その多くから樹液が採取されており、その一部は植え替え時期にきている。

林業関連のビジネスは多くはない。しかし、コミュニティ・フォレスト/アグロ・フォレstryのプロジェクトが導入されて以来、林業関連ビジネスも現れている。しかし、このビジネスに住民のすべてが参加しているわけではない。また、このビジネスに参加した住民も、それから手を引いてしまった。その理由は、請負業者によって実施される作業の対象地が不明確なためである。なお、この林業関連ビジネスのプログラムは2000年12月に開始され、数名の住民が株主参加した。

その他の生産関連ビジネス

土地基盤ではないその他のビジネスとしては、交易ビジネス、労働者、家内工業、ないしはマレーシアなどの海外への出稼ぎがある。グヌン・ブンス村における既存の家内工業の一つは、燻製魚の生産、レンガの生産及び伝統的なハーブ生産である。レンガ生産にとっての問題点の一つは、資本不足である。近年、外部関係者に対して資本投下を求める動きはない。

3 水 供 給

(a) 水 源

グヌン・ブンス村における水供給源としては、三つの選択肢、すなわち揚

水機付きパイプ、掘り抜き井戸及び「天然井戸」がある。パイプ給水法は、カンパル川から揚水ポンプ機で取水し、次いでパイプを通じて水処理施設(水処理プラント)にまで導水する方法である。水処理施設は、同村中心部に隣接する第2村に設置されている。この施設からポンプで揚水された水は、公共給水栓(Hydrant Umum)に導水される。この公共給水栓は、移住地の導水線(ブロック)ごとに設けられ、それぞれに約10~15世帯に給水する能力を備えている。しかし、今日、ポンプ、パイプ、水処理プラント、公共給水栓を含めて、配水網と給水施設は、破損し、手入れもされていない状態である。

カンパル川は、住民によって年間を通じて利用されることのできる水源である。それ故、乾季には、住民の大多数は、水浴びと洗濯の目的のために、カンパル川の水(水質は、透明で、臭いも無い。)を利用する。飲料水及び調理用水の水源としては、住民は、隣人の井戸ないしはその他の天然井戸を利用する。

(b) 水供給

浅井戸、つまり掘り抜き井戸(SGL, Sumur Gal)の造成は、住宅建設と同時に行われた。2戸につき、1井戸の割合で、(2戸の境界線の)中間に設置された。このSGLプロジェクトでは、井戸は、同一の仕様で用意された。つまり、深さは5メートル、井戸の端の長さは1メートル、直径は95~100センチメートルで、井戸の周辺の床はセメント張りされた。その他の井戸付属品は、バケツ、ゴム製の厚手のロープ、滑車(kerek)であるが、実際には滑車の支柱は利用不能の状態であった。住宅からSGLの設置場所までの距離は、約10メートルである。

グヌン・ブンス村には三つの天然井戸があるが、そのすべてが第1村に位置している。これらの天然井戸のうち、二つの場所については、ほぼ良好な保全状態の下にあるが、もう一つについては、遠く離れたアグロ・フォレストリーの土地(0.4ヘクタールの土地)の中に置かれており、その保全状態は不十分である。

問題点

揚水ポンプ付きパイプ配水システムにより給水できたのは、たったの1週間であった。また、第1村と第3村には給水できなかった。両村とも、場所的に高所に位置しているためである。この給水システムの運営・維持費は、住民には供与されなかった。その上、住民グループと構成メンバーに対しての運用訓練も実施されなかった。揚水ポンプ(2ユニットのディーゼル発電機)の運営・維持費もまた、公共給水栓を維持して行こうとする意向を住民から失わせた。こうして、住民は、給水施設と配水網に対して幻滅感を抱くに至った。なぜなら、巨大なコストがかかる割りには恩恵が少なかったため

である。そのため、住民は、その不満のはけ口を、配水網と給水施設を破壊するという形で表現した。

掘り抜き井戸(SGL)の建設は、この地方の高度と水源の見通しを考慮することなく、プロジェクト担当当局によって策定された計画に基づいて一律に実施された。そのために、幾つかの SGL では、取水のための深さとしては 12 メートルしかない。こうしたことから、グヌン・ブンス村の住民は、とりわけ乾季には、飲料、調理、水浴び、さらには衣服の洗濯と食器洗いなどの日常的な需要を満たすための上水の入手難を味わっている。

122 ユニットの掘り抜き井戸のうち、水源として利用できるのは、約 30 ユニットにすぎない。しかも、これらの井戸は、湿地に位置している。このような井戸の未利用状態は、井戸の深さが不適切なことと、移住地が丘陵地帯に位置していることの結果として引き起こされた。湿地の井戸の水質は悪く、黄褐色で、臭いがする。

乾季における水危機を克服するためにグヌン・ブンス村の住民によって講じられてきているその他の措置は、利用可能な SGL の深さを、自らの費用負担で 1~3 メートル掘り下げる事である。特に第 3 村の場合には、枯渇した井戸を持つ世帯は、自らの費用負担で、住居そのものを低地部分(公共施設用地の R 地)に移転させて、そこに SGL を建設した。

(c) 衛生設備

1 戸当たり 1 カ所の便所が原則である。これらの便所は、構造的には、ガチョウの首のように曲がった便器、覆い小屋及び腐敗タンクで構成されている。便所と SGL との間の距離は、約 10 メートルである。腐敗タンクの壁面は木製で、上部はセメント張りである。

プロジェクト担当当局によって用意された便所の腐敗タンク壁は、木製であった。そのために、この壁面の耐用年数は、1 年間だけであった。こうして、現在、使用不能となっている便所は、約 50%にも達している。それ故、住民は、裏庭で排便しており、その後土をかぶせることもしない。排便のためには、彼等は、地面に穴を掘るだけである。しかし、乾季には、彼等は、カンパル川に行き、この川を MCK として利用する。未だに便所施設を利用しているのは、数世帯にすぎない。

B 解決案

掘り抜き井戸/手押し式揚水ポンプ

掘り抜き井戸/手押し式揚水ポンプは、ポンプの設置場所の地理的条件にもよるが、10~15 メートルの深さで建設されている。各々の村落には、一つの手押し式揚水ポンプが建造された。手押し式揚水ポンプが選ばれた理由は、そのメンテナンスが極めて簡単で、安価な(電気代が要らない。)ためである。しかし、その後に発生してき

た問題は、掘り抜き井戸の設置場所である。特に乾季には、住民の間に妬みの問題を生じさせた。なぜなら、掘り抜き井戸の近辺に住む世帯は、前記の井戸を支配し、実際上「所有者となる」ためである。

自然流化方式のパイプ

(旧村の)コト・ボノ(Koto Bono)の丘陵地帯の水源は、年間を通じて涸れることなく、また水質も良好であった。この水源は、自然流化方式のパイプを通じて新村のグヌン・ブンス村にまで導水して、上水の供給源として利用することができる。しかしながら、これは、実際には実現困難である。なぜなら、水源の高さは、移住地よりも低いか、ないしはほぼ同水準であるためである。その上、水源の場所が遠く、そのため頭首工ダムと付設・配水パイプの建設コストが高くついてしまうからである。

掘り抜き井戸の深さの掘り下げ

乾季における水不足は、SGLの大多数の深さが足りないことと、SGLの設置場所が不適切なことに起因している。この問題の解決のためには、乾季に干上がってしまうSGLの深さを、さらに3~5メートル掘り下げ、乾季にも作動できるようにすべきである。これにより、恒常的に用水利用が可能となり、また年間を通じて水供給の確保が図られるであろう。

付属書 3.14 ムアラ・マハット・バル村

ムアラ・マハット・バル(Muara Mahat Baru)村は、ブアク川(S. Buak)の東方、パユン丘陵(Bukit Payung)の西方、クナンタン(Kenantan)の北方、第4農園(UPS IV)の南方に位置している。同村から郡庁までの距離は、10キロメートルであり、また同村から県都までの距離は、25キロメートルであり、さらに同村から州都までの距離は、85キロメートルである。ムアラ・マハット・バル村の地域住民数は、2156人(517世帯)で、男性1065人、女性1091人である。

同村地域住民の主要な収入源は、アブラ・ヤシ樹の栽培である。アブラ・ヤシ栽培農民は、25グループに別れて、それぞれに社会集団を形成している。アブラ・ヤシ農園は、同村の周辺に位置している。一般に、同村は、コタパンジャン・ダム建設の影響を受けた他の村々と比べて、経済生活の点では恵まれている。

A 参加型農村評価(PRA)プロセスの説明

1 村の歴史

ムアラ・マハット・バル村の歴史は、3集落との間のフォーカス・グループ討議(FGD)会合を通じて地域住民により整理された。第1段階では2002年4月9日に第2集落で開かれ、15名が参加したFGD会合に出席した。彼等は、移転の以前、期間、以後のプロセスに関連する重要な出来事について陳述するよう求めら、また、彼等が思い出すことのできる年度から始めて、一連の出来事の起きた年度を陳述するよう求められた。次いで、その結果は、2002年4月9日に第3集落で開かれ、13名が参加したFGD会合で再度確認された。2002年4月11日に第1集落で開かれ、8名が出席したFGD会合で確認された後に、それが、最終的結果とされた。

(a) 標本地

ムアラ・マハット・バル村における農園の状況と利用度を詳しく知るために、調査チームは、2002年4月8日に「村の標本化」(訪問)を行い、第2集落の首長に同行され同村全体を観察した。この訪問に基づいて、その後、調査チームは、土地利用、その潜在的可能又は利用可能資源、その地位、その問題点、諸問題を克服するための努力、さらには地域住民の希望を実現するためには必要な努力などについて、地域住民と詳細にわたって討議した。

3集落での討議は、前記のスケジュールで行われた。その後、2002年4月10日には、地域住民所有のアブラ・ヤシ農園への特別訪問が行われた。

(b) マトリックス・ランク付け

マトリックス・ランク付けは、地域住民との間での情報収集のために講じられた最後の措置であった。このような手法を用いることにより、われわれは、潜在的可能、機会、及び利用可能な人材に基づいて、既存の諸問題を

克服するために、どのような種類の試みが講じられる必要があるのかをより知ることができた。幾つかの地域住民希望を適応する上で、地域住民が支持しないか、少し支持するか、支持するか、全面的に支持するかが第1集落、第2集落、第3集落など3集落の標本/訪問を通じて明らかにされた。

各々の集落の得点プロセスは、地域住民との事前の話し合いの結果に基づいて、異なる得点範囲が用いられた。即ち、第3集落の場合には1~8の得点範囲が用いられたのに対して、第1集落と第2集落の場合には1~4の得点範囲が用いられた。

(c) 村地図

村地図の原図は、同村への訪問の直後の2002年4月8日(月曜日)に、Kadus II(集落の首長)によって作成された。その後、同原図は、第2集落と第3集落でのFGD会合において地域住民により確認された。

(d) 徹底的なインタビュー

前記データ入手するための幾つかの手法のほかに、同チームはまた、入手可能なデータを補完するために、文化指導者、その他村役人など村落支援者一に対して、(村役場において)集中的なインタビューを行った。

B 評価結果

1 定住

(a) コタパンジャン水力発電プロジェクト(PLTA)に関する移転プロセスと地域住民の意見

ムアラ・マハット(Muara Mahat)村の地域住民の移転プロセスは、「中核農園プログラム」(PIR)方式(アブラ・ヤシ)を選択することにより実施された。移転プロセスは、他の村々の場合とは異なり、何らの圧力も加えられることなく、平和的に実施された。しかしながら、政府によってなされた約束の多くが、単なる見せ掛けにすぎなかつたので、新移住地において見い出された現実は、地域住民を落胆させた。

年表は、エクサヘラ社(PT. Eksahera)によって調査が実施された1982~1983年に関する、村々の位置に関するデータ、ダムの位置に関する計画、地域住民の状況につき示している。この調査中に、調査担当者は、遙か遠くのムアラ・ペティ(Muara Peti)までムアラ・マハット村の地域住民に付き添われた。1982年には、この問題につき、政府が公式には表明していなかったものの、地域住民は、調査担当者によりダム建設計画についてすでに知らされていたので、すべての文化的指導者は、ダム建設計画と地域住民移転の問題について討議した。討議は、バトゥ・ブルスラット村のイスラム寄宿学校(Pondok Pesantren Darussalam)において行われ、100名の人々が出席した。この会合には、県知事(Bupati)と地域開発企画局(Bappeda)担当官も出

席し、以下のような政府に対する 17 頁目の提案が採択された。

- * 政府は、地域住民に対して、タイプ 36 の耐久性の高い住宅を提供する。
- * 電気の設置は無料であるが、毎月の電気代は地域住民によって支払われる。
- * 地域住民移転は、「全村移転(bedo1 desa)」方式で行われる(全地域住民がシステムと一緒に一度で移転する)。
- * 政府は、各々の世帯主ごとに 2 ヘクタールのゴム農園を用意し、ゴム樹液は地域住民の移転の 2 年前には採取ができる状態でなければならない。
- * 補償は、十分な価額で、全額が地域住民に対してなされるべきである。
- * 地域住民に対しては、学校、総合保健センター、市場、校舎、モスク、小規模モスク、スポーツ場、牧草地、墓地などの公共施設が提供される。
- * 政府は、地域住民を 4 年間経済的に支援する。
- * 政府は、地域住民を、通常の移民と同じ様には取り扱わず、適切に扱う。
- * 政府は、コタパンジャン水力発電プロジェクトの実施にあたっては、技能に応じて地方労働者を優先雇用すべきである。
- * 政府は、墓地及びその他の史跡を完全な形で移転すべきである。また、水没する旧跡の上部には顕彰碑が建てられるべきである。
- * 政府は、地域住民に対して、水供給システムないしは井戸を提供する。
- * 政府は、水浴び場と便所を建設する。
- * 政府は、各々の住宅の周辺に、50×100 メートルの小規模の土地と 100 ×100 メートル規模の土地を提供する。
- * 政府は、地域住民に対して、湖の漁業面での利用法についての指導を行う。
- * 政府は、各々の世帯に対して、乳牛を提供する。
- * 政府は、村道をアスファルト舗装する。
- * 政府は、宗教関連教員を増員する。

1985 年には、未だ調査が続けられていたのが、地域住民の耳には、移転問題についての各種情報がもたらされた。1986～1987 年には、政府は、地域住民に対して移転問題を明らかにするとともに、PIR 方式のアブラ・ヤシ農園の新移住地に移転するよう、地域住民に対して働き掛けを行った。その時点においては、地域住民は、それまでゴム園での作業していたが、アブ

ラ・ヤシ樹については何らの知識も有していなかったので、この種の移転方式を受け入れることに難色を示した。この問題について討議するために、幾人かの村落指導者が集まり、幾度かの会合が開かれ、最終的には、彼等は、経済的には地域住民がよりよい生活を得ることになると考え、この移転方式を受け入れることに同意した。

それまでに、社会的・経済的数据の作成と返済プロセスに関する幾つかの活動が実施されたのち、1989年に、調査活動が終了した。このような活動を行った機関は、PEMDA(地方政府)、Dinas Agraria(BMP下の土地局)、BPN(国家土地庁)、農園局、リアウ大学、アンダラス大学である。対象活動は、文化、地域住民資産、新規ダム建設に関する地域住民意見、返済、地域住民所有地の測定などに関するデータの作成であった。このデータ作成プロセスに充てられた日数は、たったの3日であったため、調査対象地にはいなかった75世帯が、データから漏れてしまった。当時、彼等は、今後、アブラ・ヤシ農園と住宅を得れなくなってしまうので、このような事態は、将来的に問題を生じることとなった。

1989～1991年に、政府は、地域住民との間で返済についての話し合いを行った。政府は、地域住民の所有物のすべてが、盆栽1鉢に至るまで、返還されると約束した。1992年に、地域住民は、使用可能なデータに基づいて返還を受けた。地域住民と県知事及びギナンジャール・カルタサスミタ(Ginanjar Kartasasmita)(当時の鉱業・エネルギー相)との間でプロウ・ガダン村で開かれた会合において、政府は、電気を無料で与える旨の約束を行った。

1992年には地域住民は、彼等が不十分と感じた返済を受け取った。彼等はまた、彼等の土地と田畠の一部について、彼等が新移住地に移転するまでのみならず、現時点でも返済されていないものがあることについても落胆した。1993年に、ムアラ・マハット村の地域住民は、移住先の居住場所をくじ引きで決定し、PIR方式のア布拉・ヤシ地域であるタプン(Tapung)県のムアラ・マハット・バル村と呼ばれる新移住地に移転した。この過程には2週間を要し、年末に行われた。この過程において、政府は、乗客や家財を運ぶためのトラック、バスなどの輸送手段を提供した。しかしながら、地域住民のうちには、新移住地に移転するのに幌付きトラックをレンタルした人々もいた。この移転の過程において、政府は、3日分の食糧、及びその後は1年分の政府生活支援物資を提供した。地域住民に与えられた生活支援は、米、油、石鹼、豆類、塩、大豆、乾し魚の形であった。地域住民との話し合いの過程で、彼等は、乾し魚の品質-腐っていたが、彼等としては何らの選択の余地もなかつたので、それらを食べるほかなかつた-について不満を表明した。

彼等が新移住地に到着すると、落胆の念は増幅した。土地の一部は湿地であり、住宅は高い草で覆われており、屋根は亜鉛のトタン葺き[s9]であり、壁は木製であり、床には薄いセメントが張られており、井戸は2戸に1個であり、便所はよい状態になく、電気は未だ設置されていなかった。小規模モスク、学校、スポーツ場[s10]、村役場などの公共施設は、すでに用意されていた。地域住民への水供給の目的のために、揚水ポンプ機械とともに飲料水プロジェクト(PAM)が設置されたが、管理資金の不足のために稼動できなかつた。

政府は、当初に約束された通りには補償金を支払わなかつたため、以下の点について、住民を失望させた。

- * 住宅のタイプは36平方メートルのもので、快適な状態ではなく、また半恒久的な建築物でもない。
- * 彼等が新移住地に到着した際には、電気がなく、1996年に電気が設置されたが、彼等は、設置費を支払わなければならなかつた。
- * ゴム農園は、「中核パートナー・システム」(Bapak Angkat System)により管理され、彼等は、7年間にわたって融資の返済を行わなければならず、彼等にゴムの苗木が供与されたのは、彼等が新移住地に居住し始めてから3年経つてからであつた。
- * 各世帯に割り当てられたアブラ・ヤシ農園は、2ヘクタールであったが、住民が受け取った面積は一様ではなかつた。彼等の一部は、2ヘクタール以下の面積を受け取つた。
- * 彼等にとって、補償は合理的なものではなかつた。
- * 旧村の労働者が、コタパンジャン水力発電プロジェクト(PLTA)において雇用機会を見い出すのは容易ではない。
- * 井戸水の水質は、良好ではない。
- * 便所は、事前に用意されていたが、質的には妥当なものではなかつた(最悪で、不衛生)。
- * 20×50メートル規模の庭地と40×100メートル規模の食糧用作物地が用意されていた。
- * 村道は、アスファルト舗装されていなかつた。
- * 墓地の移転経費が、支払われなかつた。

本件に関する地域住民の観点からすれば、地域住民は政府が彼等の提案を正当に評価していないと考えている。その上、政府は、事前に住民と協議することなく、補償を決定した。政府約束の実現化につき、彼等は、不安に思つており、このことが、地域住民生活に種々の問題及び長期的な影響を生じている。

今日に至るまで、彼等は、依然としてコタパンジャン・水力発電所プロ

ジェクトに担当する立場にあった政府関係者が表明した政府約束を忘れてはいない。彼等は移転するよう説得され、何らの支払いもすることなく電気を享受できること、また何らのローンも支払うことなくアブラ・ヤシ農園入手できることなどについて、約束されたときのことを、未だに覚えている。地域住民により主要な疑問点として提起されたのは、他の村々の場合には、ゴム農園が無償供与されている（ローンの支払いの必要はない）のに対して、なぜ彼らはローンの返済をしなければならないのかという点である。

例えばコタパンジャン・プロジェクトの影響を受けた地域住民という点では、彼等と他の村々の村民との間には何らの違いもないで、これは、彼らにとり不公平である。彼等は、今日に至るまで、この問題について関心を持っている。

(b) 家屋と土地に対する補償

家屋に対する補償は、政府によって口頭でなされた約束に相応していなかった。政府は、地域住民には、半恒久的な家屋が供与されると表明していた。庭地の規模は 20×50 メートルで、家屋の規模は 6×6 メートルである。簡素な家屋で、木製の壁、亜鉛のトタン葺き屋根、薄いセメントの層がある木製の床という造りであった。これが、当初、彼等が移転してきた時点での事情であった。

今日、住宅事情には改善が見られる。彼等の多くが、補償金を用いて、自宅の改築を行ってきており、残りの者は、当初に受け取ったのと同じ家屋に居住している。村外に働きに出ており所有者が住んでいないため、改築を施されることもなく、茂みに覆われている家屋も見られる。家屋のほかにも、住宅周辺の環境もまた、妥当なものではなかった。再定住地の造成場所そのものが湿地性であるために、特に雨季（3～4 時間にわたって降雨が続く。）には頻繁に冠水することになる。

この問題に関して、住民は、幾つかの努力を試みていているが、彼らは妥当なかたちに自宅を修繕できるよう、未だに将来住宅の建設費用の差額 [s13] を返してもらうことを希望している。これに加えて、彼等はまた、排水溝の修復を提案している。

(c) 土地、菜園、乾燥地、庭地、家屋、池などの補償のための金銭

以下の表には、地域住民によって提案された補償金額と政府によって支払われた補償金額との対比が掲げられている。

[表：省略]

政府見解によれば、地域住民による補償提案は余りにも高すぎ、その当時の合理的価格を上回っていたため、地域住民は、補償金を受け取ることを強いられた。彼等は、補償金の受け取りの強制の故に、今日に至っても、補償に満足しておらず、裏切られたと感じており、また強い失望感を抱き続けて

が、例えば、冠水しなかったが、孤島状態にある 3000 ヘクタールの土地の土地家屋など、政府により支払いがなされなければならないもう一つの問題があるので、これは主要問題ではないと考えた。。現在、この土地は、その土地に住み耕作をする外来者により管理されている。

この問題は、2002 年 3 月のフィールド調査でムアラ・マハット・バル村の地域住民と対話を行った際に、NGO の「タラタック」(Taratak) 協会、「ブキチングギ法律支援事務所」(Kantor Bantuan Hukum Bukittinggi)、日本の NGO に対して訴えられた。

政府が依然として未払いの彼等の資産に対する補償を支払うことを、住民は未だに望んでいる。

(d) 公共的・社会的施設

ムアラ・マハット・バル村において地域住民の利用に供されている公共施設は、小規模モスク、村道、墓地、学校(幼稚園(TK)、公立小学校(SD)、公立中学校(SMP)、イスラム小学校(MDA))、スポーツ場、村役場、モスクなどである。これらの施設の状態は、村道と排水溝を除いては、良好である。住民は、村道の現状、特に村道には電灯が備えられていないために、暗いので夜道に不安を抱いている。住民はまた、浸水は、排水溝を通じて流出していかないし、また将来的には疾病(マラリアと出血熱(deman berdarah))の発生の恐れがあるので、雨季には住宅が水没しになることについても心配している。

特に彼等の住宅の面前の道路につき、彼等は、砂と砂利を投入することにより村道を改善した。彼等自身で排水溝の清掃が行われてきているが、その結果は、余り芳しいものではない。そのため、将来的には、以下のような幾つかの作業が実施される必要がある。

- * 村道のアスファルト舗装
- * 排水溝の改善とそれの最適な運用

(e) 電 気

住民が新移住地に到着した頃には、彼等の家屋には電気がなく、その設置が実現したのは、その後 3 年経ってから(1996 年)のことであった。彼等はまた電力利用量に応じて、以下の通り設置費を支払わなければならなかつた。

- * 第 1 段階……450 ワットの電力量につき 15 万ルピア
- * 第 2 段階……450 ワットの電力量につき 16 万ルピア
- * 第 3 段階……900 ワットの電力量につき 30 万ルピア

この設置費は、現在では、さらに値上がりしているため、一部の住民は、未だに電気入手できないでいる。

この問題については、彼等は、無料で電気を得られるとの政府約束を、未

だに忘れないでいるため、今日に至っても、彼等は、政府が設置費を返還することを期待している。

(f) 生活手当

この村では、生活手当の問題は、詳細には討議されなかった。この問題に関して、なぜゴム農園は、彼等の移転後 3 年後に支給されたのに、生活支援は 1 年分しか支給されなかつたのかと彼等は質問した。このことは、彼等は、2 年間にわたって、政府からの何らの支援もないまま、生き延びねばならなかつたということを意味している。この件については、他の村々は 2 年分の生活支援を供与されたという点で、政府は彼等に対し他と異なる処遇したと、彼等は感じている。

(g) 追加的/新規世帯

地域住民によれば、新規世帯には、①土地と家屋の補償を得るための登録プロセスの際に、登録をされなかつた世帯、②新移住地への彼等の移転の後に結婚した新規世帯、がある。

一つ目の基準の新規世帯に対しては、住宅と菜園は割り当てられなかつた。今日では、この点が問題となつていて、登録期間が短すぎた(3 日間にすぎない)ことから、仕事又はその他の理由のために地域にいなかつた世帯には、登録のための十分な機会がなかつたと、彼等は感じた。その上、当時、通信は困難で、また長時間を要した。

彼等はまた、地方政府に対して、新規世帯(75 世帯)が住宅と土地を取得できるよう取り計らうことを提案する努力をした。この提案は、拒否され、政府は、それを認めることはできないとした。

二つ目の基準についての問題点は、彼等に割り当てるだけの土地と住宅がなく、彼等は、未だに両親とともに暮らし、農園で働いている。このような状況は、両親の生活を、ますます困難で厳しいものにしている。土地と住宅には限りがあり、また増やされてもきていないが、家族の構成員は、常に増加し続けてきている。

この問題については、地方政府と国会(DPR)の第 9 委員会に苦情を申し立てたが、今までのところ、何らのフォローアップ措置も講じられてきていない。この努力は、今後も続けられる必要がある。

(h) 若者の失業

ムアラ・マハット・バル村の村民が直面しているもう一つの問題は、失業中の若年層である。このような状態は、若年層にマイナスの問題を生じるのではないかと親を恐れさせている。この問題は、仕事の職種、技能及び知識に限りがあることにも起因している。今日、ムアラ・マハット・バル村における若年失業者数は約 300 人にも達している。

地域住民間での問題は、失業との関連する幾つかの事件であり(住民は、

この事件の具体的な内容については説明したがらない。)、住民(両親)は、今後、この種の事件が、さらに増加するのではないかと危惧している。

彼等は、ラマ社(P.T. Rama)と水力発電所当局に対して、労働者として雇用するよう申し入れるという努力をしたが、ラマ社と水力発電所当局は、彼等の知識と技能が、労働者としての基準と条件に適っていないという理由でこの申し入れを拒否している。

政府が、彼等の技能と知識を高めるために彼等を訓練する(職業訓練所(BLK, Balai Latihan Kerja))という努力がなされる必要がある。

(i) 社会共同体の文化

再定住により引き起こされた文化的、伝統的影響に関する住民及び非公式指導者との討議によると、極めて基本的な変化が発生しており[s14]、非公式指導者を危惧させている。大きな変化が発生しているのは、以下の点である。共同作業の減少、作業しないことへの制裁としての伝統的規律の減少、伝統的会合の減少、伝統の保存の努力の減少である。

前記の問題は、政府が、伝統の保存に対して何らの政府資金も政府プログラムも用意しなかったこと、また住民としても、自らの家族を養うための金銭獲得に時間を振り向かなければならぬことに[s15]起因している。そのために、住民としては、伝統を保存するための努力に割くだけの時間的余裕がないのである。

政府が、住民の伝統の保存努力に対して、真剣な考慮を払うという努力がなされるべきである。これに加えて、住民、特に非公式指導者は、次世代のために、この問題について考えるようにならなければならない。

2 所得創出

(a) アブラ・ヤシ

アブラ・ヤシ管理方式

ムアラ・マハット・バル村におけるア布拉・ヤシの管理は、「中核農園プログラム」(PIR)方式で、地域住民がプラズマで、ラマ・ジャヤ・プラムクティ社(P.T. Rama Jaya Pramukti)が細胞核となっている。農園の面積は、894 ヘクタールで、447 世帯によって所有されている。各々の世帯は、2 ヘクタールの面積を所有すべきはずであるが、彼等の多くが、2 ヘクタール以下しか所有していない。PIR 方式では、ア布拉・ヤシ農園は、すべての生長段階にわたって、ラマ社によって管理される。それは、作物が収穫できるようになった段階で、地域住民に対して、貸与形式で引き渡される。貸与合計[s16]は[r17]、1700 万ルピアであり、彼等は、この借り入れを、7 年間返済しなければならない。

1 回目と 2 回目の返済割合は、ア布拉・ヤシ生産合計の 20% であり、その後、3 回目及び残りの返済期間においては、生産合計の 30% である。全ての

貸与は、2004 年に完済される予定である。

アブラ・ヤシ農園は、食糧用作物地域と再定住地の中間に位置しており、その間の距離は、1~6 キロメートルである。彼等は、自転車ないしは徒歩で農園まで出掛ける。

アブラ・ヤシの管理と生産

ア布拉・ヤシは、8×9 メートルの広さに、1 ヘクタール当たり、250 本のゴムの木の苗木とともに植え付けられた。である。樹齢の平均は、9 年である。2 ヘクタール当たりのア布拉・ヤシの平均生産高は、月間 2 トン(500 キログラム/週)である。

生産高には過去 5 年間、特に 1997 年の金融危機以降落ち込み傾向が見られる。生産高の減少は、管理、特に施肥の減少に起因している。管理費は彼等がが彼等の生産物から得る収入とバランスがとれていない。

ア布拉・ヤシ価格は、ラマ社が、他の関係当事者と協同で決定し、農民は、この件につき交渉しうる地位にない。農民からの買い上げの[r18][s19] 最低価格は、1 キログラム当たり 175 ルピア、最高価格は、1 キログラム当たり 650 ルピアである。一方、現行価格は、1 キログラム当たり 535~546 ルピアである。両価格の変動は、1 ヶ月間に発生したもので、つまり、価格は 2 週間ごとに変動しているのである。価格上昇の幅は、価格下落の幅よりも小さいのである。

ア布拉・ヤシ生産物の販売は、地域住民により、村営協同組合(KUD)を通じて、ラマ社に対して行われた。KUD は、毎月、農民が収入を得るまでには、借り入れの返済金、肥料代、運送経費などを直接に差し引きをする。毎月 2 ヘクタール当たり 2 トンの生産量で、農民が受け取る純収入は、約 20 万ルピアである。このような収入では、彼等が、その家族の日常的ニーズを満たすのに十分ではない。

地域住民が直面しているその他の問題点は、以下の通りである。

- * ア布拉・ヤシ農園に通ずる輸送用の農園道(市場道(pasar pikul)と呼ばれている)が、多数の樹木で覆われているために、未だに適当でない。
- * 農園内の橋梁が破損している。
- * 雨季における河川侵食のために、ア布拉・ヤシ地帯の一部、特にダス・ルンブ(DAS Lembu)地域が破壊されている。
- * SP1 農園近くのア布拉・ヤシ地帯の土壌状態が肥沃でない(砂礫性土壌)ために、それらの作物が十分に生育しない。

これらの問題を解決するために、以下のような幾つかの努力がなされている。例えば、ゴム農園内の「市場道」を住民自身で改善すること、ラマ社に対して肥料補助金の供与を申し入れたこと、肥沃度に欠けるゴム地帯を、ラマ社所有の新たな場所と取り替えるよう申し入れたこと、ラマ社に対して

アブラ・ヤシの買い入れ価格の引き上げを申し入れたことなどである。しかしながら、その結果については、未だ住民は不満足に思っている。

それ故、それらの諸問題、特に将来的にゴム樹の品質の増進に関する問題を解決するためには、今後、以下のような幾多の努力がなされる必要がある。

- ① ダス・ルンブ沿いに位置するア布拉・ヤシ地帯は、移転される必要がある。
- ② 農園地域内の橋梁を改善すること。
- ③ ア布拉・ヤシの買い入れ価格の改善を申し入れること。現在はラマ社が単独で決定した価格で、共同決定的な価格ではない。
- ④ 地域住民に対して、最小限のア布拉・ヤシ生産物しか提供できなかったSP1 近くの肥沃度の乏しい土地に関して、ラマ社の十分な注意を惹くよう働き掛けること。彼等は、単に資金ばかりでなく、生産増を図ることのできるように土壤の肥沃度を高めるという知識と技能の面でも、ラマ社からの支援を必要としている。

ア布拉・ヤシグループ

ゴム農園には、22 グループがあり、グループの構成員数は、まちまちで、1 グループ当たり 15~32 世帯で構成される。それぞれのグループの区画地域が異なっていることから、グループ構成員が他のグループと重複することはない。これらのグループのほか、ラマ社によって設立されたグループが一つあり、その構成員は、ゴム農園地域においてウラヤット地を有していた人々である。

(b) 食糧用作物地域

この地域は、ゴム農園と再定住地との間に位置している。この土地の大部分は、管理作業が行われていないために、茂みによって覆われている。その上、彼等には、農業投入財の費用と管理費を賄うだけの資金力はない。この土地の一部には、果実作物組合によって、ジャック・フルート、ココナツ、ビンロウ、マンゴー、ランプータン、ア布拉・ヤシ、チリ、豆、バナナなどその他の作物が植え付けられている。

土壤状態としては、作物を栽培するのに十分なほどに肥沃ではあるが、必ずしもすべての種類の作物の生産にとって適しているというのではない。地域住民の経験に基づけば、ごく少数の作物、例えば、マンゴー、ランプータン、ビンロウなどが、この土地において栽培された際に、よく育ち、より利益をあげることができている。他方において、その他の作物、例えばジャック・フルート、レモン、ジュンコル、バナナなどは、よく育つものの、結実するのは、1~2 回だけで、その後は作物が枯れ死してしまう。

実際のところ、住民としても、食糧用作物地域が、食糧用作物のために割

り当てられているのを承知しているも、住民は、食糧用作物ではなく、その他の作物を栽培しており、作物からアブラ・ヤシ樹に変えてさえいる。このような状態が生じているのは、以下のような要因のためである。

- ① 市場と菜園との間の距離が離れすぎており、その生産物を販売することによって得られる収益と比べて輸送費の方が高くなり、生産物を販路に乗せることが困難なためである。
- ② ゴム農園から得られる収益が減少しているためである。このことはまた、住民が、食糧用作物地域において、その他の作物ではなく、アブラ・ヤシを栽培する理由でもある。土壌状態は、アブラ・ヤシ栽培に向いており、またこの生産物の販売も容易である。しかし、彼等は、生産物を、通常外部市場価格よりも低い一定の価格でラマ社に売らなければならず、ア布拉・ヤシを外部市場に遠慮無く販売できないと感じている。価格差は、1キログラム当たり500ルピアにも達する。

(c) 庭 地

庭地の多くは、良好管理されており、そのことはまた、庭地では、幾つかの果実作物と鑑賞用植物が植え付けられていることを意味する。果実作物は、ジャック・フルート、マンゴー、サボジラ、パイナップル、バナナ、グアバなどである。土壌状態が十分良好なので、これらの作物もよく育ち、家族の消費用としては、十分な生産量がある。

3 水 供 給

(a) 水 源

井 戸

ムアラ・マハット・バル村において住民によって利用されている水源の大半は、井戸である。移住局(Dinas Transmigrasi)によって建設された243個の浅井戸があり、これに加えて、地域住民自身が、1メートル当たり25万ルピアの費用でさらに建設した井戸がある。現時点での井戸の合計は、420個である。

2世帯当たりに井戸1個という割合は、合理的なものではない。これらの井戸は、設置場所としても、妥当でなく、また慎重な配慮が払われていない[s21]ので、2世帯の隣人間の揉め事を生み出している。住民の一人は、井戸が隣人の庭に設置されているため、それから遠慮無く取水できないと感じている。このような不快な状況に基づき、彼等は、水のニーズを満たし、揉め事を避けるために、自分自身で浅井戸を建設したのである。

移住局によって建設された元の井戸を未だに使用している人々は、清潔な水入手するために、これらの井戸を掘り下げている。井戸の深さは、平均5~6メートルで、水質は、良好である。元の井戸の深さは、2~3メートルで、水質は、乾季には悪く、また雨季には黄色っぽい色となり、悪臭を帯び

た。

これらの井戸の建設年数は3ヶ月から9年である。住民がこれらの井戸をいかに

管理するかは、経済状態と清潔な水のニーズにかかっている。ムアラ・マハット・バル村では、ほとんどすべての住民が、良好な水質の井戸を有しているので、水が主要問題であるというわけではない。

水供給プロジェクト

同村では、過去において飲料水プロジェクト(PAM)施設があったものの、公共給水栓にまで導水されるには至らなかったので、一度も運用されなかつた。PAM 施設の水源は、貯水槽と公共給水栓にまで導水するために、水汲みに機械[s22]と発電機を用いる掘り抜き井戸であった。

PAM 施設の失敗の原因是、このプロジェクトの立案に住民が参加しなかつた点にあり[s23]、他方において、住民側としては、PAM 施設の建設とはかわりなく、各戸ごとの浅井戸を望んだ。彼等は PAM 施設を運用することは困難であると感じた。

河川水

清潔な水を得るための水源としては、河川水は利用されていない。

雨水

住民にとって、雨水は、補給的な水源にすぎない。彼等は、調理用と飲料用に井戸水を利用が、雨水は、洗濯用、水浴び用、及び排泄用として用いられる。

住民が新移住地に移転してきた際には、各戸には雨水を集めるための貯水槽が備え付けられていた。これらの貯水槽の幾つかは、今日でも、良好な状態にあるが、その他の貯水槽は、破損した。

(b) 水供給設備

ムアラ・マハット・バル村の水供給設備は、十分である。多くの人々が、井戸水を汲み上げるのに揚水ポンプ機を用い、水を貯水槽に導水するのにパイプを用いている。

PAM 施設は、発電機、ディーゼル機関、貯水槽、パイプ網及び公共給水栓で構成されている。PAM の状態は、最悪であった。発電機は、消失してしまっており、またディーゼル機関は、村役場に保管されている。貯水槽は、茂みで覆われている。パイプは、消失し、破損し、公共給水栓は、元の場所ではなくその一部は、破損し、雨水を溜めるために住民の家屋で保管されている。

(c) 衛生設備

プロジェクトにより設けられた便所は、非常に悪く、衛生的ではなかったので、この村における住民の多くは、家屋内に便所を設置している。当初の

便所の規模は、1×1 メートルにすぎない。資金的余裕のない人々は、河川で排泄するなど未だに伝統的な排泄方法を用いている。彼等は、自らに浅井戸を有しているので、清潔な水が、彼等の主要問題なのではない。

衛生設備との関連で地域住民が直面しているのは、排水路の問題である。排水路は、再定住地を水平に横切る形で敷設されており、水を円滑に排水することができない。その結果、水が溢れ出て、特に第1集落と第3集落の住居を水浸しにする。

住民は、これまでに、共同作業により、排水溝を改善しようと努めてきたが、未だに思うように排水できないでいる。排水溝と水路の保水能力には限りがあるために、水は、再定住地域に流れ込むしか、どこにも行きようがない。彼等は既存の排水溝を改善する上で、政府が支援することを、強く希望している。

C 結論

参加型農村評価(PRA)手法(概略図、踏査及びマトリックス・ランク付け)を用いた、3集落の地域住民との討議に基づけば、各々の集落についての優先度の決定基準は、問題と問題解決のために展開されうる可能性によって、それぞれに異なっていると結論づけうる。マトリックス・ランク付けの結果は、以下のように示す通りである。

第1集落

- * 地域住民に対して、アブラ・ヤシ農園の貸付金を払い戻すこと。
- * 新規世帯が、住宅とア布拉・ヤシ農園を得ること。
- * 村道と県道を改善すること。
- * ア布拉・ヤシ加工に関する知識と技術の向上を図ること。
- * 電気の設置費を払い戻すこと。
- * 若年層のために雇用機会を創出すること。
- * ラマ・ジャヤ・プラムクティ社によるア布拉・ヤシの買い上げ価格(CPO)の、透明性。
- * 半恒久的住宅と木造住宅との間の差額費用を払い戻すこと。
- * 食糧用作物の種苗を提供すること。
- * 補償とダムによって冠水しなかった菜園を返還すること。
- * ア布拉・ヤシ農園地域における橋梁を補修すること。

第2集落

- * コタパンジャン・ダム地域において孤島状態にある土地に対する補償を与えること。
- * 新規世帯(新移住地への移転時までに登録されていなかった世帯)に対して、住宅とア布拉・ヤシ農園を提供すること。
- * ア布拉・ヤシ農園の貸付金及び残余の貸付の返済を免除すること。

- * 肥料を無償供与すること。
- * 半恒久的住宅と木造住宅との間の差額費用を払い戻すこと。
- * 村民に対して R 地(村有地)を返還すること。

第3集落

- * 新規世帯に対して、住宅とアブラ・ヤシ農園を提供すること。
- * アブラ・ヤシ農園の貸付金及び残余の貸付の支払を払い戻すこと(他の村々では、農園が無料で供与されているため。)。
- * 村道を改善すること。
- * ア布拉・ヤシ農園地域における橋梁を補修すること。
- * 補償とダムによって冠水しなかった菜園を返還すること。
- * 失業者の技能を向上させること。
- * 食糧用作物の種苗を提供すること。
- * 県道を改善すること。

付属書 3.15 タンジュン・パウ村

A 参加型農村評価(PRA)過程の説明

1 村の標本化

標本化は、同村での土地利用のあらゆる部門について知ることを目的としていた。媒体によって、潜在的可能性と所得創出の代替策を特定することができた。これに加えて、問題の所在を確かめ、また問題、機会及び住民の能力に基づいた代替的解決策の評価を行うことを目的として、協議が行われた。

標本化のための旅行は、プロウ・パンジャン(Pulau Panjang)地区から出発し、同村の西側の水源に向かった。水源から再定住地までの距離は、2.5 キロメートルである。この旅程においては、住居地、養魚池、幹線道路、園芸地を通過した。参加型農村評価チームは、地元住民と一緒にになって、各戸の庭地をはじめ、村内を歩き回った。

参加型農村評価チームは、田畠で仕事をしていた人々と話し合った。同チームはまた、田畠で仕事をしていた農民に対して質問を行い、彼等がいかなる方法で土地を耕作しているのか、またいかにして農園のメンテナンスを行っているのかを知った。さらに、住民の要望を集めることにより、どのような代替的な解決策が講じられてきているのか、またどのような解決策が講じられるべきなのかについて考察した。

評価チームは、不特定の場所で、非公式に人々に接した。これは、公式のアプローチでは、人々を当惑させる恐れがあるとの考慮からである。それに加えて、彼等が、誤解することと、彼等の間で軋轢を生み出すことに、非常に神経質になっているためでもあった。参加型農村評価チームと協議を行った者の中には、ミズル老(Bapak Haji Mizur)及びガンビル農園の従業員/農園労働者も含まれていた。別の日程で、同チームは、旧村への視察も行った。住民のうちには、漁民として、またガンビルの収穫人(農園労働者)として、さらに木材伐採人として働いている人もいる。会合は、ガンビル農園、森林地域、ゴム農園、小さな店、泉水地域、旧村などで行われた。

2 村の歴史

タンジュン・パウ(Tanjung Pauh)村の歴史は、同村住民が経験した様々な出来事と、彼等がその生活面で蒙った影響を調べることを目的としている。調査は、同村の背景と発展に関して、またコタパンジャン・ダム建設プロジェクトの結果としての住民移転の実施の問題について、十分な知見を有する人々との共同作業として行われた。同村の歴史の調査は、この村の住民代表と共に実施され、聞き取り場所としては、同地のレストランを利用するか、ないしは彼等の家を訪れた。討議は、比較的にリラックス感のある打ち解けた雰囲気の中で、コーヒーを飲みながら行われた。討議過程では、対話中に倦怠感を覚えないように、お互い

にユーモアを交えた。

青年と住民代表——シマラジョ老(Datuk Tan Simarajo)——の 2 名との対話場所は、プライ・スバタン(Pulai Sebatang)の食堂であった。この対話は、午後 7 時半から 10 時半まで行われた。歴史調査手法を通じての調査はまた、元村長のマンクト老(Datuk Lelo Mangkuto)と共同で実施された。この調査は、パサー・ブユ(Pasar Buyuh)地区において、午後 8 時半から 10 時半まで行われた。対話はまた、青年代表及び助役とも行われた。調査は、旧タンジュン・パウ村の住民の生活様式に関する一般的な質問から始まり、新移住地(現タンジュン・パウ村)での生活様式との違いにまで及んだ。これに続いて、PRA チームは、移転プロセス、補償、村・地方施設の建設などの特定事項に関する質問を行った¹。

B 調査結果と評価

1 再定住

タンジュン・パウ村は、西スマトラ州とリアウ州との境界に位置する村々のうちの一つである。同村は、南方ではタンジュン・バリット村、西方ではパンコラン(Pangkolon)村、北東ではリアウ州と境界を接している。タンジュン・パウ村は、3 地区から成っている。即ち、プロウ・パンジャン(Pulau Panjang)地区、コト・ラマ(Koto Lama)地区及びパサー・ブユ(Pasar Buyuh)地区である。住民の見解では、タンジュン・パウ村は、影響を受けた村、つまりコタパンジャン水力発電所開発プロジェクトの主要地域とはならない村であるというのである。それ故、人々に対する影響への満足度という点は、リアウ州の村々に比べて低いのである。

タンジュン・パウ村の住民は、新移住地への移転の以前には、質素な暮らしをしていたのであるが、日常的な需要を満たすという点では不足はなかった。多量

¹ なお、この箇所は原文がインドネシア語である(Sejarah desa Nagari Tanjung Pauh detujukan untuk mengkaji berbagai kejadian yang dialami masyarakat desa serta dampak yang dirasakan terhadap penghidupan mereka. Kajian dilakukan bersama orang-orang yang cukup mengetahui mengenai later belakang dan perkembangan desa dan seputar pelaksanaan perpindahan masyarakat akibat Proyek DAM Kotopanjang. Kajian sejarah desa dilakukan bersama-sama dengan Tokoh masyarakat setempat di lokasi kedai nasi maupun berkunjung ke rumahnya. Diskusi dilakukan sambil minum kopi dalam suasana yang relatif santai dan familiar. Proses diskusi diselingi dengan humor agar tidak merasa bosan dalam berdialog. Lokasi dialog di rumah makan Pulai Sebatang dengan 2 orang pemuda dan tokoh masyarakat (Datuk Tan Simarajo), pukul 19.30 sampai 22.30 wib. Pengkajian melalui teknik kajian sejarah juga dilakukan bersama Datuk Lelo Mangkuto Wali Nagari pukul 20.30 – 22.30 wib di Jorong Pasar Buyuh, Dialog juga dilakukan dengan tokoh pemuda dan wali jorong. Kajian dimulai dari pertanyaan umum mengenai pola kehidupan masyarakat Tanjung Paugdi di desa lama dan perbedaan dengan pola hidup di lokasi baru (nagari Tanjung Pauh). Selanjutnya tim mengajukan pertanyaan spesifik berkaitan dengan proses perpindahan, kompensasi, pembangunan fasilitas desa atau nagari dan lain-lain.)。

の用水が利用可能であり、ゴム園からは樹液が採取でき、住民は地方的伝統生活に対し尊敬の念を抱いていた。しかしながら、現状は、一変してしまった。住民の大多数は、上水の欠如に悩まされ、また生活するための土地の取得は難しく、さらに伝統も次第に失われた。伝統との一体感は、尊重されなくなった。

このような一体感の欠如は、今日までに、タンジュン・パウ村の人々により個別的に認められるに至っている。このような痛手の影響として、すべての政党、世代、地方政府、国家開発/建設向けの外部からのプログラムに対して、彼等が不信感を抱く結果を招いている。それにもかかわらず、住民のうちには、将来のより良い生活を期待する人もいる。

(a) 移転プロセス

旧タンジュン・パウ村からの住民移転は、1993年8月29日に始まった。

313 もの世帯が新たな再定住地へ移転を開始した(再定住地には、約350戸の住宅が建設された)。それ故、37戸の住宅の余裕があった。残りの未使用の住居は、住民により、新規世帯のための保留分[t29]とされた。地方政府(Pemda)から与えられた移転期間は、3~4日であった。住民には、何ら選択の余地もなかった。なぜなら彼らは、遅かれ早かれ旧村からは移転しなければならないと考えたからである。バス、トラックなどの輸送手段が、政府から提供された。

移転は、円滑に行われた。ここで用いられた/採られた方法は、庁舎を含めて、村全体を移転するというものであった。この方法は、住民の合意に基づいていた。住民が望むのは、旧村におけると同様新移住地においても、すべての生活必需品ないしは施設が容易に見つけることができるることである。旧村に存在していたものすべてが、新村においても同様に在るべきであるというのであった。住民が主たる必要物として期待したのは、水供給及び主要な生計手段(ゴム農園)の用意が確保されていることであった。しかしながら、実際の状況は、彼等がプロジェクト担当機関と事前に合意していた条件とは全く異なるものになった。このことにより、確かに住民が政府により運営される多数のプログラムに対し不満を抱くことになるだろう。住民は、プロジェクト担当機関側の未払い補償にかかる支払い義務に該当する補償を、未だに要求している。

他方において、コタパンジャン・プロジェクトの実施過程で発生している多数の問題において、とりわけ焦点となっているのは、約束が実行されていないことである(電気の設置問題、不適切な住宅建設、「出水する」井戸の建設、適正な土地補償、水供給システムの利用可能性、ゴム樹の植え付けの実施など)。これらの多数の問題は、最大の住民問題であるように思われる。

以下の記述においては、多数の事例について考察する。

(b) 電気の設置

住民によれば、政府は、電気の設置費用の免除を約束していた。しかし実際には、住民は自宅への電気の設置費用の支払いを余儀なくされた。各世帯は、450 ワットの電力量の設置費用として、10 万 5000 ルピアを支払わなければならなかった。設置された電気は、住民により、照明のほかに、ラジオ、テレビなどの情報媒体のためにも利用されている。しかし、建設された書斎について生じた問題は、頻繁に停電するという問題である。このような状態は、住民の電気装置を損なう恐れがあり、また夜間の活動の妨げとなる。将来的な展望として国営電力公社(PLN)に対して求められているのは、停電頻発の原因について解決を実現することである。

(c) 住宅建設

住民によれば、政府によって建設されるべき住宅は、その住宅様式に則つたものでなければならなかった。住民移転の以前には、地方政府は、建設の予定された住宅が半恒久的なものであること宣言していた。しかしながら、実際には、建設された住宅は、そのすべてが、一重屋根の木造住宅であった。

移転当初には、住宅は住むのには適さない状態であったために、住民は、実際に深刻な状態に置かれた。幾つかの住宅では、その外側の地面の方が高かったために、家に入ることさえ難しく、何らかの処置が必要とされた。住宅の質という点でも、住民にとっては、およそ満足のできるような代物ではなかった。タイプ 36 の住宅建設は、6×6 メートルの広さである。板張りの住宅は、1 年間使用するまでは、改築することが許されなかった。他方において、住宅の状況は住居に適さないものであった。

350 ユニットの住宅が建設されたのであるが、当時の移転者数は、313 世帯であった。住民との合意に基づき、残りの住宅は、新規世帯に割り当てることとされた。補償金を得た世帯により多くの住宅が改修され始めた。しかし概して住民は、政府によって提供された補償金だけでは、生活上の必要を満たすのに十分ではないものと理解している。その上、補償金は、ゴム農園からの樹液の採取を待つまでの間、彼等の日常的な生活需要を満たすのに費やされた。

住民によりすでに行われた取組みとして、住宅の床を掃除して泥を落したり、又は住宅を建設する際に樹木を切り倒したために依然として丸太が縦横に交差している住宅を掃除したことなどが挙げられる。住宅は現在、比較的小奇麗であるが、建材として用いられている板材の一部は、すでに破損してしまっている。一方、住民の生計の中核となるものとして最も期待されていたゴム樹液は、未だ生産が軌道に乗る(生産物が収穫される)までには至っていない。

(d) 水供給施設の建設

タンジュン・パウ村の住民は、建設された上水供給施設を享受することができなかった。しかし、1997 年の総選挙の直前のキャンペーン活動の結果、改めて上水供給施設が備え付けられた。その後、キャンペーン活動の期間が終わると、上水供給施設は、もはや機能しなくなり現在に至る。住民によれば、水源とされるタンジュン・バシット(Tanjung Basit)村(現在は、タンジュン・ボリック(Tanjung Bolik)村に名称変更されている。)には、吸水泵と送水ポンプは存在していない。

住民が近場に移転した当初には、平均 2 メートルの深さの井戸が建設されており、そこにおいて彼等が目にしたのは、水を湛えた井戸であった。しかし、数日間使用した後に、水は無くなってしまった。そのとき、住民が気付いたのは、井戸水は、地下水から来ているのではなく、雨水の受け皿からのもので、降雨後に新たに満たされた水にすぎないということであった。井戸の底は、セメント張りであり、地下水を井戸に入れず、また井戸に貯まった水を地面に浸透させないことを意図したものであった。住民によれば、大多数の井戸の水質は、使用に適さない。なぜなら、色は赤く、悪臭を発する [t32] からである。

住民の一部は、日常的な需要を満たすために、良質の地下水が得られる深さまで井戸を掘り下げている。彼等は、清潔な水源を得るために、井戸を一段と掘り下げようと努めている。しかしながら、そのようなことのできない大多数の人々は、たまたま清潔な水源入手することができた隣人に水を乞うことを利用なくされている。そのような水の入手難の状態の下では、一部の住民は、30 リットル当たり 5000 ルピアの水もまた買うほかない。

(e) 土地補償の過程

当初、土地補償の過程は、順調に進んだ。しかし、その後の補償過程においては、政府は補償の支払いに積極的ではなくなった。冠水地域については棚上げされ始め、その後支払いが無期延期された。こうして、今日までのところ、「土地区画」(persil)を有する 150 世帯が補償されてきていないのである。他方において、実際には、旧村に位置し、ダムの貯水池のために冠水し、補償の対象となった土地の大部分は、その法的地位を国有地に変えた。

土地補償として住民に対して提供されたのは、ゴム農園(約 2 ヘクタール)、耕作地(0.4 ヘクタール)及び宅地(0.1 ヘクタール)である。しかしながら、ゴム農園の譲渡が行われた際には、ゴム樹が植えられていた土地面積は、全体の 35% にすぎなかった。また、土地補償は、合意通りには実現されなかった。例えば、幹線道路から 200 メートル以内 [t33] の距離にあるタイプ A の土地所有者(約 30%)の場合には、当初案では 1 ヘクタール当たり 700 万ルピアの補償を受けられることになっていた。しかし、補償の実施過程に

においては、かかる土地は、タイプ B の土地価格として 1 ヘクタール当たり 50 万ルピアしか支払われなかつた。

補償対象となつた 133 世帯のうちには、複数の「区画」について土地所有権を有する人々もいる一方、約 150 世帯(現在、確認段階であるため、今後増加する可能性がある)について補償が支払われてきていないのである。住民の多くが期待しているのは、未補償地について、補償の支払いが実現されることである。技術的な観点からは、未補償地の所在場所は遠く離れており、近い場所[t34]からでもアクセスが困難である。

住民が行った取組みとして、関係政府機関に対する苦情の申し立て、裁判所への提訴などが挙げられる。しかし、これらの取組みは実を結んでいない。政府から補償を得るのは住民の権利であるが故に、補償問題を抱える住民は、今後ともかかる権利の実現を求めて努力し続けるであろう。

合理的に眺めれば、過去において職務上その任にあつた政府関係者が全面的な責任を負うべきであろう。しかしながら、住民の理解するところでは、これは、個人の問題ではなく、組織の問題である。つまり、政府が組織としてこの問題の解決の責任を負っているというのである。

(f) その他の公共施設

公共施設の設計と建設は、プロジェクト担当機関によって行われた。これらの施設の場所の決定と建設の設計のいずれにおいても、住民は、何ら討議参加の機会を与えられなかつた。建設された施設の多くは、適正に利用することができない。顕著な事例は数多くあるのであるが、とりわけ相当な資金により建設された水供給施設が機能しないという事例があつた。村役場は、住居地の片隅に建設されたため、公共サービスの提供機関としては戦略的なものとは思われず、また再定住地域は近村へと移転されておらず、冠水した状態である。

住民がすでに行つた取組みの中でもとりわけ、旧村役場のコト・ラマ地区への移転が挙げられる。他方において、政府は、水の需要を満たし、ゴム農園を樹液採取のできる状態にすることを約束しているが、そのような約束が実現されるまでには至っていない。

(g) 生活手当

住民は、移転への補償として、とりわけ米、調理用油、灯油、豆類、塩漬け魚、調理鍋、小舟、その他の調理用品などの生活手当を支給された。2 年目には、住民への生活手当は、家族の人数に応じて、米という形によってのみ 6 カ月間だけ支給された。実際には、生活手当は、住民が自立できるまで彼等の生活を十分に支援するものではなかつた。彼等の主たる望みであるゴム農園が、本来あるべき形としては実現されていなかつたが故に、このような事態が発生したのである。

2 所得創出

今日までのところ、住民は、生計を立てるためにあらゆることをしている。一般に女性は、日雇い労働者として、午前 7~8 時(午前 6 時には家を出なければならない)から午後 4 時まで食事抜きで働き、2 万 5000 ルピアの賃金を得る。子供たちは家に残され、自分たちの食事の支度をする。このほかに、住民のうちには、木材探し、漁業、ゴム農園の利用、「ガンビル」の植樹、及び採石活動に従事する者もいる。

これらの活動は、生存するためになされることである。住民が希望しているのは、ゴム樹が多大な利益となり、またプロジェクト担当機関が、ゴム農園の成功につき責任を負うことである。一般に、タンジュン・パウ村において現存する生計手段としては、以下のようなものがある。

(a) ゴム農園

タンジュン・パウ村において移転補償として供与されたゴム農園の面積は、1 世帯当たり 7.00 ヘクタールにも及んだが、実際、正確には 2 ヘクタールではない。ゴム農園と再定住地との間の距離は、500 メートルから 5 キロメートルまでの範囲に及んでいる。1993 年のゴム樹の植え付けは、アスパリンド社(PT. Aspalindo)と称される請負業者によって実施されたのであるが、かかる植え付けは失敗に終わった。その際には、ごく小地域のみ、つまり 35 ヘクタール(農園全体の 5%に相当する。)においてのみ植え付けが行われた。

その際に生産的なゴム樹が植え付けられたのは、道路脇においてのみであった。他方、道路から遙か離れているゴム農園においては、そのような条件下では、たとえ植え付けが行われたと仮定しても、何らの成果も生み出さないという点では同じであった。[t37]なぜなら、ゴム園の譲渡が行われた際には、農園総面積の 5%に相当する約 35 ヘクタールにしかゴム樹は生育しておらず、各区画においては、幾本かのゴム樹が生育しているにすぎなかつたからである。植え付け後の監督は、住民ではなく、監督コンサルタントに委ねられた。そのような事態に対する住民の落胆は大きかった。なぜなら、それは、政府が住民移転に先立って約束した内容と齟齬していたからである。こうして、植え付けからメンテナンスに至るまで、住民は関与していない。請負業者による植え付けが実施されている間に、土地配分が行われたのである。

住民によれば、政府の約束では、移転時(1993 年 7 月 29 日)において住民に譲渡されるゴム農園は、樹液の採取ができる状態にあるはずであった。1999 年に、住民は、自分たちの権利の実現を求めてデモを敢行した。この要求に対する反応として、政府は、資金と種苗の形での援助を提供した。1 世帯当たり 70 万ルピアの資金と 100 ユニットのローカル種が供与された。

この助成金は、穴掘り[t38]、施肥及び再植樹のために充てられた。他方において、物品又は生産用具の形での助成はなされなかつた。また、種苗の状態は、良好ではなかつた。というのは、住民が種苗を受け取つた時には、大半が枯れ死に近い状態にあつたからである。ゴム樹の植え付けが成功しなかつたが故に、生産グループによる作業過程も最適な形では行われなかつた。

今日までのところ、樹液の採取が行われるゴム農園は、徹底した方法でのメインテナンスが行われておらず、肥料が施されることもなく、また疾病・害虫対策も講じられてきていない。メンテナンス作業として行われているのは、ゴム樹の周辺に生える、背が高くゴム樹液の採取の妨げとなる雑草を刈り取る程度にすぎない。こうしたことから、採取される生産物は、乾季には1週当たり約3トンにすぎない。しかも、これが、すべてゴム農園の所有者のものとなるのではなく、採取労働者との間で1対3の割合で生産物分与される。野生動物による被害に対しては、今日までのところ、何らの医療的な処理策ないしは防止策も講じられてきていない。その理由は、農民には、殺虫剤を買うことができないからである。白蟻の虫害ために、1ヶ月にほぼ2本の割合でゴム樹が枯れ死している。ゴム農園について、住民が望んでいるのは、住民の直接管理の下に再植樹を行うことである。火災防止のために、また猪の被害に今後悩まされることのないように、一斉植え付けの実施が望まれているのである。

最後に、住民の間に何らかの妬みの感情が生まれるとすれば、それは、ゴム農園が再生されるか、ないしは再植樹されることにより、樹液が採取されるに至った場合であろう。今日までにすでに植え付けが行われている場合には、今後に期待が寄せられているのは、害獣の狩猟と毒殺の措置を講ずることである。

住民には害獣の防護柵を建設[t39]したいとの意向があるのであるが、これを購入するだけのゆとりがない。その上、ゴム農園の道路施設が、地滑りのために破損している。そのために、かかる施設が補修され、ゴム農園へのアクセスが容易になるよう期待されている。

(b) 食糧用作物

庭地で栽培されている食糧用作物としては、多毛果実の「ランブータン」、ジャック・フルーツ、「食べられる」が悪臭のある果実、ミカンなどがあるが、収量的には限られている。これらの生産物は、商人によって集められた後に、仲買人に売り渡され、パヤクンブに運ばれる。作物地において栽培されているのは、食べられるが悪臭のある果実、カシュー・ナツツ、バナナ、ミカン、マンゴー、「プタイ」(petai)、「ムリンジョ」(melinjo)などである。これらの産品のうち、大部分を占めているのは、カシュー・ナツツと、食べ

られるが悪臭のある果実である。

0.4 ヘクタールの作物地の割り当ては、くじ引きで決められた。作物地は、再定住地の周辺に位置しており、100～500 メートルの距離を隔てた場所にある。新作物地での植え付けは、当地への住民移転から 1 年後に行われた。しかし、今日、作物地の大部分は、未だに空き地であり、多くの土地が未利用のままに放置されている。新たな作物を植え付けるためには、ある程度の資本が必要なのであるが、というのもっぱら日常的なニーズを賄うことに追われている住民には、かかる資金を工面することは困難であると思われている[t40]からである。そのほかにも、猪による被害、作物栽培に不適な土壌、販路の確保難なども障害となっている。

アンダラス大学により実施された調査に基づけば、タンジュン・パウ村周辺の土地条件は、一年性作物にのみ適している。この点では、多くの產品に販売価値があるのだが、住民は「ムリンジョ」などの加工方法を知らない。同村には、生産物の加工設備は、ほとんど存しない。もっとも精米施設、現行の政府の援助で作られた、「新鮮な」米を精製する施設などの加工設備はある。

生産物は収集仲買人(toke)に販売され、パヤクンブ(Payakumbuh)に運ばれる。なぜなら、販売価格の高いパンカラン(Pangkalan)市場に販売されるからである。収集仲買人に売り渡すほかに、住民は、毎週開かれる市場で產品を直接販売する。例えば、火曜日に開かれるクオ(Kuok)市場、日曜日に開かれるパヤクンブ市場などである。特にパヤクンブでは、いつでも売ることができる。住民は、市場の開催日を待つ必要がない。しかし、彼等は通常、パヤクンブに他の用事があるときに、產品を売り捌く。

販売価格は比較的安い。収穫量が多い時には、特にそうである。[t41]多毛果実の「ランブータン」の 1 キログラム当たりの価格は、1000 ルピアにすぎない。食べられるが悪臭のある果実などの特定の產品は、収穫量の多い時には、その多くが採取されずに放置され、腐るにまかされる。

(c) 漁業

漁業活動は、住民にとって、日常的な需要を満たすものとして期待されており、湖での漁業と養魚池の建設が待望されている。しかし、貯水池の数と漁獲量は、それほど多くない。漁獲頻度の多い魚種としては、とりわけ「モタン」(motan)、「タバ」(tapa)、「トマン」(toman)、「カリュイ」(kalui)（「グラメ」(gurame)）、「ガブス」(gabus)、「バウン」(baung)などが挙げられる。

今日、漁獲は困難である。漁獲物は、ダム湖の近辺にやって来る商人に対して売られる。これらの商人は、買い入れた漁獲物を、パヤクンブないしはパンキナンで売り捌く。収集人/販売人は、パンカラン市場では漁獲物を売らない。なぜなら、パヤクンブとパンキナンに比べて、販売価格があまりに

も低いからである。

しかし、漁獲期を除けば、収集人が来村するのは、1週に一度だけである。そのため、住民のうちには、たまたま買い手があれば、低価格でも売らざるを得ない人も多い。例えば、「グラメ」魚の価格は、通常1キログラム当たり8,000ルピアであるが、8,000ルピアでしか売ることができない[t42]。「バウン」魚の場合には、1キログラム当たり2万ルピアの魚価が、通常、1万5000ルピアに値引きされる。

養魚池では、特に「ニラ」(nila)、「グラミ」(gurami)などの魚種が飼育される。養魚池の数は、それほど多くはない。飼育魚は、来村する商人に売られる。魚苗は、リアウ州カンパル県のプロウ・ガダン村ないしはコト・マスジッド村から得られる。飼料は、パヤクンブで入手できる。

(d) 地域住民基盤の農園

今後に開発機会の潜在的 possibility が大きいのは、ガンビル原料の生産農園であろう。なぜなら、ほとんどすべての世帯が、ゴム農園の外側の「ウラヤット」地と旧村にガンビル原料の生産向けの農園を有しているからである。

現在、ガンビルの植え付けが行われているのは、「ウラヤット」森林地ないしは旧森林地においてである。なぜなら、そこでは、他の土地での農園に比べて、生産物を収穫するまでの経験の度合いが、遙かに大きいからである。各々の世帯によって所有される土地の面積は、平均3ヘクタールである。400世帯以上の所有地を合わせれば、総面積は、約1300ヘクタールにものぼる。「ガンビル」のために用いられる原料生産は、多くの場合、生産物分与方式の賃金制度の下で、パヤクンブからやって来る労働者によって行われる。

地元住民の多くは、ガンビル用原料を生産することはできないし、またガンビル用原料の生産農園において働きたがらない。かかる制度の下では、賃金を二分し、食事代、米代の形での副食費、交通費などを差し引いた金額が支給される。多くの「ガンビル」農園では、自己生産方式が採られている。もっとも、この方式採られているのは、[t43]10%未満である。3ヘクタールの農園で収穫される生産物は、第1期収穫が800キログラム、第3期収穫が1トン、第4期収穫が1.5トンである。このような生産品は、商人に売られる。商人は、買い上げ品をパダンに運んでいく。販売目的でのガンビル葉の採集は、4ヵ月ごとに行われる。しかし、「ガンビル」農園の多くでは、現在、収穫ができない状態にある。その理由は、単に資金不足によるだけでなく、労働者不足のためである。「ガンビル」の生産は、雨季、特に11月と12月には減少する。農民の間には、ダムのみを売却するように[t44]「ガンビル」の加工工場の設立を望む声もある。「ガンビル」労働者を見つけることが極めて難しいことからである。

(e) 家畜の飼育

旧村においては、20頭もの水牛がいた。しかし、新移住地では、鶏を飼えるくらいの余裕しかない。今日までのところでは、養鶏は、そのほとんどが、販売されずに自家で消費されている。

(f) 林業

地域住民ベースでの林業活動は、3~5人の住民がグループを組み、森林に入って木材探しを行うという形で展開されている。各グループは、1~2週間にわたって森林で夜営する。時には、1ヶ月に及ぶことさえある。採取された林木は、立方単位ごとの容積にまとめられ、1週間以内に運び出される。さらにかかる生産物は、船を利用して集積される。現在、森林地域は、ますます減少してきている。また、タンジュン・パウ村の「ウラヤット」森林は、すでに冠水している。

(g) 事業その他の潜在的 possibility

国道沿いでの採掘事業は、代替的な雇用となり得る。採石の対象となり得るのは硬石と軟石であり、これらの採石は、通常建材として用いられ、また油ヤシ農園で採油するために用いられる。

採石された石はリアウ州で売られ、その販売価格は、硬石の場合には1立方メートル当たり4万ルピアであり、軟石の場合には同3万5000ルピアである。

これに加えて、国道沿いには売店ないしはレストランが合計50件営まれている。

その他に、潜在的な利用可能性があるのは、6ヘクタールの残余地の活用である。この土地は、増大する新規世帯のために利用することが計画されている。かかる世帯増に応じ得るだけの新たな土地を見い出すことは困難である。

3 水供給

(a) 水源

タンジュン・パウ村には、二つの水源がある。一つは、国道近く(東側部分)に位置しており、再定住地からは約2キロメートルの距離にある。他方において、もう一つの水源(ブルマタ(Permata)川の源流である)は、「ガンビル」農園(同村の北西部にある)に隣接する森林のうちに位置しており、再定住地から約5キロメートルの距離にある。両方の水源とも、水質は良好(清潔、無臭、無味である)で、乾季にも相当な湧き水がある。住民にとって制約となっているのは、距離が遠すぎるという点である。他方において、再定住地にまで導水するのには、多大の費用を要する。2001年の初頭には、日本人学生が、タンジュン・パウ村政府に対して1500万ルピアの助成金を寄付し、一つ目の水源からの導水施設が作られた。これらの作業はすべて、

タンジュン・パウ村の住民によって行われた。現在、この導水は、住民の約80%によって消費されている。彼等は、これを「日本人の水」と呼んでいる。

住民への上水の供給サービスを改善するために、リマブル・コタ県地方政府は、近い将来、タンジュン・パウ村とタンジュン・バリット村において、上水供給(PAB)プロジェクトを実施することを計画している。水源は、タンジュン・バリット村からのものである。しかし、タンジュン・パウ村の住民は、まず最初に地方住民に純粋な収入を与えるなど、将来の問題への対処という目的から、この構想に異議を唱えるとともに、別の水源で代替することを提案している。タンジュン・パウ村の住民にとって、水源問題はリマブル・ユコ県地方政府に対してプロジェクト実施に際した要求を提示するものである。つまり、計画の立案、実施及びモニタリングから運営段階とメンテナンスに至るまで、住民も積極的に関与するという要求である。

タンジュン・パウ村を流れる河川の水質は、雨季には河川流域の土壌浸食が原因で幾分濁る。一方乾季には、河川の水質は透明になるが、その流れは著しく停滞する。河川周辺に住む住民は、水浴びと洗濯の目的で、この川を利用する。また住民は、まだ機能している公共洗濯・水浴び施設、自宅の井戸、又は隣家の井戸から飲料水を得る。移転当初(1993年)には、掘り抜き井戸を10日間利用することができた。住民によれば、この井戸水は、住民に上水が容易に得られると思わせ、幸福感を抱かせるために、請負業者の手によって最初に注入された水であった。しかし、10~30日後、井戸水は枯渇してしまった。調査の結果、井戸は、実際には岩盤であるか、又は部分的にセメント張りされていた。「日本人の水」が現れる以前には、住民は、水浴びと洗濯のために、河川水と井戸水を利用していった。他方において、飲料水と調理用水のために、彼等は、かかる水を30リットル入り容器1ユニットで5000ルピアで「水商人」から購入していた。水利用の問題を解決するために、住民は、農園から帰宅すると最初に水浴びを済ませ、森林地の河川から運んできた水で補充した。飲用水は、約20リットルの容量のプラスチック製タンクの中で煮沸され、押し車を用いて運搬される。また降雨時には、彼等は雨水を貯めて、飲料用及び調理用に利用した。

(b) 上水供給施設

政府によって最初に建設された上水供給施設は、掘り抜き井戸であった。パイプ1本で2世帯に給水できるように、2世帯の境界にパイプが敷設された。給水施設は合計で175ユニットに上った。井戸の深さは、約2~3メートルで、井戸底は、セメント片でできている。住宅と井戸との間の距離は、約10メートルであった。住民はが直面した制約は、とりわけ「掘り抜き井戸」(ASG, Air Sumur Gali)の大部分が干上がってしまったことだ。かかる井戸水が持続したのは、約10~30日間だけであった。その後は、たとえ井戸

の中に水があつても、それは濁つており、悪臭を発し、そのため皮膚病が頻発した。水需要を満たすために、住民は、川辺に沿つて深さ 1 メートルの掘り抜き井戸を建設した。また彼等は、適正な設置場所を示してくれた「賢明な人物」の援助を得て、別の場所に新たな掘り抜き井戸を建設し、成功を収めた。約 10 ユニットの掘り抜き井戸が、雨季と乾季のいずれであろうと、その機能を發揮している。

タンジュン・パウ村においては、「飲料水プロジェクト」(PAM)の呼び名で知られる給水管システムの建設が、1994 年に開始された。この給水施設は、およそ 1 週間機能した。1997 年の総選挙に先立つて、飲料水プロジェクトは再び約 1 カ月間機能した。タンジュン・パウ村に設置された揚水ポンプ機を用いて、パンチャ(Panca)川から取水された。取水された水は、タンジュン・バリット村に位置する貯水池に貯えられる。貯水池からは、ポンプ機を用いて、タンジュン・パウ村とタンジュン・バリット村の公共給水栓(HU)に導水される。タンジュン・パウ村では、合計 35 ユニットの公共給水栓(10 世帯につき 1 個の公共給水栓)が建設された。現在、飲料水プロジェクト施設は機能していない。吸水ポンプ機は消失し、貯水池、圧力ポンプ機、発電機、配水ポンプは、未だに存在している。現存する公共給水栓は、本体が移設され、機能していない。

飲料水プロジェクトの過程で直面した制約として、とりわけ以下のものが挙げられる。(1)ポンプ機の調整には、ディーゼル油が必要なのだが、住民が寄付の支払いを望まなかつたため、その購入資金を捻出できなかつた。(2)運行段階では、飲料水プロジェクトにかかる保守管理は、依然としてプロジェクト監督当局の下に置かれていたが、機械操作員の作業態度は、規律性に欠けていた。ポンプ機は断続的に運行されたため、円滑に導水されなかつた。(3)住民は、飲料水プロジェクトの存続に無関心である。政府がすでに実行した取組みとしては、水の入手が困難な場合に備えて給水タンク車を購入したことが挙げられるが、給水タンクに入れておける水の総量は十分なものではない。残存する施設は国有財産であるため、現在同村の政府当局はその保管に努めている。

1999 年、地方政府は、海外経済協力基金(OECF)からの資金を得た P3DT プロジェクトを通じて、13 ユニットの公共水浴び/洗濯施設(MCK)を建設した。公共水浴び/洗濯施設の既存施設は、掘り抜き井戸、2 個の水浴び部屋(男性用と女性用があり各々 1 個の浴槽と 2 個の洗濯台が備え付けられている)を 1 ユニットとして作られている。しかし、乾季には井戸水が干上がつてしまい、雨季には汚濁してしまうため、公共水浴び/洗濯施設は住民によって利用されなかつた。

2001 年に日本人学生により助成金が付与された後、タンジュン・パウ村

政府は、日本製の配水管を利用して、4 ユニットの水浴び/洗濯施設を復元した。これらの水浴び/洗濯施設と住民家屋との間の距離は、最も離れた所で約 350 メートルであった。このように、水浴び/洗濯施設サービスへのアクセスは制限されているため、住民は給水管網が住宅まで伸びることを願っている。

(c) 衛生設備

政府から各世帯に提供された衛生施設は、トイレという形式が採られた。衛生施設は、住宅の背後約 10 メートルの距離に設置された。かかる衛生施設は、移転当初にはまだ機能していたが、水の入手が困難なことから、もはや使われなくなってしまった。

トイレ施設は、今日もはや存在していない。残っているのは、便器の穴ないしは浄化槽のみである。大多数の住民は、排泄のために養魚池を利用している。また、河川の近くに住む人々は、そこで排泄する。住宅内部に自分でトイレを建設し、また掘り抜き井戸と水浴び部屋を付設できているのは、ごく少数の人々(約 10 世帯)のみである。

付属書 3.16 タンジュン・バリット村

西スマトラ州 50 コタ県パンカラン・バル(Pangkalan Baru)郡タンジュン・バリット(Tanjung Balit)村は、1993年6月に新村へ移転された。現在、人口は2795人(男性1888人、女性897人)である。新村への移転当初、人口は450世帯であったが、現在550世帯に増加している。1993年6月以来、住民は新村に移転しているが、今日まで、約60世帯がいまだに旧村にいる。その理由は、新村では、住民にとって、水の入手が難しいためである。

タンジュン・バリット村は、北方においてタンジュン・パウ村、南方においてパンカラン(Pangkalan)村、東方においてバルン(Balung)村(第13コト・カンパル郡)、西方においてバトゥ・ブルスラット(カンパル県第13コト・カンパル郡)と境界を接している。地元住民によれば、タンジュン・バリット村から郡都地(パンカラン・バル)までの所有時間は約45分で、またこの村からパヤクンブ(県都)までの所有時間は約2時間以内であるとのことであった。パダン(州都)までは、5~6時間必要である。地理的に、タンジュン・バリット村は、パヤクンブとプカンバルを結ぶ州道沿いにあるため、戦略上重要な場所に位置している。。パヤクンブ、パダン及びプカンバルからの、車が終日にわたって走行している。

A 再定住

1 移転プロセス

旧村から新村への住民の移転に際しては、一斉ではなかった(個々に移転した)。移転プロセスは、1993年6月に始まった。話し合いを持った住民の一部は、彼らが移転した日付を記憶していないかった。新移住地を見た時、彼らはその場所が丘陵であるために落胆した。今日までに、いまだに多くの人が旧村に戻っている。今まで旧村に住み着いているのは60世帯である。彼等は、住宅補償金を受け取り、新村に新居を有しているが、新村での経済活動は、まだ家族生活を約束していない。乾季に彼等が上水を入手するのは、非常に厳しい。

2 補 償

(a) 土 地

政府が約束した土地の多くのは、未だに土地証明書が発給されていない。その理由は、土地所有権の範囲が確定されなかつたためである。ゴム農園用の土地を除く農園用地について、彼等は尊重されていないと感じている。われわれが、住民の意見から得た多数の事実があるが、そのうちには、以下のような事例がある。

- * 補償委員会が決定したオレンジ農園に対する補償を算出すること。
- * 農園に対する補償は、生産木と非生産木との間で未だに混乱していること。
- * 冠水に近い状態であるにもかかわらず、冠水しなかつたために補償が支払わ

れなかつた土地があること。

- * ゴム農園庭園に対する補償は、特に、政府による補償を含む場所として地図に印を付して補償の支払が停止されているケースについて、未だに住民の納得が得られていない。このような補償の支払の停止場所は委員会によって決定されたのであるが、今日までのところ、何らの説明もなされていない。

前記の説明からは、住民が、「サゴ椰子の実[k48]」(Sago Hati)（土地に対してのみ提供された補償であり、農園に対する補償は含まない。）に過ぎないにもかかわらず未だに補償を望んでいると見えるが、約束されていたゴム農園が未だに実現されておらず、境界線が未だに明確でないため、未だにゴム農園の土地証明書を受け取っていない住民もいる。

(b) ゴム農園

今日までのところ、政府が約束した 1 世帯当たり 2 ヘクタールのゴム農園は、第 3 期植え付けが成功しなかつたため、未だ実現されていない。。これは、汚職、癪着、縁故主義によるものであるというのが、住民の見方であった。これは、契約業者が責任を負わず、またプロフェッショナリズムを欠いていたことに起因している。この失敗の結果、(ゴムからの)収入が住民の主要な所得源でなくなってしまったが故に、彼等の所得創出基盤は弱まってしまった。

最近の植え付けにおいて、再植樹は、人海戦術(padat karya)プログラムの下で、住民によって行われたが、与えられた支援は非常に十分といえるものではなかった。農園が 1 区画当たり 15~50 本程度の木に覆われていれば、再植樹が可能である。しかしながら、住民は 952 本まで有している。

もし政府が公共利益のために犠牲となつた住民の繁栄に関心を有するのであれば、再植樹は、次の彼等の陳述のように、速やかに実施されるべき義務である。「私たちは、ゴム農園が生産を開始するまでは、この難渋を我慢し続けるでしょう。しかし、期待されていたゴム農園が雑草しか生えていないのに、私たちは、今日、何を期待すればいいのでしょうか？」

(c) 住居

各話し合いで常におこるのが、住民が受諾した住居についての不満である。旧村の住居に対する補償は適切ではなく、それは、新村に住居を再建するための住民の能力不足によって示された。したがって、住民は、適切ではなかつた住居再建のために復旧資金を必要としている。

3 金 錢

住民が受け取った補償金は、当時においては十分に巨額であったが、金額は、「そつの無さ」と大きな犠牲によつた。住民のいくつかの陳述と意見においてさえ、補償金額は、交渉の余地があるため、権力と発言力を有する人が威嚇を恐れている人々よりも有利だというのである。

巨額の金の使用には歯止めがかからず、その利点を活かすような活動には使われなかった。補償金を受け取ってから暫らくの間は、住民には、消費的で、非生産的な物品を買う傾向が見られた。

4 公共的/社会的施設

学校などの政府施設に対する補償は、新たな場所への移転という形で行われ、これに対して、公共施設については金銭補償がなされたが、新移住地に新施設を建設するためには使用できない金額である。これは、住民の自助努力資金とイスラム教徒の寄付金によって建設されたモスクに見ることができる。同村資産に対する合計補償額は、1 億 3500 万ルピアであり、以下の目的のために使用されるものとされた。

*モスクの建物 1 ユニット

*小規模モスク 3 ユニット

*サッカーフィールド 1 ユニット

*市場

*墓地

*村役場 3 ユニット

(a) 伝統的集会所

タンジュン・バリット村においては、伝統的な集会のニーズを満たすために、伝統的な家屋がすでに建設されている。この建物は、戦略的位置における象徴である。今日、この家屋の状態は破損が始まっているが、住民の自助努力によるメンテナンスが必要な状態にある。

(b) 教育施設

教育施設としては、旧村から移転した 2 ユニットの小学校がある。

5 電 気

移転前になされた約束の一つは、電気の無料設置であるが、実現時には、住民は設置料を支払わなければならない。設置料は、9 万 7000~10 万 7000 ルピアの範囲で、3 期の分割払いである。電気は第一次的なニーズであったことから、住民は支払いを行わなければならない。彼等は懸命にその料金を支払わなければならず、今日に至るまで、彼等は、いまだに政府による無料化を要求している。一般的には、彼等は利害関係者からの説明を要求している。

6 その他の潜在的可能性

旧村においては、冠水を免れた住民の農園が数多く残されており、今でも、ココナツ、ゴム、果実などに利用可能である。これに加えて、今でも生産力があり、住民によって養殖が営まれている養魚池も残っている。

B 所得創出

1 ゴム

(a) 土地

タンジュン・バリット村は、1993年6月9日に新移住地に移転した。移転プロセス前の政府の約束により、各々の世帯は、樹齢3年の木を植えた2ヘクタールのゴム農園を供与されるが、この約束は、今日に至るまでに適切に履行されていない。

地域住民との会合と討議結果に基づけば、土地の利用可能性に関して幾つかの問題がある。このような問題の一つは、土地所有権の不明確性であり、そのため、地域住民に対して幾つかの土地証明書が発給されていない。地域住民に分与された幅広部分の面積は、1.7~1.8ヘクタールにすぎない。

1993年に、移住局は、この問題を解決するために土地を測量した。土地の再測量は、1994年と1995年に、国家土地庁(Badan Pertanahan Nasional, National Land Agency)によって行われた。しかしながら、これらの活動は、未だに正確な結果をもたらしていない。このことは、土地所有権の重複、また各々の世帯には、2ヘクタール以下の面積しか与えられていないことによって示された。

(b) 植え付け

住民が新移住地に移転してきた時、彼等がそこで目についたのは、当初に約束されていたのとは異なる光景であった。ゴム樹が植え付けられていたのは農園の一部でしかなく、3年間にわたって供与されるべき生活手当資金が途中で打ち切られてしまったために住民は極めて難渋し、そのため、住民は日常的なニーズを満たすことさえ難しかった。主要な収入源としてのゴム農園の成果が不満足であったことから、またゴム樹が1世帯当たり1ヘクタールの土地においてしか栽培されていなかつたことから、住民にはそれに代わる収入源はなかった。

1991年に最初に整地作業が行われた際には、この土地はゴム樹の植え付けが行われておらず、このような状態は、1994/1995年の第2期植え付けにまで続いた。第2期植え付けの際には、ゴム樹は、道路脇においてしか植え付けられず、2ヘクタール当たり15~50本の不均等に生育したゴム樹しかなかった。農園の大部分は、植え付けが行われず、空き地であった。他方において、多数のゴムの苗木と化学肥料が、沼地や峡谷に投げ捨てられた。そのため、ゴム農園は失敗したと言えるのである。

1998/1999年には、西スマトラ州天然資源保全局(KSDA, Konservasi Sumberdaya Alam)の PHPA事務所の雇用促進プロジェクトを通じて、地域住民に対して70万ルピアの資金と800本のゴムの苗木を提供することにより、526ヘクタールのゴム農園の復旧作業が行われた。

2000 年に、農園地域において火災が発生し、多数のゴム樹と食糧用作物が被災した。そのため、タンジュン・バリット村におけるゴム農園は失敗したと言えるのである。この災難の結果、住民は幾分怠惰になり、またこの地域におけるゴム樹の管理と栽培を恐れるようになった。

ゴム農園の失敗は、住民の家計に大きな影響を及ぼし得る。住民のほとんどが、旧村のゴムの木から恩恵を受けるか、ガンビル農園で採取労働者("Menggampo"すなわち Pemanen)として働くか、ないしは州道沿いで採石するか、などの方法で、村外で生計を立てようとしている。

これらの問題を解決するために、住民は、ゴム樹から樹液の採取ができるようになるまでのニーズにより、十分な支援資金を伴ったゴム樹の再植樹への援助を求めてている。

(c) 害虫/害獣と病原菌

ゴム樹に被害を与える主要な害獣/害虫は、猪と白蟻であり、これらのために、住民はゴム樹の栽培と管理を行いたがらない。この問題の解決策は、同時植え付けを行うことと、殺虫剤及び毒薬を使用することである。

2 食糧用作物地域(0.4 ヘクタールの土地)

フィールド観察に基づけば、この種の土地を耕作しているのはごく少数の住民のみである。2000 年に、この土地も火災被害を受け、そのため、住民はこの土地を本気になって管理することに躊躇するようになった。頻発する猪の被害もまた、住民が、自らの土地を進んで耕作しようとする意欲に影響を及ぼした。

集約的拡大が、特に同時植え付けの実施と害獣/害虫数を最少化するための毒薬の利用の分野で、必要である。ゴム農園での開墾により、害虫/害獣の再生循環過程を断ち切り、それらの巣を最少化することができる。

3 漁業と畜産

(a) 漁業

養魚池は、この村において行うことのできる魚類の養殖の一方法である。

少数の住民が、彼等の住宅の周辺地域に池を保有しているが、池は雨水に頼っており、水は土壤侵食のプロセスを経ている(水は汚濁している)ため、現在の水源は良好なものではない。

魚類の養殖のもう一つの方法は、「いけす船養殖」(keramba terapung)であるが、このビジネスの展開には、資本の欠如、不安定な水位、「ブンタル」(buntal)魚による被害などの幾つかの制約要因がある。そのため、地域住民に対して支援資金が供与される以前に、実行可能性調査(feasibility study)とビジネス分析(business analysis)が行われる必要がある。

コタパンジャン水力発電所ダムは、漁業分野において大きな潜在的可能性を秘めている。住民(漁民)の意見によれば、湖では、多種の魚類が漁獲可能とのことである。この魚は高価だが漁民の所持する漁具には限りがあるた

め、彼等が漁獲できるのはごく僅かの魚類のみである。魚類の養殖を営み、また漁具を揃えるために、支援資金が必要である。

(b) 畜産

家畜飼育のために利用できるような土地(牧草地(prairie))がないため、タンジュン・バリット村において畜産面で潜在的 possibility のあるのは、乳牛と水牛である。フィールド視察並びに地域住民との討議に基づけば、同村では、ヤギ、鶏、アヒルなどのその他の家畜の飼育を促進することが可能である。

C 水供給

1 水源

タンジュン・バリット村における水源は、二つ、すなわち河川と泉に大別されることができる。ナナム川(Sungai Nanam)は、北西部に位置しており、カランガン(Kalangan)集落の地域住民のための上水の供給源となっている。パンチャ川(Sungai Panca)は、南部に位置しており、パナン(Panang)集落の村人のための水浴びと洗濯の場として利用されている。この場所には、破損し、作動できない揚水ポンプがある。バタン・ゴサン(Batang Gosang)川には、巨大な水源がある。これは、かつては飲料水として利用されていたが、取水堰は、それが作動する以前に壊れてしまった。

ナナム川の水源利用は、取水量は少ないのであるが、ポリ塩化ビニル製のパイプとホースを用いて、村人自身、又はグループが行っている。この技術は、機械又は掘り抜き井戸を用いたその他の水供給施設の設置よりも、遥かに効率的である。

この水源の潜在的 possibility の大きさに照らしてみると、新規の取水堰の建設はより困難であり、[k52]貯水槽とパイプ網の改善が、解決されるべき優先事項である。このため、的確で重点的な計画の立案と監督が必要である。

水供給における主要問題は、水質汚濁の原因となる、現在の土壤の種類(粘土)である。4~6 メートルの深さでは、乾季には、未だに水質は悪い。村人は、ジェリカン 1 缶につき 500 ルピアで旧タンジュン・バリット村から水を買わなければならない。支払わなければならない総額は、3000 ルピアである(運賃[k53]とジェリカン)。

水を得るために行われるもう一つの努力は、水源へのホースの利用か、もしくはドラム缶やジェリカンに雨水を集めることである。

2 水供給施設

プロジェクトによって建設された浅井戸は、1993 年に設置された当初から、作動不能である。2~5 軒(場所による)につき 1 ユニットの浅井戸が割り当てられている。これが機能できないのは、次のような幾つかの要因による。①井戸の

深さが、2~3 メートルしかないこと(この井戸の深さは、場所による)。②井戸の場所が、調整されなかつたこと。③着色した水は消費できないこと。④2 メートルの井戸の深さでは水がまだ無かつたこと。

コタラマ(Kotalama)集落に 2 ユニット、パナン(Panang)集落に 1 ユニットの 3 ユニットの揚水ポンプがある。これらすべてが作動不能である。良好な状態にあるのは、ポンプ室のみである。ポンプ室のほかには、貯水槽もまた、良好な状態である。この機械が作動しなかつた原因としては、次のような点が挙げられる。①(太陽熱利用の)運行コストが高いこと、②機械のスペア部品の準備が困難なこと、及び③運行に責任のある職員によるメインテナンスが足りないこと、である。

クランガン(Kulangan)集落には、セメント造りの 1 ユニットの貯水槽がある。これは、2001 年に、地方議会(BPAN, Badan Perwakilan Anak Nagari)によって建設された。この貯水槽の物理的状態は今日でも良好であるが、この貯水槽の周辺地域の小規模モスクと住民の水のニーズのためだけに使われている。

パイプ網は、貯水槽までの幹線パイプと公共給水栓までの配水網のいずれもが機能しなかつた。このような状態が長期にわたって続いたため、現在、ポンプがどこにあるのかも明らかではない。住民からの情報によれば、給水パイプは、住民によって掘り出されてしまった。ここで留意する必要があるのは、このパイプ網は、これ以上の破損を防ぐために可能な限り早期に作動させることができるよう、バタン・ゴサン川から導水することを計画されたパイプであるという点である。。

1993 年にプロジェクトによって建設された公共給水栓は、当初に設置された場所にはなかつた。公共給水栓は、1 ユニットが 12~20 軒に割り当てられた。この建造物は、住民の住居内(台所)に置かれていた。この公共給水栓は、雨水の収集にも使われている。

3 衛生設備

タンジュン・バリット村における衛生設備は、住民が彼等の住宅の背後にある簡易な便所をより多く使つたため、不健康であるように思われる。プロジェクトによって建設された MCK(水浴び、洗濯、便所)施設は、使用不能である。簡易な造りの上に、設備場所も無秩序である。

フィールド観察の結果、衛生設備の改善が、地方政府によって行われてきたことが確かめられた。この努力は、新規の MCK を 10 ユニット(コタラモ集落 5 ユニット、クランガン集落 3 ユニット、パナン集落 2 ユニット)建設する形で行われた。しかしながら、参画と慎重な計画が無かつたため、この努力は最適なものとはならなかつた。最も重要な要因は、約 4 メートルの浅井戸の深さである。住民とのインタビューに基づけば、水源に到達できる深さとして 20 メートルが計画されている。それ故、乾季には井戸が干え上がり、実際には水利用者にとって

何ら恩恵ももたらさない。

清潔な環境の必要性への住民意識を高めるためには、恒久的な MCK を建設する必要があり、これは、真剣に考慮される必要がある。最も重要な事柄は、MCK の場所へのアクセスが容易なことと、継続的な水供給のできる水源に隣接していることである。